

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 2 月 3 日) (月 曜 日)

開 会	1 1
開 議	1 1
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 1
日程第 2 会期の決定	1 1
日程第 3 諸般の報告	1 2
日程第 4 行政報告	1 2
宮路市長報告	1 2
日程第 5 認定第 1 号平成 2 3 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員 長報告)	1 2
日程第 6 認定第 2 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 2
日程第 7 認定第 3 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 8 認定第 4 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 9 認定第 5 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について (決算審査特別委員長報告)	1 3
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 3

日程第16	認定第12号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	13
日程第17	認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	13
日程第18	認定第14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	13
	並松決算審査特別委員長報告	13
	坂口洋之君	21
	並松決算審査特別委員長	21
	山口初美さん	21
	上園哲生君	22
休 憩		23
	山口初美さん	23
	上園哲生君	23
	山口初美さん	24
	上園哲生君	25
	山口初美さん	27
	上園哲生君	27
日程第19	報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	28
日程第20	報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	28
日程第21	報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	28
日程第22	報告第13号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	28
日程第23	報告第14号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	28
	宮路市長提案理由説明	28
日程第24	諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	29
	宮路市長提案理由説明	29

日程第 2 5	承認第 7 号専決処分（平成 2 4 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号））につき承認を求めることについて	2 9
	宮路市長提案理由説明	3 0
日程第 2 6	議案第 6 6 号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について	3 0
	宮路市長提案理由説明	3 0
	小園総務企画部長	3 1
日程第 2 7	議案第 6 7 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 2 8	議案第 6 8 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 2 9	議案第 6 9 号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 3 0	議案第 7 0 号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 3 1	議案第 7 1 号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 3 2	議案第 7 2 号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 3 3	議案第 7 3 号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について	3 1
日程第 3 4	議案第 7 4 号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について	3 2
日程第 3 5	議案第 7 5 号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について	3 2
日程第 3 6	議案第 7 6 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について	3 2
日程第 3 7	議案第 7 7 号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について	3 2
	宮路市長提案理由説明	3 2
	花木千鶴さん	3 3
	宮路市長	3 3
日程第 3 8	議案第 7 8 号日置市暴力団排除条例の制定について	3 3
	宮路市長提案理由説明	3 4
	小園総務企画部長	3 4
休 憩		3 4

日程第 3 9	議案第 7 9 号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について	3 5
	
	宮路市長提案理由説明	3 5
	小園総務企画部長	3 5
日程第 4 0	議案第 8 0 号日置市税条例の一部改正について	3 6
	宮路市長提案理由説明	3 6
	小園総務企画部長	3 6
日程第 4 1	議案第 8 1 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3 7
日程第 4 2	議案第 8 2 号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	3 7
日程第 4 3	議案第 8 3 号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	3 7
日程第 4 4	議案第 8 4 号日置市老人福祉センター条例の一部改正について	3 7
日程第 4 5	議案第 8 5 号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について	3 7
日程第 4 6	議案第 8 6 号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	3 7
日程第 4 7	議案第 8 7 号日置市介護保険条例の一部改正について	3 7
	宮路市長提案理由説明	3 7
	吉丸市民福祉部長	3 8
日程第 4 8	議案第 8 8 号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	4 2
日程第 4 9	議案第 8 9 号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	4 2
日程第 5 0	議案第 9 0 号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	4 2
	宮路市長提案理由説明	4 3
	瀬戸口産業建設部長	4 3
日程第 5 1	議案第 9 1 号日置市都市公園条例の一部改正について	4 4
日程第 5 2	議案第 9 2 号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	4 4
	宮路市長提案理由説明	4 4
	瀬戸口産業建設部長	4 5
日程第 5 3	議案第 9 3 号日置市営住宅条例の一部改正について	4 6

宮路市長提案理由説明	4 6
瀬戸口産業建設部長	4 6
日程第 5 4 議案第 9 4 号日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正について	4 7
宮路市長提案理由説明	4 7
瀬戸口産業建設部長	4 7
日程第 5 5 議案第 9 5 号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について	4 8
宮路市長提案理由説明	4 8
瀬戸口産業建設部長	4 8
日程第 5 6 議案第 9 6 号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	4 9
宮路市長提案理由説明	4 9
瀬戸口産業建設部長	4 9
休 憩	5 0
小園総務企画部長	5 0
日程第 5 7 議案第 9 7 号平成 2 4 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）	5 0
日程第 5 8 議案第 9 8 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 0
日程第 5 9 議案第 9 9 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 0
日程第 6 0 議案第 1 0 0 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 0
日程第 6 1 議案第 1 0 1 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 0
日程第 6 2 議案第 1 0 2 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	5 0
日程第 6 3 議案第 1 0 3 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	5 0
宮路市長提案理由説明	5 0
田畑純二君	5 3
大園企画課長	5 3
高山地域づくり課長	5 4
久保建設課長	5 5
梶 康博君	5 5
宮路市長	5 6
日程第 6 4 発議第 2 号日置市議会会議規則の一部改正について	5 6
日程第 6 5 発議第 3 号日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正について	5 6

佐藤議会運営委員長提案理由説明	56
散 会	57

第2号（12月12日）（水曜日）

開 議	62
日程第1 一般質問	62
黒田澄子さん	62
宮路市長	63
田代教育長	65
黒田澄子さん	65
野崎福祉課長	65
黒田澄子さん	65
野崎福祉課長	65
黒田澄子さん	65
宮路市長	66
黒田澄子さん	66
田代教育長	66
黒田澄子さん	67
野崎福祉課長	67
黒田澄子さん	67
満留財政管財課長	67
黒田澄子さん	67
満留財政管財課長	67
黒田澄子さん	67
満留財政管財課長	67
黒田澄子さん	67
満留財政管財課長	67
黒田澄子さん	67
満留財政管財課長	68
黒田澄子さん	68
満留財政管財課長	68
黒田澄子さん	68

宮路市長	6 8
黒田澄子さん	6 9
宮路市長	6 9
黒田澄子さん	6 9
宮路市長	7 0
黒田澄子さん	7 0
花木千鶴さん	7 0
宮路市長	7 1
田代教育長	7 2
花木千鶴さん	7 2
宮路市長	7 3
花木千鶴さん	7 3
宮路市長	7 3
花木千鶴さん	7 3
宮路市長	7 4
花木千鶴さん	7 4
休 憩	7 5
宮路市長	7 5
花木千鶴さん	7 5
宮路市長	7 5
花木千鶴さん	7 5
宮路市長	7 6
花木千鶴さん	7 6
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 7
満留財政管財課長	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 8
花木千鶴さん	7 8
宮路市長	7 9
花木千鶴さん	7 9
宮路市長	7 9

花木千鶴さん	79
宮路市長	80
花木千鶴さん	80
宮路市長	81
花木千鶴さん	81
宮路市長	81
花木千鶴さん	81
小園総務企画部長	81
花木千鶴さん	81
宮路市長	82
花木千鶴さん	82
漆島政人君	82
宮路市長	83
田代教育長	84
漆島政人君	84
田代教育長	84
漆島政人君	85
田代教育長	85
漆島政人君	85
休 憩	86
田代教育長	86
久保建設課長	86
漆島政人君	86
久保建設課長	87
漆島政人君	87
久保建設課長	87
漆島政人君	87
宮路市長	88
漆島政人君	88
宮路市長	89
漆島政人君	89
宮路市長	90

田代教育長	9 1
山口初美さん	9 1
宮路市長	9 3
山口初美さん	9 5
宮路市長	9 5
山口初美さん	9 5
宮路市長	9 6
山口初美さん	9 6
久保建設課長	9 6
山口初美さん	9 6
宮路市長	9 6
山口初美さん	9 6
宮路市長	9 6
山口初美さん	9 7
宮路市長	9 7
山口初美さん	9 7
宮路市長	9 8
休 憩	9 8
山口初美さん	9 8
上園総務課長	9 8
山口初美さん	9 8
上園総務課長	9 8
山口初美さん	9 8
宮路市長	9 8
山口初美さん	9 9
上園総務課長	9 9
山口初美さん	9 9
上園総務課長	9 9
山口初美さん	9 9
上園総務課長	9 9
山口初美さん	9 9
上園総務課長	9 9

山口初美さん	99
宮路市長	99
山口初美さん	99
宮路市長	100
山口初美さん	100
宮路市長	100
山口初美さん	100
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	101
山口初美さん	101
宮路市長	101
散 会	101

第3号（12月13日）（木曜日）

開 議	106
日程第1 一般質問	106
成田 浩君	106
宮路市長	106
成田 浩君	107
満留財政管財課長	108
成田 浩君	108
満留財政管財課長	108
宮路市長	108
成田 浩君	108
宮路市長	108
成田 浩君	109
満留財政管財課長	109
成田 浩君	109
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	109
成田 浩君	110
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	110
成田 浩君	110
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	110

成田 浩君	1 1 0
横山副市長	1 1 0
成田 浩君	1 1 0
小園総務企画部長	1 1 0
成田 浩君	1 1 0
満留財政管財課長	1 1 1
成田 浩君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
成田 浩君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
中島 昭君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
田代教育長	1 1 3
中島 昭君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
中島 昭君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
中島 昭君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
中島 昭君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
中島 昭君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
中島 昭君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
中島 昭君	1 1 7
休 憩	1 1 7
宮路市長	1 1 7
中島 昭君	1 1 7
田代教育長	1 1 7
中島 昭君	1 1 7
宮路市長	1 1 8

田代教育長	1 1 8
中島 昭君	1 1 8
田代教育長	1 1 9
中島 昭君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
高山地域づくり課長	1 1 9
中島 昭君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
中島 昭君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
中島 昭君	1 2 0
高山地域づくり課長	1 2 0
中島 昭君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
中島 昭君	1 2 0
宮路市長	1 2 1
中島 昭君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
西藺典子さん	1 2 2
宮路市長	1 2 3
田代教育長	1 2 4
西藺典子さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
西藺典子さん	1 2 5
吉丸市民福祉部長	1 2 5
西藺典子さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
西藺典子さん	1 2 6
宮路市長	1 2 6
西藺典子さん	1 2 6
上園総務課長	1 2 6
西藺典子さん	1 2 6

	上園総務課長	1 2 7
休	憩	1 2 7
	西園典子さん	1 2 7
	上園総務課長	1 2 7
	西園典子さん	1 2 7
	片平学校教育課長	1 2 8
	西園典子さん	1 2 8
	上園総務課長	1 2 8
	西園典子さん	1 2 8
	小園総務企画部長	1 2 9
	西園典子さん	1 2 9
	上園総務課長	1 2 9
休	憩	1 2 9
	内田教育総務課長	1 2 9
	西園典子さん	1 2 9
	今村社会教育課長	1 2 9
	西園典子さん	1 3 0
	宮路市長	1 3 0
	西園典子さん	1 3 0
	宮路市長	1 3 0
	西園典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	西園典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	西園典子さん	1 3 1
	宮路市長	1 3 2
	西園典子さん	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	西園典子さん	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	西園典子さん	1 3 2
	宮路市長	1 3 2

	上園哲生君	1 3 3
	宮路市長	1 3 4
	上園哲生君	1 3 4
	宮路市長	1 3 5
	上園哲生君	1 3 5
	久保建設課長	1 3 5
	上園哲生君	1 3 6
	久保建設課長	1 3 6
	上園哲生君	1 3 6
	久保建設課長	1 3 6
	上園哲生君	1 3 6
	久保建設課長	1 3 6
	上園哲生君	1 3 6
	久保建設課長	1 3 7
	上園哲生君	1 3 7
	久保建設課長	1 3 7
	上園哲生君	1 3 7
	宮路市長	1 3 7
	上園哲生君	1 3 8
	宮路市長	1 3 8
	上園哲生君	1 3 8
	宮路市長	1 3 8
休	憩	1 3 9
	上園哲生君	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	上園哲生君	1 3 9
	宮路市長	1 4 0
	上園哲生君	1 4 0
	宮路市長	1 4 0
	満留財政管財課長	1 4 0
散	会	1 4 1

第4号（12月14日）（金曜日）

開 議	1 4 6
日程第1 一般質問	1 4 6
出水賢太郎君	1 4 6
宮路市長	1 4 7
出水賢太郎君	1 4 8
久保建設課長	1 4 8
出水賢太郎君	1 4 8
久保建設課長	1 4 8
出水賢太郎君	1 4 8
久保建設課長	1 4 8
出水賢太郎君	1 4 8
久保建設課長	1 4 9
出水賢太郎君	1 4 9
宮路市長	1 4 9
出水賢太郎君	1 4 9
宮路市長	1 5 0
出水賢太郎君	1 5 0
久保建設課長	1 5 0
出水賢太郎君	1 5 0
宮路市長	1 5 1
出水賢太郎君	1 5 1
久保建設課長	1 5 1
出水賢太郎君	1 5 2
久保建設課長	1 5 2
出水賢太郎君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
出水賢太郎君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
出水賢太郎君	1 5 3
上園総務課長	1 5 4
出水賢太郎君	1 5 4

宮路市長	1 5 4
出水賢太郎君	1 5 4
堂下介護保険課長	1 5 5
出水賢太郎君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
出水賢太郎君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
出水賢太郎君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
休 憩	1 5 7
坂口洋之君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
田代教育長	1 5 9
坂口洋之君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
坂口洋之君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
坂口洋之君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
坂口洋之君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
坂口洋之君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
坂口洋之君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
坂口洋之君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
坂口洋之君	1 6 2
宮路市長	1 6 3
坂口洋之君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
坂口洋之君	1 6 3

宮路市長	1 6 3
坂口洋之君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
坂口洋之君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
坂口洋之君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
坂口洋之君	1 6 5
田代教育長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 6
田代教育長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 6
田代教育長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 6
田代教育長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 7
田代教育長	1 6 7
坂口洋之君	1 6 7
片平学校教育課長	1 6 7
坂口洋之君	1 6 7
田代教育長	1 6 7
坂口洋之君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
坂口洋之君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
坂口洋之君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
坂口洋之君	1 6 8
吉丸市民福祉部長	1 6 9
坂口洋之君	1 6 9
平田健康保険課長	1 6 9
坂口洋之君	1 6 9
平田健康保険課長	1 6 9
坂口洋之君	1 6 9

	吉丸市民福祉部長	1 7 0
	坂口洋之君	1 7 0
	田代教育長	1 7 0
	坂口洋之君	1 7 0
	田代教育長	1 7 0
休	憩	1 7 1
	久保建設課長	1 7 1
	田畑純二君	1 7 1
	宮路市長	1 7 4
	田畑純二君	1 7 6
	宮路市長	1 7 6
	田畑純二君	1 7 7
	宮路市長	1 7 7
	田畑純二君	1 7 7
	宮路市長	1 7 7
	田畑純二君	1 7 7
	宮路市長	1 7 7
	田畑純二君	1 7 7
	宮路市長	1 7 8
	上野消防本部消防長	1 7 8
	田畑純二君	1 7 8
	宮路市長	1 7 8
	田畑純二君	1 7 8
	宮路市長	1 7 9
	田畑純二君	1 7 9
	宮路市長	1 7 9
	田畑純二君	1 8 0
	宮路市長	1 8 0
	田畑純二君	1 8 0
	宮路市長	1 8 0
	田畑純二君	1 8 1
	宮路市長	1 8 1
	田畑純二君	1 8 1
	宮路市長	1 8 1

	田畑純二君	1 8 2
	宮路市長	1 8 2
	田畑純二君	1 8 2
	宮路市長	1 8 3
	田畑純二君	1 8 3
	大園企画課長	1 8 3
	田畑純二君	1 8 3
	宮路市長	1 8 4
	田畑純二君	1 8 4
休	憩	1 8 4
	池満 渉君	1 8 4
	宮路市長	1 8 5
	池満 渉君	1 8 7
	宮路市長	1 8 7
	池満 渉君	1 8 7
	宮路市長	1 8 7
	池満 渉君	1 8 7
	宮路市長	1 8 8
	池満 渉君	1 8 8
	高山地域づくり課長	1 8 8
	池満 渉君	1 8 9
	高山地域づくり課長	1 8 9
	池満 渉君	1 8 9
	高山地域づくり課長	1 8 9
	池満 渉君	1 9 0
	高山地域づくり課長	1 9 0
	池満 渉君	1 9 0
	宮路市長	1 9 1
	池満 渉君	1 9 1
	堂下介護保険課長	1 9 2
	池満 渉君	1 9 2
	宮路市長	1 9 3

池満 渉君	1 9 3
堂下介護保険課長	1 9 3
池満 渉君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
池満 渉君	1 9 4
野崎福祉課長	1 9 4
池満 渉君	1 9 5
宮路市長	1 9 6
散 会	1 9 6

第5号（12月25日）（火曜日）

開 議	2 0 2
日程第1 議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第2 議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第3 議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第4 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第5 議案第71号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第6 議案第72号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第7 議案第73号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第8 議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第9 議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
日程第10 議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2

日程第 1 1	議案第 7 7 号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指 定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 0 2
	出水総務企画常任委員長報告	2 0 2
	漆島政人君	2 0 6
	佐藤彰矩君	2 0 7
	山口初美さん	2 0 8
	佐藤彰矩君	2 0 8
	漆島政人君	2 0 8
	成田 浩君	2 0 9
	坂口洋之君	2 1 0
	山口初美さん	2 1 0
	佐藤彰矩君	2 1 1
	漆島政人君	2 1 1
	山口初美さん	2 1 4
	佐藤彰矩君	2 1 4
休 憩		2 1 4
日程第 1 2	議案第 7 9 号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正につい て（総務企画常任委員長報告）	2 1 4
	出水総務企画常任委員長報告	2 1 5
	黒田澄子さん	2 1 5
	出水総務企画常任委員長	2 1 5
日程第 1 3	議案第 8 1 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	2 1 6
日程第 1 4	議案第 8 2 号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	2 1 6
日程第 1 5	議案第 8 3 号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（文 教厚生常任委員長報告）	2 1 6
日程第 1 6	議案第 8 4 号日置市老人福祉センター条例の一部改正について（文教厚生常任委 員長報告）	2 1 6
日程第 1 7	議案第 8 5 号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定に	

	ついて（文教厚生常任委員長報告）	216
日程第18	議案第86号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	216
日程第19	議案第87号日置市介護保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	216
	花木文教厚生常任委員長報告	216
日程第20	議案第88号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	222
日程第21	議案第89号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	222
日程第22	議案第90号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	222
日程第23	議案第95号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	222
	門松産業建設常任委員長報告	222
休 憩		225
日程第24	議案第93号日置市営住宅条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	225
	門松産業建設常任委員長報告	225
	梶 康博君	227
	門松産業建設常任委員長	228
	黒田澄子さん	228
	門松産業建設常任委員長	228
日程第25	議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）	228
	出水総務企画常任委員長報告	228
	花木文教厚生常任委員長報告	230
	門松産業建設常任委員長報告	233
日程第26	議案第98号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）	235
日程第27	議案第101号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	235

日程第 28	議案第 102 号平成 24 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教 厚生常任委員長報告）	235
日程第 29	議案第 103 号平成 24 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （文教厚生常任委員長報告）	235
	花木文教厚生常任委員長報告	235
休 憩		238
日程第 30	議案第 99 号平成 24 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） （産業建設常任委員長報告）	238
	門松産業建設常任委員長報告	239
日程第 31	議案第 100 号平成 24 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号） （総務企画常任委員長報告）	239
	出水総務企画常任委員長報告	239
日程第 32	発議第 4 号日置市議会議員定数条例の一部改正について	240
	漆島政人君	240
	出水賢太郎君	242
	漆島政人君	242
	出水賢太郎君	243
	漆島政人君	243
	出水賢太郎君	243
	漆島政人君	244
	梶 康博君	244
	漆島政人君	244
	梶 康博君	245
	漆島政人君	245
	佐藤彰矩君	245
	山口初美さん	246
	池満 渉君	246
	上園哲生君	246
日程第 33	議会改革調査特別委員会の中間報告について（議会改革調査特別委員長報告）	247
	大園議会改革調査特別委員長報告	247
日程第 34	閉会中の継続審査の申し出について	249

日程第 3 5	閉会中の継続調査の申し出について	2 5 0
日程第 3 6	議員派遣の件について	2 5 0
日程第 3 7	所管事務調査結果報告について	2 5 0
日程第 3 8	行政視察結果報告について	2 5 0
閉 会		2 5 0
宮路市長		2 5 0

平成24年第4回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
12月 3日	月	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
12月 4日	火	休 会	
12月 5日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 6日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 7日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	委 員 会	予備日
12月11日	火	委 員 会	予備日
12月12日	水	本 会 議	一般質問
12月13日	木	本 会 議	一般質問
12月14日	金	本 会 議	一般質問
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	委 員 会	産業建設
12月18日	火	休 会	
12月19日	水	委 員 会	議会運営委員会
12月20日	木	休 会	
12月21日	金	休 会	
12月22日	土	休 会	
12月23日	日	休 会	
12月24日	月	休 会	
12月25日	火	本 会 議	付託事件審査結果報告・質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
認定第 1号	平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成23年度日置市水道事業会計決算認定について
- 報告第 10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 報告第 11号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 報告第 12号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 報告第 13号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 報告第 14号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 発議第 2号 日置市議会会議規則の一部改正について
- 発議第 3号 日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正について
- 発議第 4号 日置市議会議員定数条例の一部改正について
- 承認第 7号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて
- 議案第 66号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- 議案第 67号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
- 議案第 68号 日置市健康交流館ゆーふる吹上に係る指定管理者の指定について

- 議案第 69号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
- 議案第 71号 日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 72号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 73号 日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 74号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 75号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 76号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 77号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 78号 日置市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 79号 日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第 80号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 81号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 82号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 83号 日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第 84号 日置市老人福祉センター条例の一部改正について
- 議案第 85号 日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について
- 議案第 86号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 87号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 88号 日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 89号 日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 90号 日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 91号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 92号 日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 93号 日置市営住宅条例の一部改正について

- 議案第 94号 日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正について
- 議案第 95号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
- 議案第 96号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 議案第 97号 平成24年度日置市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 98号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 99号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第100号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第101号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第102号 平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第103号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第 1 号 (1 2 月 3 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第 10号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第 11号 平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	認定第 12号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第17	認定第 13号 平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）

- 日程第18 認定第 14号 平成23年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第19 報告第 10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第20 報告第 11号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第21 報告第 12号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第22 報告第 13号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第23 報告第 14号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 日程第24 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第25 承認第 7号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて
- 日程第26 議案第 66号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- 日程第27 議案第 67号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第 68号 日置市健康交流館ゆーぶる吹上に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第 69号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第 70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第 71号 日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第 72号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 73号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 74号 日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 75号 日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 76号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 77号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

- 日程第 3 8 議案第 7 8 号 日置市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 7 9 号 日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 8 0 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 8 1 号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 8 2 号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 3 議案第 8 3 号 日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 4 議案第 8 4 号 日置市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 4 5 議案第 8 5 号 日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 4 6 議案第 8 6 号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 8 7 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 8 8 号 日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 9 議案第 8 9 号 日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 5 0 議案第 9 0 号 日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 1 議案第 9 1 号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 5 2 議案第 9 2 号 日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 3 議案第 9 3 号 日置市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 5 4 議案第 9 4 号 日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正について
- 日程第 5 5 議案第 9 5 号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 6 議案第 9 6 号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 7 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 5 8 議案第 9 8 号 平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 9 議案第 9 9 号 平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 0 議案第 1 0 0 号 平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 1 議案第 1 0 1 号 平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 4 発議第 2 号 日置市議会会議規則の一部改正について

日程第 6 5 発議第 3 号 日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正について

本会議（12月3日）（月曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
総務係長	吉富良一君	議事調査係	下野裕輝君

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

ただいまから平成24年第4回日置市議会定例会を開会します。

最初に、11月1日に亡くなりました田代吉勝議員に対しまして、長野瑛や子副議長が追悼の言葉を申し上げます。

〔副議長長野瑛や子さん登壇〕

○副議長（長野瑛や子さん）

追悼の言葉。日置市議会議員田代吉勝さんのご逝去に当たり、市議会を代表して謹んで追悼の言葉を申し上げます。

田代議員、あなたは平成13年5月に旧伊集院町議会議員として、初当選以来町議会議員として、1期4年、また4町合併により日置市議会議員としての初陣を飾られ、現在2期目の任期中でありました。その間、旧伊集院町時代には総務委員、教育民生副委員長を歴任され、そして新生日置市議会においては初代の産業建設副委員長に就任され、現在では総務企画副委員長の重責を務められておられました。

議員としての活動は、地域を愛し、まちの発展を願う情熱と住民に注がれる優しい愛情を持ち、強い信念に支えられたものであります。また、伊集院町時代から日置市に至るまで、農業委員会委員や農政審議会委員として、現役時代の農業経験を生かした地域農業の振興、そして日本農業の再生、発展に絶えず心を配っておられました。

そのあなたが、昨年9月に体の不調を訴えられて、大学病院で大きな手術を受けられました。その後も入退院を繰り返しながら、体調に不安を抱えつつも持ち前の気力と責任感で議会に出席されるなど、高い使命感を持って職責を果たしてこられました。

しかしながら、ご家族の渾身の看病もかきもなく、ついに帰らぬ人となりました。再

びあなたと相見えることはかありませんが、あなたのご遺徳と幾多のご功績は日置市市政に携わるもの、また日置市民の胸に生き続け、長く伝えたたえられるものであります。私たちはあなたの志をしっかりと受けとめ、日置市に住んでよかったと市民の皆様に喜んでいただけるよう、日置市政発展のために頑張っ

てまいります。申し上げれば限りもなく、惜別の情はつきませんが、ここに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。平成24年12月3日、議員代表、長野瑛や子。

○議長（松尾公裕君）

全員で黙禱を行います。

○事務局長（福元 悟君）

ご起立をお願いします。

〔全員起立〕

○事務局長（福元 悟君）

黙禱。

〔黙禱〕

○事務局長（福元 悟君）

黙禱を終わります。ご着席をお願いいたします。

〔全員着席〕

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、田畑純二君、西菌典子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの23日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、総務企画常任委員長から、田代吉勝議員の逝去により、総務企画常任委員会副委員長に山口初美さんを選任した旨、報告がありました。

また、議会報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。

次に、監査の報告であります。平成24年8月分から平成24年度9月分までの例月現金出納検査結果報告並びに10月1日から11月9日まで行いました定期監査の報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

8月28日、マレーシア、スパンジャヤ市

との友好都市協定調印式がスパンジャヤ市役所で行われました。10月29日には日置市での調印式も行われ、環境や教育、観光など、さまざまな面での相互交流を予定しております。

次に、10月3日に鹿児島経済研究所の行政経営コンサルティングに関する協定を締結いたしました。環境やエネルギー、医療・福祉、組織・人材、財政など行政経営上の課題に対して、各種資料やデータベースなどの提供がされることとなります。

次に、10月11日に犯罪のない安心して暮らせる日置市づくりを目指して、全国地域安全運動出発式が開催されました。

次に、10月16日、日之出紙器工業株式会社と、災害時における物資の供給に関する協定を締結しました。災害発生時に、避難所への段ボール製簡易ベッドなどを72時間以内に供給が可能であり、避難所での健康被害改善に効果が期待されます。

次に、11月6日に九州おひさま発電株式会社が、伊集院町大田に新設する年間出力160万kWのメガソーラープラントの起工式が開催されました。

次に、11月20日に市内の福祉施設と災害時における一時避難施設使用に関する協定を締結しました。災害時に福祉施設等の施設の一部を借用することで、自主避難の際の市民の安全確保に効果が期待されます。

以下、11月20日までの主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成23年度日

- △日程第 7 置市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算認定について
認定第 3 号平成 23 年度日
置市特別養護老人ホーム事
業特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 8 認定第 4 号平成 23 年度日
置市公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算認定につい
て
- △日程第 9 認定第 5 号平成 23 年度日
置市農業集落排水事業特別
会計歳入歳出決算認定につ
いて
- △日程第 10 認定第 6 号平成 23 年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 11 認定第 7 号平成 23 年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 12 認定第 8 号平成 23 年度
日置市公衆浴場事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 13 認定第 9 号平成 23 年度
日置市飲料水供給施設特
別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 14 認定第 10 号平成 23 年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- △日程第 15 認定第 11 号平成 23 年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて
- △日程第 16 認定第 12 号平成 23 年

度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について

- △日程第 17 認定第 13 号平成 23 年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

- △日程第 18 認定第 14 号平成 23 年
度日置市水道事業会計決
算認定について

○議長（松尾公裕君）

日程第 5、認定第 1 号平成 23 年度日置市
一般会計歳入歳出決算認定についてから、日
程第 18、認定第 14 号平成 23 年度日置市
水道事業会計決算認定についてまでの 14 件
を一括議題とします。

14 件について、決算審査特別委員会委員
長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長並松安文君登壇〕

○決算審査特別委員長（並松安文君）

皆さん、おはようございます。ただいま議
題となっております認定第 1 号平成 23 年度
日置市一般会計歳入歳出決算認定についてか
ら、認定第 14 号平成 23 年度日置市水道事
業会計決算認定についてまでの 14 議案につ
いて、決算審査特別委員会における審査の経
過と結果をご報告申し上げます。

この 14 議案は、平成 24 年第 3 回定例会
に上程され、閉会中の継続審査として本委員
会に付託されました。本委員会では、去る
10 月 11 日、12 日、16 日、17 日、
18 日及び 25 日の 6 日間の日程で、総務企
画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、
農業委員会、監査委員会事務局、議会事務局
の関係部課長・職員の出席を求め審査を行
いました。

平成 23 年度は、東日本大震災の影響によ
り経済状況が非常に厳しい状況にある中で、
臨時財政対策債発行可能額の配分方式の見直

しや、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業の導入により、本市の予算も平成22年度決算よりも増加して、一般会計歳入総額253億9,098万8,000円となり、そのうちの依存財源が74.3%の188億5,297万4,000円となっております。また、歳出総額は247億9,891万4,000円で、歳入と同じく前年度よりさらに増加しておりますが、自主財源は25.7%の65億3,801万4,000円となっております、依然として厳しい財政運営が求められています。

そのような中、本委員会では、我々議会が議決した予算が趣旨と目的に沿って適切にかつ効率的に執行されたか、またそのことでどのような行政効果が発揮されたかについて着目し、審査を行いました。

まず、認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

総務企画部における財政管財課の主な質疑は、まちづくり応援基金について、毎年指定寄附としてどれぐらいの方が本市に寄附されるのかの問いに、平成23年度では55件、158万9,654円入っている。毎年同じような方々が20名程度、新規で30名程度の方がかごしま応援基金を通して寄附をいただいていると答弁。

日吉・吹上支所庁舎の今後の管理のあり方については、検討委員会を設置して検討していくとのことだが、耐震補強で進めていく方向なのかの問いに、本庁と日吉・吹上支所の耐震診断を行ったが、ほかの部分の修繕も出てきている。補強だけでは済まない状況である。両支所については建てかえの方向で検討していきたいと答弁。

次に、総務課の主な質疑は、職員の質の向上を図る研修はどのような内容か、また研修の結果、効果についてどのように評価しているかの問いに、階層別の研修や専門的な研修

も含め、クレーム対応や法制研修等であるが、直接事務にかかわる研修もあるので、効果的な研修であると思っていると答弁。

防災マップの見直しや避難所の見直しがなされたと思うが、何カ所ぐらい見直しがなされたかの問いに、ハザードマップの避難所の見直しについては、土砂災害の危険区域等の箇所について見直しを行った。そのような箇所の自治会を回って説明し、浸水想定区域についても全て見直しをしたと答弁。

次に、企画課の主な質疑は、テレビの難視聴の改善状況はどうか、今後さらに改善される見込みがあるのかの問いに、平成23年度は69.6%の改善率であった。現在の難視聴の世帯が910世帯ある。24年度で改良する予定が887世帯となり、97.5%が改善される予定であると答弁。

しまうまプリントに2,189万1,000円の補助をしているが、今後、本市における効果をどのように考えているかの問いに、新設で今後、固定資産税・法人税・住民税なども入ってくる。雇用は日置市内の居住者が34名いる。雇用の面でもメリットがあったと考えていると答弁。

次に、地域づくり課の主な質疑は、西酒造からの寄附金によって各地域で花火事業が展開され、地域の活性化が図られたが、いつまで続くのか。また、寄附金がなくなった場合の対応をどのように考えているのかの問いに、平成27年度ごろまでは継続していただけるものと思っている。花火事業による地域活性の効果を強く感じているので、ソフト事業の交付金を活用していただきたいと考えていると答弁。

自治会育成交付金の使い道はどの程度把握しているか、また自治会からの報告のシステムはどうなっているかの問いに、自治会の活動内容については、申請時に総会資料を添付することになっている。実績報告や事業計画

が記載されているので、自治会の負担軽減も含め、その中で確認していると答弁。

次に、税務課の主な質疑は、市民税や国民健康保険税の現年度分の徴収率が下がった要因は何か。また、徴収率アップに対してどのような努力をしたかの問いに、景気低迷の影響を受けて納付に苦労されているところがある。また、国保税については、平成23年度に税率の改定を行ったため税額がふえたことにより、個々の家庭の負担もふえたため徴収率が落ちたものと考えている。また、夜間徴収等の実施や分納契約をお願いしていると答弁。

分納契約を結ぶとき、納付が実行されるようなどのような努力をしているのかの問いに、どれだけ金額の分納が可能であるか見てみるのが基本である。しかし、家庭のさまざまな事情で分納誓約の額の履行ができなくなる場合もあると考えられるので、そのような場合は早目に税務課に相談していただくようお願いしていると答弁。

次に、特別滞納整理課の主な質疑は、多重債務等で生活困窮となる人は増加傾向か、それとも少なくなっているのか、また、生活困窮者にどれほどの福祉の支援制度が周知されているのかの問いに、仕分けをする中で、横ばいかもしくは増加傾向ではないかと考えている。福祉の支援制度については、定期的に広報等で周知されていると考えていると答弁。

市営住宅使用料徴収について、即決和解等で滞った場合の明け渡しなど、強制執行は建設課で行うのか、特別滞納整理課で行うのかの問いに、強制執行の申し立てについては、特別滞納整理課で行うと答弁。

次に、商工観光課の主な質疑は、美山の伝統工芸後継者育成事業について実際に後継者となり得る人がどのように育っていったのか、またどのような活動を行っているのかの問いに、薩摩焼振興会と契約しているが、振興会

から美山陶遊館の方に派遣している形をとっている。美山のことを知ってもらうために、美山の組織の中に入ってもらい一緒に活動している。また、接客業の研修も受けていると答弁。

プレミアムつき商品券の発行について、どのように評価し、またどのような効果があったのかの問いに、前々年度が15%のプレミアムをつけていたために莫大な売り上げとなったが、去年は10%に引き下げた関係上、売れ行きが悪かった。しかし、最終的に期限までにはほぼ売り切れた。今後、ダブル商品券の独自事業を活用した経済効果があると考えていると答弁。

次に、消防本部の主な質疑は、非常備消防団員の不足によって、女性団員を今後登用していくとのことであるが、幹部の共通認識による方向性であるのかの問いに、本年4月の幹部会で諮り、意見を集約して方向性が決定した。女性であるので、現場活動をするのであれば活動服、団本部つきで活動するのであれば制服を支給したいと考えていると答弁。

次に、会計課の主な質疑は、財政調整基金の運用状況はどうであったかの問いに、財政調整基金が42億円程度ある。そのうち20億円程度は国保特別会計、介護保険特別会計の年度末の資金不足に対応するため、繰りかえ運用をしている。会計課としては、20億円程度は繰りかえ運用のため必要であると考えていると答弁。

次に、市民福祉部における市民生活課の主な質疑については、クリーンリサイクルセンターの溶融スラグの利用状況はどうであったかの問いに、平成23年度末で7,761tのストックがあるが、平成23年度中の有効利用が79.5tであった。市民がもらいに来たり、学校等の敷地等にしか使っていない状況である。土木工事等での利用をお願いしているが、利用の促進が図られていない状況

であると答弁。

単独槽から合併浄化槽へ切りかえの啓発は十分に行ったかの問いに、平成23年度中の切りかえは余り件数が伸びなかったが、合併浄化槽への切りかえは進めていかなければならないと考えている。平成24年度から補助金の上乗せも行っているが、普及啓発も含めてさらに進めていきたいと考えていると答弁。

次に、福祉課の主な質疑は、民生委員の現状はどうかの問いに、2名の欠員がある。民生委員の活動は延べ2万4,163日で、年間平均1人当たり175日の活動を行っているとの答弁。

生活保護の不正受給をどのように把握し、どのような適正化が図られているのかの問いに、不正受給については、毎年税務課の資料と照合して適正な申告がなされているか調査を行っているが、毎年数件は過少申告等がある。また、市民からの通報等によって、訪問調査し発見することもあるとの答弁。

次に、健康保険課の主な質疑は、女性特有のがん検診推進事業で、子宮頸がん検診の受診率が急増した理由は何かの問いに、市内に産婦人科が開院した。その開院に合わせて検診の委託契約を結んだことも一因ではないかと思うとの答弁。

集団受診についての苦情等はなかったかの問いに、集団検診については、日程が限られているので都合をつけにくいといったこともあったとの答弁。

次に、介護保険課の主な質疑は、社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減制度事業の法人は、この2法人だけかの問いに、負担能力のある家族がいない方が対象となるので、対象者はごく限られてくる。青松園でも実施しているが、補助の対象経費を法人等が本来受領すべき利用者負担収入額の1%を制限額を超えた場合が対象となり、その超えた分の2分の1を補助する。よって、青松園等は対

象とならなかったとの答弁。

産業建設部における農林水産課の主な質疑では、グリーンツーリズムの受け入れ農家が減少しているとのことだが、現状はどうであったかの問いに、受け入れる生徒のアレルギー食対応が大変であるため、受け入れ農家が伸びないこともある。しかし、問題点をクリアしながらも、受け入れ農家の拡大につなげていきたいと考えているとの答弁。

吹上地域の農村災害対策整備事業経済効果算定業務の具体的な内容と、どのような結果が出たのかの問いに、県営事業で農村災害対策事業を現在進めている。その前段階で県営事業として採択されるための経済効果算定業務である。用排水路やため池について災害が発生した場合に、農地・農業用施設・道路等の被害がどれくらい出るか想定している。この事業に係る費用対効果を含めた計画書の作成業務委託であるとの答弁。

次に、建設課の主な質疑は、監査委員意見書の結びに、予算額に限りなく近い額での最終契約額となっている事象があるとの指摘があるが、現場サイドとしての考え方としてはどうかの問いに、工事の変更については、工事現場の自然的・人為的理由により当初の設計と施工条件が異なる場合や、現場状況から変更や追加する場合が変更の対象となっているとの答弁。

平成23年度に都市公園の長寿命化計画の予備調査が行われているが、内容及び今後の計画についての問いに、長寿命化計画については平成23年度で予備調査を行っている。老朽化等を把握し計画を策定して、年次的に改修等をしていく予定であるとの答弁。

次に、農業委員会の主な質疑は、不耕作地の解消を進めていくとのことであるが、色分けの面積と耕作放棄地の状況はどうかの問いに、草刈り等で復元可能なところは緑で170ha、基盤整備等を行って復元可能なと

ころは黄色で320ha、耕作放棄地の中でも木などが生えて復元不可能なところは赤で1,248haであると答弁。

担い手農家結婚支援モデル事業の女性の参加状況等はどうであったかの問いに、市内の農業従事者との交流会であることは、チラシ・ポスター等で理解の上参加しているものと思っている。参加者の年代については、20代から50歳代までだったが、30代の参加が男女とも多かったと答弁。

次に、教育委員会における教育総務・学校教育課の主な質疑については、日置市夢づくり事業を4校で実施したとのことであったが、内容はの問いに、湯田小は体験活動を通して豊かな心を育むという視点で、子供たちの豊かな感性を育てる事業を取り組んだ。美山小では少人数複式学級における算数科の指導ということで、ICTの活用のためのタブレットを購入した。伊集院小では郷土行事への積極的な参加ということで、郷土教育という視点から、妙円寺詣りの紙よろいづくりの補助を行った。伊集院北中では、郷土の特色を生かした創造的活動ということで、伊集院北中版の郷土資料作成経費の補助を行ったと答弁。

複式学級が多くなっていく中で、鹿児島大学教育学部の学生による学習指導アシスタント事業を実施しているが、今後どのように維持していく考えかの問いに、平成23年度は8校で実施した。大学側としても学生にとってプラスになることから、可能な限り継続していきたいと答弁。

次に、社会教育課の主な質疑は、チャレンジ硫黄島事業の内容と成果、効果はどうであったかの問いに、三島村の硫黄島での3泊4日の研修である。自然体験や炊事を含めた生活体験、異年齢集団の中での生活等が研修内容である。この研修を受けたことでリーダーシップをとることができるようになったとの感想文が多かったとのこと。

が効果として上がっていると考えていると答弁。

吹上地域のブックスタート運動は、図書館の活動として行っているのかの問いに、吹上図書館の司書が読み聞かせの指導をするということで、健診のあるときに実施している。他地域では平成25年度から実施できないか検討していると答弁。

次に、監査事務局の主な質疑は、監査報告書を提出してもらっているが、指導項目に記載があった場合、その後の検証はどのように行っているかの問いに、前年の定例監査、決算監査で指摘した事項が改善されているかについては、ことしの定例監査、決算監査の中でヒアリングを行っており、検討の足りない部分については改めて再度お願いする形をとっていると答弁。

次に、公平委員会の主な質疑は、平成23年度においての公平委員会の開催状況はどうであったかの問いに、原則年2回の開催となるが、平成23年度は特に申し出がなかったことから、1回の開催となっていると答弁。

次に、議会事務局の主な質疑は、平成23年度の政務調査費を19名の議員が活用しているが、どれだけ生かされているのか、またどのような報告がなされ、どのような成果があったのかの問いに、平成23年度は1人当たり年間18万円を交付した。先進地事例の調査や研修会へ参加する旅費等がほとんどであるが、正確に報告がなされている。また、市民の方々も自由に閲覧できるのが、内容的には効果的な調査や研修が行われていると思うと答弁。

次に、特別会計及び企業会計について報告いたします。

認定第2号平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額66億7,549万2,000円、歳出総額62億9,653万8,000円で、歳入歳出差し引き額は3億7,895万4,000円であります。

質疑の主なものは、医療費適正化特別対策に対する成果、またどのような効果があったかの問いに、成果については、レセプト点検による1人当たりの効果額が、平成22年度では756円であったが、平成23年度では1,103円の効果が出ていると答弁。

医療費削減の効果についてどのように分析しているのかの問いに、1人当たりの医療費の県内ランキングで本市は、平成19年度でワースト3位であったが、平成23年度ではワースト8位まで改善している。平成22年度から23年度の1人当たりの医療費の伸びは2,000円を切っており、効果があったと考えていると答弁。

次に、認定第3号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額5億1,985万3,000円、歳出総額5億1,462万4,000円で、歳入歳出差し引き額は522万9,000円であります。

質疑は特にありませんでした。

次に、認定第4号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額6億537万5,000円、歳出総額5億9,590万3,000円で、歳入歳出差し引き額は947万2,000円あります。

質疑の主なものは、下水道区域内の進捗状況はどうか、また未接続はどれぐらいかの問いに、下水道区域は当初の386haから、現在では577haとなっているが、普及率としては67.6%となっている。また、平成24年4月1日現在で整備率81.2%と水

洗化率93.3%となっていると答弁。

受益者負担金の未納額はどれぐらいかの問いに、全体で652万7,000円であるが、平成23年度の現年度分未納額は22万1,000円であると答弁。

次に、認定第5号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額3,755万6,000円、歳出総額3,556万7,000円で、歳入歳出差し引き額は198万9,000円あります。

質疑の主なものは、農業集落排水を利用する人口の減少に対する対策を今後どのようにとっていく考えかの問いに、利用している永吉地域の人口減少が見られ、それに伴って使用料も減少していくことになる。今後、どのような形で効率的な運転をしていくのか検討していく必要があると答弁。

次に、認定第6号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額2億1,015万7,000円、歳出総額2億668万円で、歳入歳出差し引き額は347万7,000円あります。

質疑の主なものは、食事関係の売り上げが減少しているが、どのように分析しているかの問いに、ランチやレストランのフリー客についての売り上げはプラスであるが、宴会、結婚式等がマイナスになり、差し引きマイナスになった。ランチについては、以前単価が1,500円であったが、平成23年7月から価格を下げた関係で、利用者が3,247名の増となっていると答弁。

合併当時、従業員の研修が充実したようであるが、現在の状況はどうかの問いに、料理の研修については、調理師協会が開催している料理研究会に参加している。本年度については接遇研修ということで、プロの方を講師に招いて4回の研修を予定していると答弁。

次に、認定第7号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額695万8,000円、歳出総額504万8,000円で歳入歳出差し引き額は191万円です。

質疑の主なものは、毎日の貯湯槽の状況報告はどのようになされているのかの問いに、朝と夕方にお湯の量。ポンプの状態を見て、毎朝、日報が吹上支所の環境衛生係に提出されていると答弁。

次に、認定第8号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額は207万4,000円、歳出総額179万6,000円で、歳入歳出差し引き額は27万8,000円です。

質疑の主なものは、今後この事業を続けていく意義があるのか、どのように考えているのかの問いに、当初の条例にある設置目的が公衆衛生の向上のために設置された浴場であるが、各家庭に風呂が普及したことで目的は達成されたと思っている。来年度から市の直営で運営し、今後のあり方について検討したいと考えていると答弁。

次に、認定第9号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額50万6,000円、歳出総額43万3,000円で、歳入歳出差し引き額は7万3,000円です。

質疑の主なものは、現在のポンプ等の施設は今後どのようになるのかの問いに、認可を取り、平成28年度までに上水道へ統合する予定であるが、あくまでもポンプがとまって、緊急やむを得ない場合、日吉から水を送る準備をしているところであると答弁。

次に、認定第10号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定について報告いたします。

歳入総額417万7,000円、歳出総額410万4,000円で、歳入歳出差し引き額は7万3,000円です。

質疑は特にありませんでした。

次に、認定第11号平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額51億7,911万8,000円、歳出総額51億2,699万7,000円で、歳入歳出差し引き額は5,212万1,000円です。

質疑の主なものは、平成23年度中に前倒して施設の整備がなされたが、これで十分であると考えているのかの問いに、平成22年度から23年度にかけて整備した。日置市においては基準より高い状態にある。国の方針としても在宅介護を進めており、施設をふやさない工夫が必要であると考えていると答弁。

グループホームの待機者が160人いるとのことであるが、施設入所の待機者についてどのように分析しているのかの問いに、在宅の介護が継続してできるように、事業所同士が連携していくシステムづくりが必要であると考えると答弁。

次に、認定第12号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額5億7,226万5,000円、歳出総額5億7,100万9,000円、歳入歳出差し引き額は125万6,000円です。

質疑の主なものは、重複・頻回受診訪問指導でどれぐらいの方の改善があったのかの問いに、実人数では86名であるが、指導後の効果があった方が29名であった。また、これによる医療費の削減額は、一月当たり147万3,000円となっていると答弁。

後期高齢者医療の1人当たりの医療費の動

向の問いに、平成23年度で1人当たりの医療費は約90万円で、年々増加傾向にあると答弁。

次に、認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額は1億315万5,000円、歳出総額は9,808万9,000円で、歳入歳出差し引き額は506万6,000円であります。

質疑の主なものは、決算の不用額で、医師の時間外勤務手当の不用額が計上されているが、医師に対しても時間外手当が支給されるのかの問いに、平成23年度新たに医師を雇用したが、市内の休日当番として勤務した場合支給されると答弁。

次に、認定第14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道事業収益7億9,515万7,000円、水道事業費用7億1,753万7,000円で、7,762万円の当年度純利益であります。資本的収支では、収入2億9,473万9,000円、支出額5億3,475万5,000円で、差し引き2億4,001万6,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

質疑の主なものは、企業債元金の繰り上げ償還によって、どれほどの効果があったかの問いに、平成22年度から24年度までの3年間で、約5,000万円程度の効果があり、簡易水道分の市からの補給補助金も減額となる効果があったと答弁。

平成23年度の漏水の状況はどうであったかの問いに、漏水の件数は、伊集院59件、東市来132件、日吉49件、吹上49件の合計289件で、22年度より52件ふえたと答弁。

ただいまの報告のほか多くの質疑がありましたが、省略させていただきます。

それでは、討論・採決の結果について報告いたします。認定第1号から認定第13号及び認定第14号まで全て討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、委員から審査に当たり次のような意見が出されましたので、申し添えます。

備品購入に関して金額的にだいぶ違うものが見受けられた。前例等も確認しながら適切な価格で購入してもらいたい。

庁舎全体が一つの基準に基づき予算執行することが、組織の管理のあり方として望ましいし、それによって管理経費等が軽くなるメリットもあるので、生かしていただきたい。

財政再建を図りながら、新たな日置市の経済成長をどう図っていくかが大きな課題であると思う。現在、多くの事業を抱えているが、今後、事業の整理、事業の仕分けをしてスリム化を図っていく必要がある。

各地域に類似した施設が多く、老朽化も進んでいる。今後、どうしていくのかの問題を抱えている。地域の特性に合わせて、今後の長期ビジョンを持って対処していただきたい。また、国保会計や介護保険等健全財政になるよう、事業所などと連携をとりながら進めていただきたい。

福祉関係は、市全体で地域間の格差をなくすような形で行政が取り組んでいくべきである。

不納欠損について、一部は理解できるものもあるが、時効年数を考えて分納等で中断できたところもあったのではないかと感じた。

財政が逼迫している中で、長寿命化・耐震補強等を行っているが、類似施設も同じような状況であるので、職員の庁舎内における検討委員会を設け、徹底した見直しが必要である。

自主財源が3割にも満たしていない状況の中で、債権放棄となる不納欠損に至らないよ

うに対象者とコミュニケーションをとって、少しでも自主財源の寄与につながるよう努力していただきたいとの意見が付されました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから、委員長報告の14件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの指摘事項の中での備品購入のあり方についての指摘があったと思いますけれども、本決算委員会の中で特に大きな問題点になった点、その点についてご説明を願いたいと思います。

○決算審査特別委員長（並松安文君）

ただいま、議員のほうからこの特別委員会の中でどのようなものが特に問題視されたかという質疑ですが、先ほど言いましたように、備品購入、物品調達の中で入札等がありますが、入札を各課連携をとりながら、各課で価格差が違うということで連携をとりながらやっていただければ、少しでも安いものが入札されるんじゃないかと、それと仕様書の作成ですが、それも各課連携をとりながらやっていかなきゃならないという答弁でございました。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから、認定1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第1号平成23年度日置市一般

会計決算に対する反対討論を行います。決算は、市の財政と市民の暮らしをあらわし、住民のための仕事をどれだけやったのかの実績を数字で示します。厳しい財政を立て直すため、この決算から教訓を酌み出し、前向きで建設的な提案を行い、市民に対して今の閉塞状況を打開する展望を示すことが求められていると考えます。市民は安心して暮らしたい、景気をよくしてほしい、もっと住みたくなるようなまちづくりを願っています。その願いに応える決算だったのでしょうか。もちろんお金がなければ、どんなよい仕事もできません。

しかし、社会保障のためのお金はどんなに厳しい財政のもとでも、まず何よりも優先してきちんと確保し、それに充てなければなりません。ですから、国保会計への繰出しは2億円充てるべきであったと私は考えております。1億円足りなかった。

さて、合併してから約6年間を経ての決算でございますが、地方債の残高は少しずつ減り、合併当初351億円あったのが、23年の決算で316億円になっております。借金をこれ以上にふやさずに、減らす努力の跡が見られますので、この点は評価しますが、貴重な自主財源である市税の収入のほとんど91%が借金の返済に消えていきました。これを丸々、市民の暮らしや福祉のほうに回せたら、どれだけのことができたでしょうか。厳しい財政状況だからこそ、市民が納めた税金は市民の暮らしや福祉のためにしっかり使われなければならないと考えます。

また、毎回指摘しておりますが、特定の団体、部落解放同盟へ人権啓発事業費37万8,000円の支出を私は認めません。同和事業は既に終了しております。どうして大切な税金を特定の団体へ支払わなければならないのか、市民の納得は得られないと考えております。

また、市役所で働く職員も非正規がふえているのは問題だと考えます。安定した雇用への転換がなされるべきです。また、公的な責任を投げ捨てる指定管理者制度の導入のもとで、不安定な雇用が生み出されているのも問題です。今、市民の懐を暖めることが必要だと考えます。市の財政を豊かにするためには、市民の所得をふやすことが必要です。

23年の決算は、国保税の増税などで閉塞状況をより深刻なものにし、展望を示すどころか、市民をより一層苦しめる決算であったと言わなければなりません。

以上の理由で、私はこの決算に反対をいたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

デフレ経済の続く厳しい景気状況の中で、持続可能な財政運営を心がけながら、市民生活のあらゆる分野における負託に応えるべく、完璧とは言えないまでも日夜精いっぱい努力と研さんに努めてこられたことを評価いたします。

歳入におきましては、依存財源74.3%という現状を受け、自主財源の確保と税使用料など負担の公平・公正性を目指し、債権主管課と特別滞納整理課とが連携して、日夜、夜間徴収などの臨戸訪問を初め、納税相談、分納誓約書に基づく計画納付、法的措置を含めた未納・滞納対策に取り組み、不納欠損に至らぬよう鋭意努力され、419件もの困難案件の約6割の完納、分納等による成果報告もあるとおり、高く評価をいたしております。

また、地方債におきましては、過去の事業費の公債償還金39億2,200万円のうち、

62.11%の24億3,600万円は交付税で措置されており、新たな起債はその償還額を下回るよう、借入額の抑制を図り、かつ合併特例債、過疎債などの有利な市債を活用し、事業展開を進めております。

結果として、市債残高は、前年度比7億4,400万円減の316億5,500万円となりましたが、その中には交付税の前倒しとも言われる臨財債残高85億3,600万円も含まれております。財源先細りの国の対応をそれでも信頼すれば、その額を差し引いた額、231億1,900万円が実質的な市債残高と考えることができますと思います。いずれにしても、財政規律を堅持しながら収入確保を図っていると評価いたします。

次に、歳出については、我が国が高度成長期時代に整備した公共施設が年々老朽化し、その対応が今後の隠れ借金となっていくのではという懸念の指摘もある中で、施設整備基金に10億300万円が積み立てられました。まだまだ、十分とは言えなくても今後に対応を評価いたします。

また、それぞれの地域の特性を踏まえて、その地域に生活する市民の思い、考えを少しでも反映させていくための地域づくり推進、そのための基金造成、そして交付金事業活用による幼・小・中学校の図書購入や、東日本大震災事故を教訓とする防災ハザードマップ作成など、限りある財源の中でさまざまな点に配慮した上で、年次的な計画による社会資本の整備、環境・福祉・農林水産業・商工観光・教育・文化の各分野に効率性とより大きな効果を求めて、おおむね執行されてきたと考えております。

補助金のあり方についても、さまざまな団体が有意義な活動として運営している中で、その活動状況、決算状況を把握しながら、適正で効果的な支援であるかを検討しながら進めていることを評価しますが、今後ともよく

見きわめながらの執行を望みます。

決算審査における監査事務局のおおむねという表現の意味合いについて、違算はないが、部分的に改善を望む指摘事項がある場合との説明がありました。まさに、平成23年度一般会計決算はおおむね良好であり、原案のとおり認定すべきものと考え、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成23年度日置市国民

健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

23年度は国民健康保険税の大幅な値上げが行われ、負担能力を超えるような重い負担が市民に押しつけられました。市民の命や健康を守るための国保が、重過ぎる国保税の負担で市民を苦しめており、私はこの決算を認めるわけにはいきません。値上げ後の相談や問い合わせは、当初だけでも400件を超え、職員も対応に追われました。私は、こんな仕事を職員にさせたくはありません。所得が減り続けている市民の暮らしを、一層追い詰めるような増税をするべきではなかったと私は心から思います。こういうことでは、市内の景気もよくなるはずがありません。景気を上向かせていくためにも、本当は減税が必要です。市民の懐を冷え込ませるようなことを自治体がやってはいけません。

そのためには、国の負担割合をもとの半分に戻させることがどうしても必要です。つまり、国の政治のあり方を変えることが必要です。市民は苦しいながらも何とかして国保税を納めています。しかし、何のために働いているのかわからない、相談に行っても分納しているけれども、もともとの金額が大き過ぎて追いつかない、払わないといけないものはちゃんと払いたいと思っているが、どうしてこんなに高い税金を払わないといけないんだろうか。もっとたくさんお金を持っている人から取ってほしい、貧乏人からむしり取るのはやめてほしい。

こんな声がこの間も寄せられていることを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（上園哲生君）

認定第2号平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成

の立場で討論いたします。

医療保険制度には、健康保険組合、中小企業に勤める人たちが加入する全国健康保険協会、公務員が対象となる共済組合などの医療保険がさまざまありますが、その中で国民健康保険制度は市が保険者となり、75歳以下の農家自営業者、さらには非正規労働者、無職者など、所得の低い方々も大勢加入され、運営されている制度であります。

本市においては、一般退職の被保険者を合わせて1万2,858人、25.15%の方々が、そして7,657世帯、34.11%の世帯数の方々が加入しております。その一方で、国保被保険者1人当たりの医療費が40万7,000円と、鹿児島県平均の1.18倍と年々増加してきており、厚生労働省からも高医療費市町村の指定を受けている現状であります。

ですから、当然この国保事業の運営が厳しく基金を全額取り崩しても、今後財源不足が見込まれるため、まずはこの制度を維持し、低所得の方々がいざというときにも即医療行為を受けられるように、また高額医療費に対処できる共同事業を推進するためにも、他の医療保険加入者にしわ寄せが出る一般会計からの法定外繰り入れを理解していただき、少しでも国保税の抑制を図りながら、1世帯当たり平均引き上げ率14.08%の負担増に苦渋の決断をいたしました。

実感として、厳しい経済状況の中での負担増は重いものを感じます。そういう中で、国保税収納のため、職員の方々が臨戸訪問等の徴収努力を重ねておられます。また、一方医療費抑制策として、健康づくり運動、重症化予防のための特定健診及び特定保健指導の推進、疾病予防のための各種がん検診の助成、ジェネリック医薬品の利用、適正な保険給付のためのレセプト点検、そして医療費分析等、あらゆる視点から努力している姿勢を評価い

たします。願わくは、これらの成果が市民の健康と医療費抑制につながり、負担の軽減された安定した国保事業運営が図られることを期待をし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第3号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

診療所とこの青松園をセットで、24年度から指定管理者に移行されることが決定され、この決算をもって特別会計もなくなるということを私は認めることはできません。また、市民も納得していません。

青松園は黒字経営であり、民間に任せたりせずに市が直接運営すべきです。引き続き、ここに残って働く人も雇用主がかわりますから、一旦、雇用が途切れます。雇用の悪化に

つながり、それが入所者へのサービス低下に結びつきます。現に、ベテランは次々とやめていき、夜勤もふえ大変だという声があります。不安定な雇用を生み出す指定管理者制度の導入に私は反対であり、この決算を認めるわけにはいかないということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（上園哲生君）

認定第3号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

公営による運営の今期が最後の決算となりましたが、入所利用者の住みなれた地域での自立した質の高い生活に寄与し、定員80人の施設に平均入所者79.5人、施設ベッド稼働率99.35%、定員12人のショートステイ利用に延べ1,848人、ショートベット稼働率42.08%の高い利用実績でありました。運営収支的にも何らの問題もありませんでした。

今後は、医療と介護の一体的な制度設計を見据えて、指定管理者に委ねられることに既に議決をされました。23年度決算には何らの異議はなく認定すべきものと考え、賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第

8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第12号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

23年度より医師1人体制になり、入院なしの外来診療のみとなりましたが、これは医療福祉の後退であり認めることはできません。また、24年度から指定管理者により運営されるということで、この特別会計も23年度

決算でなくなるということを私は認めることはできません。公的医療の拠点としてのかけがえのない役割を担うべき診療所が、公的責任を投げ捨て民間任せにされることに私は反対です。また、診療所は多額の投資、借金をして新しく立て直したばかりで、22年の4月にオープンしたばかりです。市民の理解は到底得られないと考えます。雇用の悪化につながり、医療福祉サービスの低下を招くと考えますので、私はこの決算に反対をいたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（上園哲生君）

認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

入院を休止し、常勤医師1人と鹿児島大学大学院総合研究科からの代診医師の派遣を受け、日吉地域唯一の公的医療機関として地域診療の提供、健康診断、予防接種等の実施による地域貢献を評価しております。

しかしながら、外来患者数1万1,473人、1日当たり38.9人の受診の状況では医療収支は赤字となり、繰越金や一般会計繰入金でもって単純収支の黒字を計上している状況であります。その中には、医療費、材料費、消耗品など経費節減に取り組む姿勢に評価すべき点もあります。

しかし、診療所建設事業の据え置き期間3年後の起債残金償還等も勘案しますと、今後の対応策も大事であります。そこで既に、医師の確保の実績を持ち、入院患者を受け入れることのできる医療機関へ指定管理者として委託することは適切な方策だと考えております。

以上のような点から原案どおり認定すべき

ものと考え、賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから、認定第13号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、認定第13号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、認定第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第19 報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第20 報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及

び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第21 報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第22 報告第13号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第23 報告第14号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第19、報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてから、日程第23、報告第14号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてまでの5件を一括議題とします。

5件についての提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第10号、11号及び第13号、14号の市営住宅に係る家賃の請求に及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解、それから既に退去後の事案となっております報告第12号市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解の以上5件につきましては、関連がございますので一括してご報告させていただきます。

今回の報告は、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していた事案でありまして、市では再三にわたり相手方との交渉を繰り返し

てまいりました。その結果、今回、双方合意による解決の見込みとなりましたので、民事訴訟法第275条訴え提起前の和解の申し立てを伊集院簡易裁判所に4件、知覧簡易裁判所に1件を行い、いずれも和解に至ったもので、和解条項に基づきまして、分割または一括で支払うものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げますのでございます。

以上、5件ご報告いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第10号から報告第14号までの報告を終わります。

△日程第24 諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第24、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第5号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成25年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもので

あります。

麦野賦さんの経歴につきましては、資料を添付してありますのでご確認ください。

○議長（松尾公裕君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第5号を採決します。

お諮りします。本件について麦野賦さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、麦野賦さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第25 承認第7号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を認めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第25、承認第7号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第

6号)) につき承認を認めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第7号は、専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについてであります。

衆議院が解散されたことに伴い衆議院議員選挙費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,741万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億7,167万円とするものであります。

歳入では、県支出金で、衆議院議員選挙費委託金2,741万7,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の衆議院議員選挙費で、選挙執行に伴う投票管理者、投票立会人等の委員報酬の増額、投開票事務等に要する時間外勤務手当の増額、事務補助に要する賃金の増額、選挙ポスター掲示板や入場券印刷等の需用費の増額、入場券の郵送料に伴う通信運搬費の増額、ポスター掲示場設置に伴う委託料の増額、投票用紙読取分類機の購入に伴う備品購入など2,741万7,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第26 議案第66号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

○議長（松尾公裕君）

日程第26、議案第66号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更についてであります。

鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理にする同組合規約、別表第2の8及び9の事務に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条

の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第66号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について別紙により補足説明を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正するもので、別表第2の8は、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害または通勤災害に対する補償に関する事務。別表第2の9は、市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に対する補償に関する事務でございます。別表第2の8及び9の項中、指宿市の次に西之表市を加えるものでございます。

附則としまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第28 議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について

△日程第29 議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第30 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第31 議案第71号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について

△日程第32 議案第72号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について

△日程第33 議案第73号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

- △日程第 3 4 議案第 7 4 号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 3 5 議案第 7 5 号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 3 6 議案第 7 6 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
- △日程第 3 7 議案第 7 7 号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

○議長（松尾公裕君）

日程第 2 7、議案第 6 7 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから、日程第 3 7、議案第 7 7 号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてを一括議題とします。

1 1 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 6 7 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから、議案第 7 7 号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についての 1 1 件につきましては、各議案に掲げる表題の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するも

のであります。

各施設の選定方法としましては、公募分につきましては、公認会計士による財務諸表等の審査と日置市指定管理者候補者等選定委員会による面接審査を行い、募集要綱等に示されました選定基準に照らし、総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定したものであります。

非公募の施設につきましては、現在の指定管理者が適切な管理状況でありますことから、引き続き指定管理者として指定するものであります。

議案第 6 7 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社モダン薩摩であります。

議案第 6 8 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社エヌ・フーズであります。

議案第 6 9 号日置市東市来総合福祉センターの指定管理者に指定する団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であります。

議案第 7 0 号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理者に指定する団体の名称は、有限会社日章であります。

議案第 7 1 号日置市日吉デイサービスセンターの指定管理者に指定する団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であります。

議案第 7 2 号日置市江口蓬莱館の指定管理者に指定する団体の名称は、江口漁協協同組合であります。

議案第 7 3 号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社 Chest 館であります。

議案第 7 4 号日置市農産物直売所城の下物産館の指定管理者に指定する団体の名称は、城の下物産館管理組合であります。

議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館の指定管理者に指定する団体の名称は、日置市農産物直売所ひまわり館管理組合であります。

議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設の指定管理者に指定する団体の名称は、山神の郷管理組合であります。

議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターの指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社舞研であります。

なお、指定の期間は、議案第67号、議案第70号、議案第77号が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であり、議案第68号、議案第69号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間あります。

以上、指定管理者につきましては、それぞれ資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから11件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

この議案については、付託が予定されていると思いますのであれですが、総括して、ただいま指定管理者制度のことについての議案として上がっているわけですので、お尋ねをするわけですが、市長に見解を伺いたいですけれども、この指定管理者制度が始まって、3期目に入ろうとしている段階です、この間、さまざまな指定管理者制度の中で課題が上がってきたと思います。今期、3期目を指定するに当たって、これまで指定管理者制度を導入してきた施設が、幾つか直営になるというものがございます。

今期、3期に向かっては、指定管理を続けようとする施設と、直営に戻そうとする、その判断といたしますか、そこら辺をどのように考えられて直営にして、そして、残るこれらにつきまして、どのような判断をすることか、そこら辺基本的な今回の指定に関しての市の基本的な考え方というものを、お聞かせ願えませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回の指定管理者の期間が3年と5年をしております。特に、今ご指摘ございましたこの選定の中におきまして、やはり耐震化を含めて施設の今までの維持管理を含めまして、そういうことも一つの基準にしながら、今後、直営にし、また、基本的には今後のことですが、廃止をせざるを得ない、そういう部分も出てくるというふうに思っておりますし、また、それぞれ指定管理者をしてるところに売却といたしますか、そういう形も出てくると、今後、やはり施設の維持におきますものと、それぞれの施設におきます利用状況、そういうものも総合的に判断しながら、今後、この期間等含めた中で、検討していかなければならないというふうに思っております。今回も、そういうことを含めた中で、3年、5年という期間を決めさせていただいております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第67号から議案第77号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第38 議案第78号日置市暴力
団排除条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第38、議案第78号日置市暴力団排

除条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第78号は、日置市暴力団排除条例の制定についてであります。

暴力団の排除に関し基本理念を定め、及び市、市民、事業者等が協働して暴力団の排除に取り組むことにより、市民の安全で平穏な生活の確保を図るため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第78号日置市暴力団排除条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市暴力団排除条例第1条は、市内からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全と平穏な生活を確保することを目的としております。

第2条は定義、第3条は基本理念、第4条は市の役割、第5条は市民等の役割、第6条は市の事務及び事業における措置、第7条は市が設置した公の施設の使用の不承認等、第8条は市民等に対する支援等、第9条は広報及び啓発、第10条は祭礼等からの暴力団の排除、第11条は青少年に対する教育等のための措置、第12条は暴力団の威力を利用することの禁止、第13条は利益の供与の禁止、第14条は委任として、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ちなみに、本条例は、県警からの提案を基本に定めようとするもので、パブリックコメントも実施しましたが、コメントはなく、県下でも鹿児島市を除く全市が条例を制定予定と伺っております。

鹿児島市は、安心・安全まちづくり条例の理念のもとに対応するということのようにございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第78号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。次の開議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 39 議案第 79 号日置市防災
会議条例及び日置市災害
対策本部条例の一部改正
について

○議長（松尾公裕君）

日程第 39、議案第 79 号日置市防災会議
条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 79 号は、日置市防災会議条例及び
日置市災害対策本部条例の一部改正について
であります。

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の
改正をし、あわせて条文の整理を図るため、
条例の一部を改正したいので、地方自治法第
96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するも
のであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明
させますので、ご審議をよろしく願いた
します。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第 79 号日置市防災会議条
例及び日置市災害対策本部条例の一部改正に
ついて、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市防災会議条例の一部改正では、第
3 条は防災会議の所掌事務で、第 3 号は災害
の情報収集を規定しておりましたが、市長の
諮問に応じて、日置市の地域に係る防災に関
する重要事項の審議をすることに改め、この
重要事項に関し、市長に意見を述べることを
第 4 号として新設し、以下、号を繰り下げ、
第 5 号は「非常災害に際し、緊急措置に関す
る計画を作成し、かつ、実施を推進するこ

と」を規定しておりましたが、これを削除す
るものでございます。

また、第 4 条は組織等の規定ですが、第
5 項に定める委員の数を「3 2 人以内」から
「3 7 人以内」とし、第 8 号に「自主防災組
織を構成する者または学識経験を有する者
のうちから市長が任命する者」を新設し、以
下、号を繰り下げるもので、各号に規定して
いた人数を削るものでございます。第 7 項は、
さきに新設の自主防災組織を構成する者ま
たは学識経験を有する者の中から、市長が
任命する者の任期を 2 年とし、補欠の委員
の任期を定めるものでございます。

次に、日置市災害対策本部条例の一部改
正ですが、第 1 条は日置市災害対策本部の
目的で、災害対策基本法の改正による条文
の改正、第 2 条は組織で、第 2 号は「災害
対策副本部長は、副本部長を助け」と規定
していたものを「副本部長を補佐し」に改
め、第 3 条の見出しを「部の設置」から
「部または支部の設置」に、同条第 1 項
及び第 2 項は、条文の「部」を「部また
は支部」に改め、第 3 項は「部長、支
部長の設置」と「災害対策副本部長が部
員の中から指名する」ことに改めるもので
ございます。第 4 項は事務の掌理について
ですが、「部長または支部長」を「部また
は支部」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日か
ら施行するものでございます。また、附則
第 2 項としまして、現在の委員の任期が平
成 25 年 3 月 31 日に切れることに伴い、
2 年の任期の終期を定めて、現在の任期を
継続し、新たに任命された委員の任期を平
成 27 年 3 月 31 日までとするものでござ
います。

以上、ご審議をよろしく願いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第40 議案第80号日置市税条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第40、議案第80号日置市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第80号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第80号日置市税条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市税条例第34条の7は寄附金の税額控除で、第1項に、その対象に所得税法及び租税特別措置法に定める法人等を加え、次の各号を追加するものでございます。

第1号、県内に主たる事務所を有する法人または団体に対する寄附金、第2号、鹿児島県知事または鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した金銭、第3号、前2号に掲げるもののほか鹿児島県税条例に定める寄附金として指定するものでございます。

第1号の県内に主たる事務所を有する法人等では、鹿児島大学、鹿屋体育大学、社会福

祉法人、更生保護法人等への寄附金が税額控除の対象となります。また、第2号、第3号については、現在のところ対象はございません。

このほか、条文の整理を行うものでございます。

附則としまして、第1条、この条例は公布の日から施行するものです。第2条第1項は、平成24年1月1日以後に支出した寄附金または金銭について適用するもので、第2項は、特定地域雇用等促進法人に寄附した場合の寄附金控除の特例は廃止されましたが、個人が平成25年11月30日までにに行った寄附金については控除の対象とするものです。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第80号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第80号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第80号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 4 1 議案第 8 1 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第 4 2 議案第 8 2 号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

△日程第 4 3 議案第 8 3 号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

△日程第 4 4 議案第 8 4 号日置市老人福祉センター条例の一部改正について

△日程第 4 5 議案第 8 5 号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について

△日程第 4 6 議案第 8 6 号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△日程第 4 7 議案第 8 7 号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第 4 1、議案第 8 1 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 4 7、議案第 8 7 号日置市介護保

険条例の一部改正についてを一括議題とします。

7 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 8 1 号は、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第 18 条に規定する介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

次に、議案第 8 2 号は、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第 18 条に規定する介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

次に、議案第 8 3 号は、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第 171 条に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

次に、議案第 8 4 号は、日置市老人福祉センター条例の一部改正についてであります。

日置市日吉生きいきデイサービスセンターの施設を日置市日吉老人福祉センターの施設へ用途変更し、及び日置市日吉老人福祉センターの使用料を見直すため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第85号は、日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第1条に規定する障害者自立支援法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第86号は、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第1条に規定する障害者自立支援法の一部改正及び第2条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第87号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第1条に規定する介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上7件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第81号から議案第87号まで、別紙資料により補足説明を申し上げます。

まず、議案第81号でございます。日置市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

本案につきましては、第1次地域主権一括法に基づく介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められている地域密着型サービス事業者の指定基準等が市の条例に委任されたことにより、条例を制定するものでございます。

条例の制定に当たっては、介護保険法でそれぞれの厚生労働省令で従うべき基準、標準基準、参酌すべき基準、3分類にされておりますが、従うべき基準と標準基準につきましては、そのまま厚生労働省令基準のとおりいかします。また、参酌すべき基準についても日置市の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり定めることを原則としておりますが、記録の整理に関する条項だけを一部見直すことにしております。

厚生労働省令の基準では、サービスの提供にかかわる記録を完結の日から2年間保存しなきゃあならないとされておりますが、介護保険法の過払い等の場合、返還請求の消滅時効が5年であるため、書類の保存期間を2年から5年と改正するものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

本条例は、第1章から第10章まで203条からなりますので、目次で説明をさせていただきます。

第1章で総則を、第2章から第9章までは、地域密着型サービスに該当する下記事業につきまして、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めたもので、構成は各章でほぼ同様でございます。

第2章が定期巡回随時対応型訪問介護看護、第3章が夜間対応型訪問介護、第4章が認知症対応型通所介護、第5章が小規模多機能型居宅介護、第6章が認知症対応型共同生活介護、第7章が地域密着型特定施設入所者生活介護、第8章が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第9章が複合型サービスについて、それぞれ基準を規定しております。第10章については雑則でございます。

附則といたしまして、第1条で、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。第2条から第5条までは、厚生労働省令で、過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用があると考えられるものでございます。

第6条については、記録の整理に関して、保存期間を2年から5年に見直したことにより、この規定を条例の施行日において、記録整理関係規定に指定する完結の日から2年を経過していない記録から適用するという経過措置でございます。

以上が議案第81号の補足説明でございます。

続きまして、議案第82号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、別紙により補足を申し上げます。

本案につきましては、第1次地域主権一括法に基づく介護保険法の改正により、条例を制定するものでございます。

この条例の制定に当たっては、さきの議案

第81号と同様でございます。同じく記録の整理に関する条項だけを一部見直すことにしております。

見直す内容につきましても、議案第81号と同様に書類の保存期間を2年から5年間とするものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

本条例は、第1章から第5章まで91条からなっております。目次で説明をさせていただきます。

第1章で総則を、第2章から第4章まで地域密着型介護予防サービスに該当する3事業につきましては、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもので、構成は各章でほぼ同様でございます。

第2章が介護予防認知症対応型通所介護、第3章が介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章が介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれ基準を規定しております。第5章については雑則でございます。

附則といたしまして、第1条で、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。第2条は、厚生労働省令で過去の経過措置のうち、条例の施行後も適用があると考えられるものでございます。第3条は、記録の整理に関して保存期間を2年から5年に見直したことにより、この規定を条例の施行日として、記録整理関係規定に指定する完結の日から2年を経過していない記録から適用するというような経過措置でございます。

以上が議案第82号の補足説明でございます。

なお、議案第81号、議案第82号についてパブリックコメントを実施しましたが、いずれについてもコメントはありませんでした。

次に、議案第83号でございます。日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改

正について、説明を申し上げます。

今回の改正については、第2次地域主権一括法により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項が改正され、市町村が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例に定めることとされております。

これは、廃棄物処理施設の維持管理に適正を欠くと、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気汚染、水質の汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもあることから、適正な施設管理を確実に行うことが求められているための改正でございます。

今回、環境省令で定める基準を参酌して、本条例を改正するものであります。

別紙資料の中にありますように、第3章の次に、次の1章を加えるとして、第4章で技術管理者の資格を定めております。

第22条の2、法第21条第1項の規定により、市の一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の同条第3項に規定する条例で定める資格は次のとおりとする。第1号から第11号までの資格要件を定めるものでございます。内容についてはお目通しをお願いいたします。

このように技術管理者の資格を定めましますけれども、現在の日置市リサイクルセンター職員については、資格の要件を満たしているために、特に問題はございません。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第83号の補足説明でございます。

続きまして、議案第84号でございます。日置市老人福祉センター条例の一部改正について、別紙資料により説明を申し上げます。

今回の日置市老人福祉センターの一部改正でございますが、日置市日吉生きいきデイサービスセンターの施設を日置市日吉老人福祉センターの施設への用途変更と日置市老人福祉センターの使用料を見直し、あわせて条文整理を図るものでございます。

なお、日吉生きいきデイサービスセンターにつきましては、平成13年に社会福祉施設等整備事業国庫補助金によりまして、生きがい対応型デイサービス事業の実施のために設置されておる事業を実施しておりますが、民間事業者での生きいきデイサービスの事業の実施、また、各地域で行われております「生きいきサロン」への移行などを考え、業者の状況等を考慮し、県へ用途変更の協議をし、5月13日付で認可を受けましたので、今回、日吉生きいきデイサービス条例を廃止して、施設の有効利用を図るための改正をするものでございます。

改正の内容は、かなりの量でございますけれども、条文の整理がしてあり、市民の方々に福祉センターの使用については、今までと何ら変わらなく不都合は生じません。

それでは、別紙資料により説明申し上げます。

第1条から第3条の2については、条文整理を行っております。第4条については、使用することができる者として明確にしました。第5条から第16条については、使用許可、使用料、使用する際の自己責任などを明確にしております。第17条から第20条については、指定管理者による管理について定めてあり、条文の整理を行い明確にしました。第21条、準用では関係規制により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について、準用とし条文整理を行っております。

続きまして、別表の関係でございます。まず、別表第1ですが、改正前については、別表第1で使用時間、別表第2で休館日を設け

てありましたが、今回、別表第1、財産利用関係として、使用時間と休館日をまとめた改正を行っております。別表第2第8条、第20条関係でございますが、ここについても改正前は、別表第3で伊集院老人福祉センター、別表第4で日吉老人福祉センター、別表第5で吹上老人福祉センターの使用料を設けてありましたが、今回、別表第2第8条、第20条関係としましてまとめた改正を行っております。

別表第2表中ですが、区分で日置市日吉老人福祉センターの中に多目的ホールを設け、使用料を定めた改正を行っております。これについては、先ほど説明いたしました、日吉生きいきデイサービスセンターの施設を用途変更して、日吉老人福祉センターの一部として活用するもので、部屋の名称を「多目的ホール」といたしました。

また、使用料といたしましては、午前9時から午後1時までと午後1時から午後5時まで、高齢者等で840円、一般で1,260円、また、午前9時から午後5時までは、高齢者で1,680円、一般で2,520円と設定いたしました。この設定金額については、既存の会議室とすると高目になっておりますが、既存の会議室より面積が広いので、面積を勘案して設定しております。

次の右の表になりますが、日置市吹上老人福祉センターについては、使用料について改正を行っております。福祉センターの使用料に公衆浴場の入浴料が含まれていたため、今回入浴料を外した使用料といたしました。理由といたしましては、福祉センターと公衆浴場が別々な建物であり、管理についても別々で、また、公衆浴場条例に入浴料を設定してありますので、今回福祉センターの使用料から外し、吹上老人福祉センターの使用料だけに改正するものでございます。

備考について8項目設定してありますが、

その中で、5項で「日置市日吉老人福祉センターの個室及び大広間の使用料には、入浴料を含む」となっております。さきの吹上老人福祉センターとは違いますが、ここについては同じ建物内に浴場があり、福祉センターの一部として管理をしている関係で、個室、大広間の使用料には入浴料を含んだ使用料となっております。

附則といたしまして、1項で、この条例は平成25年4月1日から施行する。2項は、日置市日吉生きいきデイサービスセンター条例は廃止する。3項については、日置市営公衆浴場条例の一部を次のように改正する。第2条中「吹上湯之浦1208番地」を「吹上湯之浦1208番地1」に改めるものでございます。

以上が議案第84号の補足説明でございます。

続きまして、議案第85号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法が平成25年4月1日より、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴う改正でございます。これまで、障害者自立支援審査会の名称については、市町村の任意となっており、本市は障害者自立支援法の頭文字を審査会の名称としておりましたことから、今回の改正に伴う審査会の名称を「日置市障害者自立支援審査会」から「日置市障がい者総合支援審査会」に改正し、条文の全部を改正するものでございます。

附則として、1項で、この条例は平成25年4月1日から施行する。2項については、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表の1で報酬の部中「障害者自立支援審査会」を「障がい者総合

支援審査会」に改めるものでございます。

以上が議案第85号の補足説明でございます。

続きまして、議案第86号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

第2条第2項中の改正ですが、先ほどの議案第85号と同じですが、障害者自立支援法が平成25年4月1日より、障害者自立支援法から障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴う改正でございます。

次に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。これについては、平成26年4月1日の施行分ではありますが、共同生活介護・ケアホームと共同生活援助・グループホームの一元化に伴い、ケアホームの名称が削除され、障がい者施設の根拠条文が1条繰り上げられることに伴う改正と条文整理でございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の「改正の規定の第5条第12項を第5条第11項に改める部分に限る。」の部分は、平成26年4月1日から施行する。

以上が議案第86号の補足説明でございます。

最後になりますが、議案第87号日置市介護保険条例の一部改正について、別紙により説明を申し上げます。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正をする法律に基づき、これまで介護保険法に定められていた地域密着型サービス事業者の指定に関する一部の基準が市の条例に委任されたことにより、日置市介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

これまで、介護保険法で地域密着型介護老人福祉施設の入所定員が「29人以下である

もの」とされていたものが「29人以下である市の条例で定める数であるもの」と改正され、また、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定をしない基準として「申請者が法人でないとき」とされていたものが「申請者が市の条例で定める者でないとき」と改正されたことに伴う、この内容を日置市介護保険条例に加えるものでございます。

いずれも従うべき基準であり、第4章、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準、第15条第1項及び第2項として追加し、あわせて条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第81号から議案第87号までの補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、7件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第81号から議案第87号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第48 議案第88号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

△日程第49 議案第89号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

△日程第50 議案第90号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を

定める条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第48、議案第88号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてから、日程第50、議案第90号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第88号は、日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第33条に規定する道路法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第89号は、日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第33条に規定する道路法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第90号は、日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第36条に規定する河川法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、3件につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第88号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、道路法第30条第3項の規定に基づき、市道の新設または改築する場合における市道の構造の一般的技術的基準を定めるものであります。

第2条で定義、第3条で道路の区分、第4条で車線等の基準を示しています。

第4条第3項は、コスト縮減や整備効果の早期発現、事業進捗の推進を目的として、鹿児島県に準じて整理するものです。

第5条の車線の分離等から第42条の歩行者専用道路まで、それぞれの整備基準を掲げてありますが、これまで国の道路構造令で定めていたものです。参酌すべき政令基準を拡大または縮小すべき特殊な要因がなく、道路の連続性という特殊性、安全性を考慮して、これまでの基準と同等とすることが適切と判断しており、第43条の委任で示してありますように、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第89号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、道路法第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識（規制標識及び指示標識を除く）の寸法を定めるものであります。

第2条で定義等、第3条で案内標識及び警戒標識の寸法の原則を掲げております。

第4条では、案内標識及び警戒標識の寸法

の特例を示してありますが、その中で、第2項の最後の部分に、幅員の狭い区間等における車両との接触を避けるため、鹿児島県と同様に、図示の寸法の3分の2、もしくは2分の1にそれぞれ縮小することができますとしております。

第5条案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則から、第8条補助標識の寸法まで基準を掲げてありますが、現段階でこれらを拡大または縮小すべき特殊な要因もないことから、省令基準のとおり定めるものであります。

附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

次に、議案第90号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、政令基準を参酌して、河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川に係る河川管理施設または法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものであります。

第2条で定義を定め、施設種別ごとに、第2章堤防、第3条から第15条、第3章床止め、第16条から第19条、第4章堰、第20条から第27条、第5章水門及び樋門、第28条から第35条、第6章橋、第36条から第41条の基準を示しています。

第7条雑則では、適用除外や小河川の特例、それに、第45条委任で示してありますように、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

また、経過措置としまして、第2項から第4項まで既に法第26条第1項の許可を受けて、工事中または施行日までに工事着手されるものについては、当該規定は適用しないとするものです。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから、3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第88号から議案第90号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第51 議案第91号日置市都市公園条例の一部改正について

△日程第52 議案第92号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第51、議案第91号日置市都市公園条例の一部改正について及び日程第52、議案第92号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第91号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第103条に規定する都市計画法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第92号は、日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第162条に規定する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第91号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る日置市都市公園条例の一部改正ですが、敷地面積や都市公園の配置及び規模の基準、そして、公園施設として設けられる建築物の建築面積の公園敷地面積に対する割合の基準を定めるもので、政令基準が必要かつ十分な基準であり、また、現段階でこれらを拡大または縮小すべき特殊な要因もないため、政令基準のとおり定めるものであります。

第3条の次に3つの条項を加え、第3条の2で公園の区分ごとに住民1人当たりの公園の敷地面積、第3条の3で公園の種類ごとに公園の配置及び規模の基準を定め、第3条の4で公園施設の種類ごとに建築物の建蔽率を定めるものです。

また、別表第2中、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）を令に改め、附則としてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

次に、議案第92号日置市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、特定公園施設の新設、増設、または改築を行う場合において、高齢者、障がい者等の移動または施設の利用に係る体の負担を軽減し、その移動または施設利用における利便性及び安全性の向上を図ることを目的として、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）を参酌して基準を定めるものであります。

第2条で定義、第3条で一時使用目的の特定公園施設について示しています。

第4条の園路及び広場から、第14条掲示板及び標識まで、それぞれの公園施設における基準を掲げてあります。

附則としてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上、審議をよろしくお願申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。2件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第91号及び議案第92号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号及び議案第92号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第91号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第91号を採決します。

お諮りします。議案第91号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、議案第92号を採決します。

お諮りします。議案第92号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

△日程第53 議案第93号日置市営住宅条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第53、議案第93号日置市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第93号は、日置市営住宅条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条に規定する公営住宅法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第93号日置市営住宅条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る日置市営住宅条例の一部改正ですが、新たに市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を設けるもので、省令基準が市営住宅の安全性及び利便性において遵守すべき事項と認められることから、省令基準のとおりとするものであります。

目次中、第2章市営住宅の設置、第3条の次に第2章の2市営住宅及び共同施設の整備基準、第3条の2から第3条の16を加え、また、第1条中「設置及び管理」を「設置整備及び管理」に改め、第2章の次に第2章の2を加えるものです。

第3条の2健全な地域社会の形成から第3条の16通路まで、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）を参酌して基準を定めるものです。

次に、入居収入基準に係る条例の改正で、本来階層は現行どおりとし、裁量階層は出費の多い子育て世帯に配慮し、子育て世帯の範囲を拡大して中学生以下とし、収入基準はこれを変更すると、応募倍率の上昇や民間市場との競合、それに住宅困窮者の入居機会の阻害などが懸念されるため、現行どおりとするものです。

文言や字句の修正で、「老人・身体障がい者」を「高齢者・身体障がい者」に、「老人等」を「高齢者等」に改めるものです。

第13条第1項中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条に規定するところにより」を削り、同条第2項を改め、第3項をつけ加えるものです。

附則として、少しでも早く入居希望者のニーズに応えるため施行日を公布の日からとし、整備基準に係る改正規定については、平成25年4月1日から施行するものです。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第93号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第54 議案第94号日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第54、議案第94号日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第94号は、日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第107条に規定する下水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしあわせて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第94号日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

地域主権一括法に係る日置市下水道条例及び日置市都市下水路条例の一部改正ですが、公共下水道の構造上の技術基準、終末処理場の維持管理及び都市下水路の構造上の基準と都市下水路の維持管理基準を定めるもので、現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準のとおり定めるものであります。

それでは、別紙をお開きください。

第1条は、日置市下水道条例の一部改正で、第21条の2で排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第21条の3に排水施設の構造の基準、第21条の4に処理施設の構造の基準、第21条の5に適用除外、第21条の6に終末処理場の維持に関する基準を定めるものでございます。

続きまして、第2条は、日置市都市下水路条例の一部の改正です。

第3条で排水施設の構造の技術上の基準を各号に規定しております。

次に、第4条は、適用除外で都市下水路に適用しないものとして、（第1号）で工事を施工するため仮に設けられた都市下水路を、（第2号）で非常災害のために必要な応急措置として設けられた都市下水路を規定しております。

第7条では、許可を要しない軽微な変更について定め、また、第4条の次に第5条の維持管理に関する基準を定めるものです。

附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第94号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

△日程第55 議案第95号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第55号、議案第95号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第95号は、日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第38条に規定する下水道法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第95号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明申し上げます。

地域主権一括法に係る制定ですが、水道法の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について定めるものでございます。

なお、本市水道事業では、布設工事監督者の資格に3年6カ月を追加する以外は、現行の水道法に基づき、現行の規定等を条例化するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

まず、第1条は目的、第2条は、上水道、簡易水道事業における布設工事監督者にその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事を定め、第3条は布設工事監督者の資格を定めるもので、第1項第9号において、現行の水道法施行令上水道事業では、布設工事監督者の資格を7年としておりますが、日置市の水道事業については、小規模な浄水場、配水池等の施設規模の集合体であり、簡易水道の規模と余り変わらないことから、簡易水道の資格基準に合わせた3年6カ月を追加するものでございます。

第4条は水道技術管理者の資格を定め、第5条は委任でございます。

附則としましてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第95号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第56 議案第96号日置市道路
占用料等徴収条例の一部
改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第56、議案第96号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第96号は、日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の改正の施行に伴う関係を政令の整備等に関する政令第2条に規定する道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第96号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、上位法である道路法施行令の改正に係るものですが、令第7条関係は、道路の構造、または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等について規定しているもので、第7号を削除して新たに一定の道路に設ける植樹施設等と特定都市道路の上空に設ける事務所等及び自動車駐車場を追加されたことによる条項の変更です。

第3条第1項第1号中、第7条「第8号」を第7条「第9号」に、また別表中、第7条「第6号」を第7条「第7号」に、第7条「第8号」を第7条「第9号」に、第7条「第9号」を第7条「第10号」に改めるものであります。

附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第96号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第96号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第96号は、原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正の申し出がありましたので、発言をここで許可します。

○総務企画部長（小園義徳君）

申しわけございません。訂正発言をお願いいたします。

先ほど、議案第79号におきまして、日置市防災会議条例の一部改正の補足説明をさせていただきました。ここの附則第2項としまして、現在の委員の任期が25年の3月31日までで切れるというふうに説明をしましたがけれども、現在の委員は充て職でございまして任期はございません。その職を離れたときに失するという形になりまして、ただし、今度新設しました自主防災組織の関係、それから学識経験者、この方の任期は2年ということにしてございます。それで、この任期を最終年度を27年の3月31日までとするということで説明にかえさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

△日程第57 議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第58 議案第98号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第

3号）

△日程第59 議案第99号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第60 議案第100号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第61 議案第101号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第62 議案第102号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第63 議案第103号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾公裕君）

日程第57、議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）から、日程第63、議案第103号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第97号は、平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億6,284万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、民生費で、社会保障制度に係る障害者通所給付費や、保育者運営費等の扶助費の増額、農林水産業費でふるさと版農商工連携事業や、商工費で美山散策ルート整備事業などの鹿児島県地域振興推進事業の事業採択に伴う増額、土木費で、社

会資本整備総合交付金の街路事業から土地区画整理事業へ事業費の組み替え、公債費で市債借入利率の確定に伴う減額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについての繰越明許費の設定、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、分担金及び負担金で児童福祉負担金を入所児童数の見込みにより251万6,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金で、障害児通所給付費国庫負担金や保育所運営費国庫負担金の利用者増に伴う増額、国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の街路事業から土地区画整理事業への組み替えによる予算措置などにより800万5,000円を減額計上いたしました。

県支出金の県負担金で、保育所運営費県負担金の増額、県補助金で、児童館運営事業費県補助金の一般財源間に伴う減額、ふるさと版農商工連携事業費補助金の採択に伴う増額などにより4,851万3,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を170万円増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調製に伴う財政調整基金繰入金の減額などにより3,614万1,000円を減額計上いたしました。

諸収入の雑入で、始良西部清掃処理組合の過年度精算金などにより581万6,000円を増額計上いたしました。

市債の土木債で、土地区画整理事業債の増額などにより2,700万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の地域づくり推進費で地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた所要経費の予算の組み替え

などにより1,215万5,000円を減額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障害者自立支援給付費や障害者通所給付費の利用者増による増額、児童福祉費では、保育所運営費や児童手当などの対象児童の増に伴う増額、生活保護費では、前年費の実績による国庫負担金精算返納金の増額などにより1億273万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費の予防費では、感染症予防接種事務費のワクチン接種費の増額、保健指導費では、がん検診の受診者増に伴う増額、国民健康保険財政対策費の事業費決定に伴う減額などにより500万8,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費では、焼酎麹用米助成金の増額、ふるさと版農商工連携事業費の事業採択に伴う増額、農地費では、住環境整備事業費の事業費の追加に伴う増額、水産業費では、県単の漁場施設整備事業の採択に伴う増額などにより2,717万5,000円を増額計上いたしました。

商工費の取行費では、美山散策ルート整備事業の採択に伴う増額などにより1,041万8,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費では、道整備交付金事業の組み替えに伴う補正、街路事業で伊集院駅周辺整備事業の計画変更に伴う組み替えにより湯之元第一地区土地区画整理事業への交付金事業の増額、住宅建設費で、入札執行残に伴う減額などにより9,621万1,000円を増額計上いたしました。

消防費の非常備消防費で、出動費の執行残等により1,313万7,000円を減額計上いたしました。

教育費の中学校費では、通学費等補助金の執行見込みに伴う減額、幼稚園費では、幼稚園就園奨励費の増額、保健体育費では、全国高等学校サッカー選手権出場補助金の増額な

どにより567万7,000円を減額計上いたしました。

公債費の利子では、前年度事業に係る借入利率の確定などにより1,696万円を減額計上いたしました。

次に、議案第98号は、平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,828万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,131万7,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金などの交付決定に伴う増額、繰入金では、保険給付準備基金繰入金の増額など、歳出では、保険給付費で、一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養給付費の見込み増などによる増額計上いたしました。

次に、議案第99号は、平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億266万円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金の事業負担金で受益者負担金の追加賦課に伴う増額、繰入金では、一般会計繰入金の減額、諸収入では、使用者協力金の増額など、歳出では、事業費の下水道整備費で受益者負担金前納報奨金の増額、公債費の利子で確定に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第100号は、平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,778万

7,000円とするものであります。

歳入では、諸収入で公有物建物災害共済金の増額、歳出では、総務管理費で、修繕料27万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第101号は、平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万2,000円とするものであります。

歳出の公衆浴場費では、営業許可申請手数料を増額し、公衆浴場事業基金費の積立金の減額を計上いたしました。

次に、議案第102号は、平成24年度日置市介護保険等特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,863万円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金等の増額、県支出金では、介護給付費負担金の減額など、歳出では、保険給付費で、居宅介護サービス給付費の利用見込みに伴う増額、施設介護サービス給付費の利用見込みに伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第103号は、平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,072万2,000円とするものであります。

歳入では、諸収入で、長寿健診等補助金の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、保健事業費の健康診査費で長寿健診受診者の増などにより検診料の増額を計上いたしました。

以上、7件ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第97号から議案第103号まで7件について、質疑を行います。

まず、議案第97号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）について質疑します。

私は、私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、5点ほど質疑いたします。各担当課長はできるだけ細かく、具体的に、わかりやすく、誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の14ページでございます。14ページの企画費、企画誘致対策費補正。誘致企業、てまひま堂の工場増設に係る投資額の増に伴う補正とございますが、この工場増設の具体的内容と対策費の算出根拠、そして、現在日置市にはこの対策費の対象となる誘致企業は各4地域ごとに何社ほどあるのか、また、現在の誘致企業の状況、実態はどうなっているかなど説明してください。

それから、その下の情報管理化委託料基幹ネットワーク機器更新作業業務執行残による補正、その下の日置WAN機器等保守業務執行残に伴う補正、それから、備品購入費の執行残に伴う補正とありますが、このおのおの執行残の具体的内容、上記2つの業務内容、例えば、目的対象者、その成果、実績と今後の計画及び問題点、課題、それらの対応策、関連してきますので、できるだけ細かく、具体的に、わかりやすく説明してください。

3番目は17ページです。17ページの地域づくり推進地区公民館管理費補正地区自治公民館活性化事業交付金執行残に伴う補正とございます。今回のこの補正の執行残の具体的内容と、この活性化事業交付金の効果及び

今後の課題やそれに対する対応等、細かくわかりやすく説明していただきたい。これが、3番目。

4番目、街路事業費の工事請負費。その中で、（発言する者あり）39ページです。39ページの街路事業費、委託料補正JR九州との協議による事業計画年度の変更に伴う補正というのが4カ所出てきますけども、このJR九州との協議による事業計画年度の変更に伴う補正とはどういうことなのか。具体的内容とこの事業の現在の工事の進捗状況、今後の計画、説明していただきたい。

5番目、最後、41ページの1番上、住宅建設費工事請負費、公営住宅建設事業費、補正、執行残による補正とございますが、この執行残の具体的内容と、この和田、上市来、美山の新築された公営住宅のおのおのの概要、それから、外構造成工事を含めたおのおのの工事費を知らせていただきたい。

それから、今後の公営住宅の建設予定、具体的に説明していただきたい。

以上5点、答弁願います。

○企画課長（大園俊昭君）

14ページの企画費についてお答えいたします。

てまひま堂日置工場につきましては、健康食品の製造を行っておりますけれども、今年度ニンニクの皮むき工場を増設するということから、390m²の工場1棟と、皮むき機、ボイラー、コンプレッサー等の機械設備を総額7,346万円で取得するものでございます。この事業費の10%につきまして、補助金で交付するというところでございます。

また、補助事業の対象といたしましては、本市では、製造業、ソフト営業等、7業種を指定いたしておりますが、合併後補助金を交付いたしましたのは、伊集院地域につきましては、清藤工業団地に誘致いたしましたエービーフーズ、てまひま堂、しまうまプリント

システム、東市来につきましてははみのだ食品、日吉地域につきましてはメテック九州、吹上地域につきましては鹿児島ケース、西酒造の合計7件となっております。また、今年度につきましては、シチズン時計鹿児島の第4工場増設に伴いまして、10月に補助金を交付いたしております。

また、現在の企業誘致の状況と実態でございますけれども、工業団地につきましては、清藤工業団地と亀原工業団地にそれぞれ1区画ずつ未貸付地がございますけれども、いずれも既に立地いたしました企業から増設計画のお話等がございますので、現在情報交換等をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、2点目の情報管理費についてでございます。

初めに、委託料の執行残の具体的内容と業務内容でございますが、基幹ネットワーク機器更新作業業務につきましては、今年度備品購入費により購入いたしました基幹ネットワーク機器に対する日置市情報ネットワークの基盤の設計、また機器の設置、システムの動作等の確認などを行うものでございます。

次の日置WAN機器等保守業務につきましては、市役所と地区公民館とを結びます地域イントラネット整備基盤事業によりまして導入いたしました機器、ソフトウェア、光ケーブルの保守点検等を行うものでございます。

この2つの業務につきましては、セキュリティ確保の関連から、ネットワークの保守業者との随意契約をいたしてございまして、入札の結果、それぞれ執行残が生じたものでございます。

次に、対象機器ということでございますけれども、ネットワーク機器と、あと、ネットワークにつながっております市役所職員と学校教職員用の端末及び地区公民館の住民閲覧用の端末ということで、約100カ所

800台の端末がございます。

また、成果実績といたしましては、本市のネットワーク機器につきましては、平成15年度日置地区公共ネットワーク整備事業により整備いたしました機器等も利用いたしております。設置後8年以上経過することから、経年劣化による障がい発生等が懸念されておりましたことから、今回の機器更新作業によりまして、安定したネットワークの構築が図れるものと考えております。

なお、今後の計画、課題等につきましては、約100カ所800台の端末等を使用いたしておりますのでセキュリティ確保が大きな課題となってまいりますので、今後もセキュリティ対策を十分に講じてまいりたいというふうに考えております。

また、備品購入費の執行残につきましては、ただいまご説明申し上げました、基幹ネットワーク機器更新のための機器を調達するため、市内8業者より指名競争入札を行いまして入札の結果、執行残が生じたものでございます。

以上でございます。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

資料の17ページの地域づくり推進費、地区公民館活性化事業費の執行残、今回の補正の具体的理由と活性化事業交付金の効果及び今後の課題、それに対する対応策ということでございます。

初めに、執行残の理由についてでございますけれども、地区公民館活性化事業の交付金の対象となる経費につきましては、地区公民館の活性化に資する事業としまして、親睦、融和を目的とする事業やスポーツ、レクリエーション事業、地域美化奉仕活動事業等に要するものとしております。

運営費や専門部費、事務費、研修費、活性化事業費等から成っておりますが、そのうち、運営費、活性化事業費の交付基準が当該年度の5月1日の地区公民館内の世帯数によって

交付額が決定することになっておりますが、予算編成時ではその世帯数が把握できないため、今年度の基準日につきまして世帯数が減少しました関係で、具体的に土橋地区と湯田地区の2つの地区が基準日の世帯数より少なくなったために減となったものが主な原因でございます。

2番目の活性化交付金の効果としましては、先ほど申し上げました活性化交付金の交付対象となっております地区公民館活動の活性化に資する事業に活用していただいております。それぞれの地域において地区公民館を中心とした地区内の、さまざまな団体や住民が協力していただき、地域資源を生かした事業や伝統芸能等の維持活動も活発に行われておりますことから、大きな効果があると思っております。

また、課題と対応策につきましては、市内26の地区公民館の中で過疎少子化の進行している地域や市街地においても高齢化、空洞化が進行してまいりますので、今後、地区公民館同士の連携あるいは元気な高齢者の活用を図って、地域課題に取り組みないか検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（久保啓昭君）

39ページの街路事業費でございますけれども、伊集院駅周辺整備の自由通路及び駅舎整備等につきましては、都市計画法の第23条6項の鉄道事業者との協議がございまして、それが、電気や設備などいろんな部署でのJR九州の社内会議等で予想以上の期間を要しましてスケジュールが4カ月ほどずれ込みまして、その関係で事業年度の予算の変更をしなければならなくなったというところでございます。

この減額の1億5,000万円の同じ都市計画事業であります、湯之元第一地区の区画

整備事業のほうに流用、地区間流用ということでございます。

なお、現在、南口広場の設計また建物調査と、それから駅西駐車場の一部工事を発注しております。これからにつきましては、自由通路等の設計をいたしまして、来年度、自由通路また駅舎等の工事のほうに入っていく予定でございます。年度としましては、平成26年度を完成年度ということで考えております。

続きまして、41ページの住宅建設費でございますけれども、今年度、上市来住宅4戸それと和田住宅を4戸、計8戸を今建設中でございますけれども、建築の本体工事また電気設備と給排水衛生設備、それと造成工事等を現在執行しておりますけれども、国からの補助の内示、割り当て等が予想以上に厳しくて、今年予定しておりました美山住宅のほうは造成工事だけ今執行している状況で、来年度以降に美山地区また江口住宅等を25年度に計画しております。一応、事業が平成26年度までということで、26年度に永吉住宅また土橋、上土橋住宅のほうを計画している状況でございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

私の所属する常任委員会のことですが、市長に1件だけ尋ねたいと思います。

6ページの民生委員県補助金のことなんですが、県の補助金が一般財源化ということで児童館の運営費等が一般財源化されると、そういうことになると、今後県の補助金等がこうしてあったからと言うと言い過ぎかもしれませんが、今後科目がどうなるのか児童館の運営がどうなるのか、そういったことについて考えがあったらお聞かせいただき、もうそのこと以外はもう答弁は結構です。

○市長（宮路高光君）

本年度から、今まではこの公共施設の児童館の場合について、委託が社会福祉法人であったら補助金要綱に載って出ておりましたけど、これが本年度からもう一般財源化して自分たちのところは自分たちで運営しなさいと、そういうことになりました。今はそれぞれ伊集院地区におきましても児童館があるわけでございますけど、これは来年度から地区館と併用しながら、機能的には一緒にやっていくつもりでございます。

吹上にも児童館があるわけなんですけど、吹上の場合は直営でしておりまして、補助金は活用してなかったんですけど、伊集院地域の場合はあえて社会福祉法人に活用した中において補助金をいただいて、少しでも賃金等に役立てておりましたことから、今回このように減額をせざるを得ないということでございましたので、来年以降はやはりその一般財源の中で工夫しながら、児童館運営もやっていきたいと思っています。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第98号から議案第103号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第97号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第98号、議案第101号、議案第102号及び議案第103号は文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第99号は産業建設常任委員会に、次に、議案第100号は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第64 発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について

△日程第65 発議第3号日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第64、発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について及び日程第65、発議第3号日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正についてを一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長佐藤彰矩君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの地方自治法の一部改正に伴い、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致ができる旨の規定が追加されたことから所要の改正を行い、あわせて条文の整理を図るため規則の一部を改正したいので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

改正については別紙のとおりであります。附則でこの規定は公布の日から施行する。ただし、第98条第2項中、「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める改定規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する施行日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第3号日置市実費弁償に関する条例及び日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの地方自治法の一部改正に伴い、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致ができる旨の規定が追加されたことから、公聴会に参加した者及び参考人に対し実費弁償を支給できるよう改正を行い、また、委員会の委員の選任方法、選任期間等について法で定めていた事項を条例で委任するよう所要の改正を行い、あわせて条文の整備を図るため規則の一部を改正したいので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

改正については別紙のとおりであります。附則でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する施行日から施行するものであります。

また、経過措置として改正前の地方自治法の規定により、選任された常任委員、議会運営委員または特別委員である者は、同項の規定の施行の日に第3条の規定による改正後の日置市議会委員会条例の規定により、それぞれの委員の委員として選任されたものとみなし、この場合の任期については、改正前の日置市議会会議委員会条例の規定により選任された日からそれぞれ起算するものとするものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。

2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号及び発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号及び発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時46分散会

第 2 号 (1 2 月 1 2 日)

本会議（12月12日）（水曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。今議会トップバッターで質問をさせていただきます。ことしもあと19日となりましたが、師走の衆議院解散総選挙も4日後に控え、さらに世間も騒がしくなってきました。

また、中央道路自動車道笹子トンネル天井板落下事故では、目視による点検はしていたにもかかわらず、今のところ老朽化が原因ではと言われており、大変な事故が起きてしまいました。

お亡くなりになられた方には、心よりご冥福を祈るものであります。

今後、このような事故を出さない点検や補修をしっかりとしていただきたいと願います。

また、ノーベル化学賞受賞者の山中教授のことしを総称する言葉は「驚き」でした。ことしも残るこの19日間、よい驚きの日々であることを願います。

それでは、平成24年度第4回定例議会におきまして、公明党所属議員といたしまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市内の小学生の放課後の安全対策について伺います。

近年、不審者等による子供たちの被害事案は、都会や地方に関係なく起きています。本市でも防犯週間初日には、警察官が一斉にパ

トロールを行う事態が起きています。

そこで1点目として、本市の子育ての支援策の一環としての放課後児童クラブ等の設置状況と何年生までが利用できるかについて伺います。

2点目に、本市が行っている放課後児童クラブと卒園児のみの放課後を受け入れていただいている市が行っている小学校低学年受け入れ事業で、受け入れられていない児童の実態についてお知らせください。

3点目として、国は1小学校区1放課後児童クラブとの目標を示しております。本市では、ほとんどが保育園の献身的なご協力において、これまで目いっぱい放課後の児童の安全な居場所が提供されてきています。このことには、率直に感謝申し上げたいと思っております。

しかし、小規模校が多いという実態の中で、全ての学校に放課後児童クラブが設置できていない状況にある中、小学生の安全を考えると設置場所として学校敷地内が一番安全であると私は考えます。

少子化の一途をたどる中で、全国的にも学校の空き教室の活用がなされていますが、本市でも今後、新たな設置場所としてこのような利用を進めていかれるお考えはないでしょうか。

次に、公共施設のエレベーターの安全性について伺います。

2006年6月3日、東京都港区共同住宅12階のエレベーターにおいて、男子高校生が自転車に乗ったまま後ろ向きにおりようとしたとき、扉があいたまま上昇し、男子高校生は床部分と天井に挟まれ窒息死するという、痛ましい事故が起きました。

この事故を受けて、国交省は、2009年9月にエレベーターの戸開走行保護装置を義務化したものの、これ以前に認可設置されたエレベーターには法的に二重ブレーキ等の設

置義務もなく、保守点検を行えば使用できるシステムになっているようです。

そんな中、ことし10月31日に、石川県金沢市のアパホテルでパート従業員がさっきと同様な事故で命を失うという、あってはならない事故が起きてしまいました。2件ともシンドラー社製でありましたが、業者が月に1回点検し、シンドラー社も1年に1回点検をしていたという報道されました。

そこで初めに、本市のエレベーターの設置箇所、設置年とメーカーについてお知らせください。

次に、エレベーターの耐用年数は何年と考えているかについて、市の考えを伺います。

3点目に、市民の利用する公共施設に設置された2009年9月の法改正以前に認可設置されたエレベーターに、二重ブレーキを設置すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、市民の健康増進と医療費削減の点から質問します。

昨年の厚労省人口動態統計の発表によると、肺炎で死亡した人が約12万5,000人に達し、日本人の死因の3位になったことがわかりました。

また、肺炎による死亡者は、65歳以上が97%を占めているようです。1位はがん、2位は心疾患、脳血管疾患と合わせて3大死因と言われていましたが、肺炎は今後ふえ続けると予測され、4大死因の時代に入ったと報道されました。

そこで初めに、肺炎による本市の高齢者の死亡実態について伺います。

次に、先日、女優の森光子さんも肺炎が原因でお亡くなりになりましたが、肺炎の予防として今は肺炎球菌ワクチンというものがあり、1回接種すると5年間は効果があり、今では日本でも2回まで接種できるようになっています。医療経済的な予防効果は高く、ワ

クチン接種による社会負担の削減効果は年間5,000億円との推定もあります。

しかし、年金世代の方には接種料が6,000円から8,000円と高く、ワクチンを知らない人が多いため、私はもっと市民に知らせていくべきであると考えます。ワクチンがあるのに知らない、そしてあっても受けられないというのでは、ワクチンが開発された意味をなしません。ワクチンがないのと同じです。

そこで、高齢者の健康支援と医療費削減にもつながる肺炎球菌ワクチンの公費助成を考えないかについて質問し、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の小学生の放課後の安全は万全かというご質問でございます。

その1でございますけど、日置市では、保護者が労働等による昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び場及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童健全育成事業と小学校低学年受け入れ事業を実施しているところでございます。

平成24年度は、放課後児童健全育成事業を8つの保育所と1つの社会福祉法人の9カ所で、小学校低学年受け入れ事業を6つの保育園で実施しております。また、制度によらない自主事業として、4つの保育園に実施していただいております。放課後児童の受け入れ先としては、全部で19カ所の状況でございます。

利用可能な年齢は、両事業ともおおむね10歳未満の児童となっておりますが、放課後児童健全育成事業では小学校4年生以上も受け入れるところもございます。

2番目でございます。放課後児童健全育成事業による放課後児童クラブと小学校低学年受け入れ事業による放課後児童の受け入れを

行っておりますが、現在の小学校低学年受け入れ事業を利用できる児童は、事業実施の保育園の卒園児及び在園児の兄弟等が児童対象としていることから、利用したい児童クラブ等を利用できないなど保護者の意向に添えない部分もあるかと思えます。いずれの事業でも児童の受け入れを行っていただいているものと考えているところでございます。

3番目でございます。少子化対策として放課後児童の受け入れは、子育て支援の重要な事業の一つであると考えておりますが、現状の保育所での実施状況を見ますと、事業の拡充については厳しいものがあると考えているところでございます。

しかし、国が1小学校区に1放課後児童クラブを設置することを進めていることもあり、今後、放課後児童クラブ等の開設の要望があるとすれば、財政面及び事業の実施場所を含めた形の中で検討を進めていく必要があるかと考えているところでございます。

2番目の公共施設のエレベーターの安全性はということで、その1でございますけど、市役所本庁庁舎、東市来支所庁舎、中央公民館、クリーンリサイクルセンター、ゆすいん、吹上砂丘荘、伊集院中学校、東市来運動公園、東市来文化交流センターに各1基、公営住宅に8基の合計で17基設置してあります。

2番目でございます。エレベーターは、法定に定めた保守点検を行っております。現在の市役所本庁舎のエレベーターは昭和57年に設置され、30年経過しております。故障した場合は、部品の供給ができないという状況になってきておりますので、更新を検討しているところでございます。

このようなことから、正常に利用できなくなる状態を更新の時期と考えておりますが、先月、金沢市で死亡事故が発生していることから、あらゆる情報をもとに、更新時期を見きわめていく必要があると考えております。

3番目でございます。平成21年9月にエレベーターの安全に係る技術基準が見直され、建築基準法施行令・規則等の改正が行われました。改正の主な内容といたしましては、エレベーターの駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路の全ての出入り口の戸が閉じる前、かごが昇降したときなど、自動的にかごを制止する安全装置となる、いわゆるブレーキの二重化の設置と地震等による揺れを検知して、自動的にかごを昇降路の出入りの戸の位置で停止させ、かつ、当該かごの出入り口の戸及び昇降路の出入り口の戸を開くことができる安全装置の設置が義務づけられたものでございます。

今回、対象となるのは、法改正以後に新增設されるエレベーターに適用されるものとなりますが、さきに回答しましたとおり、人命に係ることになりますので、情報収集を行いまして、慎重に状況を見きわめてまいりたいと考えております。

なお、現段階の状況といたしましては、メーカーにおいても、既存のエレベーターに対応する当該機器の開発中であるという情報は確認しているところでございます。

3番目の肺炎球菌ワクチンの公費助成を考えないかということで、その1でございますけど、平成22年鹿児島県衛生統計年報によりますと、鹿児島県の状況は死亡者数2万294人のうち、11.6%の2,347人が肺炎で亡くなっております。そのうち65歳以上の高齢者は2,268人で、96.6%を占めております。

本市の状況ですが、死亡者数は682人のうち肺炎による死亡者は92名で13.5%を占めております。また、そのうち65%以上の高齢者数については、市町村単位では公表されておりません。

その2でございます。平成24年5月23日に国の厚生科学審議会感染症分科会予

防接種部会による予防接種制度の見直しについての概要によりますと、予防接種の対象疾病・ワクチンの追加で医学的観点から、7ワクチンについて広く接種を促進することが望ましいと提言があり、既に定期接種化が見込まれる状況にあります。

平成25年度から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンにおきましても、新たに定期接種が予定されており、財源といたしましても、約3,600万円を見込んでおります。

今後、さらに成人用肺炎球菌ワクチンも定期接種化されますと、当然市としても実施することとなりますが、実施に当たっては、国の動向を見きわめながら検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

[教育長田代宗夫君登壇]

○教育長（田代宗夫君）

放課後児童クラブ等への学校施設の活用につきましては、児童の滞在時間、児童の安全管理、施設管理など検討を要する課題があると考えております。

また、ニーズの問題、現在、保育園等が取り組んでいる放課後児童健全育成事業や保育所地域活動事業への影響のこともあり、今後、関係課とも連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

学校では、学校応援団を活用して、希望者への放課後学習を行っている学校もあり、今後はこのような取り組みも推進してまいりたいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

答弁をいただきましたので、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、今回、鶴丸小学校区の保護者から、子供の入る放課後児童クラブがなくて困っているとのご相談を受けましたところから、今回の質問に至ったわけでございます。

私自身も2年前からこの件については調査を続けてまいりました。市にはこのような相談は入っておりませんか、お聞かせください。

○福祉課長（野崎博志君）

同様の相談、お問い合わせにつきましては、年に二、三件程度いただいております。その際には、制度の説明をさせていただきまして、ご理解をいただいているというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

その点についてですけれども、ご理解をいただいていると言われるのは、入る場所が見つかったということでしょうか、それともないんですねえともう諦められたということ、どちらのほうだったでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

今回の鶴丸小学校校区の方の場合につきましては、ちょっと入る場所がないというようなことをご説明したところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

はい、ありがとうございます。この問題は、まず、設立に向けて幾つかのポイントがあると考えます。その中でも私が一番重要と考えるのは、設置に当たっての財源です。文科省も厚労省も放課後子ども事業として補助事業を持っていますが、やはり厚労省のほうの財源が厚く、長期休暇中も実施しやすくなっています。

厚労省は、補助基準額は年間を通じた平均的な登録児童数が10人以上と聞いていますのに対して、鹿児島県は実際の実利用児童数が10人以上いるという考え方を示していました。

薩摩川内市では、10人を切ると補助金を返還しなくてはならないと、半ば脅迫まがいなことまで厳しく言われていたようでございます。これでは実際に利用する児童が1日10人に達していない小規模校の多い地方の

小学校では設置できず、小学生の放課後は勝手に過ごすしかないわけであります。

今回、私が行った厚労省への調査で、厚労省雇用均等・児童家庭局育成環境課の担当者は、「登録児童数ですよ、うちはそう言っていますし、全国から上がってくる数字は登録数で上がっていますよ」と言われました。さらに、九州全県にこの件で調査をしましたところ、鹿児島県以外は全て「登録児童数です」との回答を得ました。

これを県に報告しましたが、担当者は「えっ」と言われたものの、「国はそう言うけれども、実利用児童数で上げないと会計検査院から指摘を受けたら返還することになるので、実児童数でやっているのです」と県は何ら変わりませんでした。

しかし、厚労省から1本の電話が入り、大きく好転しました。国は全国の児童健全育成担当課長宛てに、平成17年12月15日付で放課後児童健全育成事業の国庫補助についての疑義についてという事務連絡を行いました。

ここには塾や習い事、疾病等による欠席日数を積み上げ、年間平均児童数の算定から除く必要はないと書いてあり、厚労省が鹿児島県にも調査をかけてくださいました。結果、「黒田さんがおっしゃるとおりでした」と言われ、県の考え方は間違っていたことがはっきりしました。

12月6日、私ども公明党の持富県議がこの点で一般質問をした結果、登録児童数10人以上で設立できることになりました。そこで、この条件であるならば財源は確保しやすい環境になりましたので、保護者の要望を調査して、順次、学校の空き教室や地区館等を利用して設置していく考え方がないかについて伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど答弁の中で、この放課後対策という

のは特に保育園のほうにお願いしております。そういう中で、この放課後対策、国庫財源ということでございますけど、保育園の手出しもありまして、一挙にこのことについて市がやるということじゃなく、また保育園ともその方向を含めて十分今後話をさしていただきたい、さように考えております。

○1番（黒田澄子さん）

今回、登録児童数でいいとなった場合、19人と20人の境目で90万円ほどの財源が急激に上がる可能性がございますので、今保育園さんが一生懸命に頑張っているところにも、もう少し手厚く人件費として活用できるものも入ってくると思います。

私は今回申し上げておりますのは、現在、保育園の方が一生懸命やってくさっているところをどうにかしようというのではなく、本当に小学校の中で、全然預けられる場所がないところを中心にしながら、一つでも学校の空き教室とか、また地区館とかを利用して、吹上では地区館利用も今現在ございますので、そういったことを何とか頑張っていけないものかという点です。

教育長に、学校の空き教室等を利用することについてだけ、今後検討していかれるものなのか、その点を1点だけお伺いします。

○教育長（田代宗夫君）

学校には基本的には空き教室というのは、私はないと考えております。それぞれの目的で教室は使っております。だからといってできないと言ってるわけではございませんけれども。

ただ、児童クラブを設置した場合には、児童クラブのほうは子供たちの遊びや生活の場になり得る場所でなければならないと思いますので、そうなると、部屋の中には、例えば畳を敷いたり、あるいはカーペットなどを敷いて寝転がったり、いろんな遊びができるよ

うにしてやらなきゃいけませんので、そのような常時5時から6時とか、その間にそういうのを設置して、遊べるようにする部屋がどの程度あるかというのは、いろいろ研究してみなければわからないと思います。

○1番（黒田澄子さん）

先ほどニーズを調査しますということがちょっと出ておりましたが、今までこれは調査をされてこられたのでしょうか。

それと、もし今後、この保護者のニーズの調査をされる場合は、どのようなところが主体となって、どのような調査をされていかれるおつもりかだけ伺います。

○福祉課長（野崎博志君）

ニーズ調査についてですが、放課後児童クラブについては、現在までニーズ調査は行っておりません。

ただ、来年度に子育て支援に関する調査を実施する予定でありますので、調査項目の中に放課後児童クラブのことも入れて、現状把握をしたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、エレベーターについて質問いたします。

今回、市にこの調査をかけたのですけれども、私は2006年当時、既に市の中で調査済みだと思っていました。今回の調査が初めてだったのででしょうか、お答えください。

○財政管財課長（満留雅彦君）

これまでもおきましては、各所管課のほうで把握しておりました。今回の全体的な統一の調査につきましては、今回が初めてでございます。

○1番（黒田澄子さん）

市長の答弁の中で、公共施設のエレベーターの更新については、正常に利用できなくなる状態の時期というふうに言われたと思いますが、この正常に利用できなくなるという状態はいかなことを想定されておられます

でしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

その正常に使用できなくなった時期というのが、本庁が現在の状況であります部品交換——部品の対応ができなくなったということを想定しております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

本庁と東市来支所はもう30年近くがたっているわけですが、設置メーカーからリニューアルの提案はありませんでしたでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

本庁のほうにつきましては、メーカーが三菱でございます。同じく東市来も30年経過している時期でございますけれども、本庁のほうにつきましては、更新の提案をいただいております。

東市来のほうにつきましては、日立製作所のメーカーでございますけれども、そちらのほうからは提案はまだございません。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

市長の答弁の中で、メーカーのほうは今そういった二重ブレーキ等のそういったものを開発中のようなご答弁がありました。これは二重ブレーキに対して開発中ということではなかったでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

二重ブレーキと、それから地震対策の両方の対策でございますけれども、それぞれメーカーで今、製造年月日に応じた当該機器を開発中ということで、情報を確認しているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

済みません、私が本市の三菱、日立、東芝の会社に調査をかけました。そのときには既に2009年の法改正のときに、既に認可をされたところから二重ブレーキをつけたいと

いう要望が必ず出るであろうということを会社も予測されておられて、全社国交省から認可を受けたものがあるというふうに聞いております。

若干ちょっと違うのかなと思いますが、そして価格的にはそれぞれ機種が違ったり、作り方が違うということで、一般に言えませんが、150万円から500万円、中にはそれ以上かかる可能性もあるというふうに聞いております。

今後、こういったことに関してそれぞれの機種がどうなのかということも違うと思うんですけども、大まかにリニューアルをする際のかまた、二重ブレーキをつける際の見積もり等を今後とられるというお考えはないでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

今現在、私ども確認した段階ではメーカーのほうでは開発中ということでございます。その部分の詳細がわかりましたら、見積書のほうを徴集していきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

私たちのまちでは、最近できましたと思っていた伊集院中学校のエレベーターもこの認可の前だったということで、こういうものが設置されていないものであります。今後、つくっていかれるものは、必ずそういったものしか置けないものですから安心なんですけれども、国は二重ブレーキの設置について義務化も何もしていません。それは大変に高額なお金もかかりますし、それを全て国が補助できるものでもないということなんですけれども、今もう年次的に古いものがおわかりでしょうから、今後、しっかりとそういったスケジュールを立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾公裕君）

ちょっと大きな声で挙手をしてください。

○財政管財課長（満留雅彦君）

繰り返しになりますけれども、さまざまな情報を収集しまして、その段階になりましたら改修の計画をつくりまして、次の段階を対策を講じていきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

不特定多数の方が利用される公共の施設のエレベーターでございますので、本当に事故がないことが一番です。だから、正常に作動しなくなってからというのでは、私は危ないのではないかなというふうに考えますので、今後しっかりと検討をしていただきたいと思っております。

それでは、肺炎球菌についてお伺いしたいと思います。

今回、市内の病院にも調査を行いました。市は高齢者のインフルエンザワクチンに助成をされています。助成をすることで、お一人ずつに封筒でお知らせが行きます。それによって高齢者はワクチン接種の情報を得て病院に行くわけです。というか、行かなくてはならないといった雰囲気なのです。結果、かかっても軽度で入院をする重症化した人は皆無、ゼロになったと言われました。

平成22年3月時点で、全国でも320の行政で肺炎球菌ワクチンへの公費助成が行われています。医師も「高齢者がインフルエンザの時期に1週間ほどあけて打てるワクチンですから、日置市でも実施していただきたいですね」と言われています。再度、市長の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

さきもちょっと申し上げましたけど、ワクチンの金額というのが7,000円から8,000円と大変高額であるというのが一つでございます。今おっしゃいますとおり、公費助成という部分があるかと思っておりますけど、私どもは前に、国のほうにこれだ

けのワクチンを開発する中において、国としてきちっとした助成制度、そういうものをつくっていただかなければ市町村単独で県内でも10カ所程度しているところはございますけど、国のほうにきちっとこういう高額のものについては、そういう制度的なものをする中において、市としてその財源のまた助成というのをやっていかなければならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私は啓発が大事であるというふうに考えています。市民がこのワクチンを知らないということがなくなるために、少しでも助成され、個人に通知される、これが大きく変わることで考えています。

今回は助成の金額にこだわっているわけではございません。今後、国も助成の方向を検討されているようですが、まだ現実に実施されていません。既に県内9市町村が取り組んでいます。全国に取り組んでいる自治体の中で、助成する年齢が平成22年3月時点で65歳以上が120カ所、70歳以上が79カ所、75歳以上が51カ所で、そのほかは7歳以上とか、国保加入者、80歳以上といったふうでありました。

そこで提案なのですが、現在、インフルエンザワクチンの高齢者個人負担は1,000円となっております、これによってほとんどの人が接種されるので、入院等を要する重症化した人がいなくなり、また、医療費削減にも貢献しているとお医者様が言うておられます。また、肺炎球菌にかかると、医療費は大変に高額になると話されました。

そこで、例えばインフルエンザワクチンの個人負担を500円上げて1,500円にしても、これまで定着した接種が減ることはないのではないかと私は考えます。その500円分を肺炎球菌に助成できないかと提案します。そうできれば、インフルエンザワ

クチンの助成の通知と一緒に個人宅へ郵送していただき、肺炎球菌ワクチンの認知度が一挙に上がります。

日置市高齢者の年齢層は65歳以上が1万4,900人、70歳以上が1万1,800人、75歳以上が8,800人となっておりますが、私は75歳以上、8,800人を対象にしてもいいのではと考えます。そうすると、1,000円くらいは助成ができて、インフルエンザワクチン助成を500円下げた分で賄え、新たな一般財源からの支出は要らないわけです。

そして初めに申し上げたとおり、このワクチンは5年以上効果がありますので、毎年打つものではありませんから、75歳に達した方を対象にすると、初年度は75歳以上ということで、高額になりますが、次年度からはその年の人に特化しますので、財政的にも軽減されます。

以上の提案を伺って、市長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今インフルエンザにおきます市の財政的な中で、500円下げたらと、それをワクチンして啓発ということでございますけど、基本的に私ども啓発について、今回は市の広報誌でそういうものの啓発はやっていくつもりであります。

だけど、さきも申し上げましたとおり、こういう高額のものでございますので、国のほうにきちっとお伝えし、また、公明党さんにおきましても、そういう考え方の中で国のほうにお伝えしながら、国としてワクチンの接種の定期化、義務化ということをやるといふふうには思っております。

○1番（黒田澄子さん）

公明党も頑張ってもらいます。

そこで、啓発の仕方について伺いたいのですが、日置の広報だとかお知らせ版とかに載

せていただいても、なかなか読まれない方は読まれません。特に高齢者の方の肺炎というのが極めて危ない、1カ月間くらいいろんな治療を行った結果お亡くなりになってしまわれるという、苦しい上に本当に残念なことだと思います。

私は、ワクチンがないのであれば仕方がないと諦めるのですが、「ああそんなものがあったの、知らなかったわ」とおっしゃる方が結構おられます。

確かに高額ではあるのですが、啓発の仕方として、例えばインフルエンザワクチンの1,000円で受けられますよという通知の中に、高齢者の方だけではないんですけども、成人の肺炎球菌ワクチンというのも、5年間以上間をあけて打つわけですが、そういう効果があるものが今病院に予約をすると受けられるんですよというような、そういう啓発のものを一緒に通知に入れていただくと、お一人お一人が自分に来られたものは丁寧に自分宛てなので読まれると考えるので、このような啓発の仕方はお考えになっていただけないかを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ個人通知に、インフルエンザの通知はやりますので、そこの中におきまして、こういうワクチンがありますという啓発はできるというふうに思っておりますので、今後そういうふうにしていきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私たちのこの市も高齢化社会、本当にもう全てが65歳以上の自治会もございます。私たちもいずれそういう高齢者になっていきますので、そのときに実際に肺炎球菌という病気にかかる可能性も大変高うございますので、何としても高齢化の一途をたどる地方の私たち日置市の高齢者の生命を守るために、これからは市長、頑張ってくださいと申し上げ、私の一般質問を終了いたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました合併効果について質問をいたします。

私たち日置市は、約4年間にわたる合併協議を経て、平成17年5月に旧4町合併によって誕生いたしました。私は、旧伊集院町議会議員として、合併協議を傍聴してまいりました。あるときは、家族で出かけた大阪から一人早朝6時の新幹線に乗って、午後からの傍聴に駆けつけたこともありました。

それほど合併協議は地方自治体の重要課題でありました。ですから、その間に費やした多くの税金や貴重な時間を無駄にすることなく、合併してよかったと言えるまちづくりにしていかなければなりません。

しかしながら、多くの市民から合併しなければよかったという声が聞かれることは非常に残念なことだと思います。市長はこれまでの答弁で、合併して4年間は調整期間のようなものと位置づけておられましたが、既に合併して8年が経過しようとしている現在、合併効果をどのように評価されておられるのか、伺います。

まず、合併協議で最も重要な課題でありました行政サービスについて、維持・向上を図ることができたのかどうか。

次に、効率的な行政運営を目指すために策定した、行財政改革大綱及びアクションプランの成果はどうか。それと、合併当初は財政計画等の説明がなされていましたが、ここ数年、国の地方財政計画の見通しがつかない等の理由から、本市の財政計画も示されていないところです。本市の財政運営をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、日置市の将来像について伺います。

国においても、地方においてもさまざまな課題に行き詰まり、閉塞感から脱却できないジレンマがありますが、それでも目の前にある課題は解決しなければならず、かといって将来ビジョンもなく、目先の場当たりの対処では、合併効果を生むことはできないのではないのでしょうか、市長はどのようなビジョン、将来像を持って市政運営に当たっておられるのか、伺います。

また、市の将来像に人材育成が欠かせない課題ですが、「風格ある教育」のまちを標榜する本市の人材育成と教育について、どのような展望を持って推進しておられるのか、伺います。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の合併効果についてご質問、まず、その1でございます。

生活圏の拡大に対応した行政サービスのあり方や、地方分権の進展、さらには厳しい財政状況と急速に進む少子高齢化社会等に対応するため、究極の行財政改革とも言われる市町村合併を選択し、本市も8年を迎えております。

その中でこれまで、行財政改革の視点から使用料や補助金、事務事業等の見直し等によりまして、一部では市民の皆様にご負担をおかけしている部分もございますが、厳しい財政状況のもと、簡素で効率的な組織体制や外部委託等を図りながら、可能な限り、行政サービスを維持できるよう努めているところでございます。

また、地域づくり推進事業や消費生活相談員の配置や特定不妊治療費助成事業や公営住宅建設など、新たな事業にも取り組みながら、行政サービスの向上を図っているところでございます。

今後とも、地域づくり推進事業を代表する

ように、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、行政改革を着実に進め、より効率的で効果的な質の高い行政サービスの提供を目指してまいりたいと考えております。

2番目でございます。本市では、平成18年3月に、「日置市行政改革大綱」を策定し、補助金の見直しや職員数の削減、課の統廃合等による組織機構の見直し、未利用土地の処分、指定管理者制度の導入などに取り組み、その結果、平成18年から22年までの5年間で、全体で48億円余りの効果実績額があったところでございます。

ただ、厳しい財政状況を考慮しますと、引き続き行政改革に取り組む必要があり、平成23年2月には、「第2次行政改革大綱」を策定し、その大綱に基づいた40項目の具体的な行動計画を定めましたので、現在は、その行動計画に基づいた取り組みを行っているところでございます。

また、財政運営についてでございますが、市内の均衡ある発展を基調に、財政健全化計画を作成し、この計画をもとに歳入の確保、これに見合う事業等の執行を行ってきているところであります。

地方交付税の合算算定の特例算定や合併特例債の活用などにより、市道、公園、公営住宅、学校整備など、市民の暮らしを守る環境整備などにおいて、合併以前では、なかなか容易にできなかった部分も充実させつつ、平成17年の合併時に351億円あった市債の残高を平成23年度末に316億円とし、約35億円減少させてきております。

しかし、合併特例債は期限延長となりましたが、地方交付税については、平成32年度で特例算定が終了することから、収入に見合った支出という考え方で、今後一層強く意識していかなければならないと考えております。

3番目でございます。長期的なデフレ社会の進行による地域経済の低迷、大手企業の縮

小、撤退による雇用の不安、税収の減少、少子高齢化の進行による扶助費等の増加など、日置市のみならず、他自治体においても同様ですが、本市の財政状況は、極めて厳しい時代へと向かっていっているものと考えております。

また、昨年、福島原発事故以来、薩摩川内市から30km圏内にある市の半分が位置する本市におきましても、市民の絶対安全が第1であり、その対策についても十分対応していかなければならないと強く考えております。

今年度、市内に賦存する再生可能エネルギー調査等をもとに、原発に依存しない新エネルギーの活用を進め、本市から環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、市外へと発信してまいりたいと考えております。

また、市民の健康管理、体力増進を目指すため、各種健診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療による医療費の削減にも努めてまいりたいと考えております。

また、地域経済の振興につきましては、JA、漁協、市観光協会、市商工会と連携をさらに強め、また、国・県補助金、過疎・辺地債など有利な市債を活用して、可能な限りの事業を推進し、元気の出るまちづくりを推進したいと考えております。

また、市内各地域の活性化につきましては、26地区館を中核とし、地域のことは自分たちで知恵を出し合い、活気あふれる地域づくりを推進していくよう、市といたしましても、可能な限りの努力をしたいと考えております。

県と鹿児島市に隣接する、地理的にも有利な、また農漁業、観光資源も豊富な本市を対外的に強くアピールし、日置市に住んでみたいと思う方々を1人でも多くつくれるよう、まちづくりを目指していききたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市の将来像について、どのような展望を持っているかということですが、本市教育委員会では、日置市教育振興基本計画に基づき、「夢を持ち、あしたをひらく、心豊かな人づくり」を基本目標に、郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進を目指す方向として、Ⅰ、きまりを守り礼節を重んじる教育の推進、Ⅱ、文（芸術・学問）と、武（心身の鍛練）の両立を重んじる教育の推進、Ⅲ、自然や歴史と伝統・文化を重んじる教育の推進、Ⅳ、安全・安心を重んじる教育の推進、Ⅴ、協働社会におけるまちづくりを重んじる生涯学習の推進、Ⅵ、健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進の6項目を柱として推進を図っているところであります。

今年度は、合併して8年目になり、風格ある教育の実践ということで、Ⅰの、きまりを守り礼節を重んじる教育の推進と、Ⅱの、文と武の両立を重んじる教育の推進について、日置の風を起こそうということで、おひさま運動を取り組んできているところであります。

今後も、市民運動として、継続して取り組んでいきたいと考えております。

なお、基本目標の達成に向けて、残りの項目につきましても、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺っていききたいと思います。

私は、市民の中から「合併しなければよかった」という気持ちはどこから来るんだろうかというふうに思うわけです。もちろん、これまでよりも行き届かなくなったこともたくさんあると思いますけれども、それでも、これまでよりはよくなっているところ、市長もおっしゃったんですけど、それが理解できていないということもあると思うんです。

そこら辺を比べるという意味では、市民の皆さんはどこにどういった照準を当てていれば、そんなふうになるのか、やっぱりそれは理解できていない、よくなっていることもあるじゃないかということがわかっていないこともあるんだと思うんです。

今回の質問を通して、合併の評価と、そして残された課題というものが明らかにできればなど、私も思って質問をしているところなんですけど。

で、そうやって、今、市長が答弁されましたように、行政努力がされているにもかかわらず、住民の皆さんがしなければよかったんだというような、理解されていない部分、それはどういうことによると、市長、思っておられますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、市民の皆様方にはいろんな考えがございまして、特に4つが一緒になったわけがございまして、やはりそれぞれ、旧町といいますか、自分の旧町の町が一番かわいことだと思っております。

そのような中におきまして、いろんな中におきまして、一番、私、この合併というものよりも、今、それぞれ大変なのはこの経済・雇用、このことが一番、どこの地域にもものしかかってきているのも事実でございます。

そういう中におきまして、いろんな意見をお伺いしながら、また私どもも精力的に地域の隅々まで出向いてまいったり、またご意見を、話を聞いたりしてるわけでございますけど、限られた予算、限られた人間で行政も回していかなくやなりませんので、まだまだ市民の皆様方に十分、合併してよかったと言えることじゃないのかなと思っております。

まだまだ時間もかかるし、いろんな中でそういう感情的な、心に残っている、これを払拭、まだできないというのも事実であろうか

というふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

思っていたことよりも、時代は刻々と変化していく中で、予定のとおり行かない面もあったりします。そういった、刻々と変わっていく時代の変化によって、行政の方針も幾らか変化していく面もあります。

で、そういったものを、でも共有していかなければ、それぞれの地域にはそれぞれの事情がある中で、やはりそういうものをともに共有しながら進めていかなきゃならないと思うんですが、そういうことも含めて、情報提供について、市長はどのようなことができているのか、情報提供の問題についての見解をお聞かせいただけますか。

○市長（宮路高光君）

地域づくりの中におきまして、まだ今も地域審議会というのをつくっております。委員も公募したり、おりますけど、それぞれそれぞれがその方々が十分、またその市民の方々にお伝えしてない部分もあろうかというふうに思っております。

私どももやはりなるべくこの伝達の媒介につきましても、広報紙とお知らせ版とかそういうものでやっておりますけど、まだまだ、さっきもご指摘ございましたとおり、市民の皆様方に隅々まで、一人一人にまで浸透しているということにはまだ、私、自分自身もそのことについては、自信がないといえますか、まだこれは努力するべきであろうかというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

行政と市民の関係は、この情報提供というものが大変重要であります。何度も私、同じことを聞いてくるんですが、そして、市長もやっぱり「自分にはできていないと思う」と答弁なさいます。それが、どのようにして一歩一歩改善されていくのかということは、努力をしなければ結果は出てきませんよね。で

すから、私は具体的な、一步進めていっている状況も伺いたかったんですけど。

で、次、ちょっと伺いますが、現在は総合支所方式をとっていますよね。で、いろんなところで「支所も人数が減って、顔見知りも少なくなって、本当に寂しい限りだ」という声を聞くところです。

市の外部にお願いをしたら、行政改革の評価をする委員会がございます。そこからの答申では、総合支所方式の見直しについて後押しなされていたと思うんですけども、支所をどのようにしていくのか、これも行政サービスに対して、地域がとても関心の高いところですよ。

それを検討していくのに、もうそろそろ住民も含めた、その地域の人たちも一緒になってどうすべきかというのを考えるような、そういった議論が必要なのではないかと思います。その点、どのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

この総合支所の提言の中でいただいておりますけど、特に現実問題として、日吉支所、吹上支所、この耐震化を含めた中におきまして調査した結果、2つともどうしてももう取り壊しをし、改築をしていかなきゃならない、特に今、日吉のほうから改築から入っていかなくちゃならないと思っております。

内部の組織の中でも、それを視野に入れた形の、その規模にもなりますし、またどういうものを残していったらいいのか、そういうものは各地域ごとに検討委員会もつくらせていただきたいというふうに思っております。

内部のほうで今、本所と支所のどういう、事業分担といいますか、そういうことも検討もさしてもらっております。

○8番（花木千鶴さん）

やっぱり行政の効果を得るためには重要な課題だと思うんです。私は、どちらの方法がいいと言うつもりはありません。やはり町の

あり方を考えていくときに、この住民と行政の関係においても大きな問題ですので、改築の時期に来ているというのであれば、ぜひとも行政内部だけではなくて、これまで審議会の皆さんだけではなくて、審議会というの、よく言われますけど、当て職でいろんなところに出て行かれる人が多くで構成されている審議会でありますので、もっと多くの方が参画して、自分たちの地域の庁舎問題を行政と市民との関係づくりを検討できる、そういった委員会にぜひしていただきたい、議論の前にしていただきたいと思います。

で、行政サービス、さっきのところで情報提供の話がありました。最も本市が目玉としていたのは、ケーブルテレビだったと思うんです。で、家庭のテレビで行政情報が得られる。これは、これまでできなかった議会中継を通して、市政運営に関する議論でありますとか、市長の思い、また成人式や地域のお祭り、災害の緊急速報など、音声と映像で知らせるといった画期的なものでした。

しかし、防災と一体化したプランであったことから頓挫をしてしまったのは周知のとおりです。

私は、非常にこのことは残念に思った一人なんですけれども、期待していましたので、新生日置市の目玉とうたったほど力を入れてきたことを断念せざるを得なかった、その市長の決断というものは私などの無念以上のものがあつたんだろうと、私は察しをしているところです。

ただ、私は市長の感情とは別として、それはともかくとして、この変更によってどうなったのかということが大事なんだと思うんです。最も重要な情報媒体と位置づけていたものがなくなったわけですから、個別に対処していることは十分承知しています。しかし、情報提供の総合的評価としては、目標にはほど遠くなりました。

で、合併効果が見えにくいジレンマの一つに、やっぱりここがあるんだらうと、計画を長年かけてやってきたものがなくなったわけですので、ここがジレンマの一つにあると、私は感じています。もとに戻せと言ってるわけではありません。1日も早く結果を出さなければ市民の不満もたまっていくばかりではないでしょうか。

これらの問題に関して多々あります。防災の問題、インターネットの問題、それらの進捗状況、昨年の秋ぐらいに18番議員が質問されたのが最新だったんじゃないかと思いますが、進捗状況と今後の展望をお聞かせください。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

本市におきましては、平成18年3月に、日置市地域情報化基本計画を策定いたしまして、特に、地域インターネット基盤整備事業に取り組みをいたしまして、特に、公共施設109カ所におきます光ケーブルを設置したということでございます。

その後、いろんな状況の中におきまして、さっきご指摘ございました、防災無線等の問題もございまして、そういう中におきまして、基本的に当初におきましては、全家庭に光ケーブルを張ろうという計画もございましたけど、いろんなご意見の中におきまして、このことは中止させていただきました。

そのような状況の中におきまして、通信環境の整備ということにおきまして、ブロードバンドゼロ地域解消に取り組みをさしていた

だきまして、中川とか永吉におきまして、事業を展開させていただいたということでございます。

また、特に携帯電話の普及におきまして、特に携帯電話が通じないというところが何カ所もございましたので、そういうところにも事業を展開もさしてもらっておるところでございます。今、ご指摘ございましたとおり、全地域に光を引けばよかったわけでございますけど、こういう展開した、そういうことをご理解をしてほしいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私の理解の問題じゃなくて、整備状況を伺っているわけです。ここ1年ほど前の質問でされた状況では、工業団地なんかの問題だったと思うんですけど、それは目標として整備されているところだと思いますが、そのほかの地域、そこら辺の整備状況はどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

特に、西日本の通信電話株式会社鹿児島支店ということで、特に吹上地域におきます光の設置ということもいろいろとお願いもしたわけでございますけど、需用の見込みや採算の観点からまだ事業化されてないというのが現状でございます。

○8番（花木千鶴さん）

現在、議会のほうでは、議会改革調査特別委員会というのが設置されていまして、議会のインターネット配信についても調査をしたところでございます。

で、前向きな意見が委員会では取りまとめられたところなんですけれども、いつの段階でそれが実施されるかというのは、手続もあたりいろいろあるわけなんですけれども、それは別として、インターネットを利用していない人にとっては、それが可能になっても得られない情報なんですよね。

で、最新の情報媒体を取り入れなければ時代に乗りおくれでいくんだとあって、そういうのに乗ろうとする人もいますが、一方で置いていかれる人たちのことも考えなければならぬのが行政の宿命と言えるわけですよ。

せっかく投資をしても便利になったと市民が感じることをできなければ、それは効果が上がったとはいえません。スピーディーな対応が求められるわけです。いろんな困難なことはあるんでしょうけれども、一応合併のときの目標だったわけですので、それがケーブルテレビではなくなっただけにしても、これはもう1日も早くやっていかなければ、この情報社会の対応策だったんですから、それを何としてでもやってもらわなければならない、これが大変重要な課題だと。

先ほどから情報の共有の問題ありましたけれども、なかなか進まない一面でもあろうかと思えます。スピーディーな対応が必要なんじゃないでしょうか。

次に、行財政改革について伺います。

市長は、合併当初、決算規模で毎年10億円程度の削減を図りながら、200億円規模にすると財政計画を立てておられました。既に7年が経過したわけですが、23年度の決算額は、内容は別として、合併前とほぼ同じの250億円ぐらいになってしまいました。

もちろん、「厳しい財政状況下にあっても、市民のためにできるだけ財源を確保してニーズに伝えていきたい」という、先ほどの市長の答弁、それは、市長の気持ちのあらわれだというのは、私もお察しはいたします。

でも、一方で財政の健全化というのも図らなければならない、これも事実であります。それから考えますと、これは厳しく問いただすんだということではなくて、どうしてこうなっているのかということ、私はお尋ねしたいんです。

まず、伺いますが、当初「200億円規模

にしたい」とおっしゃった、その根拠、それをもう一度わかりやすくご説明いただけますか。

○市長（宮路高光君）

計画の中におきまして、1年ずつ、10億円ずつ削減して、特にこの市債残高等を少なくしていこうというのが趣旨でございました。

現実的に、今、8年前とすると予算規模はそう変わっておりません。その中におきまして、特にこの8年間の中におきます、この大きくなったのがやはり扶助費の額が物すごく、当初見込んでおいた状況と比べまして大きくなったのも一要因でございまして、また、合併後におきまして、国が経済対策事業ということで打ち出して、いろんな補助金が多くついたのも事実でございまして。

その中におきまして、先般、さっきもちょっと説明申し上げましたとおり、350億円ぐらいございました残高も、この8年の中におきまして、年次的に減少させて、今、23年度末で316億円程度、また基金も、逆に基金も40億円ぐらいしかなかった、総体です、今それが80億円程度の基金も積み立てをさせていただきました。

予算規模は大きくなりましたけど、やはり一番の、今後の財政状況というのは、この市債残高を少なくすることと基金を積み立てをしていく、この両面に努めさせていただきまして。

そういう中におきまして、当初計画しておりましたとおり、10億円ずつ減らして、200億円にするんだという計画には、今のところ達してないということでご理解していただきたいと思えます。

○8番（花木千鶴さん）

私は、市債残高を減らしていく計画も、基金の積み立ての計画も、財政計画の中ではワンプックだろうと思っているんですね。

それは、一つの計画の中で財政規模の一つ

の問題と、そして安定的な基金の持ち分と、そして、健全な借金返済ですか、そういうのはワンパックで計画的にやっていくことも大事だと、私はもう考えていますが、議会もこの行財政改革調査特別委員会というのを設置して、改革への意見を提出いたしました。それらは、どのように検証されて、どのように反映させてきたのか、ちょっとその辺の経過を伺っていいですか。

○市長（宮路高光君）

特に、この行財政改革大綱アクションプランに基づきまして、職員の削減も含めまして、補助金等も見直しもさせていただきました。そういう議会におきます、特別委員会におきますご意見等も100%じゃないですけど、ある程度そこを酌みした中において、私どもが今40項目程度に第二次の大綱はなっておりますけど、今、この40項目を具体的に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、冒頭で250億円のことや200億円のことを言いましたのは、やはり財政規模の中で、先ほど市長おっしゃった、補助金等の話、ありました。市民がその恩恵を受けるという中で、だけれども、もうどんとそれができなくなったとき、影響というのが大きいから、財政規模の縮小というのが当初あったと思うんですね。財政計画は、そういうふうにして立てるんだと思うんです。それを基本にして伺っているんですが、市長は合併当初の答弁で、「財政的に非常に逼迫した状況の中での合併だった。だから、財政の確立が一番大事なことだ」とおっしゃいました。私も、もちろんそのような認識ですから、この予算規模に何度も触れて質疑をしてみました。

「平成20年度からは予測ができるようになったので、5年後の財政計画、3年ごとの

ローリングで、きちっとつくって、そのこととアクションプランとの差異について、議会にも示して、お互いに検証していく」と答弁されました。で、その後、提示されていないと思うんですが、そのことはどうなっているんですか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

市の財政健全化計画につきましては、24年度から26年度の3年間を、現在計画して進行しているところでございますが、これにつきましては、議会の皆様にご説明している状況でございます。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

最初、私たちが求めたのはその3年のローリングの財政計画と、5年の財政計画というところで、それを計画を出してくれというときで、それを出してもらったときに、議論をしていくつもりなんだと、その違いがどこにあるのかということをやっているかと、市長、おっしゃったんですね、そのことがどうなっているのかと、私は伺いたかったんですけれども。

市長は、21年の12月の私の質問に、「財政確保や将来にわたり健全な財政運営を持続するには、さらなる行革を進めなければならず、これまで以上に施策や事業の集中と選択が必要になってくる。行政と市民が情報を共有しながら信頼関係を築いて、市民みずからが主体的にまちづくりを行う施策を進める」と答弁をされました。

確かに、先ほどもありましたように、地区振興計画に基づいて共生共同の地域づくりが進められているところではあります。

ですが、市民との情報共有、先ほど、「まだおくれる」というのがありました。「信頼関係、事業の選択と集中がなされて、信頼関係のもとに行革は進めなければならないんだ」とおっしゃいました。この辺のところは

どういうふうにしているのでしょうか。

これまで市長は、審議会のことをおっしゃったりするんだけど、本当の市民との共有関係、信頼関係というのはどのように図って行革を進めておられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に審議会もございますけど、広報紙等におきまして、決算とかいろんなことも市民の皆様方には情報は提供しております。そういうことにおきまして、それぞれ、ご意見と申しますか、意見、提言箱、そういうものにも入ったりもします。

今、議員がおっしゃいますとおり、この細かい形の5万1,000人に一人一人説明していくということの、対面の中ではしてないというのも事実でございます。

特に、私もいろんな自治会等いろんなことに出向いて行ったり、高齢者クラブとか婦人団体とか、そういうあらゆるいろんな会の中にも、私、自分自身も出席させていただき、その細かいことじゃなく、今の自分たちが置かれてる財政状況、また、その地域におきまず課題、こういうものについては絶えず、そういう、市長と地域の皆様方との、ディスカッションと申しますか、そういうものは続けております。

○8番（花木千鶴さん）

いや、一人一人に説明をしたかということではなくて、国の財政が逼迫してる、市町村の財政が逼迫してる、そういう中で市民の皆様さんがそれをどんなふう実感して、その臨場感と申しますか、その危機感が伝わってそれを共有できているかという問題だと思うんです。

市長がお一人一人に説明して回るとかという問題ではなくて、それがどのように伝わっているかということが問題じゃないかと、私は思うんです。

誰でも、市長、先ほど言われたように、自

分の住んでる地域がよくなってほしいから、いろんな要望も上がってくるわけです。それらの調整のためには、「地域間の違いを理解し合うために話し合いが大事だ」と、市長、以前おっしゃいました。それがこのことなんだと思うんです。

このことが、本当にみんなで共有するということができないと、なかなか、自分たちのところはよくなっていない、よその芝生が青く見えるのと同じでそういうことになっていく。それが、うまくやっばりできていないんじゃないかと思うんです。

「話し合いが大事」と以前とおっしゃった、市民が共有することが大事、そのところが、私、やっばり不足しているんだろうと思っています。

財政で、これは決算額について何うんですけれども、合併以前と合併7年後の23年の決算額を比較してみますと、このことは決算認定をぶり返そうと思ってるんじゃないんですけど、市長の財政についての考え方を伺いたいので、そのことご理解ください。

合併前の、立てた、大体の予測と今日大きく違ったのは、先ほど扶助費だとか何とかということ、市長はおっしゃったんですね、「扶助費が思ったよりも随分膨らんだ」。

で、それをして見ます、私は、もう扶助費じゃなくて民生費というところでも見たんですけど、やはりこの辺のところは17億円も伸びてるんですね。

これは、国の政策によるものが大変大きいものです。財源は、見てみますと、国・県の負担金のところで10億円ほど増額されているので、この辺が変わったところですよ。それでわかります。

以前の国保とか老人医療など、特会などその種のを比較してみますと、この分野では10億円ほど、ちょっと待ってください。国保などの特会、それに随分一般会計から繰

り出してるんだらうと思う人もいると思うんですけど、これ、2億円ちょっと伸びてるだけなんです、特別会計は特別会計ですので。ただ、一般会計からの持ち出しというのはそう大きくはなっていません。

それで、もういろいろ、もろもろこう比べてみましても、50億円は伸びていないんですね。約、大きく見積もって20億円ぐらい予測より上回ったんじゃないかとは思いますが、その30億円ぐらいが何だらうと思うんですけど、その30億円の細かいことは別としても、なかなか減らせないところってどの辺ですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、「減らせない」という言葉が大事なのか、継続事業という部分が、それを進行していかなきゃならない、今おっしゃいましたとおり、国・県の負担金も多くなってきておりますし、また、投資的な普通建設費、この分について、単独と補助がございますけど、この部分も8年前とさほど変わってないということでございます。

今おっしゃいましたとおり、規模を小さくすることも大事かと思っておりますけど、市としても、やはり地域が活性していくにはある程度いろんなことを打っていかなくちゃならない。

特に、起債を毎年しておるわけでございますけど、まだ40億円程度返済をしていかなきゃならない、借り入れは30億円以内にとめている、これが一つの財政的な、長期的なビジョンの中で進んでまいりますし、今後におきまして、やはりこの急激にこの残高を、減ってくることはちょっと難しいのじゃないかなと思っております。

また、国・県とか地方交付税、こういうものがどういう動向になるのか、そこあたりも、私どもはやはり財政的なものも臨機応変な対応を、今後やっていかなきゃならないという

ふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

いや、その継続事業の問題でありまして、地域の活性化でありまして、それは市の抱えている問題であり、それはそれぞれそうなんだけれども、ただ、財政全体の、マクロの意味で、健全化を図るという意味では規模を小さくしていくというのは、これは基本的な考え方としてあるんじゃないでしょうか、財政改革を考えるときに。これはもう、1丁目1番地の問題なんだと思うんです。そこら辺のところ、私は伺ってるつもりなんですけど。

交付税で考えてみますと、合併前は82億9,000万円、臨時財政対策債、これは国から交付税が足りないときに国から後払いされるという借金ですけれども、これが10億7,000万円、合わせて93億6,000万円となっていました。

23年度は100億円で、102.6%という予定以上の額でしたよね。それでもなぜ臨財債を発行したのか、それも満額、9億8,720万円も発行したのか。もうよしあしとは別にして、理由をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

その、臨債を借りないでもうそれをして、全体的を縮小する、それも一つの手かもしれません。私どももこの臨債につきましては、やはり交付税がふえてくるということは、この臨債を借りた中において、それも算入されております。

そういうことありますので、それを借りなければ地方交付税はふえません。そういうことありましたので、今回も臨債のほうは満額発行させていただきました。

○8番（花木千鶴さん）

このことは、私、決算の総括質疑でもさせていただきますが、改めて伺います。

臨財債は、「基本的に交付税の不足額を発行する」と言ってるわけですので、当初予

算で足りないと思って組んだのはわかります。

しかし、国も交付税を100%交付したわけだから、だから、もう発行しなくてもいいとするはずなのに、どうして国も認めたのか、私は不思議でなりませんけれども、でも、これは発行可能額であって、その、どうするかは市町村に任せられるというものですよね。で、私は何で満額したのかと聞いたんですけど。

ただ、おっしゃるように、借金としてこれほど有利なものはないというのも、私、よくわかります。でも、今日、臨時財政対策債に頼らないで財政運営を図ろうとする自治体が出てきているんですね。

それは、国の財政事情を考えると、今後交付税が減るようなことがあれば返済負担が大変重くのしかかるからです。それほど国の財政に信頼がおけないというの、あるわけです。だから、それをもう借りないって主張してる所々たくさん出てきました。

これを、いろいろ考えてみますと、普通は、当初予算では交付税が足りないとして組んだんですけど、足りたのであれば余計な借金をせずに済むというふうに、普通の人は考えるんじゃないかと思うんです。

有利だからということだけじゃなくって、本当に借りなくてもいいのであれば、最初予定していたお金が入ってこないというのであれば、借金しなくて、最初の規模で何とかやってみようというふうに思わないのかなと思うんですが、もう一度お聞かせください。財政改革との整合性はどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃることはわからないことはないです。その中におきまして、先ほどから申しておりますとおり、この地方財政計画という中におきまして、普通交付税とこの臨時債、これはその中に含まれております。

そういう中におきまして、今おっしゃいま

したとおり、現金といいますか、普通交付税のお金がそのまま来、臨債というのは借金であると、これはもう十分理解はしております。

ですけど、私ども、やはり、さっき申し上げましたとおり、そういうものを、発行をしながらでも基金等をふやしてきました。

そういうようなこともご理解していただきたいというふうに思っております。

さっきおっしゃいました、国の財政が今後、またその臨債に充てる、交付税の算定に入らなくなる可能性もあるかもしれませんが、私どもやはり財政力3.8ぐらいの、こういう市町村の財政収入でございますので、そういうものも活用しながら、安定的な、今後におきます基金等を積み立てをしていく必要があったからということで、満額臨債のほうを発行させていただきました。

○8番（花木千鶴さん）

それも、市長、私の一つの考え方だとおっしゃる、私も市長の考え方が一つの考え方というふうになるわけです。

ただ、本当に今日の財政難を迎えているところではいろんな方法ありますが、私は、やはり本当に基本的な財政規模を減らすこと、そこでその借金返済についても、基金の積み立てについても考えていく、これが基本だと考えています。

本市でも、予算を確保して市民の要望に答えているんだからいいじゃないかという人もいるかもしれませんが、しかし、国にぶら下がるだけはぶら下がりでは、国はもちません。

自治体も同じ構図で、国と共倒れになろうという問題だと、私は思っています。行けるところまで行ってからそのとき考えようでは、私たちの子供たち、後世にツケを回すことになることは、もう目に見えています。どこかで決断しなくちゃいけない。

宮崎の日向市では、通年予算を組んでいるそうです。予算と決算を大きく違えることが

ないというものです。つまり、補正で予算を積み上げないという考え方なんだそうです。そうしなければ、財政計画が崩れるからだという趣旨でありました。

今はどのような方法があるか、私、わかりません。でも、本市でも財政運営の仕組みづくりを研究してみる必要はあるんじゃないですか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

この財政につきましては、財政課長を含め、みんなこのことは頭に入れておるといふふうに思っております。

さっき、話、ご指摘ございました、この予算規模を縮小する、これも一つの手の中であるかと、一番は何もしないで借金を返していった、市民サービスをしないほうが一番いいと思います。

やはりこういう、借りておりながらでも、やはり知恵等出しながら、この資金の財政をうまく運転して運用していく、そういう考えもあっていいのかなと思っております。

今、ご指摘のとおり、財政的につきましては、職員全体が勉強するよう指導していきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、頭が悪いので、なかなかその数字的なこと、数学的な能力が低いのかもしれない。だから、理解がなかなかできていないのかもしれない。その私が、議会にいて一生懸命、その予算規模を見てもなかなか理解ができない。だから伺っているんですね。市民の皆さんも、そういった共有は大事なんだろうと思います。

で、「薩摩川内市が財政運用プログラムを策定した」と報道されました。合併後に、行財政改革には取り組んできたわけだけど、合併特例の算定外の減額を見込んでのプログラムだということです。

本市も1年おくれの合併でしたから人ごと

ではありません。本市においても、この12月に予定されています、指定管理者指定議案に上げられなかった施設も幾らかそれを視野に入れてのことだと思うんですが、行革上の維持管理運営、施設の維持管理運営なども含めて、行財政改革上の総合的判断をされてその指定管理施設の、今度除外したのはそのこともあるんですか。それはお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今回、除外したということについて、やはりこの建物の耐用年数、こういうものを含め、また利用度を含め、そういうことも配慮した中で、今回指定管理の中に入れなかったところもあります。

○議長（松尾公裕君）

残り時間2分ですので、お願いします。

○8番（花木千鶴さん）

やはり老朽化した施設の存続問題は、その行財政改革の、その一つのプランの中に入っているかという、そのことだったんですが、それとはまた違うんですね。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまご質問の内容につきましては、その老朽化した施設を今後維持管理費がかなりかさんでくると、そういったことで財政計画にこの辺も盛り込んでるのかといったようなことなのかというふうに思いますけれども、そこにつきましては、施設整備基金等を活用しまして、今後その改修がふえてまいりますので、その辺については対応していこうということでございまして、これからの財政運営につきましては、その辺の維持補修という部分も十分加味しながら、財政計画を立てていきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

この辺のところ、今後大きく財政にのしかかってくるわけですね。ですから、きちんとした財政計画を立ててやっていただかな

ければならないと思います。

もう時間もないところで、最後のところには行けないかと思いますが、私たち議会と市長の関係においては、市長の政策提案に関することに関しては、賛否はできるんですが、予算に、それに関する予算には修正もかけられますけれども、なかなか予算編成は市長の専権事項でありますから、私たち議会に修正権があるといっても、それほど、個別的なもの、あれはいいけどこれだめだというのは言えないものです。

ですから、マクロ的な、本当に予算規模をどれくらいに設定していくのか、それは、市長の財政運営の考え方にかかっているんだと思います。

財政難を理由に、補助金が削られあちこちで削減削減と叫ばれる中で、財政改革の中身がわからなければ、自分たちだけが削られた、そしてあちは何かいいことやってるじゃないかというふうになると、これでは市民の「合併してよかった」という気持ちがつながらないと思うんです。それを、市長はどんなふうに思われますか。

○市長（宮路高光君）

何回も今まで説明申し上げましたとおり、やはりこの財政的には大変難しい部分の中で、市民の皆様方にご理解して、いないというのもあるかというふうに思っております。その代表で議会があつたり、いろんな代表の方々にはそういう説明もしております。

端的に言いますと、市民の皆様方にとって県道・国道、そういうことも余り変わらない、国・県補助が幾ら来たからということでも、余りそこあたり、自分たちの地域におきますそういう制度設計というのは、私ども執行部含め、また議会の皆様方にそういう、今おっしゃいました財源の裏づけ、こういうものをきちっとした中でお仕事をしていくんだということを、きちっと説明していくべきじゃな

いかなと思っております。

○議長（松尾公裕君）

時間がありませんので、お願いします。

○8番（花木千鶴さん）

何事においてもこの財政が基本なんですよね、合併もそのためにしたんです。何度もきょう出てくるように説明の問題がありました。そこが、やはり市民に伝わるように、この財政問題がきちんと伝わるように、そして急激な変化が起きたときに市民が困らないように、そこら辺をきちんと説明していただかなければならないと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、12番、漆島政人君の質問を許可します。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

さきに通告いたしました国道・県道の交通安全対策と防災対策について質問させていただきます。

日置市内には、2つの国道と14の県道があります。これらの路線は日置市内の主要幹線道路として利用度も高く、住民の生活基盤として重要な役割を担っています。

また、これらの多くの道路は30年前と比べ、過疎化は進んでいるものの、通行する車の量はむしろふえているように感じます。

私も、国道沿いに住んでいますけど、交通量の多い朝夕の出はりは以前と比べ待ち時間が長いです。

それでは、それらの、今申し上げた道路の交通安全対策や防災対策の整備状況はどうかと申しますと、例えば東市来管内の国道3号線、これについては歩道は一応歩道はあります。しかし、中心街における交通安全対策はとて十分な状況とは言えません。

伊集院管内においても、県道伊集院日吉線は現在改良中ですが、通行量の多い郡から妻

生田の一部区間においては、まだ未改良部分が残っており、これが完成するまでにはまだ時間がかかるのではないかと思います。

また、吹上地域においては、県道35号の国道から永吉小学校までの区間は、私が小学校に通うころとほとんど変わっていません。

したがって、廃路となった見通しの悪い箇所や崖崩れ発生の高い箇所が何カ所かあります。

また、国道270号線も一部区間は四、五年前に歩道を整備していただきましたが、しかし、まだあちこちで未整備区間も残っており、子供たちが通学する朝夕の時間帯は非常に危険な状況です。

そのほか災害時対策として急がれる山間部の狭隘道路など、こうした危険箇所についてはPTAやそれぞれの地区で10年近く要望も続けていますが、財源確保が難しいとの理由で計画の見通しは立っていません。

皆様もご承知のとおり、現在、衆議院選挙が繰り広げられています。各政党が掲げている公約の中で、共通した公約の一つが教育や子育て支援です。このことは何年も前から言われています。でも現状は今申し上げましたとおり、お金がないという理由で子供たちが通う国道、県道の交通安全対策は非常におくれています。

しかし、その一方で、誰が見ても優先順位の低い事業に多額の補助金が支出されている例が数多くあります。このことに県の担当課の方々、こういった方々はお金の出どころは違う、財布は違うので、我々としてはどうしようもできないんだと、そういうふうに言われます。

国も教育や子育て支援、それに地方分権を論ずるのであれば、危険な通学路は一日も早く整備していただきたいものです。

そこでお尋ねしますが、危険箇所の把握と優先順位の位置づけはどうなっているのか。

また、整備計画に対する県との協議、これは今どういった状況にあるのか。特に危険な箇所については、市が工事費の一部を負担してでも整備を急ぐ、そういった協議も必要だと思いますが、そういったことについてはどうお考えなのか。

また、国道、県道の危険箇所は地域住民にとって身近な問題です。市政の日置市の取り組み体制も含め、住民の方へもそういった状況等を説明していくべきだと思いますが、どういった形で現在対応されているのか、お尋ねして1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国県道の交通安全や防災対策はおくれている。改善への協議や取り組み状況ということで、その1でございますけど、今回の通学路点検では、学校、PTAや警察、道路管理者が連携して、小学校ごとに要望箇所等の現場調査を実施しながら、危険箇所等の状況把握をしております。

緊急合同点検での検討結果では、4地域で81カ所（東市来23・伊集院26・日吉18・吹上14）の危険・要注意箇所が上っており、それに対する対策を学校、警察、道路管理者ごとに、優先順位や予定年度等を検討しているところでございます。

2番目です。これまで、地域やPTAなどから提出された要望等につきましては、その都度、国や県へ進達しております。鹿児島地域土木事業連絡会や行政懇話会などでも、強く要望を重ねておりますが、県からの要望に対する回答は、県の財政状況等により、早急な整備は困難であるというものであります。

しかしながら、危険箇所については、現地調査を実施していくとの回答もいただいております。

3番目でございます。それぞれの道路管理者が、厳しい財政状況の中で、整備を進める

ことが大前提でありまして、地域の声という点では理解できますが、市として、まだまだ整備する箇所が数多くあるため、国県で管理する分まで市の負担で——部分的な負担ですることは、今の状況では難しいというふうに思っております。

4番目でございます。自治会長へは、要望に対する回答などを報告するよう心がけておりますが、一部では回答していない場合もあるようでありますので、これからは、その都度回答するようにして、また市の方針や県の整備計画なども、自治会長連絡会等で周知していくよう心がけていきたいと考えております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

1番目ですけれども、今回の通学路点検は通学途中の児童が車にはねられたという事故を受けて行われたものであります。つまり、対車という視点から点検を行ったところでございます。

全小学校から、車の交通量などから危険性の高いと思われる通学路の報告を受け、81カ所について関係機関で再度確認をしたところであります。

2番目です。8月に警察、県、市の関係者で実地調査を行い、その結果をもとに対応策を検討し、11月に関係機関が集まって、それぞれの対策について協議をしたところであります。

11月末現在で81カ所中、22カ所は対策が終了し、残り59カ所は周囲の状況や予算のこともあり、今後対策を行う予定であります。

3番目です。残された59カ所については、今後も関係機関、関係課とも連携を図りながら取り組んでまいります。

4番目です。検討結果や対策については、各学校へは既に周知したところであります。

対策に時間のかかる箇所については、再度、児童生徒への安全対策の徹底を指導してきたところであります。

○12番（漆島政人君）

今、市長、教育長からご回答をいただきました。回答の中で、きょうの新聞に南九州市の議員が同じような質問をされていまして、そこで、今、教育長の回答も全く同じような回答ではなかったかなと今思っているところです。

そこで、日置市においては81カ所の危険箇所を把握していると。これは当然市のほうは減っているわけですよ。でも、この81カ所、この中で、市道については市の裁量、判断で順次改善をしていけます。

そこで問題は、この国県道です。国県道については、なかなか先ほど市長の回答もありましたとおり、難しいという回答も来ています。そこで、国県道を利用して通学している中で、特に危険だと、早急な改善が必要だと把握されている箇所は、こういった場所で何カ所ぐらいあるのか、まずこのことについて教育長にお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

幾つか、ここに上げてあります81カ所というのは、それぞれもう危険な箇所ということで上げてございますので、ここがどうしてもというところと言われますと、ちょっと整理もしておりませんが、例えば永吉の4差路の電機屋さんのところですね、4差路になっていると、永吉小学校の交差点の部分とか、あるいは国道沿いのガードレールの設置とか、それから、当然先ほどご質問にされました郡のまだ工事が済んでいない危険箇所、私もあそこは写真を撮ったりしたこともございますが、大変狭いです。

そういうところ等が上げられると思いますが、まだほかにもいっぱい上げてある箇所はほとんど危険だということでございます。

○12番（漆島政人君）

まず、なぜ国県道の、特に危険な国県道の箇所をお尋ねしたかという、当然国県道であれば、県は、3号線についてはもう国道管轄ですけど、270については、県管轄です。したがって、国県道の交通安全対策というのは、当然県と協議、要望協議をしていかないといけないわけですね。したがって、当然県に、県と協議をする危険箇所については、どういった箇所があるのか。

そこでもう一つお尋ねしますけど、当然協議をする上で優先順位というものをつけて協議もしていく必要があると思います。

今はただ、電機屋さんの4差路、永吉の千田電機屋さんのあそこだと思います。それと今の麦生田、そこだけは言われましたけど、これでは270の歩道整備なんかはどういうふうにお考えなのか、どういった交通安全対策に対する認識をお持ちなのか、この2カ所が何とか出てきたちゅう感じですよ。この辺について優先順位、この辺についてもどういったお考えなのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

270号の国道の危険箇所も全部把握はいたしております。ただ、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、多額の予算を財源を伴うものですから、なかなか振興局のほうにも私も一緒になってお願いしたり、陳情したりしてはおりますけれども、なかなか多額の予算を伴うものはできないということでございます。

今この表の中に81カ所全部検討した箇所も書いてございます、書かれております。もちろん270号線があったり、たくさん書いてございますけれども、優先順位といいましても、国道270号線のこれ優先順位でも1番目だと思います。それぞれ私は大事なことだと思っております。郡の線にしましても、だからそれぞれでお願いをしております。

だから、どれを先に一つしてあとはせんでいいよということじゃなくて、それぞれ小さな箇所もありますし、大きな道路改良を伴うもの、あるいは交差点をもう改良するといっても土地もないところもあります。いろんなところがありますので、それぞれ警察と、それから県の関係者、それから私どもの市関係者、この3者で81カ所について相互に検討し、何が必要か、それを今度は持ち帰って、そしてまた集まって今後の対応策というのを全て私ここに持っておりますけど、ガードレールの設置やら、いろいろと横断歩道の設置とかたくさん書かれております。

したがって、どのようにしてどうしなさいとか、そこは私どもはやっておりませんが、それぞれ大事なところは、国道であり、県道でありますので違いますから、それぞれでお願いをしていると考えております。

○12番（漆島政人君）

今、教育長のお話だと、全てが危ないんだと、どこも大事な箇所なんだと、だから全てを要望してるんだと、これで物事が進めばいいです。でもこれじゃ進まないです。結局、市道については、市の裁量・判断でやっていくわけですので、市道については、市道の中で優先順位をつけながらどうやっていくか。また、先ほど市長からもありましたように、どういった財源でどうやっていくか、当然それはやっていくべきです。

しかし、国県道については、きちんと日置市の中で整理整頓をして、その中で優先順位をつけてきちんと県と協議をしていかないと、あれもこれもと、同じようなことを同じような形で同じ人間が言ったって、相手もやはり財源がなかでの協議ですので、非常に難しいです。

したがって、私も教育長にも1回一緒に行っていたことはご存じのはずです。私も要望に行きますけど、県の方々は、そんな

あなた方もいっぱいあれもこれも言ってきたって、やれるはずないじゃないですかと。まず、日置市のほうで交通整理をしてくれ。つまり、優先順位をきちんとつけてやってくれと。そうでないと、あれもこれもやっていけませんよと、そういった回答がなされるわけです。

当然、県の言われる方の意向は当然だと思います。だから、特に危険な箇所はどこなのか、優先順位はどういった位置づけをして、県と協議をしていっているのかと、そこをお尋ねしてるわけです、それについてもう1回お尋ねします。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどいろいろお話をお伺いしたところですけれども、81カ所のうち22カ所については、一応対策を終了したということで、59カ所について今検討をそれぞれのとこをまだしているところでございます。

今ご指摘のありました道路改良等につきましては、建設課のほうで詳しく説明をしていただきたいと思いますと思っております。

○建設課長（久保啓昭君）

国道、県道等の整備につきましては、特に県道につきましては、毎年県単の道路整備の要望ということで、県のほうに要望をしておるわけですけれども、これにつきましては、市のほうで現況等状況を把握しながら、優先順位をつけて要望をしている状況でございます。

しかしながら、40カ所程度要望するんで

すけれども、事業費的には25%から30%ということで厳しい状況でございます。

以上です。

○12番（漆島政人君）

教育長に質問した趣旨としては、当然、市長部局と道路改良と交通安全対策については連携をしていかなきゃいけない。したがって、当然教育委員会独自の優先順位、特に危険な箇所の把握、それは当然しておくべきだと思います。それをもって連携して協議をしていく。そこで市長部局のほうは優先順位をつけてやっているということでした。

そこで特に危険な箇所を先ほど申し上げましたところ、これ国道3号線については、湯之元北地区の区画整理の中でされていくのかなど。県道35号も現在進行中ですので、時間的にはかかるかもしれませんが、計画どおり年次的にやっていっていただけるんじゃないかと思います。

問題は、私の自分たちの地域だからこういった言い方をすると思われがちなんですけど、県道35号、これ永吉の2桁県道、主要地方道路ですけど、先ほど教育長のほうは電機屋さんの4差路が危ないと言われましたけど、これはやはり交通整理をしたり、皆さんが気をつければ、当然安全じゃないです。通学路の安全帯が確保されていませんから、幾らかは大丈夫です。

でも、問題は、教育長もご存じだと思いますけど、その中間の崖崩れの危険性がある現場です。平成19年の7月11日の豪雨では、崖崩れが発生しました。あと四、五分子どもたちの通学時間帯がおくれてたら、そのまま巻き込まれていただろうと、巻き込まれていた状況にあったわけです。

すぐ県は災害対策をしたわけですけど、やはりこういう人の力では安全を確保できない、こういう崖崩れ現場等は当然早くしていかないと、もう私はここは時間の問題だと思います

す。

風が吹く雨の降る日は、あそこにも看板が立っています。とにかく雨の降る日は早く通行しなさいって書いてあります。

それとあと270、これも現在吹上では、ひまわり館の前も実施していただいているわけですけど、でも誰が見ても非常に、前原先生のあの前の辺ですね、あの辺は、補償費等が当然高くなるからなかなか工事計画が進まないことが背景にあるとは思いますが。でも、工事金額が上がれば上がるほど、やはり早くから工事計画を進めてもらうような手だてを打たないとけません。

そこで、この県道35号、国道270の花田地区の歩道整備、この辺については県との協議の中で何か工事計画の見通しが立っているのか、このことをお尋ねいたします。

○建設課長（久保啓昭君）

県道と国道270号歩道整備、また危険箇所等の整備につきましては、先ほどもお話ししたとおり、強く要望をしているわけですが、議員からもありましたとおり、補償費等がかかる分については財政的なもので、なかなかすぐに着手ということにはなっていないわけですが、交通量、また子どもたちの通学路ということもございまして、今後も強く早めながら整備のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

○12番（漆島政人君）

強く要望していくということですが、そこで、やはりこういった工事金額の高いものについては、ただお願いだけじゃなくて、日置市の中でもこの工事に対して地権者がどれだけいらっしゃるのか、旧吹上町ではもう既にやってたわけですが、地権者の把握、そして同意の見込みがこういった状況にあるのか、そういったものを市独自でやりながら、そして要望していく、そうした体制でいかないと、

建設的な協議は進まないと思います。

そこで、そういった取り組みについては、体制についてはどういったお考えなのか、お尋ねいたします。

○建設課長（久保啓昭君）

要望につきましては、改良、歩道の整備も当然用地が伴いますので、用地の相談——同意書ですね、そういうものをつけてまた通学路等については、車の離合等狭いということもありますので、そういう写真もつけて、一緒に地域の方々と一緒に要望に行っている状況でございます。

○12番（漆島政人君）

私も毎年年に2回ぐらい振興局のほうにも住民の方とも行っています。そして、私も県道整備については、県の職員の方と一緒に用地交渉をずっとやっています。

それと、状況によっては、私はもう県外のほうまで用地交渉に行くこともありました。それくらいして誠意を見せながら、信頼関係をつくりながらやっていかないと、なかなか次のステップに進めない、そういった関係づくりがまず必要ではないかなと思います。

こういった危険箇所、吹上のこういった箇所については、地元も徹底して協力していきますので、ぜひ強い要望をいただいで、一日でも早く計画が頭出しできるようにやっていただきたいと思っております。

そこで、先ほど市長のほうから危険箇所である、なかなかでも工事は進まない、そういうところについては、市の負担ということをちょっとお尋ねしたわけですが、これについては難しいということでした。

そこで、私が今県のほうに要望している——陳情している箇所が2カ所ほど行き詰まっているところがあります。

まず1つは、国道270、これについては、場所は詳しくは地権者の関係もありますから言えませんが、30年前ぐらい国道の改良

をして、その時点で歩道整備も一緒にやる予定だったんですけど、その工事関係でいろいろごちゃごちゃがあって、なかなか同意が得られず、約六、七十m歩道が整備されていないところがあります。

そこを何とか県のほうにさせていただこうと思って、私も何回か、何年かかけて地権者の方をお願いに行きました。そしたら、最後はわかったっち、おまえのいうことはわかったっち、協力しましょうということで同意をいただきました。

そしてその後、県のほうにこうやって同意が得られたから何とかしてくれといったところが、県もやりましょうと、それも二、三年かかりました。四、五年かけてやっと両方の合意が得られたんですけど、最後は工事仕様書の中で意見が合わなくて、県のほうは高さ2m弱ぐらい、それを県のほうはどうしてもお金がないから、10cmぐらいのモルタル仕上げでのり面は仕上げていくと。

ほて地権者の方は、いやここはもう宅地として後々使うんだから、コンクリート擁壁か擁壁ブロックでやってくれと。いやそういうことはできないと。県のほうは金がない中でやるんだから、そういうことを言われてもできないよと。私のほうもほかの場所は高さはなくても、コンクリート擁壁でやってるやないですかと。何とかしてくれ、この機会逃がしたらもうできないんだと。何とかしてくれと言ったんですけど、やはり単独事業と、単独予算と、補助事業予算ではもう違うんだということで、だめでした。

地権者の方は、当然こっちの方じゃないから、そこまでして行政に義理立てする必要はないと、それだったら俺はもう同意しないということで、白紙になったわけです。

こういうのは、私も五、六年かけてやっと話がついたと思ったのに、これでもう終わりですから、したがって、協議の余地がなくな

ったもんだから、今年度はその箇所の要望書を住民の方と一緒に上げれないわけです。上げたって、おまえたちは断ったじゃない、おまえたちが断ったんじゃない、地権者の同意が得られなかったんだということなんですけど、本当こういうのはどういった解決をしていけばいいと思われるのか、このことをちょっとお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員のほうがるる説明した箇所も頭の中に私も入っております、そういう経過があったということで。今おっしゃいましたとおり、どこに相談に行くというところは大変難しい部分があるかと思っております。

今ご指摘のとおり、県におきましても、単独事業と国の補助事業でやっている部分がございまして、そういう単独の場合はある程度のそういう臨機応変な形でやる部分がありますけど、補助事業の場合はきちんとした一つのルールにのっとってやっていく。

おっしゃるとおり、どこにもいってもこのことは解決できませんけど、また、やはり担当のほうともう1回そこあたりもしなきゃいけないし、また地権者とも粘り強くそういうご理解をしながら進めていかなければ、解決というのはちょっと難しいのかなと思っております。

○12番（漆島政人君）

私が一番難しかったのは、地権者の方が要望されていることは、補助事業であれ、単独事業であれ、住民目線でいけば関係ないわけですよ。何であっちがコンクリートで擁壁やってるのに、こっちはだめなんだ。いやこれは単独事業ですからちゅうことなんか理由にならないわけですね。

だから、擁壁ブロックちゅうのは決してむちゃな要望じゃないとなると、それ以上の協力要請というのは難しい気がしました。

今、市長のほうからもありましたけど、何

とかもう1回県のほうにも——県のほうも何とか交渉がもうちょっともうちょっとちゅうところで、職員の方も退職されていくものから、なかなか難しいです。

本当ここについては、教育長に先ほど厳しくいろいろお話ししましたけど、犠牲者でも出ないとしてももらえないのかなというのが最終的な感想でした。

それともう1点、山間部の防災対策です。

市長も当然ご存じだと思いますけど、県道291ちゅうのが山間部の平鹿倉地区に走っています。ここは地域の主要道路として、市道、県道、市道でつないでるわけですね。市道のほうはいいです。でも県道のほうは幅員が2.6か7ぐらいしかなくて、3mないんですね。

したがって、4t車以上は通行禁止という看板も立っています。でも、ここは地域のもう本当生活の基盤道路なんです。ここは危ないし、ほて全く見通しのきかない、昔の軍用道路で何か使われたちゅうことも聞いてるわけですけど、なかなかこの辺の幅員を広げてくれ、カーブカットをしてくれという要望もしてますけど、全く2桁県道が進まないわけですので、こういった3桁県道の山間部は進まないですよ。

そこで、地域の人は市道でもだったらもうちょっと交渉の余地もあるのになあということで、お話もあります。

そこでもうちょっと、そこは迂回路がないわけですけど、ちょっと迂回するような対策がとれる余地はないのか。それとあと、先ほど工事費の一部負担ちゅうのは無理だと、私もその当時支所のほうにもちょっといけんかならんだろうかといって言ったら、やっぱり県道ですから無理ですということは言われました。

そこでこういうのも災害避難所が設置されたときは、そこを歩いていく場所なんですね

え、この意味についても、市の負担が無理だったらもうちょっと何か強く我々の力では限界がありますので、もうちょっと何か積極的な要請というのができないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました平鹿倉の本当に市道より小さい県道ということで、私も認識しておりまして、地域住民からもそういうご要望もし、現場も確認もさしてもらっておるところでございます。

基本的にさきも申し上げましたとおり、県道の一部負担というのは難しい部分がありますし、それを市道に、県道を市道に降格じゃなくて昇格させていく、そういうことができるのかどうか、ここあたりも十分県とも協議し、県がそれでいいというものになれば市の中において、ある程度整備ができていくということも一つの方法論じゃないかなとは思っております。

ここあたりも今後地元も含め、いろんな方法論をあつめていかなければ、今ご指摘のとおり、本当に過疎地域の県道、本当に幅員が2.どれぐらいしかいない。今のままで行ったら恐らく1mも一つも拡幅ということとは不可能であるという認識を持っておりますので、いろんな知恵を出しながらこのことも解決をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

もう本当に今市長がお話しされたとおり、市道に降格ぐらいしよう——下げてぜひ管理を、そういった選択肢も何とかできるんだつたらその選択肢も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。やはり地域の方はそこでしかも生活できないわけですので、何とか道路は生活の基盤ですので、具体的な対応をしていただきたいと思います。

そこで、私もこういったいろんな行き詰ま

っていく要望活動について、いつも思うのは、今ここ何年か、厚労省のほうで地域介護・福祉空間整備事業というのがありますよね、もう既に何億円も使っています。ことしだけでも5,500万円の予算がつきました。100%補助です。

厚労省は、100%つけてでも、補助をつけてでもやらないといけない事業だという認識があるからそうだと思いますけど、我々から見れば、そこまでしなくてもぜいたくじゃないかよと、そういった金があるんだったら、こういった今言ったこういうところにちょっと回せればなあというのが、本当に強い思いです。

そこで、ちょっと最後の質問になりますけど、今言った介護・空間整備事業、これも含めてですけど、一昨年、六十数億円かけて南北広域道が完成しました。

しかし、利便性がどうかといいますと、本当に上がってるとは言えません。今までの従来の道路を回っても大した時間的には変わりはないです。したがって、利便性に変わりはないということです。

また、現在、半島基幹道路として農道の新設工事が吹上地域で進められています。冒頭でも申し上げましたけど、住民目線に照らせば、これらの道路整備は明らかに優先順位が違うわけで、低いわけです。

しかし農水省事業ということで、地域が求める優先順位なんちゅうのは全く通用しないわけですね。農道といっても、仕上がってみれば、日常の生活道路です。

先日、議長もいらっしゃいますけど、議長のほうにも県の市議長会での陳情した折に、旧態依然としたスタイルで陳情しても実効性はないじゃないか、もうちょっと視点を変えていくべきじゃないかということもちょっと異議を申し上げましたけど、やはり先ほども言ったとおり、道路は住民の生活基盤ですの

で、その整備については地域住民の高い要望の——要望が高いところから進めていただく、これが基本だと思います。

そこで、お金の使い方については、農水省事業だろうが、厚労省事業だろうが、もうちょっと融通をきかしてやっていただくような、そういったことも今後市長会のほうでも要請していただきたいと思いますが、このことについてどうなのか、お尋ねいたします。

それと、あと教育長に最後の質問です。

先ほどから申し上げましたとおり、またこの県道35号、270については、教育長も一緒になって県のほうにも要望に行っていたきました。

この県道35号は、車が来ればよけるところがないもんだから、子供たちは草むら歩いていくわけです。草むら歩けば、当然天気がいい日であっても、朝露でびしょりになります。また今の時期は、朝霜で、もうぬれた上に冷たい思いして学校へ行くわけです。学校へ着いたときは靴はびしょりです。

また、崖崩れの危険箇所も、本当に台風が来るたびに物すごく心配しています。本当に何かあったら大変なことだと、もう弁解の余地もない感じです。

あと国道270も、今は日が暮れるのが早いですね。したがって、この暗い中を歩道のない中、車の多い中、中学生今大体5時半ごろとなると、電気をともして、みんなあの危ない中を帰っています。

こういったことは十分ご承知だと思います。ぜひ県教委とも、交通安全対策ちゅうのはやはり教育の基本的なところですので、ぜひ連携をして、交通安全対策が具体化していくように進めていただきたいと思いますが、このことを最後にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、市民目線という中におきまして、厚労省、農林省、国交省ございま

す。このはしりとして今一括交付金、これでそれぞれの自治体の裁量の中で整備をするということで、今おりてきているのが、県、政令都市、この2つにおりてきております。

この中で、本当に自治体にそういう各省庁から内閣府に吸い上げて、それを各自治体の長がそれぞれ配分していく。これは本当すばらしい一つの画期的なことであるというふうに思っております。

ですけど、一つだけこの一括交付金、いろんな難点もたくさんございます。なぜ市町村におりてこないのか。これは変動的な差といいますか、基礎的な配分の中におきまして、都道府県、政令都市におきましてはそんなに単年単年度で大きな投資的なのは総体変わりませんが、市町村にとっては整備率を含めた中におきまして、この配分で大きく影響してくる。

そういう中におきまして、市長会でもいろいろ論議しておりますけど、一括交付金に対します中におきましては、慎重に期するべきであると。一つのルールづくりといいますか、そういう部分もございますし、私も先般も内閣府のほうにこの一括交付金の要請に行ったら、これは今度県におきましても、東京都と鹿児島県、いろんな配分の中におきまして、配分率、大変過疎地におきましても、この部分で一括交付金という名前はいいんですけど、大変大きな差異が出てきたと。ここあたりをどういうふうにして補正係数をかけてやるのか。まだまだこの一括交付金の制度設計というのが十分でないから、市また町村にはまだおりてくるのは難しいと思っております。

今おっしゃいましたとおり、市民目線であれば補助金であろうが、単独であれば、そういうのは何も構わない。ただ一つの結果論として、いろんな要綱に狭まられてあるのは事実でございますので、ここあたりも十分ご理解していただきながら、私どもはいつも

100%であろうが、50%であろうが、単独であろうが市民にとってはどういう形の中で有効活用していただけるのか。これは私どもは職員としてはプロでございますので、議会を含めてそういうものの財源の内訳というのは、十分自分たちが責任持って進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、ここあたりも十分ご理解しながら、私どもにおきましてもそういう部分も予算の獲得といいますか、これも十分やっていきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

子供たちの登下校の安全については、もう私が一番、子供の事故の起こる場面でございますので、心配いたしております。

したがって、私がすぐできることは、交通安全対策というソフト面のスピードを出さないような手だてとか、あるいはシニアスクールガードの方々も今応援をしてくださっております。そういう対応をまずはして、事故がないようにしなけりゃならないと思っております。

道路の問題等のハードになりますと、なかなか私の一存でできる問題でもございませんので、これまでと同様に、市長部局と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

その前に、9日に前日本共産党市議の坂口ルリ子さんが亡くなられました。昨日、11日葬儀が行われましたので、この場をおかりいたしまして、謹んで哀悼の意をあらわし、ご冥福をお祈りしたいと思っております。

坂口ルリ子さんは、教師として39年間、

そして議員として12年間、そのうち4年間は日置市議として務めてこられました。

日置市内の全ての小中学校の教室に扇風機を設置させるなど、子供たちの教育や福祉の向上に力を入れて取り組んでこられました。76歳の生涯でした。先輩の意思を引き継ぎ、私は後継ぎとしてこれからも平和も守り、命と暮らしを守るために坂口ルリ子さんに負けないように一層頑張る決意を申し上げまして、それでは一般質問を行います。

総選挙真ただ中の質問となりました。党をつくって90年の日本共産党の歴史が今注目されています。

まず、初めの質問は、吹上浜の侵食対策についてです。

住民の皆さんから、これ以上侵食が進まないように何か早く対策をと以前から要望が出されていることはご存じのはずです。地元住民が浜におりたり上がったりができなくなるくらい、侵食が進んでしまっています。もとに戻すなんてことは、それは大変なことかもしれません。しかし、これ以上侵食が進まないように、今すぐに対策が必要です。その対策についてまず、伺います。

また、侵食がこのように進んでしまう原因として、海砂の採取が吹上浜沖で行われている問題があります。2つ目にはこのことについて伺います。

3つ目に、国や県の対策はどうなっているのか、伺います。

4つ目は、ウミガメの上陸や産卵の状況について伺います。

また、吹上浜の侵食がウミガメの上陸や産卵に与えている影響をどう見るか、そしてウミガメ保護の対策についても伺いたと思います。

次の質問は、市長など特別職の退職金について、9月議会に引き続き伺います。

報酬審議会の進捗状況をお知らせいただき

たいと思います。

1期4年の任期が終わるごとに市長、副市長、教育長にはそれぞれに多額の退職金が支払われます。市長には1,700万円、副市長730万円、教育長630万円という市民の暮らしから見れば考えられないような退職金ということで、見直しをするべきではと9月議会で申し上げました。

市長のご答弁で、制度上の問題で難しいが、報酬審議会を開きそこで検討していただくというふうに申されましたので、その進みぐあいをお伺いいたします。

次に、米軍機の低空飛行訓練についてです。

最近も頻繁に飛んできております。夕方暗くなってから、夕方6時20分とか6時35分、夜8時過ぎ、10時過ぎ、多くの市民が目撃しています。私も実際に見ました。暗い空に明かりを点滅させながら飛んできたのを見ました。暗い中を低く飛びますので、非常に危ないし、音も大きい。市民の皆さんから不安の声が寄せられています。市のほうに寄せられた目撃情報などについてお知らせください。

また、市民の安全を守るために、これをやめさせるための対策についても伺います。

次の質問は、脱原発についてです。

現在、日本の原発は関西電力大飯原発を除いて全て停止しています。危険な原発の再稼働はやめてとめたまま廃炉に向かうのが一番現実的と考えます。

野田内閣が無責任な暫定の安全基準を使って再稼働を強行した大飯原発では、その直下に危険な活断層が存在する可能性が高まっています。原子力規制委員会の現地調査では、メンバー全員が活断層である可能性を否定できないと一致しました。活断層であれば、立地不適格で廃炉しかありません。

また大飯原発以外でも活断層の疑いが次々と指摘されています。原発を再稼働しないこ

とが一番責任ある方針であり、とめたまま廃炉にするのが最も現実的だと考えます。原発即時ゼロこそが一番の選択ではありませんか、市長の見解を伺います。

最後に毎回取り上げております高過ぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

まず、滞納や相談の件数やその相談の内容などについて伺いたいと思います。

この厳しい年の瀬を乗り越え、年を無事に越せるのか、市民の懐はますます冷え込んでおり、12月払い込む分の国保税を払えるのか、ご心配の方もおられるようです。せめて子育て中の世帯について、子育て支援として減額か減免を検討してはいかがでしょうか。

人头割を、世帯の人数に係る分の均等割の子供に対する分、できますれば赤ちゃんから高校生までの分の均等割を半額にすれば、随分な子育て支援になると考えますが、市長にそのようなお考えはないのか伺いまして、以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、吹上浜の浸食対策、1と3は関連ございますので、一緒に答弁させていただきます。

海岸の浸食につきましては、平成8年から13年にかけて、国土技術政策総合研究所や鹿児島大学の海洋工学の専門家による現地調査と、国土交通省川内工事事務所が平成11年度から3年間調査を行っておりますが、海岸線は長期的かつ広域的な大きな変化が見られないものの、また不明な点が多いため、長期的に海岸の変化状況を観察することが重要であると結論づけております。

鹿児島県では、海砂採取と浜崖の関連について十数年前から調査を行っており、吹上浜全体の状況を把握するためには、航空写真撮影、現地踏査、汀線測量などを実施され、平成18年度から地形的要因による影響予測調

査や外力条件の検証、砂移動のメカニズム調査、それに深淺測量などを継続実施されていきます。

市といたしましても、今後とも関係機関への調査研究や対策等の検討をお願いしていきたいと考えております。

2番目でございます。

吹上浜一帯、いわゆる串木野沖から加世田沖における海砂採取につきましては、現在も採取が行われており、平成24年度の採取予定量は19万2,000m³となっております。

なお、日置市に關係する吹上浜沖では、吹上町漁業協同組合等共同漁業権区域内で3万6,000m³の採取認可がありますが、本年度は上半期で採取実績は4,140m³となっております。

4番目でございます。

本市における24年度のウミガメ上陸頭数は384頭で、23年度と比較して184頭増で、23年度の1.9倍となっております、また産卵数は24年度が221頭で、23年度と比較して129頭増で、23年度の2.4倍となっております。

これは、平成12年度から調査した中で最も多い頭数となっております。

また、日吉地域におきましては、ふ化場が3カ所ありますが、今年度は9頭で1,187個の卵を移設したと報告されております。

吹上浜の浸食については、海砂が減少し、浜崖となってしまいますとウミガメが上陸しにくい環境となり、産卵にも影響があると考えられます。

また、海岸保全のための消波ブロックや護岸堤防も、ウミガメの産卵を妨げる原因の一つと考えられます。保護対策については、ウミガメの保護監視パトロールによる監視を続けていただき、場合によっては卵の移設をしていただきながら、今後におきましても、ウ

ミガメが産卵しやすい環境づくりにご協力をいただけるようお願いをしていきたいと思っております。

2番目でございます。

市長等特別職の退職金の見直しについて、その進捗状況でございますけど、今月中に審議会をして答申をいただくよう計画を進めております。この審議会では、議員報酬及び特別職等の給料の額について審議をしていただき、意見を提出していただきます。

3番目の、米軍機の低空飛行訓練についてのご質問でございますけど、24年度を目撃情報として17件が寄せられています。住民の方から、市議会議員も情報提供をいただいています。もちろん、職員についても飛行を目撃しており、低空飛行機の飛行等の情報提供については県の危機管理局危機管理防災課へ報告しております。今後につきましても、引き続き、同様の報告を行ってまいります。

その2でございます。

市民が低空飛行に危機感を感じていることは間違いございません。低空飛行については行われなことが最善であると考えているところでございます。日米安全保障条約や航空法など、一市では解決できない問題と認識しております。今後においても引き続き、県を初め、関係機関と連携しながら、対処していきたいというふうに考えております。

4番目の、脱原発についてでございますけど、社会経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に努めながら、原発は将来にわたって段階的に可能な限り縮小すべきだと考えております。

5番目の、高過ぎる国保税の引き下げについてでございます。

国保税の減免措置等につきましては、災害を受けた場合や失業により所得が激減した場合などの減免処置のほか、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期医療に

被保険者が移行することで税の負担がふえないよう、平等割等の軽減特別措置が講じられています。

また、本市では平成23年度の国保税改定率とあわせて、一般会計から1億円を繰り出しており、本年度も同様に繰り出しを行っております。このことは子育て世代を含め、国保世帯全体の負担増を軽減するための措置として実施しているものでございます。

子育て支援としましては、子供の均等割を減免することにつきましては、子育て支援は国保世帯のみの対象とせずに、多くを占める被用者保険の世帯も含めた、全ての子育て世帯を対象にしなければ平等性を欠くことと、仮に国保世帯を対象に均等割を減免すれば、軽減措置を受けてない所得が高い世帯に比べて、所得の低い世帯ほど軽減を受けている割合が多く、均等割を半額減免しても効果が小さくなり、逆進性が働くことから、均等割の減免は導入できないものと考えております。

以上でございます。

済みません。国保の1番目の答弁漏れしておりましたので、させていただきます。

国保税につきましては、平成23年度決算で現年度分の収入済み額が8,900万1,000円、滞納繰越分が2億7,738万9,000円で、加入世帯7,710世帯の17.5%に当たる1,351世帯が滞納世帯でございます。

また、滞納世帯の内訳は10万円未満の滞納がある世帯が629世帯で、全体の半数近い46.6%の割合で10万円以上20万円未満は226世帯で16.7%、20万円以上30万円未満は145世帯で10.7%、30万円以上が351世帯で26%となっております。

納税相談につきましては、本年度4月から11月までに、市税全体で991件の分納誓約を結んだ中で、国保税を含んだ件数は約

6割に当たる627件の分納相談に応じております。

この相談におきましても、世帯の家族構成、直近の3カ月間の家族の収入、食費や光熱水費などの生活費、教育費、ローンの返済状況などを示していただき、税金の納付が可能な範囲で分納額を決めて、毎月の納付をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

それでは、この海岸の浸食の問題、県はなかなか浸食そのものを余り認めようとしないうようなんです。私どもも対県交渉を行っておりますけれども、毎年ですね。その、「浸食自体は余り進んでいない」というような認識を毎回言っておられるようです。

しかし、地元の皆さんは本当にこう危機感を持っていらっしゃるわけなんですね。このまま浸食が進めばどうなるのか、松林もなくなって海風や潮風がまともに家や畑に当たるようになる。そして、その家にも住めなくなる、畑もつくれなくなるという、それぐらいの危機感を持っていらっしゃるわけです。早く、今のうちに何とかしてほしいという、そういう強いご要望をいただいて、私、今回、この問題を取り上げさせていただきました。

それで、この海砂を吹上浜の、吹上の海の沖のほうで、まだ漁協も認めて業者にとらせているという問題があるんですが、これはやはり漁協のほうも喜んでこういうことをさせているのではないというふうに、私は思います。本当にこの、自分たちの首を自分たちで絞めるような、そういう、積極的にそういうことをさせているのではない、そういう苦しい、いろいろ、魚がとれなくなって生活が大変だというようなこととか、実際、ずっとこの海砂は以前からとられておりまして、少しずつ少しずつ海の中も荒れていることがわかっているわけです。

そういう中で、魚がとれなくなって生活ができなくて、そして、目先のというか、業者から漁協には何がしかのお金が入るわけで、そういうことをせざるを得ないというような苦しい状況があるかと思うんですが、その辺については、市長はどのように認識しておられるのか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この海砂のとり方については、年1回県が中心になりまして、私ども市町村、また漁業組合のほうをお呼びして調整をしております。特に、日置におきましては、江口漁協のほうは、その海砂の採取については反対ということではございませんけど、吹上漁協は組合の同意の中で今実施している状況でございます。

実績的には、計画と実績を比較しますと、やはり実績におきましては、計画の約3分の1程度しか毎年とってないというのも事実でございます。このことについては、そういう、県の調整をする中でやっておるとい部分があります。

特に、この海砂といいますか、砂浜、崖を含め、崖になっていくところもあるんですけど、その反面、今度は砂が堆積して、どうしても船が出られなくなってきた、そういう部分がどういう要因か、いろいろとありまして、ここあたりも、私どものほうも江口漁協にしても、また吹上漁協にしても、その砂を運び出さなきゃならない。この、潮風なのか、いろんな条件があるというふうに思っておりますけど、ここあたりも全体的にこの海岸線も含めた中で、どう対応していくのか、まだ今からの継続的な課題であるというふうに認識しております。

○2番（山口初美さん）

そういう状況だからこそ、この政治の力で海砂の採取の問題も解決する方向に、ぜひ積極的にいろいろやるべきだと思うんですが、市長としては海砂をとるのをやめさせるのが

必要だというご認識がおありなのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、これは漁業権の問題がござい
ますので、それとやはりこの、コンクリート
といいますか、この海砂の利用の問題、両面
の中で私どももまだそういうコンクリート
を利用している部分がありますので、ここあた
りがどっちがいいかということは大変難しい
判断であろうかというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

先ほどのご答弁の中でも、国や県も調査を
やっているんだと、一緒に市のほうも協力を
して調査もしているというようなことだった
と思うんですが、先ほど申された、平成8年
から13年、それから11年から14年、そ
ういうふうにおっしゃいましたけれども、今
現在、どういふことを県や国のほうでやっ
ているのか、具体的なことをちょっとご説明
いただきたいと思っております。

○建設課長（久保啓昭君）

先ほど市長のほうで答弁をされましたと
おり、県のほうでも十数年前から調査を続
けております。汀線、なぎさのところの測
量、また航空写真測量、あと、そういうメカ
ニズムの調査、そういうものを続けて、原
因究明を図るための調査をしていただいで
いるという状況でございます。

○2番（山口初美さん）

地元の住民の皆さんは、本当に何も進ん
でないというふうに認識をしておられるわ
けです。今の説明を聞いて、住民の皆さん
が納得されると思われませんか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、いろん
な要因というのはあって、これが今の現況
を見て、県、いろんな国の関係の方々
は調査も何もしてない、住民目線から
見たらそういうふうに認識しているのも
十分わかっております。

ですけれど、今のこれを急に、この対策
というのが、一つの結論が得られてない
といのも事実でございますので、ここあた
りについては、そういう調査をしている
ということだけは、いろんな関係の方々
にはご報告申し上げていきたいと思っ
ております。

○2番（山口初美さん）

私は、これ以上浸食を進めないためには、
まずやはりこの海砂の採取をやめさせる、
このことが一番大事だというふうに考
えます。吹上浜の沖ばかりではなくて、
羽島のほうの沖のほうでもとっている
という話も、そういう事実もわか
っておりますけれども、やはり一漁協
が認めるからといって、その、業者
が砂をとっていいという、今の仕組
み自体がおかしいと思っております。

本当にこのかけがえのない自然が日々
壊されていくわけで、それをこう、も
とに戻すということは、私どものこ
の、人間の力では本当に難しい、大
変難しい問題だと思っております。
で、やはり今海砂をとらせないように
する、そのことが本当にこう、その
ことに市長がやっぱりしっかりと着目
していただいて、しっかりとそういう
ことを働きかけて、漁協の皆さん
とも話し合い、国や県のほうとも
——この三大砂丘と言われてお
りますけれども、本当にこうど
んどん砂浜は貧弱になってきて
いるのが目に見えております。本
当にこのなだらかだった砂浜が
もう崖になってしまっているところ
があちこちにあるわけです。この
ことを本当に市長がご認識されて、
もう1日も早く、これ以上進ま
ないという対策をまずしっかりと
やっていただきたいと思いた
しますが、その点いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては県が主体的にやる
こととしまして、私ども市の中で
できることならそういう対策は
やりますけれど、県全体の関係
の中で、この吹上浜海岸だけで
なく、ほ

かのところも含めた中でこの海砂の問題、やっておるといふふうに認識しております。

そういう中におきまして、年1回そういう調整もごさいます。当初より、さっきも言ったように、計画はあるんですけど、なるべくとらない形の中で、実績の中で起こっておりますので、そこあたりの許容範囲というのがどうあるのか、県のほうが、このことについてはきちっとしたリーダーシップをしていくべきなことであるといふふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

1998年の、ちょっと、東市来で出されていた民報、今、手に持っているんですが、「このとき、県が西部海域で計画する年間60万m³採取量は、10tのダンプカーで鹿児島県から大阪までつらなる莫大な量とわかりました」というようなことが書かれてるんです。

先ほど「大分量は減っている」というご報告でしたけれども、こういうことがずっと続けられていくなれば、これ以上、どんどん浸食が進んで、もう見る影もない、そういう、寂しい砂浜になってしまうといふふうに、市長、思われませんか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この海砂の関係と海岸の調査、これを今、それぞれ毎年、写真等いろんな中でやっておりますので、さっきも申し上げましたとおり、この砂の移動のメカニズム、こういうものも実態がきちっと調査をしていかなければわからないといふふうに、県からも私どもは報告もいただいておりますので。

また今後、やはりそういうメカニズムがどうあるのか、県としてもまだこのことには海砂との因果関係というのを結論づけてないといふふうに思っておりますので、ここあたりも注視していきたいといふふうに思っております。

ます。

○2番（山口初美さん）

来年、日置市では環境自治体会議が開かれます。その中でも、やはりこの吹上浜の環境保全のことは大きなテーマにもなるというふうに、市長も盛んに今願っておられましたのでご認識おありだと思います。こういうことをやはり大きな視点でしっかりと取り組んでいく必要があると思うんですが。

ウミガメのことは、先ほどご報告でまだウミガメも前年よりもたくさん上がってきて、たくさん卵が産まれているという、カメの赤ちゃんが産まれているということを知ってちょっと安心したんですけども。

日置市内の日吉町、吹上町では小学校にもふ化場があって、子供たちが本当にウミガメの赤ちゃんが産まれるのを楽しみにして、そして海岸でウミガメの放流などそういう体験を、貴重な体験をしております。

ピンポン玉のような卵からウミガメの赤ちゃんが産まれるのを、今か今かと夏休みも子供たちが毎朝ラジオ体操の前にそれを楽しみに見に行く、そういう姿を、私も何回も見ましたし、放流のときは、本当にこのウミガメの赤ちゃんが海のほうに向かって一生懸命歩いていく、何回もこう波に押し返されながらもひたすら海に向かって進んでいくと、そういうウミガメの姿を見て、子供たちも本当に命の大切さとか、一生懸命生きるということを学んでるわけですね。こういう貴重な体験ができる日置市の子供たちは本当に幸せだと思うんですが、いつまでもこのような体験ができるように、私も願っております。

先ほども、今のシステム自体がおかしいといふようなことを申し上げましたけれども、鹿児島県のほうも、やはり県がしっかりとこういうことを、自然を守る、そういう立場でもっとこうしっかりとやっていただきたいわけなんです。

そういうことを自治体の長として、そしてまたこの周辺の自治体の皆さんとも協力をしてしっかりとやっていただきたいということを最後に申し上げておきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、県が主体でこういう会議等がございますので、その日に関係の市町村とも十分打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を午後2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（山口初美さん）

それでは、次の質問の、特別職の退職金についての質問に移ります。

今月中に、今月中にと……、私が何回か部長のところにお尋ねに行ったんですけれども、それ以上ちょっと進んでないのかなと心配になりましたけれども、「委員の選任をまずしなければならぬ」というふうにおっしゃっていましたが、この件についてはどうなっているのか伺います。

○総務課長（上園博文君）

委員の数につきましては、日置市議会議員報酬及び特別職等給料審議会の条例がございますけれども、この中で、委員7人以内をもって組織すると定められております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

委員の選任はもう決まったのかどうかについて伺います。

○総務課長（上園博文君）

現在もう依頼をいたしまして、決まってい

る状況でございます。お名前、団体の代表者になるんですけれども、異業種交流懇話会の副会長さん、そして民間の方々で、鹿児島銀行の支店長さんほか、商工会長あるいはJAさつま日置の代表理事、老人クラブの会長、自治会連絡協議会の会長、そして地域婦人会の連絡協議会の会長さん方7名でございます。

○2番（山口初美さん）

そうそうたるメンバーではあられますけれども、こういう方たちが本当にこの、こういう審議の、公平な審議がおできになるんだろうかというような心配もありますし、ほかの自治体では市長みずからがこういうことを積極的にやられるという、そういうことになっているようなんですが。

串木野の市議会を、私、9月に傍聴いたしましたけれども、やはり同じことの質問がありまして、私、見ておりました……、串木野の市長さんは、「私は、ご飯が食べられればそれでよいと考える」というようなご答弁をしておられたので、なるほどなと思ったんですけれども、市長みずからがこういうことを決断されるというのはどうなんでしょうか。

「それはもう本当に制度上の問題で難しい」というふうにおっしゃいましたけれども、9月議会のときにはそういうふうにおっしゃっておりますけれども、ほかの自治体でやはり市長みずからがそういうことをされているところがあるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この退職手当の組合ございまして、このことについて、私どもがどうこうということは、先般の9月議会の中でも、これは報酬に対してのその率でございますので、一番、基本的には報酬を下げっていく方向、それでも若干そういうものが出てきますので、そういう中におきまして、この報酬審議会という、条例できちっとつくってございますので、この中で

ご審議をしていただければいいと思っております。

○2番（山口初美さん）

それでは、その日程についてなんですが、もういよいよ年の瀬も押し迫ってまいりましたけれども、その日程はなぜまだ決まっていないのかについて伺います。

○総務課長（上園博文君）

日程につきましては、12月の20日10時からの開会の予定でございます。

○2番（山口初美さん）

それでは、その点については了解いたしましたので、次の質問に移りたいと思います。

米軍機の低空飛行訓練の問題ですが、突然の爆音などでの、この、健康への被害とか、そういう苦情は来っていないのか、その辺について伺いたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

皆さんから情報は即お電話でいただいたりしているのはございます。ただ、爆音という、音に驚かれている状況も含めまして電話連絡をいただくんですけども、ただそれによっていろんな弊害がある、障害があるということは、今のところはお聞きしておりません。

○2番（山口初美さん）

やはりそこまでは市のほうには届いてないのかもしれないけれども、「耳鳴りがする」とかそういうことも、私のほうでは聞いておりますので、またその点も一応記録に残しておいていただきたいと思います。

今、ドクターヘリも出動することが多くなっておりまして、「空中衝突も心配だ」というような声もあるんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

今、お尋ねのありました情報も確かに聞いた内容ではございます。実際、2日前の状況を考えてみますと、庁舎から即見える状況にありましたので、目線でありますけれども、

矢筈岳が高さが302m、記憶が定かでないかもしれませんが、それぐらいございます。それよりひよっとしたら低かったんじゃないかなというぐらいの高さでございました。したがって、実際は海拔からの高さが矢筈が302ということを考えますと、かなり低いところであるんだろうなということを実感しているところでございます。

○2番（山口初美さん）

先ほども、10時過ぎに飛んでいたことも、私のほうで申し上げましたけれども、こういう夜間の飛行というのは法律違反なんですよ。こういうことを許していいのか、そこら辺について、もう一度伺いたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

夜間飛行につきましては、日米両国の取り決めがあるようでございまして、夜の10時から翌朝6時までには実質飛行しないということになっているようです。

○2番（山口初美さん）

そういう場合には、特にまた厳しく言っていただきたいと思いますが、本当に今、課長も言われたように、低いところを飛んできます。高速道路すれすれだったり、本当にこの「電線とぶつかるんじゃないか」というふうな、そういうふうに言われる方もあったり、大変な怖い思いを皆さんしておられます。どうすればこういうものが飛んでこなくなるというふうにお考えなのか、この点を市長にまた伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては再三言っておりますけど、それをすぐ聞いていただければ飛んでこないはずなんですけど、やはりそれでも飛んでくるということでございますので、やはり粘り強く、それぞれの関係機関とこのことについてはお伝えしていく以外しかないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

わかりました。そういうふうに自治体一丸となって、こういうことを市民の安全を守るために力を合わせてやっていきたいというふうに、私も思います。

この問題、やはり日米安保条約の是非が正面から問われる問題であると、アメリカ言いなりの政治のゆがみをただしていく必要があるというふうに、私は考えます。そうしなければ解決できない問題だということを申し上げておきます。

次の質問に移ります。

脱原発についてです。市長の見解はお伺いしましたけれども、本当にこの地震が多い国です。きょうも地震がありましたし、もうしょっちゅう地震があつて、原発の事故がもう一回どこかで起きたら、本当にこう日本は壊滅してしまうんじゃないかというような危機感もあります。

きのうの朝の南日本新聞にも1面に記事が載っておりましたが、昨日付の南日本新聞の1面に、「川内原発の防災安全策について課題が多い」という記事が載りました。「川内原発で事故があれば風向きや強さ次第で放射性物質はどこまで広がるかわからない、この島でどこに逃げればいいのか、船で逃げるしかない」と上甕島でキビナゴ漁やカンパチ養殖を営んでおられる方の言葉が載っておりました。

この、今の記事の、こういう方のお話をどのように、市長は思われるのか。なぜこんな心配をしながら、私たちは暮らしていかなければならないのか、その点について、市長はどのようにお考えになるか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

いざのときにおきます避難経路を含め、この防災計画の見直しというのがございます。それぞれ市民の皆様方は、それぞれ風向きを含め、もし万が一、あの福島でございました

で、そういう想定というのはみんな頭の中には入っているというふうに思っております。そういうことを少しでも不安がらせない中におきまして、私どもは3月までこの防災計画の見直しを指示していただいておりますので、これに基づきまして、きちっとつくっていききたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

地震のことも申し上げましたけれども、川内原発のすぐ近くに池が3つありまして、これは大きな地震によってできたと言われております。

また、1997年の大地震、鹿児島県西部地震ですね、このときの断層はまだ見つかっていないんですね。これは九州電力がやはりきちんと調査をするべきだと思うんですが、調査は県や国もしっかりやらなければならないと思うんですが、こういう断層がある危険性も、川内原発でも言われております。

やっぱりそういう、危ないという、危険な可能性がある、断層がある可能性があるというところには、やはり今ある原発はもう動かさないようにして、そして廃炉にしていくということが一番現実的でいいやり方だというふうに、私は思うんですが、市長はこの点についてはどうお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの専門官の中におきまして、この活断層を含めまして原子力委員会が創設されましたので、そういう方々を含めましていろいろと判断をしていただければいいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

そういう調査もやらずに川内原発を再稼働させるようなことがないように、市長からもぜひ、そういう、安全協定の中などでも主張して頑張っていたきたいと申し上げておきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険税の引き下げの件ですが、「大変、その子育て支援という点では難しい」というご答弁をいただきました。ですが、滞納世帯へも子供の保険証については発行されております。この点は改善されておりました、日置市でもきちんと実施されておりました、この点はよしとして、国保税を払った後は病院に行くお金もなくなるぐらいの、やはり重い負担だということ。

子供の医療費は、小学校入学前までは無料になっておりますが、やはり窓口では一遍払った後で返ってくるような仕組みですし、この子育て世代というのは収入も不安定ということもあって、国保税の軽減というのは平等性などのことを言われましたけれども、子育て世帯への支援として、私、今回提案をいたしましたけれども、霧島市で、鹿児島県内でも霧島市ではこの子供の分のこの均等割はたしか半分に減額をされております。

私は、霧島市でできて何で日置市でできないんだろうかと、そのことをもう一度お聞きしたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、この均等割を2分の1軽減とした場合に、本来の軽減の世帯は7割から5割、2割、それぞれ軽減が今現在、制度としてございますけれども、軽減のない世帯で仮に均等割を2分の1としますと1万3,750円が減免されるということでございます。

しかしながら、先ほどの軽減の割合によって、所得が低いとなります7割の軽減世帯を受けてるところは、この2分の1の均等割を減免しても4,125円しか減免されないということで、先ほどの軽減のない世帯と比較しますと、1万円近い9,625円の差が開くということがございますので、所得の低い世帯ほど減免されても、その、効果といえますか、減免される額が少なくなるということ

で、逆転するということでございます。

○議長（松尾公裕君）

後、残り2分ですのでお願いします。

○2番（山口初美さん）

今のご答弁に対しても、ちょっと、やはり少しでも軽減されるのであれば7割軽減世帯での軽減金額は少なくなるかもしれませんが、子供の人数に対してかかるわけですので、4人も5人もいるようなところでは大変助かるわけです。そういうこともまた今後考えていただけたらと思います。

最後に、議長会では国保財政の安定を求めて全国大会が開かれまして、決議を挙げておられます。全国の議長会では将来の枠を超えたさらなる国庫負担の引き上げなど、国保制度の財政基盤の一層の強化を図ることなどを含めた決議を行っておられますが、市長会としてはどのように取り組まれたのか。

そして、来年度の財政的な見通しはどうかについて、市長に最後にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議長会と同じく、市長会でもこの国保税の問題につきましては、いろいろ安定的に運営できるよという一つの陳情書、内容はちょっと忘れちゃったけど、そういう陳情はしております。来年におきましても、やはりいろんな大きなこの税負担の問題も出てきそうでございますので、ここあたりも十分論議をしていくべきだと思っております。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時28分散会

第 3 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（20番、13番、15番、5番）
-------	----------------------

本会議（12月13日）（木曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、成田浩君の質問を許可します。

〔20番成田 浩君登壇〕

○20番（成田 浩君）

おはようございます。ことしも12月、せわしい年の瀬となりました。きょうは正月事始め、昔はこの日に門松や正月用のためのまきを山から取って準備をしたということで、事始めとなっておりますのでございます。そういうことを新聞に書いてありました。それに加え、国政を担う衆議院選挙も行われております。

そんなさなか、北朝鮮が衛星だということでミサイルを飛ばしております。それが9時49分、本市のJアラートは作動したのかどうか心配であります。どうだったでしょうか。

また、同僚であった田代吉勝さん、また先日、坂口ルリ子さんも亡くなられたり、市長のお母様までが亡くなられたり、悲しい知らせも届く中で、お悔みを申し上げないといけないのかなと思っているところでございます。

けれど、市の行政は通常のごとく動かなければなりません。そこで、さきに通告してありました2点について、市長に答弁をもらいたいと思っております。

1問目は、市有財産、今回は土地についての質問をいたします。

道路拡張、基盤整備、公有地造成など公共事業を行う中で、土地所有者の承諾が必要な

ときがあり、できないときは工事は行われな
いなど、インフラ工事にも影響を出している
ことであります。そんな中、登記のあり方が
重要になってくるわけですが、本市の土地台
帳の整備はいかほど進んでいるのか、伺いま
す。

また、旧町時代から未登記のまま処理され
ていない公有地も残っていると聞いておりま
すが、その原因は何であるのか、また、どう
したら解決ができるのか、伺います。

そういうことを踏まえて考えた場合、現在
の市の面積は本当はどれほどか教えてもらい
たいものです。

次に、2問目について市長に伺います。

早いもので日置市が誕生してから2期8年
を、あと半年で終わろうとしています。振
り返ったとき、この2期目の日置市の市とし
ての成果はどうであったのか、また市長は
2期目に当たって市民に対して六つの公約、
つまりマニフェストを出されておりましたが、
その公約の達成感は本人として満足だったと
言えるのか。財政難の中でインフラ対策など、
市政運営は難しかったであろうが、どうであ
ったのか。それを踏まえて、来年の5月には
3期目の改選となるわけですが、そのとき、
どうされるのか。態度表明を待っている方も
おられるかもしれません。全体をひっくるめ
てでもいいですから、市長のお気持ちを伺
って、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市有財産について、その1でござ
いますけど、新地方公会計制度委託業務にお
いて土地台帳は完了しております。ただし、
市道、農道及び水道施設用地にあつては、市
道台帳等それぞれ目的に合った台帳として管
理しております。

現在、市有地の中で個人名義の土地として
把握している件数は、386件の15万

857m²でございます。そのうち、農道、生活用の集落道として利用されているもので、道幅を確保する上から、民有地を出し合い利便を図ったことによることなの主な要因と考えております。これが近年、国から法定外公共物として譲渡され、現在に至っている状況にもなっております。

また、学校用地も該当がありますが、その要因については、今でははっきりとわからない状況もございます。

未登記土地として把握しております386件については、本年度から県司法書士会に委託いたしまして、早急に登記可能なものから順次作業に取りかかっている状況でございます。

市有地全体の面積は1,537万3,586m²となっています。そのうち、市道、農道、水道用地などを除く、公有財産台帳として管理している土地の面積は965万9,546m²でございます。

2番目の来年の市長改選について、その1でございますけど、徹底した行財政改革、地区公民館を中心とした地域の活性化支援、農業活性化のための環境整備、コミュニティバスや乗り合いタクシーなど公共交通機関の確保、計画的な公営住宅の整備、学校施設の整備充実など、将来に向けて継続可能な行政運営を基本に、主要施策を推進してまいりました。

また、市の一体感の醸成と、安心して安全に暮らせる日置市の基盤づくりに取り組んでまいりましたが、マニフェストに掲げました6項目につきましては、今後の取り組みを含めまして、おおむねといいますか、80%程度達成できたというふうに考えております。

マニフェストの達成感についてということでございますけど、全体的に六つの部門におきまして24項目のマニフェストを掲げさせていただき、市民皆様方の負託にお応えでき

るよう、これまで取り組んでまいりました。

その中で、行財政改革を初め、地区公民館を中心とした共生・協働の地域づくりや、乳幼児医療の小学校就学前までの無料化、コミュニティバスの平準化と乗り合いタクシーの運行、過疎化に伴う計画的な公営住宅の整備、中山間総合整備事業の農地環境整備など、一定の成果が得られたものと考えております。

このほか、現在取り組みを進めている中には、防災行政無線システムの一元化や、太陽光などの再生可能なエネルギーの活用などがございますが、「市民の皆様方と一緒に、安心・安全で、ひかり輝く日置市」創造に向けて、これからも全力で取り組んでまいります。

3番目でございますけど、来年5月という形で改選があるということでございますけど、今お話し申し上げましたとおり、この2期8年間、市民の皆様方の負託をいただきまして、一生懸命させていただき、また合併して、まだまだ皆様方に満足する部分もなかったというふうに反省もしております。

そのような状況を踏まえまして、次の3期目におきましても、私、出馬したいというふうに考えております。どうか議会の皆様方を含め、市民の皆様方に心からお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○20番（成田 浩君）

それでは、1番目の問題から再度聞きたいところがありますので、聞いていきたいと思いますが、今、未登記の部分が315件まだ残っているということでした。順次解決していかないといけないわけですが、この315件を全部済ますということになりましたときの費用がどれぐらいかかるものなのか、また、それに費やす年数、1年では多分終わらないはずですが、そういうことを考えた場合、やはり財政的にも難しくなってくるんじゃないかなと思いますが、その辺の答えを出すことができれば、教えてください。

○財政管財課長（満留雅彦君）

市長の答弁にございましたとおり、本年度から300万円の委託料を計上しまして、県の司法書士会のほうに委託しております。案件ごとにそれぞれ単価が異なるということの条件がありますけれども、大体1件当たり15万円程度必要ではないかというふうに考えているところでございます。本年度につきましては20件程度ということで、毎年20件程度ずつ進んでいくということになりますので、10年以上はかかっていくんじゃないのかなという判断でございます。

この県司法書士会につきましては、鹿児島県、鹿児島市、同様の契約内容としているところでございます。

以上でございます。

○20番（成田 浩君）

相当な期間がかかるし、また、ざっと計算したときが5,000万円程度かかるような形になってくるわけですが、そうした場合、やはりさっきも言ったように、財政にもこたえてくるわけです。これを行っていく中で、登記という問題が難しいなと思いますけど、例えば鹿児島市に合併しました郡山、松元なんかは、すべてそういう未登記の部分を済ませて合併をしなさいと言われて、早急に済ませた事例もあるわけですが、そういう中でもトラブルもあつたりもしたということです。二重支払いとか、名義が途中で変わらなくなったとかというトラブルもあつたと言いますけど、今までやってきた中で、そのようなトラブルの件数はどういう形であつたのか、答えていただきたいと思います。

○財政管財課長（満留雅彦君）

現在までの内容でございますが、トラブルにつきまして私どものほうとしては、把握してないところでございます。

以上です。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、トラブルと申しますか、この市有地の関係におきまして、日吉、今、東市来のほうでも案件が出てるんですけど、幅員は整備しておるんですけど、その登記が直ってないということで、特に湯之元地区におきまして1件上がってきておりますので、このことをやはり地元と今打ち合わせもしております。今後いろんな法的な関係の中で、寄附採納、ベターが一番こういう登記の場合は寄附採納という部分がよろしいわけなんですけど、ここあたりで地権者の方が納得するのかどうか、ここあたりも十分考えていかなきゃならない。

特に、宅地関係にする里道関係を含めた付近をした場合と、また農道とか市道、周辺地域の土地、やっぱり土地の価格が違いますから、そこあたりで今後この386件を一つずつ整理していかなきゃならないと思っておりますので、できるものから早く、そういうものから整理をしていきたいというふうに考えております。

○20番（成田 浩君）

できるだけ早く解決をしていかないといけない、何回も言いますけど、そう思っているところでございます。

そんな中、市のほうに自分の財産を、土地・家もですが、寄附するからという話が相当あつちこちから出てきているんじゃないかなと思いますが、そういうときの対応はどうされているのか、聞きたいです。

○市長（宮路高光君）

今の話のとおり、土地と申しますか、家屋を含めた廃屋になった形の中で、寄附をしたという部分もありましたし、また山林、山をですね、もう手入れが大変だし、また固定資産税が大変だからという部分の中で、寄附したいということも何件もお聞きしてまいりました。

私どもも、寄附をいただくことも大事な

ですけど、それぞれの自己管理と申しますか、やはり今のところは、私ども、それをもらって有効活用という部分はない部分もございまずので、そういう部分で有効活用できる部分があれば、寄附採納していただいて、いろんな形にやっていますけど、今現状の中で、ないときは、丁寧にお断りしている部分もございます。

○20番（成田 浩君）

非常に自分の財産を管理ができない、また、ひょっとしたら、これは市民のために有効利用ができるんじゃないかなという土地を持っておられる方が寄附をしたんだということだったら、私は、これはむげに断らないで、「そうですね」というような形で、市の財産として管理をしていったほうが、今後はためになるんじゃないかなと思っていることもありますので、そこら辺は十分考えていってもらいたいなと思っていますところですよ。

それから、この中でいろいろ市の面積、総体的な面積の話になってきますが、市報には今現在、日置市の面積が幾らであるかということを書いてあります。それは253.06km²と書いてあります。しかし、私がちょっと調べました。合併時の各町の面積が、東市来町が70.95km²、伊集院が55.83、日吉が29.25、吹上が96.99、これを総体、足したときが253.02となります。ここで0.4の違いが出てきております。この点を聞きたいんですが、これはどうでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

その点につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりません。また後ほど回答させていただきます。

○20番（成田 浩君）

これは非常に我々としても、「あんたの家は、日置市は幾らなの」って言うたとき、ぱっと答えが出ないといけないわけですけど、

ここを調べたとき、基本的な面積がわからないというのは非常に問題かなと思っておりました。私が今言った旧町時代の面積は、平成16年の10月1日付の面積でありますから、古い記録ではないし、ここはちゃんと調べていってもらわないといけない。

その中で一番気になるのが、さきの決算委員会でもありました、久多島の件であります。以前から、ここは吹上町の所有であろうと思っておりまして、課長の話では、「わかりません。調べます」と最初は答え、次は「登記してないから、未登記は国のものである」と言い換え、その後、副市長に聞いたら、「吹上町のものだったから、市の所有です」と答えが出てきましたが、ここはどういう解釈をして、ちゃんとやっていかないといけないのかなと思いますが、ここを教えてください。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

今ご指摘がありましたように、決算審査の特別委員会の席でご質問いただきまして、その時点で把握しておりませんでしたので、「後日ご報告します」ということで申し上げました。

この久多島の件につきましては、調査というか、調べる段階で、字名、地番がわからなかったということで、この点につきましても、先般、議会の全員協議会のほうでもご報告申し上げましたけれども、地番が特定できないということで、本来ならば財産台帳のほうにそれぞれの普通財産、例えば住宅用地であるとか、何とかの用地であるというようなことで財産の表示があるんですけども、市の財産台帳のほうに久多島の表示がなかった関係で、字名と地番が特定できませんでした。

そういったことから、副市長にも相談した中で、前の吹上町時代の財産台帳のほうに残っていたはずだがということで、それをもとに調べたところが、字名と地番が特定できま

したので、それを法務局のほうでも確認しまして、登記があったと、台帳がちゃんとあったということでございます。

○20番（成田 浩君）

今、課長のほうから答えをもらいましたけど、字名と地番がわかっているんだったら、それを答えてもらいたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

字名が永吉字塩屋湯で、地番が15611番でございます。

○20番（成田 浩君）

そういうことがちゃんと載っておったのなら、やはり決算のときに、最初にちゃんとした答えが出てくるはずですけど、出なかったというのが残念であります。

この久多島が今そういう字名でちゃんと残っておったということだったら、この位置がわかるはずですが、その位置の所在地と、面積と、標高がわかるはずですが、そこは言えますかね。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

台帳上の地積としましては、2,975㎡となっております。標高等につきましては、私どものほうでは調査としましておりませんので、先ほどの面積につきましても、これは地籍調査をした結果ではございません。

○20番（成田 浩君）

なかなか目の前にありながら詳しくわからないところがおもしろい島ではないかなと思います。そしたら、これはいつごろ吹上町のものだったのか、副市長でもいいですけど、答えていただきたいなど、歴史的に。

○副市長（横山宏志君）

これは、私もはっきりわかりません。引き継いだ財産台帳にはきちんと書いてあると。それから、昔物語としての言い伝えというようなものはあるようでございます。随分古くから旧永吉村のものであったというような形の伝説が残っております。

以上です。

○20番（成田 浩君）

大事な日置市の中の土地ですから、これは有効利用がまた今後考えられるかもしれませんから、大事にとっていてもらいたいなと思っているところです。

そうした場合、やはり日置市は海岸線を持っておりませんが、この面積をはかるとき、海岸線はどの状態が一番正確な面積の広さになるのかなと思っておりますが、潮どきがあるわけですが、ここの海岸線の面積を出すとき、いつがちゃんとした面積の値になるのか、答えていただきたいですが、わかっている人はおられませんかね。

○総務企画部長（小園義徳君）

非常に難しいご質問でございます。現在のこの領土の問題につきましては、国土地理院が調査した結果に基づいて今の面積になっております。したがって、今おっしゃいますように、この江口海岸の埋め立てとかいった部分で、これまでも若干変わってきたということは記憶しておりますけれども、満潮時、干潮時、どの時点といったようなことにつきましては、承知しておりません。

○20番（成田 浩君）

日本の海図では、海面が満潮時の最高水面と呼ばれる海岸線を海と陸との境界と決めておりますと、海上保安庁であります。海上保安庁では全国の海岸に潮を調べる検潮所を設置し、満潮とは反対の干潮のときを領海などと決定してありますと書いてある書物があります。これはこの前とったやつですから、間違いはないと思いますが、そういうことで、海側から見た自分たちの領海と、陸から見た解釈とは違うんですよね。ここがまたおもしろいところです。領土としたら、干潮時が一番領土だという形になっていくんじゃないかと思っております。これは参考までに言います。

先ほどの話になりますけど、こういうこと

でわかった中で、久多島が先ほどの私が言った市の面積の中に入っているのかどうかも、さっき聞くのを忘れていましたが、この答えはどうでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

市の公有財産台帳の中には記載されております。よって、全体の市の行政区域の面積にも入っているというふうに考えております。

以上です。

○20番（成田 浩君）

台帳には入っているということは、もう最初からこの中にあったという解釈でよろしいんですね。——はい、わかりました。

そういうことで、それやったら、なお2,000m²がここに加わったということをご答でできたんじゃないかなと思いますが、今後ともこういう曖昧な表現じゃなくて、びしゃっと自分の領域はわかっていけないといけない。これは、私どもちゅうか、私にも責任があったんじゃないかなと思いますが、今後はそこら辺はちゃんとしていてもらいたいし、していかないといけないのかなと思っております。

次に、2問目のほうに入ります。市長は先ほど、おおむね自分のやってきた仕事には満足感がある、事業としたら80%ぐらいかなということで、今後はいろんなエネルギー問題等も頑張っていきたいということで、3選目に挑戦をされるということでありました。2回目、無投票でこられたわけですが、この無投票ということをごどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

2回、市長選に挑戦して、1回目は選挙をさせていただき、2回目が無投票ということをごございました。この無投票のあり方というのが、それだけ信託を受けたのか、また政策的な論議、基本的には立候補するときにはそれぞれの公約、無投票であろうが何であろうが、掲げて戦いをさせていただきます。この

無投票というのが本当にどういう意味なのか、ちょっと私も一言では言えませんが、無投票がいいのか、悪いのか、結果的にそこあたりはやはり市民の皆様方がご判断して、そういう方向になるのかなというふうに思っております。

○20番（成田 浩君）

この日置市の5万人以上の住民を守っていかないといけないリーダーは、やはり信念を持って頑張っていてもらいたいと思います。マニフェストの中にもあったように、いろいろ書いてありますけど、私は、地域づくり、人づくりが一番大事になってくるんじゃないかなと思っております。ここを一番気をつけて、来期も頑張れるんだったら、そこを約束していただきたいと、こう思っているところですが、市長の来期に向けた気持ちをもう1回聞いて、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

来期に向けましては、2期目で積み残しをしている部分もたくさんありました。それもやっていかなきゃならないと思っておりますけど、基本的には議員がおっしゃいましたとおり、やはりこの地域を引っ張っていくリーダー、人材育成、これが私どもの日置市におきます大きな一つの人づくりというのが要因であるというふうに思っております。市の職員も含めまして、市民も、地域におけます地域のリーダーを育成し、そのリーダーがそれぞれの地域に合ったまちづくりに沿って進んでいただきたい。それを私ども行政がサポートしていく。基本的にはこういう世の中でございますので、やはり人なりといいますか、物なりじゃなく、人なりということをご最優先しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、13番、中島昭君の質問を許可しま

す。

〔13番中島 昭君登壇〕

○13番（中島 昭君）

おはようございます。ことしもいろいろなことがありました。日本国民として一喜一憂する出来事の一つとしまして、ロンドンオリンピックが開催されまして、日本の若者たちが、あるいは選手が一生懸命あの中で活躍してくれて、メダル獲得数、今までの最高ということでありましたけれども、特に団体競技の活躍が目覚ましく、また、女性の活躍が非常に目立ったオリンピックだったんじゃないかならうかと思えます。

そのような中で、先ほども話がありましたけれども、田代同僚議員を初め、大変大切な方々がお亡くなりになりました。この場をおかりしまして、深く哀悼の意を捧げたいと思えます。

時はとまってくれませんので、まず1番目の質問といたしまして、吹上・日吉の活性化策についてお尋ねいたします。

四つの町が合併して、やがて8年が経過しようとしております。期待と不安の中で船出をいたしました。行政にかかわる職員や関係者には大変なご苦労があったと推察されます。しかし、一番ご苦労されて日置市の発展に寄与して下さっているのは、市民お一人お一人であります。市民の皆様は、この8年間、現状をどのように感じておられるのでしょうか。今言えることは、後戻りのできない現実をこれからどのように進めていけば、さらに市民の幸せになるのかということでもあります。そのためには、これまでの検証と今後の展望、計画が大変大切になります。

中心部は予定どおりの発展が進んでおりますけれども、特に中心部から南側の日吉・吹上地域の行事などの廃止が顕著にあらわれてきました。しかしながら、個々の地域の皆様は、自分たちの知恵と力で自分たちの地域活

性化に取り組んでおられます。

そこで、最初の質問になりますが、町時代から継続されていた事業などで、廃止された事業や行事など、ハード面も含めて、どのようなものがあったか、お尋ねいたします。

また、地域のご努力で継続されている事業や、新しく誕生した事業もあり、地域活性化の原動力となっておりますが、どのようなものがあるのか、お示し願います。これは新しいものだけで結構です。

次に、このような事業や行事を含めまして、市民のやる気を引き出すには、正しく評価して大切に育てていくべきと思いますが、どのようにお考えか、伺います。

2番目の質問ですが、さつま湖周辺問題について伺います。

その後、岩崎産業との交渉はどのような状況でしょうか。また、今後の方向性と活用策をお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の吹上・日吉の活性化策について、その1でございますけど、吹上地域のハード面で廃止した事業は、今年度、吹上中央公民館体育館を老朽化のため廃止し、解体いたしました。また、吹上浜キャンプ村を25年度で休村とし、26年度で廃止する予定でございます。キャンプ村跡地につきましては、25年度に在り方検討委員会を設置いたしまして、吹上浜公園との一体的な活用策を検討したいと考えております。

吹上地域のソフト面で廃止した事業は、吹上高齢者タクシー運賃助成事業、青松ジョギング大会、さつま湖花火大会等であります。

また、吹上地域のハード面で新しい事業は、ふきあげ図書館を18年度に設置しており、また日置南学校給食センターを22年度に稼働しております。また、23年度、24年度、

また25年もですけど、公営住宅の建設をしておりますし、また、22年、24年度に携帯電話エリア整備事業を行っております。

また、ソフト面で、乗り合いタクシー運行事業を新しくいたしましたし、また、26地区館の環境整備も行いまして、また、26地区館に花火大会も新しい画期的な形の中で、これは全地域も含めたことでございますけど、やらせていただきました。全体的に吹上地域におきまして、廃止するものもありましたけど、またそれにかわる活性化対策も行わせていただきました。

日吉地域のハード面で廃止した事業は、ないと認識しております。

ソフト面で廃止した事業は、出産祝い補助金や日吉たばこ振興会などの各補助金を廃止しております。

また、新しく誕生した事業におきましては、ハード面におきまして、ため池・農道・井堰新設等、農業農村整備事業や、特に診療所、青松園の指定管理をするに至る前に診療所の新築もさせていただきました。また、無線システムの普及支援事業も行っております。

いろいろとこのような事業等を実施してまいっておりますけど、議員がおっしゃいますとおり、特に日吉・吹上地域におきましては、この8年間、人口からいきますと、大変人口の減少した地域であったというふうに思っております。そのような中におきまして、今後におきましてもいろいろな政策を行政として打っていかねばならないというふうに思っております。

2番目でございます。自治体の運営や地域の活性化は、市・議会だけで実践されるものではありません。厳しい市財政の中、市・議会・市民が協働して地域の特性を生かしたまちづくりを進めるべきであると思っております。特に今後におきましても、NPO法人の方々と一緒に地域を活性化させていかなきゃ

ならないというふうに思っております、特に日吉地域におきましては、里山のアートな工房めぐり、吹上におきましては、野首地区におけます吹上ワンダーマップ、このようなものを市民、また行政、いろんな方々と一体化して地域をおこしておるというふうに考えております。

2番目のさつま湖周辺問題についてというご質問でございますけど、岩崎産業との交渉につきましては、交換地のことや売買を含め、その後、進展はいたしておりません。この件につきましては、相手方とも継続中という認識をしております、その後、岩崎側からのほうも何もこちらのほうに打診もございません。特に、私ども市といたしましても、このことについて継続中という認識の中でおります。

以上でございます。

[教育長田代宗夫君登壇]

○教育長（田代宗夫君）

1番目についてですが、教育委員会関係ではソフト面で、吹上地域の吹上青松ジョギング大会が平成23年4月の第26回大会を最後に廃止されております。ハード面では、今年度で吹上中央公民館体育館が老朽化したために廃止し、解体いたします。

新しく誕生した事業として、ふきあげ図書館を平成18年5月に設置しました。また、各学校の給食室の老朽化に伴い日置南学校給食センターを建設し、平成22年9月から稼働しております。

2番目ですが、地域の活性化策として、平成24年度から民俗芸能等の伝承及び保存の活動を行う団体等に民俗芸能等伝承活動支援事業費交付金を交付しております。後継者減少や道具等の不足が課題となっている活動団体や地域社会の維持及び活性化が図られていると思っております。

○13番（中島 昭君）

お答えいただきました。いろいろな施策をしていただいて、市内均等にといいいますか、平等にいろいろな事業を展開していただいておりますけれども、どうしても吹上から見ましたら、あるいは日吉から見ましたら、中心部寄りになっているのではないかという感じを受けてならないんです。

象徴的なのがやはりジョギング大会でした。これは運営上あるいは資金の問題、いろんな問題から、私も内情もある程度わかっておりますけれども、そのようなことが、やはり地域の皆さん方からしますと、どうしても寂しくなる。そういうのは、人間ですから、感情的には絶対出てまいります。

そういう中で、先ほどご答弁いただきました吹上中央公民館横の体育館の解体、始まってまいりますけれども、ご承知のように、あそこ、先日も行われましたけれども、吹上地域の文化祭の講座等で勉強された方々あるいは一般の方々の展示会場として長年使われてきたんですけれども、私も、解体されるということで、中央公民館の2階の展示場でことは行われましたけれども、見に行きましたけれども、本当に閑散としておりまして、「これはどうかよ」というふうに思いました。関係者の方にお伺いしますと、例年の半数以下の入館者だったということでもあります。

一度そういう形で遠のいた方々をまた引き戻すというのは大変な努力が要るわけですが、今後あの吹上地域の文化祭の展示会場を含めて、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この吹上の中央公民館のことだというふうに思っております。基本的にはバリアフリーということが私は大前提かなというふうに思っておりますので、この中央公民館の改修を含めた中におきまして、やはりバリアフリーしていかなければ利用者が利便性に欠け、特

に障がい者の皆様方に不便を来したという部分もございますし、また高齢者の皆様方にも階段を上がっていくのは大変と、そういう部分もございますので、今後このことについては十分内部の中で検討していきたいというふうに考えております。

○13番（中島 昭君）

内部のほうで検討していただくということなんですけれども、具体的にもう少し発表できる部分があるんじゃないかと思うんですが、地域審議会の資料の中にもその辺のことが記載されておりますけど、エレベーターを設置したいというようなのが出ておりますが、現実の問題として25年度、来年度というふうになってはいますが、設置していただけるのかどうかです。もうこれが2年も3年もあの状態で続いたら、非常に後の運営ていうのは厳しくなると思うんですが、来年度といいますと5月に選挙があります。先ほど同僚議員からの質問で、3選に出馬されるということでございますので、その辺も踏まえまして、市長のほうでご答弁を願います。

○市長（宮路高光君）

今回の体育館を壊した中におきまして、今回、そのように中央公民館のほうで設置したということがございますけど、体育館は耐震等含め、また、特に伊作小学校の改築等も行う関係もございまして、まだ今からどういう設計をしていくかわかりませんが、そのような状況も踏まえた中で、あれを解体をさせていただきました。その中におきまして、今、中央公民館の改修ということでございますので、内部というのやはり財源の問題でございまして、こういうものを十分精査していかなきゃならないというふうに考えておりますので、必要というの私も認識しておりますので、ここあたりの問題につきましては、私どものほうにお任せしていただきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

お任せしていただきたいということでした。恐らくもう近い、達成に近いご答弁をいただいたものと確信をいたします。ぜひそのように取り計らっていただきたいと思います。今、お話がありましたように、あの地は伊作小の解体の問題も当然関連してきますので、活用策としましては非常にこれからまたそういう身近に感じておりますけれども、できることならあそこでまた、その後、伊作小学校の校舎が済んでからでも、市民の皆さんの憩いの場になるようなことを、それも計画の一部にやっぱり入れといていただければと思います。

それから、きのうの同僚議員の質問の中で、吹上と日吉の庁舎、老朽化してて、いずれ建てかえなければならぬというご答弁がございましたけれども、これが1年、2年とか、そういうスパンじゃなくて、もう少し長いスパンになろうかと思いますが、さっきの話、3期目の当選の暁に、総合支所方式です、今の。これを変えるおつもりがあるのかないのか、ちょっと先の話ですけれども、市長の本当の気持ちをお話いただければと思います。

○市長（宮路高光君）

行革委員会のほうからは、早く総合支所じゃなく、本庁支所方式をとりなさいというご提言をいただいております。ですけど、やはりこれは急遽な形の中で、それでいいのかという、一つ私は疑問に思っております。特に、市民にする市民課、福祉、こういうものについては、やはりきちっとそれぞれのサービスがしていかなくちゃならないというふうに考えております。特に、農林水産課のほう、合庁のほうに移しております。これは基本的には、特に技術者の集約というのが必要でございます。新しい技術、また、そういうものを持っていかなければ、今から行政の要請には応えていかれないという意味を持っておりまして、ある程度、自分の近くにおいてできればいい

かもしれませんが、やはり今後、やはりこういうものは集約して、すばらしいまた技術者も養成しながら、距離的に吹上までも約20km近い場合しか、いろんなものは行けない。身近にできるものは残していきますけど、やはりこういう技術関係から先に集約を図りながらやっていく。先に総合支所がいいのか、支所がいいのか、まだここあたりの分について、まだ私、自分自身も人員削減はやっていかなきゃならないというのは思っておりますので、ここあたりも、今からも日吉、吹上の解体、改築をするときに、きちっとした整理をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

中央から地方といいますか。例えば日吉、吹上を見た目と、向こうのほうから、私どもの吹上のほうから伊集院を見た目というのは、やっぱり大きく変わってくる場面が出てきます。そういうことですので、やはり地域の活性化のために、市長は一番よくおわかりのように、もう財政面だけ考えるか、総合的なことを考えるかということになろうかと思っておりますけれども、賢明な策をお願いするところであります。

それでは、先ほどの同僚議員の一番最後のところでも質問でもありました。地域を活性化させるのは、そこに住んでいる人たちであるということ、まさにそのとおりであります。長年、町時代からいろんな役職にかわりをしていただいて、そういう人たちが新しい市になって8年経過しようとしているんですけども、いろんな形でのその人たちを評価することというのはあるかもしれませんが、やはりしっかりとその方々を評価していただく制度というのがあるのかないのか、あるいは、なければ制度をつくるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

評価という形をどういう形であらわすのか、私ども市には日置市表彰規程というのがございます。この表彰規程において評価して、形の中で感謝していくのか、この部分には地方自治、教育文化、社会、産業、一般、それぞれございますので、規定、規則の中で、やはりこういうものを通じた中で、感謝の気持ちの中で、特に10周年という一つの節目が来期は来ますので、そういうときに、そういう委員会の中で、そういう方々の推薦をいただき、やってもらえばいいと思っておりますし、今でも、この社会部門とか、いろんな社会福祉大会とか、いろんな部門では、それぞれの部門の中で、特に民生委員の方、ボランティアしている民生委員の方、消防におきましては、出初式、今までもそれぞれのの中の部門でそのように長年功労させていただいた皆様方には、この表彰規定を使ってやっているというのも実態でございます。

○13番（中島 昭君）

表彰規程、私も見させてもらいました。今、市長のご答弁の中で、民生委員さんとか、そういう方々の表彰をさせてもらったということですが、ちょっと民生委員さんの表彰というのが見えてこないんですが、ちょっと具体的な一例か二例挙げていただけないでしょうか。どういう形で何年以上務められた方にどういう表彰をされたかというのは、どこの場所。

○市長（宮路高光君）

これは市の社会福祉大会におきまして、通常、民生委員さんの方は3期ぐらいだったと思いますけど、そういう方々、また、それぞれ福祉施設に働いておる方、ちょっと年数規定はちょっとわかりませんが、さっき申し上げましたとおり、そういう福祉大会の壇上の中におきまして、これは福祉協議会と市長の連名で表彰もさせていただいておりますし、さっき申し上げました消防の関係においても、

やはり市がしたり、県がしたり、いろいろそういうボランティアを中心とした方々については、日置市全体のこの表彰規程にない形の中でも、それぞれやっているということもございまして、ここあたりを含めて、今後、10周年のときにどういう形の中で表彰していけばいいのか、議会におきましても、20年といろいろの中であるようございまして、ここあたりも10周年の機会にいろいろこの表彰規程も見直しをするべきところがあったら見直しをしながら、数多くの皆様方が10年それぞれの部門で頑張ってきたということをしていけばいいのかなというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

見直しの件は、後でまたお尋ねいたしますけれども、自治会長さん、10年というこの期間、10年以上というふうになろうかと思えますけれども、この10年という期間がいいのか、悪いとは言いませんけれども、妥当なのかどうかということ、10年以上自治会長さんを務めてくださる方は本当に行政側からも、市民の皆様方からもありがたいと思えますけれども、いろんな意味を含めて、10年のスパンでいいのか、スパンといえますか、10年以上の期間でいいのか。もう少し、例えば5年ぐらいでもいいんじゃないかと。もう少し、例えば5年ぐらいでもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

旧町からこのことには年数の問題、いろいろ論議がございました。ですけど、表彰という部分になりますと、やっぱりある程度していかなければ、誰でも、この価値観といえますか、価値観というのも、私は必要であるというふうに思っておりますので、この年数におきまして、10年はいろんな中でやっている部分ございまして、これはその該当者が

何人おるか、ちょっとよう存じ上げませんが、表彰される側も、ある程度の一つの重みといますか、そういうものでもらわれたほうが、一番気持ちがいいんじゃないかなというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

10年ですね。それは考え方ですので、否定はいたしませんけれども、例えば、日置市になってから新しくできた地区公民館、地区公民館長さんは、市長は何年以上の方を表彰されるおつもりかお尋ねいたします。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

今、ご質問の中で地区館長さんとか、いろんな形の中で、このことについては、さっきも申し上げましたとおり、そのときに表彰規程の中で十分検討すればいいことじゃないかなと思っております。

○13番（中島 昭君）

ご答弁いただきました。それで大丈夫だと思います。ただ、私、前回も、ここが一番大切にしていきたいんですが、そういう役職のない方、いわゆる教育長にまずお尋ねいたしますけれども、例えば毎朝スクールガードの皆さんが立哨してくださっておりますけれども、あの方々を何らかの形で感謝状とか、そういうものを何年以上務められた方にはどうか、そういうお考えがないかどうかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今の件につきましては、先ほど市長のほうからも答弁がありましたけれども、やはりボ

ランティアとか、そういう形になるのではないかなと思いますので、そういったことでも表彰していただくようお願いするとか、あるいはもっと別な方法が、今、ございましたとおり、別の方法があるとするなら、検討してまいりたいと思います。といいますのは、やはりおっしゃるとおり、地域のために本当に毎朝毎朝長年にわたり実施されている方もいらっしゃると思いますので、何らかの形で、いずれかに対応できるようなことは考えてまいりたいと思います。

○13番（中島 昭君）

おっしゃるように、ボランティアの方々、いろんなボランティアの方々が、あるいは団体がいらっしゃいます。例えば、毎年福祉施設に行って、そこで演芸をしたり、餅つきをしたり、いろんな形で喜んでいただいている方々とか、地域の環境整備といますか、草を払ったり、土手の整備したり、定期的に本当にボランティアの精神で来てくださっている方々がおられるんですけども、そういう方々にも役職はないかもしれませんが、しっかりと光を当てていただきたいと思えます。

それで、日置市のこの表彰規程、ちょうど合併のときの表彰規程ですけど、当然、社会状況というのも日置市の中でもいろんな状況が変わってきておりますので、これはいい方向に、やはり改定していかなくちゃならないだろうと思えます。

一番申し上げたいのは、合併協で苦勞してつくられたんでしょうけれども、この10年後という祝い、10年という表彰、一つの区間です、スパンです。そのときに苦勞されないように、今のうちにそういう先ほど申しましたボランティアの方々のちゃんと吸い上げるというのをきちっとその辺、自分からなかなか私に表彰をしてくださいとか言われる方は少ない、ほとんどいないんじゃないかと思

います。ボランティアの精神の方々ですので、女性嘱託員の方々、お仕事がふえるかもしれません。そういう方々にお願いするなり、地域の方々にお願いして、こういうことを長年されている人は、どういう方々がどういう団体がいらっしゃいますかというのをしっかり把握しておかなきゃいけないと思うんです。そのときになってから、思いつきでやられたらかありません。だから、もうできれば最後に当たってと言いたいんですけど、そこまでいかないでしょうけども、こういう方々は、今、こういうことを何年継続してやってくださっているというのの一つの目安を、今のうちからつくっておかないと、10年表彰をされるときに非常にご苦勞をかえってされると思います。そういうことを、市長、教育長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

毎年、さっきもちょっと申し上げましたとおり、社会福祉協議会におきまして、ボランティア、スクールガード、福祉施設ボランティア、地域のボランティアという方は、それぞれ社会福祉協議会の方々が毎年調べをして、吸い上げて、その年に特にこれは7年以上という形でありますので、そういうバックデータはきちっと毎年やっております。

そういう方々を含めた中で、この日置市表彰規定に合うのか、それだけ重みがあるのか、そういう社会福祉協議会とか、協会の会議とか、また、生涯推進大会とか、防犯大会とか、さっき言ったいろんなあらゆるところで毎年いろんな形の中で表彰しておりますので、そういう実態というのは、ある程度、私どもは今まで8年来ましたけど、それぞれ積み上げているというふうに思っております。

また、10年というだけの中で、そのときにばたばたした形はしておりませんので、そういうものを総括した中で、日置市の表彰規程がどうあるのか、ここあたりを十分検討す

ればいいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

市長が答弁したとおりだと思います。例えば、ロータリークラブの方々が、陰徳を積んだ方々を毎年、妙円寺詣りの行事大会の日に徳重神社で毎年2名ずつ、個人、団体を表彰されていらっしゃいます。そういういろんな団体もそれなりに表彰もされておりますし、今、議員のほうがおっしゃいましたとおり、まず、本当に単なる自分の気持ちでやっていらっしゃる方もいらっしゃるし、何年したから表彰とか、いろいろあると思いますので、このあたりは今までのさまざまな表彰規定もありますから、それに当てはめたり、また、当てはめられない方については、ほかに表彰するところがあれば、そういうところをお願いしたり、あるいは口頭とか、あるいはいろんなところで話題にすることなどでも、評価することはできるんじゃないかなと思いますので、それぞれに応じた対応をしてみたいと思います。

○13番（中島 昭君）

市長がご答弁いただきましたように、ある程度という表現でしたけれども、恐らくもう100に近いところだろうと思うんですけど、やはり漏れがないように、しっかり準備をしていただきたいと思います。いろんなところで表彰しているのは、私も存じております。しかし、まだ表彰を受けてない人も、団体も聞いております。私のほうから推薦をすればいいのかもしれませんが、そういうのもしっかりと受けとめながら、表彰規程そのものを変えてくださいということじゃなくて、内規でも附則でも何でもいいんですけども、やはりそういう人たちにもしっかりと光を当てていただきたいと思います。

それともう一つ、地区館が26設置されておりますけれども、この地区館での、これは教育長のところだと思いますが、表彰という

のもあろうかと思いますが、ここもある程度、細かいところは要らないと思うんですが、ある程度の表彰規程に近いものは、やはり固めておかないと、またばらばらになって、それから集約するとなると、合併と一緒に、後で難儀をするかと思いますが、その辺のところは、ある程度統一化されたようなものにしていただきたいと思いますが、現状どうなっているのかと、お考えを教育長に伺います。

○教育長（田代宗夫君）

地区の公民館長並びに自治会長さんたちの表彰につきましては、もうご案内のとおり、私は議員が一番ご存じだと思うんですが、市の社会教育に関する表彰規程がありまして、それに基づいて、功績のあらわれる方、5年以上務められて功績のあらわれる方々については、各支所のほうから推薦を上げさせまして、表彰を毎年20名近くやってきているところでございますので、そういう中に入ってこられるのではないかなと思います。

○13番（中島 昭君）

質問の仕方が悪かったようですが、地区公民館で地域の地区の方々を表彰される場合があります。そういうときの形というのも、ある程度、ほんの骨格だけでいいんですが、規格化、規格化ちゅうとおかしいです。統一できるような形。後で問題がなければいいんですが、後年度に。合併のときも大変、これを上目に締めてますので、最初からもうそういうふうに、こういう方々が地区公民館で表彰してくださいよとかというのが、もしあるのかどうか。あるいは、なければ、そういうお考えはないのかどうか。あるいは、その表彰はどういう方々にされるのか、その辺は。

○市長（宮路高光君）

ほかのほうは、私のほうの教育長だけでなく、特に今、自治会長さんについては10年以上という、さっき教育長が述べましたように、日置市の社会教育の表彰規程に基づきま

してやっておりますし、また、地区館長、自治館長におきましても5年以上の実績ということで、毎年市の生涯学習推進大会でこれは表彰しております。今度、ことしも行かれましたか、2月、さっき東市来でもあったんですけど、それに多くの団体の方を毎年表彰しておりますので、こういうものを参考にして、10周年のときに表彰を、どういう形がいいのか、そこあたりを十分検討させていただきたいと思っております。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

今、中島議員がお聞きになったのは、地区公民館内における表彰をしてるかどうか、統一されているかということでご理解してよろしいですか。今、現状、26地区公民館中、任意の団体という扱いですので、それぞれの地区公民館が地区の運営規程を規約を持っておりますので、その中に慶弔規程であったり表彰規程を設けております。

その内訳全部ちょっと把握しておりませんが、表彰規程のないところとあるところが入っております。あるところにつきましては、本館役員を2年以上務めた館長さんとか、副館長さん、主事、会計、監理を表彰する内容、あるいは5年以上とか、記念品をつけ加えたりするところもありますので、今後、その地区館にこの情報をお伝えして、平準化を検討していただくことは可能だというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

平準化していくことは可能という、今ご答弁でしたけど、可能ですか、それともそうしていくのか。ただ可能というだけですか。そうしていきたいとかということじゃなくて。

○市長（宮路高光君）

このことは、さっき言いましたように、市としてはこの生涯学習のこれでやっておりますので、地区館というのは独自の私はそれでいいと思うんです。そうでなければ、すると

ころ、しないところ、ここまで私どもが入られる部分じゃございません。私は市の全体の形の中で生涯学習をしておりますので、そうしていかなければ、地区館まで私どもが杓子に張ったような形をすれば、地区館の機能というの、また地区館の意義というのなくなると思っておりますので、お知らせはしますが、それを決定するのは、私は地区館ですればいいと思っております。

○13番（中島 昭君）

そのとおりだと思いますが、ある程度の平準化というの必要かと思ひます、私は。あそこではこうだった、こっちの、だから、そういうお知らせ、可能だということじゃなくて、そういうことはやっぱり積極的にやっと思っていますか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今も答弁いたしましたとおり、このところの情報は全部地区館に流しますので、あとは地区館のほうで、そういう判断をすればいいと思っております。

○13番（中島 昭君）

いやいや、じゃなくて、可能だと思いますという答弁がありましたので、そういうふうに言っているだけで、そういうふうにしておりますということであれば、それでよかったですけれども、その言葉のあやと申しますか、そんだけのことであります。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

地区館がそれぞれの情報交換の場合にはありますので、皆さん方がそういった統一の見解をお持ちであることであれば、可能だという表現のしたままで、さっき市長が答弁しましたように、任意の団体ということですから、独自にご判断いただくということが大前提だというふうに思っております。

以上です。

○13番（中島 昭君）

ですけど、これ地区館も市の、市からの直轄みたいなところもありますので、場面によって、場合によっては。だから、全く任意の団体100%ということではないんじゃないかと思ひます。だから、その辺の認識はちゃんと持っておられると思ひますので、やはり情報提供は、そういうことはやっぱりやっていただきたいと思ひます。

さつま湖の問題ですが、交渉の続行はしているということで、当初の岩崎側が示された3億5,000万円、市からは5,000万円だったら購入を検討するということでしたけれども、その数字はまだ残っているんですか。その数字そのものがもうどっかになくなっていませんか。

○市長（宮路高光君）

抜本的に、私は数字は残ってないと認識しております。それでなければ、今まで交渉したあれがないと思っておりますし、向こうは3億5,000万円、私どもは5,000万円ということで、この金額じゃなく、代替地ということになりまして、私どもも代替地をいろいろとあっせんしましたけど、向こうのほうを受け入れなかったということでございますので、この数値は、この交渉をした過程の中では、ないというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

私もそう思ひます。そう思ひますというんじゃないで、もう5,000万円とかというお金は、一般財源から出すのは、非常にもう困難だろうと思ひますし、今、そこを購入したとしても、手入れが大変です。莫大なまた金がかかります。

そこで、旧町の吹上町みたいに、周りの部分だけ貸してもらえないとか、あるいは全体はもう要らないでしょうけど、入り口のあの辺です。駐車場からこの辺だけ借り受けるということの交渉は、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

当時、一番私もさつま湖の場合については、花火大会というのがありましたから、その期間だけでも貸してほしいということを、その当時、申し上げて交渉させていただきました。そのときの交渉の中におきましては、そういうふうにして、今まではずっと長期的に貸し付けといいますか、借りておって、料金を払っておったわけでございますけど、そのことが岩崎としてはもうできないと。そういう向こうは基本的に売買という形にしか持っていないという考え方、部分的に、あの時点では、もう貸すことはできないということを言われました。

その後の中におきまして、特にさつま湖周辺におきますレイクルートというんですか、ゆーぶる、こういうものもございますので、また、今後の交渉におきましては、ああいうところをどうしたい。私どものビジョンも何もない中で、ただ貸してくれということも言えないし、いろいろとまた今後計画、そういうものもできた場合については、借用という部分ももう一回すべきだ、していくべきかなというふうには思っております。

○13番（中島 昭君）

新しいビジョンがあれば、そういう交渉もしていきたいと言われましたけれども、できればやはり活性化をさせるために、そういう計画もこれから考えていただきたいと思いません。

そして、本当に荒れています、あの周辺です。荒れて、手がつけられないような状況なんですけれども、やはり環境という面から見ますと、非常に見た目も悪いですし、日置市そのものが特に吹上のイメージというのが悪いので、何とかその辺の計画というのを作成していただきたいと思えます。

ただ、さつま湖につきましては、やはり安全面ということも十分配慮しながらやってい

かなきゃなりませんので、その辺は十分検討に入れていただきたいと思います。

きょうは、1回目の質問で、日吉、吹上の活性化ということでお尋ねいたしました。自然と中心街に寄ってきます。職員も中心地へ住宅を構えます。そういうことも一つの気になることがあるんです。執行部から提出される書類、たくさんいただきますけれども、どこも申せませんけれども、例えば何かの数をあらわすときに、本庁何個、東市来何個、日吉何個、吹上何個となるんです。私は、それはおかしいんじゃないかと思うんです。伊集院何個だったらまだいいんですけれども、本庁というのは、おそらく全体を見ている形になるんじゃないかと思いますが、市長初め、伊集院出身の方々は余り感づかれないうんですけれども、やはり周りの私どもからすると、非常にデリケートに感じるところがあります。やはりそういうことの気配りというものも今後していただきたいと思えます。大切なことだと思うんです。均衡ある発展へということでやっているんですけれども、本庁、ここはもう本庁やでって、そういう考え方だけでなく、その意識を持ってほしいですけれども、でもそれは受けるほうはまたダメージが違いますので。

それから、活性化の中で、限られた財源の中で、地域を活性化させる、あるいはまちを活性化させる、市を活性化させるというのは非常に難しいことです。そういう中で、そこに住んでおられる人たちに光を当てて、そしてその方々、あるいはそういう物でもいいんですけれども、そういう事柄が地域に力を与えてくださる、そういうものを市民の我々がいただいて、そして地域を活性化させる、それが共者協働の原点だろうと思えますので、そういう方々を、これからまだ10年というスパンじゃないです、先ほどありました日吉のアート、それから吹上のワンダーマップと

か、それからそれぞれの地域でいろんな事業がありますし、吹上青松太鼓も頑張ってくれています。だから、そういう方々に対しては、やはりしっかりした、ちゃんとデータもらってるとおありますけども、やはり認識のもとで、その方々がさらに力をつけて、我々の住んでるまちに、あるいは地域に活力を与えてくれるような策を講じていただきたいと思います。ボランティアでそういう中に市の職員も一生懸命入っていただいて、東市来の美山もそうなんですけれども、一生懸命取り組んでおられますけれども、こういうことはやっぱりしっかり認識はされていると思いますけれども、さらに充実したものになるように、これからも取り組んでいただきたいと思いません。

さっき、1個2個の話をしましたけれども、やはりそういう目で見えております。それがいい悪いということからすると、やっぱりいいことじゃないと思います、そういう見方をする私どもも悪い、いいことではないと思いませんけれども、やはり3期目の市長には、ぜひとも中心部はもちろんなんですけれども、日吉、吹上、東市来、こういう周辺地域にも、やはり発展するような策、政策、あるいはそういう形で取り組んでいただきたいと思いません。

最後に市長にお伺いしまして、終わります。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、8年を振り返りますと、地域からそういう声があるというのは、私も十分認識しております。また、議員の皆様方もそれぞれそういうことを自覚しながら、やはり日置市全体がどうなっていくのか、その地域は地域でどうすべきなのか、やはり別々な気持ちの中で考え、整理していかなければ、極端になってしまったら、いろんなものの整理がつかないというふうに思っております。やはり日置市全体が今後どういうふうに浮揚していくのか、その地域をどう

特色をしていくのか、それがやはり今後、私どもに課された大きな課題でございますので、やはり地域のよさをどう引き出していくのか、やはりこのことに重点的に政策的なことをやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

衆議院選挙真ただ中での一般質問であります。思えば4年ほど前、お茶の間の話題で一番おもしろいテレビ番組は国会中継だと言われるまで、多くの国民を政治に興味と夢を抱かせた時代がありました。しかし、その後の国のありようはご存じのとおりでありまして、今回は機能不全と言っても過言ではない状況で解散を迎えたと言っても仕方ありません。12の政党が乱立する混戦模様が多党選挙であります。しかし、それを見るとき、第二次世界大戦の起こる前のドイツで多党乱立の混迷政治が起きていたのが重なって見えてしまいます。今と同じように、世界大恐慌により、世界経済は苦境に立たされ、我が国では議会政治が機能せず、軍部に実験を握られつつありました。ドイツでは中産階級の生活が破綻し、国民の不満やいら立ちが多党乱立を招きました。そして、権力は国粹主義や左右両極へと移り、リベラルな中道政党が力を失っていき、独裁者ヒトラーがその権力を握ったとき、破局への道を進むのをとめられる力のある政党はもはや存在しなかったという過去の事実があります。

あしたが見えない今日であります。平和や安全、安心して暮らせる政治の行く末を心から願っているところです。

東日本大震災で2万人以上の死者、行方不明者を出して1年9カ月がたちました。しか

し、今も1,337人の行方不明者の捜索が真冬の海でなされております。九州二つ分、500kmが180秒で壊れたというもの。あの三陸地域では歴史的に頻繁に津波に見舞われてきていたために、記念碑の建立や訓練、啓発活動など、世代を超えてその怖さや知識を伝えてきました。

しかし、それにもかかわらず、地震直後に避難した人は57%、11%の人は津波が見えてから逃げ出し、そのうち45%の人が津波に巻き込まれました。

また、震度6以上の地震に襲われた237の市町村の庁舎のうち12%が一部、または全壊を余儀なくされました。岩手県大槌町で町長を初め、多くの職員の命が失われました。岩手県の11沿岸市町村の411カ所の避難所のうち48カ所が津波で浸水、特に陸前高田市では避難所の半分以上が浸水し、避難所で多くの犠牲者を出しました。そして病院の80%が地震と津波で深刻な被害を受け、社会福祉施設の12%の被害を受けたということです。

また、その後の電源喪失による福島第一原発事故で、セシウムは広島原爆の168.5個分、ヨウ素2.5個分、ストロンチウム2.4個分という膨大な放射性物質が放出されました。そして、いまだに帰宅できない福島県民16万人、県外へ出ていった県民6万人と言われます。

大震災の予測は前からわかっており、また、原発の不備も早くから指摘されておりました。このように予測されながらも、災害の可能性の過小評価や認識不足など、さまざまな要因が原因を増大させたものであります。

特に、原発事故に関しては、政府、地方自治体、電力会社など、安全神話のもとで、事故の発生の可能性などの情報提供を含めて、適切な認識、対応も備えも足らなかったという社会的、人道的責任は免れません。

今、西日本におきましても、南海、東南海、東海トラフなどによる地震の確率は高く、いつ、どんな災害が起こるのか、単純災害か複合災害になるのか、いずれにしても早急な対策の検証がなされるべきと思います。

東日本大震災で大きな犠牲を払い、先の見えない生活を送る多くの犠牲者の思いを大切にするためにも、その教訓に学び、減災に努めるべきであります。

1番、住民の安全を直接担う地方自治体という立場で何を学んだか、具体的なお答えを伺います。

2番、避難所などの建物は、標高などは大切——2番、何を学んだか、具体的なお答えをお聞きします。

2番、その後、どのような改善などをなさいましたか、お答えいただきたい。

3番、これらの教訓をもとにして、今後の対策、またしていきたいということをお答えいただきたい、具体的にお答えいただきたいと思います。

4番、避難所などの建物の耐震性や標高はいかがでしょうか。備蓄などはいかがになっておりますでしょうか。

5番、東市来町湯之元の中央広場は、いざというときの集合場所、避難場所、緩衝地帯としての重要な空間であると思っておりますが、整備すべきではないでしょうか。

6番、川内原発に関して、九州電力との安全協定を本市は切望してまいりました。聞くところによると、近いうちに結ぶとのことですが、具体的にどのような安全な協定なのかを伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の東日本大震災に何を学ぶか、その1でございますけど、東日本大震災においては、被災地への物資支援や職員派遣を通じて、

被災地の現状や課題など多くのことを学びました。

被災直後は混乱が続き、大量の援助物資の仕分けやボランティアの受け入れ体制など、日ごろから防災訓練等で繰り返し手順の確認を行う必要を改めて感じました。

2番目でございます。日置市におきましては、ハザードマップ作成と全世帯配布、海拔表示、標識作成など、常に防災の意識を感じていただくように情報を提供してまいりました。

市総合防災訓練でも、関係機関との合同の訓練を実施しておりますが、昨年の訓練から津波災害対策の避難訓練を追加いたしました。

また、随時、関係機関と災害時の応援協定を締結しており、応援協定を締結した機関の市防災訓練への参加や合同の訓練を実施しております。

それと、3番目でございます。土砂災害の警戒区域や主な施設の標高を表示したハザードマップを作成し、全世帯へ配布しました。

災害時にはいち早い情報伝達が重要であり、全国瞬時警報システムや防災行政無線、エリアメールなどの複数の情報伝達策を活用して、正確な情報を伝達してまいります。

4番目でございます。市の指定避難所は47カ所を指定しています。避難所は、構造や収容人数を考慮し、小・中・高校、地区公民館などを指定しております。災害の種類により適した避難所を指定しますが、津波のおそれがある場合の避難所の指定は標高の高い避難所を指定し、安全な避難誘導をすることになります。

また、備蓄の状況でございますけど、現在、飲料水、毛布、タオルを備蓄していますが、食料品や日用品などを年次的に購入し、備蓄を進めているところでございます。

5番目でございます。湯之元の中央広場は、商業地、住宅地の中にあり、広い面積を有す

る広場であり、市の指定避難所へ移動するまでの集合場所等として有効な場所と考えております。

6番目でございます。川内原子力発電所に関する安全協定につきましては、30km圏域の6市町と合同で安全協定の協議を進めているところでございます。協定の内容や、協定締結の時期については、さきに新聞報道がありました。具体的な内容を含め、現在、協議中でございます。6市町の安全協定に関する考え方をすり合わせた上で、できるだけ早い時期に安全協定の締結を行いたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

3番ですが、東日本大震災を受けて、学校での防災教育の重要性がさらに認識されたと考えております。震災後、各学校の防災マニュアルの見直し、津波の危険性のある学校での津波を想定した避難訓練の実施等、指導してきたところであります。

また児童生徒自身が自分で自分の命を守るということから、危険予知能力や危険回避能力を育成することも大切なことですので、KYT（危険予知トレーニング）の活用により、これまで以上に取り組むように指導してまいりたいと考えております。

4番です。市内の小・中学校の校舎については、今後改築が予定されている伊作小学校、伊集院北小学校を除き、耐震診断調査も終了し、基準値をクリアしております。また、耐震診断調査で基準値を下回った屋内運動場についても補強工事が終了し、構造的には完了しているところであります。

しかしながら、屋内運動場の照明等の非構造部材については、計画がなく、9月補正で予算を計上し、4地域1カ所ずつ照明器具の点検調査に取り組んでいるところであります。

その調査結果を参考に、来年度以降、補助事業の活用も見据えて、今後対策を検討していくこととしているところであります。

○15番（西園典子さん）

それでは、1番、2番、3番は、関連性がございますので、まとめてお尋ねしていきたいと思います。

先日、11月24日に日吉老人福祉センターで第8回日置市社会福祉大会が開かれました。市長も教育長も参加していらっしゃったと思いますが、そのときに鹿児島大学の井村隆介先生でしょうか、の講演がありましたね。「地震・津波災害から命を守る」というテーマで、そして副題が「東日本大震災に学ぶ」という題名でした。私はそれを聞きまして、非常に大切なことの提言を先生がしていただいたと思って、本当に私たちは学ばなければいけない、また、自治体も含めて学んでいかなければいけないということを、非常に感じたわけでございます。

それに関して、今、市長もうなずいていらっしゃいますが、私はそう思ったわけですが、市長がそれを具体的にどんなふうに使われたかということ、ちょっと感想をお聞かせただけならと思います。

○市長（宮路高光君）

その当時、私、その人の講演を聞いておりませんでしたので、ちょっと感想という部分はできないということで了解していただきたいと思います。

○15番（西園典子さん）

市長はできなかったということですが、ほかに職員の方で聞いていらっしゃって、こんな感想を持ったという方がいらっしゃったら、お聞かせいただけたら、ありがたいのですが。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

先般、日吉で行いましたその講演の中で、地震を中心にした講演をしていただいたところでございます。内容については、やはり実

感の湧く講演内容だったと思っております。また、講師についても、いろいろ私どもの日吉を中心に現場まで見られた、そういった講演で、聞かれた人も実感が湧いたんじゃないかと思っております。すばらしい講演内容だったと思っております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

私は同じような思いをしたわけですが、そこで先生が強く訴えていらっしゃったのが、本気で向き合っているのかと、他人事ではないんだよと、本気で大震災のああいう現場、あのことを本気で自分たちのこととして向き合って対策をとっているのかということ、強く訴えていらっしゃるようには私は思ったわけでは

そこで、やはり日置市がどういうところが弱くて、どういうところが不十分で、何を今後こうして取り組んでいったらいいのか、どうしたら強くなれるのかということをお聞きしたいという思いで、私は今回の質問をしているわけでございます。

そこで、今申し上げましたが、大体、関連的でもよろしいですが、どういうところが日置市は弱い、ここ辺はいい、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、それではなくて、本当に感じている正直な思いをですね、どういうところが弱くて、どういうところはまあまあだけど、今後は本当にどういうふうにしていかないといけないというふうに思っているのか、率直な思いを、市長、お聞かせいただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

災害の中におきまして、地震、津波、また原子力でありますけど、私どものこの地域を含めた中におきまして、特に山間地が多いところでございます。これは、地震も含め、また台風もですけど、ここが孤立をしたときにどうすればいいのか、これがやはり一つの

きな私どもの地域の課題でございますし、また津波の沿岸部のところ、標高ゼロ地帯といえますか、そういう地域もいっぱいございますので、ここあたりをやはり市民の皆様方と情報といたしますか、そういう認識を共有していかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

津波のこともおっしゃいました。津波は、南海トラフのことなどで予測を出しておりますが、あれでは日置市は4mというふうなことで、避難所はそれ以上でありますけれども、人家などは相当危ないところもたくさんあるんじゃないかと思っておりますが、先日のその先生のお話では、1cmの津波が来ても、足をすくわれて流されてしまうんだということもおっしゃっていました。それほどやっぱり津波というのは低くても危ないという認識で物事は判断していかなければいけないということをお伝えしていらっしやっただと思っております。

そこで、私もいろいろと感じたりしたところでございますけれども、先ほど、職員の方々は行かれまして、その職員の方のせっかく学んだのを具体的にどんなふうにかしていらっしやるのかをもうちょっとお知らせいただけたらと思っております。

○市長（宮路高光君）

技術者のほうを、今、派遣をしておりますが、昨年はいろんなボランティア、福祉関係を派遣しております。その方々の体験談といえますか、それを部長会、課長会で話もしていただきました。やはり私どもは、そういう職員の研修といえますか、応援という部分もございまして、職員みずからがそういう研修をし、また多くの皆様方に広く広げていく、そういう手段をとっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、このことを市民の皆様方に、やはり体験しなければ本当にわからない部分が、い

ろんな人から聞いても、「あっ、そうか」というぐらいの分ですので、この体験したという方が一番大きな発言力があるというふうに思っております。

今後におきましても、それぞれ体験した方々にいろんな実践を、地区の自治会とかいろんなところに派遣して、そのことの話、今までもしてきておりますけど、今後もそういう実践に行った方々の話を市民の皆様方に広くお伝えできるような体制をつくっていきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

職員の方々が行かれて、こういうような工夫にしたらいいんじゃないかと思ったというような提言がもしあったりして、それを何か生かしたことが一つでもありますでしょうか。どうなんでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

四十数名の職員が実は派遣先に協力体制で臨みました。その中で一人一人から報告を受けて、そのまとめをしたところでございます。職員につきましては、今、冒頭、市長も申し上げましたけれども、現場に行って生の声を市民の皆様方に伝えられる、それが最も重要なことだということを感じたことを報告を受けております。

また被災された皆さん方と話をする中で、こんな悲惨な生活に至っているんだ、あるいは家族の方々がほとんど亡くなられた、あるいは高校生生徒一人が申請に来てくれたときは、言葉に詰まってしまったというような報告も受けております。そういったさまざまな報告を受けている職員こそがこれからの日置市の皆さん方にいろんな面で報告できる、あるいは悲惨さを伝えていける、そういった立場にありますので、今後さらにそういった面は生かしていきたいと考えております。

○15番（西園典子さん）

その点はぜひそういうふうで、せっかくの

経験でございますので、生かしていただきたいと思ひます。

先ほど、市民の皆様方に認識を広げていかなければいけないというお答えもありましたが、自主防災組織が23年10月1日現在の県内の組織率というのが、県平均では75.9%でしたが、日置市は57.9%という状況でした。現在はどうなっているのか、また低いということがどうであるのか、もっと高めたほうがいいのではないかとありますが、そこ辺のことをちょっとお答えいただけたらと思ひます。

○総務課長（上園博文君）

自主防災比率につきましては、64%程度の今比率でございますけれども、この率につきましては、大きな集落が1カ所、自主防災組織ができるだけで、かなりパーセント的には上がってまいります。要は178の自治会があるんですけれども、その自治会の人口の数で大体のカバー率がわかるわけですので、集落によっては400世帯を超えるところがありますけれども、こういったところが自主防災組織を組織されますと、かなりカバー率も高くなってまいりますので、これまで同様、各地域に出向いて、自治会の組織の皆さん方へこれからも進めていかなければいけないと考えております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（西園典子さん）

それでは、自主防災組織のことでお答えをいただきましたので、現在64%ということですね。県の平均、昨年10月現在が

75.9%と、それに比べても1年たってもなかなかだということですが、できにくい状況のその課題、何が原因なのか、財政的なものなのか、人的なものなのか、認識的なものか、そして、どういうふうに解決したら、それを推進できると思っらっしゃるのか、そこのところをお尋ねいたします。

○総務課長（上園博文君）

自主防災組織の組織の課題なんですけれども、先ほど申し上げました、現段階での組織率が64.9%でございますが、ことしの4月現在では61.8%でございます。実は若干の組織率が上がっておりますのは、ご存じのとおり、各自治会では自治会の内部でこういった防災の体制を整えているところもございまして、こういったところもやはり防災組織という一つの組織ではないんですけれども、自治会でそれ同様の組織を立ち上げていることから、若干の率が上がったところでございます。

おっしゃいますとおり、今、課題という点で、こういったところが課題で、組織が伸びないのかという点でございますけれども、それはさまざまな自治会における問題もあろうかと思ひます。誰がこういった役割を担うのか、そういった高齢化率も高いところ、そういったところもより一層必要な組織でありますけれども、今後はそういった課題も把握しながら、少しでも上がるような体制づくりをしていきたいと思ひます。

なお、現在でも各自治会のほうから要望もありますので、こういった組織に向けての説明会等、協力的に進めてまいりたいと考えております。

○15番（西園典子さん）

これは教育長にもお尋ねしたいんですが、やはり「釜石の奇跡」というふうで子供たちが助かったと、本当にたくさんの死亡者を出した学校もあれば、ゼロであったというよう

なところもあつたりしますが、釜石の奇跡を起こしたあの地域ですね、あそこは年に4回訓練をして、2回は自分たちだけでするけれど、あとの2回は小・中学校連携であつたり、地域と一緒に訓練をしていたと、それを毎年ですね、地域を巻き込んで学校もしていたということです。

先ほどの自主防災組織も含めて、あれは自治会ではありますけれど、やはり住民の認識を高めなければいけないという意味で、子供たちを巻き込み、学校も地域も一緒になって訓練などをしていくという、それも一つの大きい方法ではないかと思つたりしますが、日置市ではそういうことをしているところがあるのかどうなのか、また今後そういうことはしたほうがいいのではないかなど、意識を全体的に広げるために、そこをお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。津波等につきましては、本市では29校中、津波等の危険がある海岸線の学校ですが、10校が津波を想定した形で今年度避難訓練を行っております。

今ご指摘にありました、地域を巻き込んでというところまでは、現在のところ、行っておりません。消防署でありますとか警察とか、そういうところとの、関係機関との連携で行っているというのが現実でございます。

先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、今後避難訓練のあり方、方法等も、ご指摘にありましたようなことも含めまして、避難訓練のあり方についての充実、そういうものは考えていかなければならないというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

今後、やはりまずは本当に、津波に限らず防災は地域みんな、子供たちが動けば大人も動くという思いをこうして考えれば、一緒になってすることが大人も引き込むし、子供た

ちも学ぶという連携がとれて、方向性もまた進むのではないかと思いますので、そこもぜひ進めていただけたらと思います。

それから、いつもこうして問題になったりいたしますが、災害が起こったり、避難所と違って、実際そうなったときに、女性とか、お年寄りとか、子供を抱えた方々とか、そういう女性の視点というのがよく言われたりするわけですが、なかなかそういうところが災害弱者になりやすいということでございますけれども、防災会議などで女性の委員などをふやしたり、そういうような変化がございましたでしょうか。そしてまた、今後はどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

今お尋ねのありました女性の方々の登用という面でのお尋ねだったと思いますがけれども、防災会議の中でもそういった女性の方々のご意見は必要かもしれませんけれども、これまで特にご意見として、なかった状況でございます。お尋ねのありました内容につきましては、全体的には女性の登用はこれからも進めていく形でございますので、防災会議でもそういった意見等が出ましたら、ご期待に沿えるような形で持っていきたいと考えております。

○15番（西園典子さん）

今のお答えに対しまして、自分たちも何回か言ったよというような、要望もしたよというような、ほかの女性議員の声もあるようでございます。私も何回か一般質問などでも聞いたりもしておりますので、声はなかったということはないと思いますし、そういう団体の長という形で女性がたった1人とかっていうような現状がよくあります。

女性もたった1人で、それこそ妊婦、まだ若い女性、それからお年を召された方、さまざまな立場の方、状態の方々がいらっしゃいますので、いろんな立場の女性というか、1人よりも2人、2人よりも3人というふう

で、若い女性も、働く女性も、それから団体の人もと、いろんな立場の女性がございますので、そこは1人いたらいいよというのではないし、女性は1人おればいいという考えではなくて、ぜひ複数の人数で、いろんな立場の人を入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画部長（小園義徳君）

防災会議委員の女性登用ということだと思います。ご意見を十分反映した形で今後検討してまいりたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

意見を十分尊重して今後検討するということは、前向きにというふうに捉えてよろしいということで、ぜひ前向きにして取り組んでいただきたいと思えます。

それから、避難所などの耐震、それから標高ということでございますけれども、海岸沿いの伊作田、永吉、吹上、伊作などは4mよりは高いですけれども、井村先生の先ほどのお話を申し上げました、井村先生のお話では、やはり3倍ほどの高さが来ることもあるというふうに考えれば、危ないなというような思ひもします。だから、その辺が大丈夫かなということと、それから、湯田地区の東市来体育館は老朽化が進んでいるのではないかと私は感じておりますが、そういうところは大丈夫なのか、その2点のことをお尋ねしたいと思えます。

○総務課長（上園博文君）

東市来の体育館でございますけれども、確かにご指摘のとおり老朽化はしている状況にございます。ただ、現段階では今の47施設の中に入れておりますので、今後の見直しに当たっては、そういったところの老朽化施設につきましては見直しをしなければいけないと考えております。

○議長（松尾公裕君）

ちょっと暫時休憩。

午後1時12分休憩

午後1時12分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育総務課長（内田隆志君）

伊作田小学校の体育館が避難所のほうに指定されています。標高が9mということで、津波に対してはやはり高台のほうに一応避難するというので、この学校のほうではそういう訓練もするようにしております。

海岸線沿いの学校ということで、あと日吉中学校とか永吉小学校、それから伊作小学校、やはりこういうところは学校のほうでも高台のほうに避難するような訓練を同じようにしていくところでございます。

○15番（西園典子さん）

学校は高いところに避難すると。ここは避難所になっているところもございますので、周辺の住民の皆様方がそこに集まるという避難所というところの標高の問題をきちっと解決できるようなふうにして、よく見ていただきたいというのを希望します。

それから、湯田地区のことを申し上げましたが、老朽化、こうして重要な建物で今も使われておりますので、補強などして、また強い状態にして、使えるようなふうにしてもらったらというのが住民の人たちからも声が聞こえておりますので、補強なんかができないのか、できればそういうふうなのを希望するところですが、そこ辺の考えはまだなんでしょうか、お持ちでないかどうか、お聞きしたいと思います。

○社会教育課長（今村義文君）

東市来の体育館につきまして、老朽化で耐震診断ということで現在実施しているところであります。この結果を受けまして、補強のほうがいいのか、高額になれば、また改修も含めた考えがあるのか、その辺も現在の耐震

診断の状況を踏まえて検討したいと考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

わかりました。

それでは、湯之元の中央広場のことについてお尋ねします。先ほどの回答で、市の避難場所への有効な広場であるというお答えでございました。私も今回のいろいろ震災の現状を見て、ほとんどの避難所がやっぱり公的な施設、それから学校などを使っているために、その周辺に校庭があったり、広場があるというので、そこが避難してきた人たちの駐車場、また集会、それからテントを張ったり、そこで煮炊きをしたり、また救急車、それから消防車などの出入りとか、いろんな重要な広場——広場というよりも、そういう拠点としてそういうところが、住民の人たちが避難する場所という避難所に付随する重要な場所だということを、こうして見ていて感じました。それで、有効な広場であると。

ですから、やはり避難所というのには、ちゃんとそこに備えた広場というのが必要であるというふうに私も感じて、そこは同じ意見だというふうで非常に喜んでいる、感謝しているところでございますけれども。

そういう意味で、あの広場を見ましたときに、行ってみられたらわかると思いますけれども、もしあそこが避難所として一旦みんなが集まったときに大丈夫かなと。夜の災害などがあったときなども、すぐそばには新田川が流れていて橋も小さい、それからまた外灯なども周囲にはないと、1本、2本あるぐらいですね。そういうふうで、町なかで周りの人たちがたくさんあそこに集中してくるのではないかと思うわけですが、そこ辺はやっぱり避難所に付随した大事なところでございますので、何かやはりこのままでいいのだろうかということをおもったりしますが、そこ辺は

いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

湯田地区全体を考えてみたとき、今、中央広場はトイレがあつて、そんなに清潔じゃありませんけど、湯田校区には今から区画整理をする公園とか、また田之湯のほうにも公園があります。そういうものを活用していくことが大事なことであろうかというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

私がお尋ねしているのは、福祉センターが、湯田地区には学校のほうもあります、そして今上のほうには東市来公民館がありますけれども、その下のほうの町部の人口密集地にはあそこしかないわけですよ。福祉センターのところが、人口密集地の中にあるのはあそこ。そして、国道3号線とか川を越えなければ湯田小のほうにも行けない。ですから、町部の人たちは福祉センターに集中しやすい。そういうところを考えたときに、あの広場はもっとそういう形で安全な対策がなされるべきではないかということをおし上げているわけです。そこ辺、そういう意味ではいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いかがですかということでございますけど、さっきも申し上げましたとおり、用水路があり、環境的にあそこに集まって、本当に避難のときに大変危険があるというのも事実です。今、商工会、また福祉センターもあるわけなんですけど、ここあたりの整備というのを、用水路を含めて全体的にしていかなければ、ただあそこだけしてみても、ここが避難所ですよ、ここに集まりなさいと言ってみても、また大きな被害が出てくるという部分がございますので、今のトイレを含めた中で現状維持をしながら、またそれぞれ分散するところはどこに分散すべきなのか、そういうものは今後の防災点検を含めた中で考えていかな

やならないというふうに思っています。

○15番（西園典子さん）

今後とおっしゃいますし、また分散とおっしゃいますけれども、なかなか現状におきましては、あそこしかないというのが現状でございまして、やはりそういう意味では十分、即座にどうにかということにはできないかもしれませんが、いつあるかわからない災害ということを考えたら、やはり福祉センターしか、皆さん、ほとんど町部の人は福祉センターに集まりやすい、そしたらやはりすぐそばにあるあの広場が整備されるべきではないかというふうに思っていますので、一体となった形で、先ほども有効なそれに付随した広場というふうにおっしゃってくださいました。私も同じ思いでございまして、検討課題になるかもしれませんが、即座にできないことかもしれませんが、十分前向きに、住民の命を守る場所であると思いますので、検討していただきたいと思えます。

次に、6番のほうに行きますが、6番のほうで市長は、6町が考えなどをすり合わせた上、できるだけ早くしていきたいという今お答えをいただきました。6町のすり合わせというものがどんなものなのかということ、わかる範囲でお知らせいただけたらと思えます。

○市長（宮路高光君）

今、鹿児島市が中心に県との最終的な協議をしておりますので、このことにつきまして25日の最終議会の中で全協を開いていただき、そういう案は議会のほうに最初に見えてから、調印という形になろうかというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

鹿児島市が中心になってということですが、実際にホットラインなどはどうなるのか、それから日ごろからの連携はやはり私たちはとりたいたいとか、それから増設とか稼働などに

対してどんなふうになるんだろうかというのは、私たち住民はみんな関心があるわけですし、市としても知っておりたいなという気があるわけですが、その辺はどんなふうに市長自体は望んでいらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、再稼働、そういうものもありますけど、今までもお話、30km圏内の6市町、特に九電からの情報、これをいち早く入れていただき、これが主になりまして、具体的に今回の協定の中で全部を網羅するということは大変難しいというふうに思っております。それでなければ、協定も結べられませんので、とりあえずそういうことを主体にして協定書を結びたいというふうに思っております。

また、それぞれの現地行動、こういうものについてもある程度、自分たちのほうも現場のほうに行ける、そういう程度の協定書になるということで、今、鹿児島市が県、九電と、私どもの意見も入れた中で最終的な案をつくっておりますので、なるべく今月中に6市と九電、県の立ち会いの中で結んでいきたいと、さように考えております。

○15番（西園典子さん）

昨日とか、一昨日とか、いちき串木野市、阿久根市は限りなく立地自治体並み、そして阿久根市なども立地自治体並みというような協定を結びたいと——たい、結びたい、というようなんです、やっぱりこうして考えてみれば、私の住んでいる湯之元などと阿久根、いちきとは何kmしか変わらない、境がですね。そういうところで風の向きとか、いつも市長もおっしゃいますが、北西の風とかっていうことを考えたら、どうなんだろうかと。あっちが立地自治体並みを望むならば、私たち日置市も望むべきではないかというのが本音です。

鹿児島市はまたちょっと距離があるというところで、鹿児島市が中心になってとおっし

やいましたが、その意識の差というものがないんだろうかなというのを思ったりしますが、そこはどうなのでしょう。

○市長（宮路高光君）

これは特に副市長が中心になって、この6市でやろうという方向になりました。近い、遠いという部分じゃない、基本的に早くこの協定書を結ぶことが先決であると。内容的に、さっきも申し上げましたとおり、今議員がおっしゃるように、立地並みの条件というのは、今の段階では九電というのは大変難しいという部分も一応持っております。そしたら、ずっとずらずら時間を送るだけで、早い形の協定というのは結ばれないという考え方を持っておりますので、今回そういうアウトラインの中の協定書かもしれませんが、皆様方にも見ていただき、その協定書を結んでいくことが私は先決であるというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分ありませんので、お願いします。

○15番（西園典子さん）

早い時期での協定が曖昧なものになってもらったり、妥協をするようなものであっても困るといえるものもあります。ですから、本当に私たち日置市が、市長が望むものを粘り強く要望していかないといけないということも大事なことだと思いますが、そういう意味で、この情報提供というものの中身はどういうことでしょうか、ちょっとそこをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に、報道とかする前に、私ども自治体に早くきちっとし、私どもは報道がされる前に市民のほうに混乱ない形をしていく。やはりこういう事故というのは混乱が一番大きなおそれでございますので、こういうことを一番最優先した形の中の今回は協定書になるとい

うふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

事故が起こらないようにということであれば、日ごろからのやはり連携、日ごろからちゃんと情報を、事故になってからじゃなくて、日ごろからちゃんと連携、ホットラインはもちろん、それから日ごろからこちらの意見を言ったり、また、こちらから出向いて行って、現地を調査させていただきと、そういうことまでも含めての要望というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

内容については、さっきも言いましたように全協のほうでお話をしますので、よろしいをお願いします。

○15番（西園典子さん）

では、内容はということですが、市長自体は非常に前向きに、本当に妥協はしない、全くできないということはないかもしれないけど、妥協はしないという強い信念で、一番近い地域にある、一番そういうところにあるところなんだというリーダーシップを発揮していただきたいと、そういうような気持ちで取り組んでいただくことを希望します。

そして、反省の中であったのは、やはり過小評価してしまったとか、それから原発というものが本当に安易な妥協をしてしまったために、自治体も含めて、住民を不幸なところにさせてしまったということがございますので、もしというようなことがあったら取り返しのつかないことになりますので、絶対そういうようにならないようということを、市長のお気持ちをお聞きして、終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今お話のとおり、こういう事故が起こらないよう努めていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、5番、上園哲生君の質問を許可しま

す。

〔5番上園哲生君登壇〕

○5番（上園哲生君）

先ほど、市長から3期目出馬への決意がございました。それを踏まえまして、私も腹を据えて、さきの通告に従い、公共施設老朽化問題について質問をさせていただきます。

平成23年度に公会計業務の一環として公会計財務諸表を作成するために、市有地及び市有財産の評価算定、工作物資産台帳整備がなされました。市有地4万3,653件、評価額は296億2,500万円、市有建物1,214件、評価額にして202億6,100万円と市有財産の具体的な現状把握をする機会を得ました。

同時に、この維持管理、メンテナンス費用について、今後の効率的な管理方法、市民の利便性、安全性をより効果的に確保していくための方策、そのための費用を具体的に検討すべき重要性が増してきたと考えます。

さらに、責任ある管理を要する認識されている工作物だけでも、道路1,266路線、要件農道239路線、林道30路線、橋梁241カ所、公園施設52施設、プール30カ所、防火水槽304カ所、漁港1カ所、トンネル2カ所などなど、数え上げたら切りがないほどのボリュームです。

12月2日に中央自動車道でトンネル天井板崩落事故が起きました。笹子トンネルの現場では、実に130mにわたって天井板330枚が連鎖的に崩落し、9の方が非業の死をこうむりました。何とも痛ましい大惨事でした。

原因の一つに開通から35年の経年劣化と、それを見逃してきた人間の過ちも指摘されており。

また、東京都においては、昨年1年間で下水道管の老朽化による道路陥没事故が762件発生したと報道されております。ま

さに、日本中において高度成長期につくられた耐用年数50年を超えた工作物はもとより、当初計画によれば、耐用年数まではもう少し時間があると見ていた工作物までが、予測以上の利用頻度、その間の保守点検のあり方、それに基づく適宜な保守維持管理の有無によって、老朽化が速まっている状況があるようです。

これまで、本市も長寿命化計画のもと、学校施設の耐震診断、橋梁の修繕計画策定、概略点検、公園施設の遊具点検、予備調査などを実施し、具体的に建てかえ補修改修工事を進めていっております。

しかし、これまで以上に経年、年数も進み、点検制度も上がってきますと、支障箇所もふえ、増加補修費用がどれくらいかかるのか。今後の財政状況などと勘案しますと、大変な危惧を抱かざるを得ません。いわば隠れ借金のようなもので、財政が健全な自治体でも表面化すれば不健全団体にすぐに転落しかねない要素があります。

今回、平成23年度の決算審査においても、老朽化という指摘が随所に出てきました。総点検をした公共建築物、工作物の更新、維持補修費用をできる限り早急に試算してみるべきと考えますが、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

次に、具体的に踏み込んで伺います。財政を優先する余り、せっかくの施策がおくれたり、多機能化、複合化による利活用への視点、対応が足りなかったということがないようにしなければなりません。ことに、その地域の中核的な施設でもある日吉支所庁舎は、昭和37年に落成し、築50年が経過し、平成23年度にはトイレ、污水管が老朽化により便器から污水があふれ出し、トイレがたびたび利用不能になったと。そのための緊急修繕を行ったとの報告がありました。まことに落ち着いて仕事もできないような状態でありま

せんか。

吹上支所庁舎はもっと古く、昭和34年に建設され、築53年が経過し、老朽化に伴う漏水による破損が発生しているとの報告でした。

決算審査での答弁、これまでの一般質問の答弁で、今後、建てかえを前提として検討委員会を設置し、対応していくとのことでしたが、悠長なことを言っている場合ではないのではないのでしょうか。

市長は、今、内部で検討しているとのことですが、支所機能をどのような方向性で、どの程度の期間内に対応済みとなるよう、お考えになっているのか伺います。

まず、総体的なことを伺って、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公共施設の老朽化問題その1でございます。

歳入の減収が見込まれる中、いかに既存の資産を活用していくかを課題と考えております。

今後、未利用地について、継続的に売却を行い、収入を確保していく必要があると思っております。

また、一方、建物についても、維持管理コストの削減のために、その目的の達成度合いによっては、施設の除去または廃棄等も考えていかなければならないと考えております。

2番目でございます。日吉、吹上支所の庁舎については、昨年実施しました耐震診断結果を踏まえ、また、加えて建物の老朽化を考慮いたしますと、耐震補強のみの対策では不十分であると判断しております。

庁舎の建てかえに当たりましては、事務事業を見直すことによる行政組織のスリム化を確立させることが最重要課題であるとも考えております。

また、海拔などを含めた建築場所の選定について、地元の皆様や専門家の方々のご意見を聞きながら、加えて、既存の他施設との連携かつ有効利用となるように、多機能化ができるようなことも重要視し、平成25年度において整備計画を決定していきたいと思っております。

○5番（上園哲生君）

今、市長から、私も同じようなことを考えていたわけですがけれども、そういう答弁が来ましたがけれども、ちょっと踏み込んで、具体的にお聞きをしたいと思います。

まず、今、大変問題になっているのは、この補修事業というものが足りるだろうか。今までのつくってきた施設をそのまま維持管理していくので足りるだろうかというところも、やはり大きな心配を抱えているわけです。

ですから、その前に、今も長寿命化計画で、いろいろ耐震の診断でありますとか、いろんな点検はしてきているわけなんですけれども、やはり大まかなマネジメントの方針というのが、どうしても必要なんじゃないかなど。それくらい本当に補修費用というのは、維持補修費用というのかかるのか。その中で、どうしても建てかえをしていかなきゃならないものが出てくるとすると、それをどういうふうに積算していけばいいのか。そういうところが迫れてきて、そして、それが後々の市民の皆さんの行政サービスへの反映となっていくんだろうと思いますけれども、そこでお尋ねしますけれども、総務省がやはりそういうことに大変危惧を持ちまして、民間のコンサルティングの会社の研究所と提携をしまして、公共建築物のインフラの更新費用を簡単に試算できるソフトを開発して、あれ市町村がそれを無料でダウンロードできるようなシステムをとりながらやっておりますけれども、確かに点検次第でどういう補修になるかわからないところもありますけれども、とにかくで

きる限り早くその総体的なものをまとめ上げることはできないもんか、そういう方向について、市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございますとおり、合併いたしました8年ということで、体育施設を含め、学校施設、公共施設というような大変多くの施設を抱えております。今、ご指摘のとおり、これを維持管理していくには莫大なお金がかかってくるというふうに思っております。

そういう中におきまして、今、それぞれ耐震化の診断をあちこち入れておりまして、特に耐用年数も含めて、さっきも申し上げましたとおり、施設のその達成度合いといいますか、地元は必要とする。みんな必要とすると。そこにあったものがなくなるということは、大変いろいろとサービスが悪くなるということはもう十分意見はわかっておりますけど、市のトータルの中におきまして、どうしても今後、廃棄していかなければならない建物もたくさん出てくるというふうに思っております。

それで、さっきも言いましたように、何を有効機能といいますか、一つの建物でほかのものまでいろいろとできる、そういうものも本当に三つあったら、それを二つにするとか、一つにするとか、そういう形にしていかなければ、今までみたいに全てのサービス、全ての建物を利用するという事は、大変難しいという考え方を持っておりますので、まだ今総体的に、そういう計画といいますか、持っておりませんが、早い時期の中でどれだけのコストがかかるかどうか、こういうものもきちっと試算もしていきたいというふうに思っています。

○5番（上園哲生君）

市長も同じような考え方をお持ちだということはおわかりました。

ただ、長寿命化計画とか言われても、本当に安心ができるような点検、検査がなされているのかどうか。やはり市民のみならず、我々議員もそういう言葉だけに流されているんじゃないかなという、思ったりもします。

そこで、やはり費用の一部分にかかわってきますこの点検方法についてお尋ねをしますけれども、今後も笹子トンネルのことで、点検のことがいろいろ指摘をされました。その中で、一番不安に感じるのは、目視点検と。確かにそれなりの経験を持った専門家が見て、そして、そこを評価していくんでしょうけれども、我々素人から見ると、ただ見て、そしてどうしたことなのか、どういう状況なのか、本当に正確に把握できるんだろうかと。また、今度は打音検査、ハンマーでたたきながら、音を聞き分けていく。これも音を聞き分けて、そのふぐあいを見つけるのには、やはり最低5年以上の経験が必要だというような専門家の話があります。

そうしましたときに、最終的に全国的に検査技師の技術者が不足をしているという指摘があるわけです。

今、我々が委託費を組んで、そしてやっておりますけれども、そういうところの検査方法、これでいいのか。検査方法として間違いないのか。そこらのところをどういうふうに把握をされておられるのか、ちょっと伺います。

○建設課長（久保啓昭君）

公共建設物の橋梁、トンネル、公園施設、公営住宅等もありますけれども、それにつきましては、現在、長寿命化計画ということで、そういう詳細な調査もしておりますけれども、目視点検等も当然日常の点検ということで行っておりますし、橋梁の長寿命化等につきましては、コンサルの技術の専門の方を委託しまして、そういう詳細な調査をして、修繕計画を立てているという状況でございます。

○5番（上園哲生君）

今、長寿命化計画に基づいて、そういう専門家の方々のお話ですけれども、この長寿命化計画で、例えば公園なら公園、あるいは橋梁なら橋梁、それに対しましても、具体的な、例えば国交省あたりのそういう点検の指摘要綱といいますか、というのが決まっているのでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

詳細点検等につきましては、そういう国交省の検査項目、点検項目等がございますので、それに従って、そういう専門の技師が検査をして、調査をしているという状況でございます。

○5番（上園哲生君）

それなら、ちょっと具体的に二、三お尋ねいたします。

まずは、今回の耐久化問題といいますか、老朽化といいますか、そういうところに出てきた象徴的なのがやっぱり笹子のトンネルの事件が近くにあったもんですから、そういうことだろうと思えますけれども、日置市にも二つの管理しなければならないトンネルがあるわけです。そうした場合に一番交通量の激しい妙円寺団地への出入り口になっております城山トンネル、ここの点検はどういうふうになされているのか。また、今後どういうふうな点検を行っていくことになっているのか、そこらをご説明いただきたいと思えます。

○建設課長（久保啓昭君）

城山トンネルにつきましては、旧町時代に平成8年にひび割れ等の調査、点検、調査設計をしております、翌年度に対策工事を行っております。

それから、通常の点検につきましては、目視にて、歩いてという形になりますけれども、今回のトンネル事故を受けまして、緊急の点検を国のほうから指示も来ておりますので、高所作業車を使つての打音検査とか、いろん

な詳細な調査をして、点検をしていきたいというふうに考えております。

○5番（上園哲生君）

トンネルのことにつきましてはわかりました。

それでは、これまで長寿命化計画でいろいろ点検をしてきました、あるいはそれで修繕計画を立ててきました橋梁について、ちょっとお尋ねをいたします。

橋梁が、管財課の説明によりますれば、241カ所、そして50年を経過する橋梁が65橋梁、要するに4分の1です。そして、今のところ平成23年度の決算審査の中では15m以上のやつが一応検査が終わって、そして101の橋で修繕計画がなされている。また、15m未満の146橋のうち57が概略点検が行われた。今後、修繕計画が立てられるんでしょうけれども、ここの概略点検というのを、これ恐らく目視だろうと思えますけれども、そこらを含めて、今、どれぐらいの修繕実施済みまでいったのか、そこらを含めまして、少し説明いただきたいと思えます。

○建設課長（久保啓昭君）

橋梁の修繕計画等につきましては、9月議会でも一般質問がございまして、回答しておりますけれども、今、ありましたとおり、平成23年度に15m以上の橋長の15m以上のものにつきましては101橋修繕計画を策定しております。15m未満につきましては、今年度、概略点検を通しまして、修繕計画を策定するというようにしております。

今年度までに修繕計画を全部の橋梁しまして、来年度から年次的に修繕工事、古くなる前に修繕して行って、コストを縮減するという計画で、年次的に修繕整備をしていくという計画にしております。

○5番（上園哲生君）

今、建設課長のほうから、今の点検状況で

ありましたり、あるいは修繕計画のことはお話しになりなしたけれども、この橋梁だけでもどのくらい総体的にこれから補修事業、あるいは建てかえ更新費用なんかがかかるものなのか、そこらの予測というのはなかなかまだ立たないものなんでしょうか。そこらちょっと管財課長、よかったらご説明いただきたいと思います。

○建設課長（久保啓昭君）

昨年度は15m以上の橋梁につきましては、修繕計画を立てておりまして、先ほど申しましたとおり、悪くなる前にかえなどをせずに修繕していくということで、概略的には予防保全型で約21億円ほどかかるということで、今までどおりのかけかえとか、悪くなってからやる、それに対しましてコスト縮減が17億円程度縮減されるという状況でございまして、修繕につきましては来年度以降、7,000万円とか5,000万円とか、年次的にやっていくという状況です。

○5番（上園哲生君）

なかなかいろいろ工夫もされておられるようですけれども、大きなやはり財政負担が出てまいります。

それでは、次に公園施設について、これも園路へのバリアフリー化とか、そういうことを含めまして、いろいろな予備の点検がなされたということでしたけれども、そこらの説明と、概略大体どのくらい52施設に対しましてかかりそうなのか、わかっておられましたらご説明いただきたいんですが。

○建設課長（久保啓昭君）

都市公園施設の修繕計画につきましては、今年度策定しておりまして、昨年は予備調査ということで、今年度策定をしておりまして、まだ、業務の途中ですので、まだ事業費とか、そういうものは出ておりません。

○5番（上園哲生君）

市長、ただいまお聞きになっていただいた

とおりです。それぞれで、これは相当な補修にしましても、更新にいかなくても、補修費用だけでも大変かかりそうなんです。

そうした中で、公営住宅のことについてお尋ねしますけれども、公営住宅も大変日置市には多く施設がありまして、そして、それも老朽化しているものもありましたから、これまでマスタープラン等で修繕計画等も計画をされておりましたけれども、私にとっては、突如、マスタープランで実施していこうとしていたものが、中止されまして、これは市長の考え方なんでしょうと思いますけれども、新規の公営住宅が今、吹上にも2地域に、それから上市来のほうにも建ち上がりました。今後もそういう公営住宅の新規の新設の計画があるわけですが、そこらとの兼ね合いというものを、市長は今、どういうふうに捉えておられるのか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

公営住宅だけを申しますと、マスタープランの中で当初つくった中におきましては、新規の公営住宅はつくるというふうには載っておりまして、それぞれの耐震、老朽化したものから建てかえをしていくという一つの基本的な方針は出させていただきました。

その中で、特に各地域を回っていく中において、大変小学校を含めた存続の問題も大変話題になりまして、そういうことが最優先していくことが、やはりその地域におきます、特に過疎地域の活性化になってくるという判断をさせていただきましたので、中止、休止という形をさせてもらっております。

今後、これが一応終わりましたら、また、新たな中におきまして、進めていかなきゃならないというふうに思っております。

ご指摘のとおり、この公営住宅だけでも莫大なお金もかかりますし、今、議員がご心配しておりますとおり、この維持補修というのは相当な莫大なお金がかかります。その中に

おきまして、やはり早くしなきゃならないものから、緊急性を要するものから、一つずつでも済ませていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

本当に先々を心配している自治体の中には、この公共施設マネジメント白書というような報告書を、どこもつくられて、そして今後の公共建築物の更新費用でありますとか、あるいは補修費用を試算をしまして、そして、この投資的経費のあり方のところに基本原則を変えてきているところがいっぱいあるわけです。それはどういうことかと言いますと、もう新規の事業は凍結をして、とにかく今までどおりのやつを、市民の皆さんに、心配がないように、安全性と利便性をとにかく確保しながら、そういう補修のほうに基本方針を持っていくという自治体もあります。

また、先ほど市長がお話しになりましたように、複数の施設を取り壊しをしたり、統合したりして、床面積ベースで、もう我々は3割の減築をするんだというのを一つの基本方針として運用しているところもありますけれども、そういう観点から、市長はどういうふうな感想をお持ちになりますか。

○市長（宮路高光君）

この8年間もでしたけど、合併前のものについては継続の中でさせてもらいましたけど、新たにそういう新規でいろいろと建物をつくっていくということは、大変今の現状じゃ難しいというふうに思っております。そういう中におきまして、少しでもそれを10年持ちこたえて、市民サービスができるのかどうか、さっき言ったように、もう耐用年数が過ぎていくものについては、廃棄もしていかなざるを得なくなる。そういうことも、やはり地域とのコミュニケーションをしていきますので、このことにも若干時間はかかると思います。一方的にこれが廃棄ですよとか、何とかとい

うことをお話し、これが違ったらどういう施設とどういう形で複合させていくのか、やはり条例等もいろいろとその都度都度見直しをしていかなければ、今まである条例の主要目的のばっかしでは、恐らくそういう多様化していくには大変難しいというふうに思っておりますので、そういうことも心がけながら、進めていきたいと思っております。

○5番（上園哲生君）

確かに、新しいものは、何か仕事をやったように見えて、評価も上がるんでしょうけれども、やはりこれまで利用してきたもの、そして今、市民の方々が利用されているもの、こういうものをやっぱり大事に維持していくという視点は大事だと思います。

市長もそのことをよく認識をされておられるからだと思いますけれども、本市は施設整備基金を平成24年5月末で19億9,000万円積み上げました。ところが、確かに合併特例債も3年間延長にはなりましたが、今の国の財政状況を考えますと、やっぱり緊急的な補修経費とか、あるいは更新経費が生まれてくるような気がして仕方がないものですから、やはり安定して、安心して継続的な財政運営ができるように、そこのバランスをうまくとりながら、そうした場合には新規での事業に対しまして、やっぱり慎重な取り扱いをと思いますが、市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、新規の事業というのは、大変慎重に取り扱いしていかなくちゃならない。さきのこの二、三年の間に施設整備基金というのをためさせていただきました。これはさっき、皆さん方にもご存じのとおり、いろんな施設の老朽化があると、こういう前提の中におきまして、今、財政管財課のほうで年次的に、これも取り崩しをしながら、施設整備もさせてもらっているし、

また、取り崩しをしたら、またそれに積み立てをしていく、こういう方法をそっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（上園哲生君）

今、いろいろ申し上げてまいりましたけれども、学校施設につきましては、先ほど教育長のほうからご説明がありましたとおり、耐震診断を終了して、そして耐震補強の工事を実施しているという状況で、これは市民の皆さんもよく理解をされていると思います。

この下水道施設です。これが陥没、老朽化によって、そして道路が陥没するという事故が起こるとるわけですけれども、日置市の場合は、まだ今、延長を進めているところでもありますし、長寿命化で一方でまた点検もされているようでありますから、これはまた改めて質問をさせていただきます。

次に、2番目の質問に移ります。何人かの議員のほうからも一般質問でありましたこの日吉支所庁舎、吹上支所庁舎の整備について質問がありました。ここの支所機能という話になってきますと、先ほど市長も答弁の中にちょっと出てまいりましたけれども、本庁との兼ね合いというのがどうしてもやっぱり出てくるわけです。ですから、ここの本庁の機能、ここの本庁舎の中で今後どのような対応をしていくのか、今現在はかつての合庁、県の施設のほうに農業委員会初め、産業建設所管の部門が向こうのほうに移設をしているわけですけれども、先ほどの市長の答弁の中

には、できる限り、技術関係の職員を集約をしていきたいというような答弁もあったわけですけれども、具体的には、この庁舎との兼ね合いでは、どういうふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

まだ、最終的に本庁、支所とする形におきますと、この庁舎では事業ベースが足りません。この本庁舎から増築をしていかなきゃならないというふうに思っております。

ですけど、やはりそこまで私ども今、このしていく財政的な余裕もないというのがあります。

それよりも、とりあえず日吉と吹上をつくる中において、ある程度のスペースの余裕を持ちながらも、ある程度、今回、日吉と吹上のほうに入らせていただかなければ、さっきご指摘のとおり、もう30年代前半という、寿命化といいますか、もうこれ来ておりますので、いろんな災害、地震です。特に怖いのが地震であろうかと思っておりますので、早く早急に日吉と吹上のほうには入らなきゃならない。本庁と東市来につきましては、昭和57年ということで、日吉、吹上よりも約二十数年おくれておりますので、とりあえずそこを、全体的に申し上げましたとおり、きちんとつくってからしていくということが大事かもしれませんけど、ある程度のアウトラインの中において、日吉と吹上のほうはつくるを得ないというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

やはり、この二つは合併したところの旧町の中核的、言うなればシンボルティックな建物です。ですから、そこを建てかえを、大変厳しい財政事状の中で建てかえを進めていくということになると、やはりいろんな検討が必要だと思うんです。

先ほど、市長のほうからも出ておりましたけれども、私も多機能化と申しましたけれど

も、吹上の支所庁舎の場合は、海拔も低い、そうしていきますと、やはり避難所的な、少し高層的なやはり避難所を持ったような建物の建て方でありますとか、あるいは周辺にいろいろな施設があれば、それを一つの建物で機能させるといいますか、複合化と申しますか、そういう視点も大事だと思うんです。

そういうことを含めて、あり方検討委員会を設置して検討されていくんだろうと思えますけれども、そういう認識でいいのか。それと同時に、このあり方検討委員会そのもののタイムスケジュールと、そして、どこらあたりで結論を出して、次の実施計画のほうに行くのか。そこらのタイムスケジュール的なものをご説明いただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、もう日吉、吹上同時にはできませんので、とりあえず私は日吉のほうから入りたいと思っております。

その中で、今、ご指摘ございましたとおり、同じ施設の中で、多機能といえますか、複合施設の集合化し、また、さっき出てきました耐震化等で壊していかなきゃ、その機能まで入れた形の中でしていくのか。やはり、そういう総合的にそれぞれ考えて、集約化していくことが、やはり私は効率性というのが一番いいんじゃないかなと思っておりますので、そういう特に日吉地域におきましては、来年度、そういう形の中で、いろんな方々の意見を集約しながらしていき、ある程度めどがついたら吹上のほうに入らせていただきたいというふうに考えております。

○5番（上園哲生君）

まだ、何もかかってないわけですから、それは具体的なタイムスケジュールというのは難しいでしょうけれども、とにかく迅速に対応しなきゃならん状況にあることだけは共通の認識だろうと思えますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

最後の質問にいたします。日置市が誕生しまして、先ほど市長も3期目への出馬も意向を語っていただきました。合併促進の政策でありました合併算定替えのほうも、次の任期中に完了しますし、ますます厳しい財政事情が予測をされます。

そうした中で、新築の新庁舎と、こういうことになると、やはりその費用対効果が市民の方々に高く評価されるようなやり方であればならないと思えます。そういうことの検討を、今も申しましたとおり、迅速な対応を少しでも早い形で、この耐震化に、老朽化に対応していただきたいということで、再度、市長の熱意を伺って、質問をこれで終わります。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、新規にいろんなことをつくるというのは、私は今から先も、そういういろんな緊急性というのは別として、普通でいく行政の流れでは考えておりません。さっき言いましたように、特にこの日吉、吹上の庁舎というのは大変大きな一つの今から市民の関心事だと思っております。また、その地域をどうしたら活性化していくのか、そういう一つの大きな原動力のある施設であるというふうに思っておりますので、そこあたりも十分、その周辺部の皆様方にも配慮した形の中で、今後進めていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾公裕君）

きょうの一般質問はこれで終わりますが、先ほどの一般質問の中で答弁の訂正がありましたので、発言を許可します。

○財政管財課長（満留雅彦君）

けさほどの成田議員のご質問に対しまして、答弁を保留していた部分でございます。

現有区域面積の件でございますけれども、国土地理院の面積調査につきましては、63年10月1日現在の面積を基準としてお

ります。それに毎年10月1日現在で見直していくということになっておりますが、今回のこの件につきましては、都道府県の広報等で告示された公有水面の埋立地等によるものでございまして、国土地理院の確認部分につきましては、合併当時で、おっしゃいましたとおり、253.02km²でございます。平成17年に0.03km²追加になっております。また、平成19年に0.01km²に253.06km²になっております。これにつきましては、ご承知と思いますが、東市来の江口の公有水面の埋め立てに係る分でございます。

以上でございます。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程を終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時19分散会

第 4 号 (1 2 月 1 4 日)

本会議（12月14日）（金曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑛や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告をいたしました2点について質問をいたします。

まず、土砂災害防止法への対応についてであります。

土砂災害防止法は、正式には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律と言いまして、平成11年、死者24人、土砂災害325件の被害を出した広島災害をきっかけに、平成12年の5月に公布をされた法律であります。

この法律の主な内容は、土砂災害から国民の生命・財産を守るために、土砂災害のおそれのある区域を設定し、避難体制の整備や住宅立地の規制、また既存の住宅の移転などを推進しようとするものであります。

県内では、平成16年度から各市町村で土砂災害警戒区域の指定が始まり、本年11月20日現在、1万1,581カ所が指定されております。

日置市でも、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定や住民への周知などが図られており、10月22日には、土砂災害警戒区域よりもさらに危険度が高い土砂災害特別警戒区域の指定に向け、対象となる地域での住民説明会も開催をされました。

土砂災害防止法に基づく対策については、主に県が主体となって対策を講じていくものでありますが、市町村の役割も明記されており、住民の生命と財産を守る観点からも、この法律への市の対応の重要性が問われてくるものと考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域や特別警戒区域を指定しなければならないのですが、日置市の状況はどうなっているのでしょうか。

2、特別警戒区域の指定に関する説明会が行われていますが、どのようなやり取りがなされているのでしょうか。

3、特別警戒区域に指定されれば、さまざまな制約が伴い、住民にとって不利益な状況になる場合もありますが、不安を取り除く方法などはお考えがあるのでしょうか。

4、法律では、警戒避難体制の整備が求められていますが、日置市の状況はどうでしょうか。また、今後どのような対応をとっていかれるのでしょうか。

以上4点を市長に伺います。

次に、認知症への対応について質問いたします。

認知症は、誰もがなり得る病気であり、高齢者やそのご家族にとっては大きな不安を抱える状況となります。最初は物忘れなど軽いものから始まり、気づきにくいのが特徴であります。そのうち、時間や季節などの感覚がなくなり、ひどくなると徘徊をするようになります。介護を行う家族は、認知症の進行に伴い、お風呂やトイレ、また食事など、昼夜を問わず生活の援助に追われ、大変苦勞をいたします。このような経験をされている方は決して少なくないと思います。

現在、全国の認知症高齢者は約300万人を超えと言われており、2015年には345万人になると推計をされています。今

後、高齢化の進展に伴い、認知症の方もどんどんふえていくものと思われます。

そのような状況の中、認知症になっても安心して生活できる環境づくりや、また、介護をするご家族の方々の負担が少しでも軽くなるための支援など、日置市として認知症の対策をどう考えていくのか、質問をいたします。

1、日置市における認知症への対応はどうなっているのでしょうか。特に家族への行政支援は十分にされているのでしょうか。市長の見解を伺います。

以上、2項目につきまして当局の誠意ある答弁を求めまして、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の土砂災害防止法の対応についてというご質問でその1でございますけど、土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある地域についての危険周知、警戒避難体制の整備などを推進しようとするものですが、県が調査し、市町村の意見を聞いて、県がその区域を指定することになっております。

平成22年度から23年度にかけて、県が保育園や特老施設などの災害時要援護者関連施設を対象にして調査を行い、今年度指定する計画で説明会を開催された状況でございます。

2番目でございます。日置市内で伊集院、東市来、吹上の地域を対象として、10月16日から25日までの5日間、説明会が行われました。開発許可を得た住宅団地の指定にあつての不合理性や災害時要支援者関連施設の先行指定に対する不公平感を指摘されたことを踏まえ、市といたしましても、24年度中の早急な指定はせず、まだ調査されていない箇所等の調査を済ませた上で指定していただくようお願いしております。

3番目でございます。レッドゾーン「土砂

災害特別警戒区域」に指定されますと、建築物の新築・増改築時に建築確認を行うなどの必要性が生じるため、法面の保護などの対策を講じることが必要になってきます。単独事業では多大な経費を伴うため、国・県の補助事業などの導入を検討していくこととなりますが、県内でも数多くの箇所があると予想され、今後、継続的な事業を推進していただくよう要望していきたく思っております。

4番目でございます。大雨や台風接近に伴い、災害発生が予想される場合など、市では担当者を待機させ、必要な情報を収集し、防災無線を使用し周知を行っています。

災害発生の危険性が高まると防災無線、携帯電話のエリアメールなどで避難準備情報などを周知していきます。同時に、消防団による広報や避難誘導など、段階的な警戒避難体制をとることとしております。

今後においても、市の避難体制はもちろんのことですが、地域や自治会においても、自主防災組織などの活動による自主避難体制についても話し合いをしていただきたいと思います。

市といたしましても、地域性が異なると思っておりますので、自治会と協議しながら市民が被災しないような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

2番目の認知症への対応でございます。

認知症に関する相談が増加している中、認知症専門医や市内の物忘れ相談医との連携を図り、保健師、社会福祉士などの専門職がチームとして個別的に支援しております。

本市における認知症並びにその家族への支援といたしましては、認知症の方々を介護している家族等を対象に、介護の学びや情報交換の場として、「認知症家族のつどい」を年6回開催しております。また、広く市民に対しては、認知症についての理解を深めるための講座として、「認知症サポーター養成講

座」や「認知症に対する出前講座」などを開催し、さらに「認知症に関する講演会」を計画しているところがございます。

認知症の相談支援窓口が地域包括支援センターであることを周知徹底し、本人や家族が疲弊しないように、介護サービスの適切な利用と地域のネットワークを活用しながら支援を進めています。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って質問を続けます。

まず、1番目ですけれども、先ほど市長は、答弁の中ではちょっと出てこなかったんですが、土砂災害警戒区域の数ですね、日置市内で大体どれくらいあるのか、各地域ごとに把握されているのであれば、その数字を出していただきたいんですが。

○建設課長（久保啓昭君）

危険箇所の土砂災害のイエローゾーンとレッドゾーンにつきましては、イエローゾーンが480カ所、レッドゾーンは今のところゼロカ所ということでございます。（「もう1回いいですか」と呼ぶ者あり）イエローゾーンが480カ所指定されている。レッドは今のところゼロという状況でございます。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、今回はそのイエローゾーン、普通の警戒区域、そこから特別警戒区域のさらに危険なレッドゾーンを指定するための説明会等が行われて、今調査を進めているということですので、私は、このイエローゾーンが各地域ごとにどれくらいあるのかというのを聞きしたかったんですが、地域ごとには把握されているんでしょうか、どうでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

県のほうからいただいた資料では、地域ごとにはちょっと把握しておりません。

○4番（出水賢太郎君）

申しわけないですけども、こういう状況なんですよね。これじゃいかんわけですよ。やっぱり地域ごとにどれくらいあって、どういう状況かというのをまず把握して、調査を進めているということですが、県に任せ切りになっているんじゃないかなというところが私は感じるので、今回質問をさせていただきました。

やはり県と市が連携して、情報を共有してこういうのはやっていかなければ、住民は納得いかない部分が出てくるわけですので、しっかりと把握をしていただきたいと思います。

それでは、恐らくそうすると、今回、社会福祉施設とか保育園、老人ホーム等、また学校とか医療施設、こういったところが近くにある場所が調査対象になっていると思うんですけれども、この箇所数というのは把握されているんでしょうか、どうでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

平成22年から23年度に調査された箇所については、地域ごとにわかっております。箇所数についてわかっておりますけど、集計はちょっとしておりませんので、後ほどご回答をさせていただきます。

○4番（出水賢太郎君）

数が恐らく県内で1万カ所以上ありますから、日置市でも相当数あるんだろうなというふうには予測されます。その中でも数が多い中で、そういう避難に必要な要援護者というんでしょうか、がいる施設ですね、こういうところを優先的に調査をして、優先的にやっいていこうというのが今回の趣旨だったんだろうと思います。

そういった中で、説明会がありました。この説明会の、まず参加者数と説明した箇所とか、どれくらいの箇所で説明をされ、また、どれくらいの方が参加されて、そして主にどういった住民からご意見とかご要望等が出されたのか、その辺はどのように把握され

ているのか、お答えいただきたいと思います。

○建設課長（久保啓昭君）

住民説明会につきましては、先ほど市長のほうから回答ありましたとおり、5カ所、5日間ということで、吹上地域が中和田自治公民館で開催されておりまして、それから伊集院ではつつじヶ丘公民館が22日、東市来が23日に東市来総合福祉センターのほうで開催されておりまして、伊集院のほうで、24日、中央公民館のほうで郡下、下神殿、中神殿を対象にした地区ということで開催されておりまして、東市来につきましては、25日、東市来支所のほうで開催されておりまして。

人数につきましては、多いところでは30名程度でした。少ないところでは10名前後という状況でございました。

質問等につきましては、指定する時期の尚早ではないかということと、レッドゾーンに指定されたら不利が起こるといった状況のこと、あと開発団地につきましては、そういう後に後づけのほうで指定されるということへの不満ということなどが挙げられました。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、いきなりこういう案内があって説明会をしますと、事前に余りその地域には説明がなかったんですよ。私の住んでいるつつじヶ丘もそうなんですけど、みんな、これ何なんだろうかというような感じで説明会に参加したというのが実情であります。

そういう中で説明会に私も参加させていただいたんですが、県の担当の方は、危ないから、とくにかくもう危なくなったら逃げてくださいと、逃げてくださいしか説明しないんですよ。いや、逃げるのはもう当然のことですよ。ただし、それに対して、行政的なその支援とか対策はどう打つんですかとお聞きしたら、答えが返ってこなかったと。それで再度11月に入ってから、つつじヶ丘の場

合は再説明会を行ったというふうな、市長も恐らくご確認はされていると思うんですが、住民への説明の仕方が、県もですけども、市のほうも、何かちぐはぐな説明の仕方だったなというふうに感じるわけですが、その辺についてどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、今回5カ所それぞれの地域に説明をさせていただきました。今、課長のほうからありましたとおり、まだ時期不相応じゃないかと、基本的に議員がご指摘いたしました、この指定した中におきまして、建築とか時価の評価とか、いろんな財産にかかわる部分が多々出てきているのも重々でございまして、その事後対策といいますか、のり面保護とか、いろんな事業、そういうもので保護していかなくちゃならない、こういうことはまだ置き去りにした中で、とりあえず、今回指定あるきという部分はございましたので、ここあたりも十分検討も、今後打ち合わせをしながら、また、それぞれの地域におきます説明会をしていかなくちゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

市長が今おっしゃったように、県と市の連携ですね、どうしても県サイドが主体でこの説明会も行われているものですから、市役所の職員の方も同席されていましたが、何か物が言いにくいような雰囲気だったなと私は感じました。

やはり市は市で立場として、県のほうに対してもしっかりと物をやっぱり言っていただきたいなど。そして、住民の説明も、市のほうも責任を持ってやっていただきたいというふうに思います。

つつじヶ丘の説明会も再説明会があったわけですが、しかしながら、先ほど言われたように、財産の価値の問題、そして、つつじヶ

丘の場合は、公民館、保育園、こういった場所がその区域に入っているわけですね。どこに避難のしようがないと。じゃ避難するにしたら北児童館まで4 km離れた場所に避難してください。普通、物理的にも現実的にもちょっとどうかなという話になっております。

再度また勉強会という形で住民の方々とこのことに関して話し合う機会を持ちましょうということで、その会はその日終わったわけですけれども。今後は住民に対するそういう説明も含めてですが、自治会が自主防災組織を例えばつくったりするときの、そういう出前講座等、周知徹底のその活動というのは、市のほうが主体にされるのかどうか、県が今主体でやっていますが、その辺はどうされますか。

○市長（宮路高光君）

自治会におきます自主防災組織のその育成といいますか、それは市のほうでやっていきます。

今回、この指定という部分については県がします。ですけど、今ご指摘いただきましたように、これは十分やはり県と市と打ち合わせをした中で説明していかなければ、今ご指摘ございましたちぐはぐな形の中で市民の皆様方は受け取ったというふうに思っております。事前に説明する前に、まだまだ研究していかなきゃならない。先ほど申し上げましたとおり、特に公民館、保育園、地域におきますと、避難場所といいますか、総体の避難場所じゃないんですけど、自治会としてのやはり集合的な避難場所になるというふうに思っております。

そういう中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、法面保護を含めた中で補助事業とか単独とか、いろいろ出てきます。基本的には、年次的な計画も相当な事業費がかかるというようなのも、場所を見ればわかりますので、ここあたりもやはり市としての

そういう財政的なものを含めて、きちっとした形の中で指定するならして、また3年間その事業を継続して、やはりここは危なくない形の指定されてもあるんだと、そういう安心な部分があれば、説明会しても、2回しましたが、やはり住民からはいろんな意見が出てくるというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

再説明会のとき、県のほうが将来的にどうか、来年どうなるのかどうかわかりませんが、県単で治山事業を入れるような話も出ました。

しかしながら、それが何年度にどういった形なのか、予算づけもないままに、いきなりそういう話が出てきて、私もちょっとびっくりしたんです。

ただ、ありがたいことなんですけれども、その辺で治山事業の話が出たわけですが、あれから大体もう1カ月ぐらいまた時間が過ぎているわけですが、県とはどういった形で話を進んでいるのか、あれから何もまだないのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○建設課長（久保啓昭君）

2回目の説明会の後、これからの対策等について県とも協議を進めておりますけれども、まず、市長のほうからの回答にありまして、まだ調査の済んでない箇所の調査をまず進めて、それと、今回お示した調査の内容の検討し直しということで、それ以後にまた対策を、その事業の導入とか、そういうものについては、さらにまた地権者の同意等もありますので、それを進めていこうということで確認している状況でございます。

○4番（出水賢太郎君）

やはり数がかかりの数、市内で出てくると思いますので、調査を急いで県のほうにしたいいただいて、そして工事が必要な場所の箇所数を選定して、その中で優先順位をつけて事業化していくという、このスケジュールをし

っかり立てて、急いでやっていただきたいなと。

特につつじヶ丘の場合は、背後の斜面というのは全部市有地ですから、市が持っている土地ですので、比較的工事はしやすいかと思えます。その一部分私有地もありますけれども、ほとんど80%以上は市の土地ですから、その辺はしっかり考えていただきたいというふうに思います。

それでは、それぞれこの法律の規制の部分について質問をさせていただきます。

まず、レッドゾーン「土砂災害特別警戒区域」、これに指定されると、とにかく危ない場所だと、イエローゾーンよりもレッドゾーンだから上のほうですので、非常に危険な箇所だというふうに認定されるわけです。

規制の一つとして、特定開発行為に対する許可制度ということで法律の第9条にうたっているわけですが、社会福祉施設、それから医療施設、学校及び住宅地の分譲、こういったところの開発行為については、県知事が判断した場合によって許可されるということなんですけれども、これについては、市のほうにも何らかの形で問い合わせが来ると思うんですが、どういった対応をこの場合はされるおつもりでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、土地利用協議ということで、県、大きな面積になりますと、この土地利用協議にしても県許可という部分でございすけど、事前に市のほうにそのような県に上がる許可においても意見聴取等も来ます。また、現況を見て、今後やはりそういう福祉施設を含め、また学校施設、いろんな中の開発をした場合については、十分私どものほうも、今の法にのっとった形の中で調査をし、また、ひょっとすりゃ不許可になるところも事前にそういうこともわかってくるということで、特につつじヶ丘の場合、そういういろんな法

的がないところが開発されておるのも事実でございす。宅地分譲するに当たれば、やはり一番大事なのは、市民の財産・生命を守る、こういう部分は大事なことでございすので、市としてもきちっとした調査をして、県のほうにも、その許可するにしても具申はしていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

次に、建築確認の問題が出てきます。特に家をつくるときは新築ですね、こういった場合だと、壁を厚くしなさいとか、距離をどれぐらい離しなさいとか、いろいろ制限が出てくるかと思えます。新築・改築の場合は、そうやって制限を受けるから、まあ、その安全を保つための制限という形で安全が保たれるという形になるかと思うんですが、この前、説明会でも出たんですが、それは皆わかっている。ただ、今ある家、今そこに住んでいる人たちの家の安全を守るための方法というのはないんですかって言ったら、答えがなかったんですね。建築確認は、その工事をするときにするわけですから、建ってしまえばもうないわけですけど、今ある家を、じゃ補強をしたりとか、例えば、守るために防護壁をつくったりとか、そういう必要性はないんですかって言ったら、何もなかったんですね。その辺はどうなんでしょうか、建設課のほうでお答えいただけるんだったら答えていただきたいんですけれども。

○建設課長（久保啓昭君）

建築確認につきましては、先ほど県のほうからの回答を議員のほうからも言われましたけれども、そういう居室を要する建物の増改築については、新築、また増改築については、構造規制のそういう構造の建築確認が必要になるということで、その今指定しようとしているレッドゾーンをなくすためには、のり面のそういう保護対策をしていけばそれが消え

るということで、それがなくなるとい
うことに結びつくということで、今現在ある
家を守るためには、そういうレッドゾーンを
なくしていく方法が一つあるということでご
ざいます。

○4番（出水賢太郎君）

住民の方は、その時、話になったんですが、
レッドゾーンを解除されるための治山工事が
始まって終わるまで何年かかかるでしょうと、
その何年かの間は、どうやって自分たちの生
命・財産を守っていただけるんですかってい
う話になって、それを県の方にも聞くわけ
ですが、答えが返ってこない。結局そこで話
がとまってしまって、みんな納得しないまま
に帰ってしまったと、これが、課長もそのと
きは出席されていたんで、よくおわかりか
と思うんですが、そういった状況でした。

確かに時間がかかるけれども、のり面を工
事をすればイエローゾーンになりますから、
ある程度規制はなくなるということなんです
が、その間の対応というのをしっかり説明し
ていただかないと、住民の方は不安を持った
まま暮らさなければいけないという形にな
りますので、その対応はよろしくお願いた
いと思います。

次に、今度は移転の問題が出てくるかと思
います。ここに規制で、第25条にあるん
ですが、建築物の移転の勧告、それから移転
する場合の支援措置、俗に言う、崖地・崖下
の移転事業、近接危険住宅移転事業という形
になってくるかと思えます。これは、ただ、
ことしの予算を見ても、去年もそうでしたが、
申請がなくて補正で減額されていますけれど
も、この辺を積極的に市として進めていく考
えはないのか、お聞きをいたします。

○建設課長（久保啓昭君）

この崖地近接危険住宅移転事業等につつま
しては、県のほうからも、キャラバン隊等で
推進のお願いとかもございまして、市とし

しても、毎年の自治会長連絡会の説明会、ま
た、毎年お知らせを各戸に配布するお知らせ
版でしておりますけれども、さらにそういう
広報等につきましては検討して、広報を進め
る形をとっていくような形で進めていきたい
というふうに考えております。

○4番（出水賢太郎君）

崖地のこの事業ですね、これは2年続けて
もう減額になっている、ゼロ件で、これ委員
会のほうでも指摘されていると思うんですけ
れども、産業建設委員会のほうでも。やはり
こういうのは、ちょっと周知徹底、また、こ
ういう危険区域の説明会のときも全然説明が
なかったんですよね。ですから、やはり積極
的に活用していくべきだと思います。

それから、4番目に宅地建物取引における
措置ということで、宅建法の33条から
35条、36条というふうに書かれているん
ですけど、開発行為において、県知事の許可
がなければこの売買契約、それから宅地広告、
こういったのができないと、また、今ある土
地建物を売買するに当たっては、この重要事
項の説明が必要だということで法律で明記さ
れております。実際うちの団地のところもそ
うですが、空き地とかもありますし、売り家
もあります。この範囲内にも幾つかあります。
こういったところで不動産業者等に対して、
こういった周知をされているのか、お伺いた
します。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、このレッドゾーンに指
定された場合は、そういういろんな規制があ
るといっても十分認識しておるというふう
に思っております。

さっきも申し上げましたとおり、慎重とい
いますか、こういうことも十分協議してい
かなきゃならない。今ちょっと崖地の問題も含
め、また、この砂防の問題も含めまして、特
につつじヶ丘の場合については、法面は市有

地ということ、市有地であった場合は補助事業は使えないと、また、これも厄介な部分が複数にも積み重なっておるんですよ。

そういう部分で、やはりそれぞれの箇所ごとにレッド指定するときは十分していくし、その売買につきまして、まだ私ども不動産のほうに空き地もありますけど、まだそういう周知もしておりません。こういうことが今課題が出てまいりましたので、こういうものを要約しながら指定していくには、慎重にしていかなきゃならない。指定しない場合はどうするのか、やはりここあたりも十分また市民、地域の皆様方と十分話し合いをしながら進めていかなきゃならないことじゃないかなと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

これは、レッドゾーンだけじゃなくて、イエローゾーンのただの普通の警戒区域でも、重要事項の説明に入れないといけないという形になっております。そうすると、今度はハザードマップをつくって、それを公表されるね。公表されると、その土地の評価というのが下がってしまう。これは説明会でも、住民からそういう可能性があるんじゃないかということで話が出ました。非常に重要な問題なんですよ。

だから、ハザードマップをつくって公表するのは、安全を担保するために必要かもしれないんですけども、片やそういう課題も出てくるということで、この辺の問題はどのように市長は見解を持っていらっしゃるのか。本当、相反することなんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、そういう市民の安全、財産の安全を確保するには、こういうレッドゾーン近くは危ないですよとすることが、私ども一つの使命であるというふうに思っております。

基本的に、さきも出てきましたとおり、開発行為をするこの時点でそういうことが全部クリアしていかなきゃならない。特につつじヶ丘にしても、もう30年以上前の開発要綱、こういう部分に合ったものが、今の法的に違う部分ともものすごく乖離しておる、これを今の法律に合うには大変な大きな一つの財政的な支援、また市民に対する信頼というのが失われてしまう。こういうことも私どももやはり顕著にこのことに向いていかなきゃならないというふうに思っております。

また、そういう部分についても、きちっとまた説明をしながら、さっき言ったように、私はそういう早急にこういうレッドゾーンをしたら、それだけの莫大ないろんなことがかかると、そういう部分の中でやっていくと。

逆に言いますと、その当時の開発行為の中でみんな土地を買われて家を建てておる、ここあたりがこの法律の規制の中がやはり乖離している部分がたくさんございますので、十分私どもも勉強し、また市民の皆様方も、そういうことをご理解しながら、この問題については進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、次にイエローゾーンの規制についてお伺いいたします。

まず1番目に、市町村地域防災計画へのこの記載、避難警戒体制をどうするのか、避難体制をどうするのかを記載しなさいということになっております。

それと、もう一つは、災害時要援護者関連施設、つまり高齢者、乳幼児、それから障がい者等の自力避難が困難な方々、この人たちをどういうふうに避難させるのか、この警戒避難体制を定めなさいと、この辺の避難計画については、どのような形で今現状、策定されているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○総務課長（上園博文君）

今お尋ねのありました第7条のうちの一つなんですけれども、今回の地域防災計画の中で、これはページを付してございませんけれども、2の2の1、その中でも今回の土砂災害に関する中身につきましては、その第1章の中に、災害に強い施設等の整備状況というところの中で、土砂災害の防止対策、この中に盛り込んでおります。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等ということでの中身でございます。その中に、土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めるものとする。そしてまた、第3項の中には、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じなければならない。これが、いわゆる防災マップの関係になるんじゃないかと思えます。

また、援護者の関係につきましては、この計画の中にも盛り込んでおりますけれども、孤立化集落対策マニュアル、あるいはこのほかに、災害時における要援護者の避難支援ガイドラインという内容を盛り込んでおります。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

計画はそうやってちゃんとつくられています。しかしながら、対象となる住民及び施設、ここに全然周知がされてないんですよ。説明会で浮き彫りになったのが、どうやって避難したらいいんですかという話も出ました。保育園に至っては、90人子供がいます、乳幼児が。どこにどういう形で避難させればいいんですかと。計画はできていても、それを具体的にどう進めていくかという具体性が伴ってないんですね。これは非常に大事なことであって、やはりこの行政の人間だけがその計画を把握しているだけでは、これは避難の体制の構築には至ってないというふうに思っておりますので、この具体性を、自主防災組織があれば機能すると思えます。しかし、な

いところは、こういう形でどうしたらいいんだろうかという、ましては避難所が遠いわけですから、もうどうしようもないという状況でありましたので、そこをしっかりと、これはもうつつじヶ丘だけの問題じゃありません。各地域、各集落、自治会、もう一度再点検されたほうがいいんじゃないのかなと思えますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般、避難所の指定ということで、特に老健施設等を含めた中で指定させていただきました。その中でも特に危険箇所のないところでしたけど、そういうまだ危険箇所といえますか、災害時に土砂が流れ出てきそうな、そういう部分はございますので、今ご指摘ございました保育園とか病院、また老人福祉施設関連、こういうところにはやっぱり災害のマニュアルということで、また説明会もさせていただきながら、また地域におきましては、どうしても、さっきご指摘ございました自主防災組織を上げていく、ないところには特に危険箇所が伴うところには、どうしてもつくっていただきたい、こういう説明をまず私どもの行政のほうも投げかけていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

この警戒区域の、とにかくその対象になる地域の説明にしても、もう県が主体で、特にその砂防課が主体で、砂防のそういう技術的な部分だけしか説明がなかったもんですから、そうじゃなくて、今言われたように、避難体制とか、そういうのも含めた一体となったやっぱり、縦割りじゃなくて、一つのパッケージとして説明を十分に進めていく。そして、みんなで一緒になって避難体制、どう生命と財産を守っていくのかという、そこら辺をしっかりと協議できる環境づくりを市のほうにはしていただきたいというふうに思えます。これが全然できていないので、もう非常に不

安に皆さん陥っていますので、しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に認知症のほうの質問に移ります。

まず、認知症、日置市内で大体どれぐらいの人数の方が認知症を患っていらっしゃるのか。また、徘徊の事例もあるかと思えます。それによって捜索願が出て行方不明の捜索があったりとか、よくある話だと思うんですが、その辺がどれぐらいの件数、今現在起こっているのか、その辺の状況把握はどうされているのか、お伺いいたします。

○介護保険課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度という基準があるんですけども、そこから算出しておりますけれども、昨年度のデータで見ますと、日置市の認知症高齢者は10月現在で1,706人というふうに積算されます。65歳以上人口に占める割合は11.5%程度、認定者に占める割合は58.3%という数値になります。同じ時期に県内全体のデータでお示しますと、5万5,319人、65歳以上人口に占める割合は12.3%、認定者に占める割合は60.3%と日置市より若干高い数値となっているような現状でございます。

徘徊による行方不明の案件ということですが、包括支援センターを総合相談窓口としているわけですが、包括支援センターで把握している分になります。今年度のデータになりますけれども、今年度11月までに認知症に関する相談は39件ほど受けております。そのうち、徘徊に関する相談が5件ほどあるようです。特に行方不明者に係る情報ということでは把握しておりませんが、1件は、自殺願望がある高齢者で、自宅の倉庫にいたんですけども、行方不明と勘違いされ、警察沙汰になったというケー

スはあるようです。

○4番（出水賢太郎君）

やはりこういう徘徊をされる方々、私も私ごとですけども、私の祖母も2人とも認知症でした。1人は、徘徊はなかったんですけども、ツワ取りに行つて、山に、昔、畑だったところでしたが、山に行ったら帰つてこれなくなって、一晩出てきませんでした。警察、消防、皆さん200人ぐらいで探していただいて見つかったんですが、もう記憶が全然飛んでいるんですね。そういうケースというのは、よくやはり聞かれるケースであります。

そういった中で、徘徊の見守り、徘徊を少しでも減らしたりとか、大ごとにならないような見守りをする対策というのはやはりやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、地域の見守りとかネットワークをつくっていくために、この大阪市の河内長野市というところがおもしろい事業をやっています。徘徊高齢者のSOSネットワーク事業、この事業はどういう事業かと言いますと、これはお年寄りの顔写真と、背丈ぐらいですかね、写真を撮つて、それを認知症のサポーターの方々が各地域にいらっしゃいますので、そういった方々、それからコンビニとかお店、スタンド、いろんなどこにそういうのをお配りして、一応把握しておくんですね。こういう人をもし見かけたら、歩いていたら、ふらふらしていたら情報提供を下さいというような、そういう事業だそうです。

こういう形でできないにしても、例えば、民生委員だったり自治会長だったり、その辺の方々に対して、事前にこういう徘徊の予兆がある、徘徊をしたことがあるお年寄りはこの方々がいるんですねというのをやはり事前に把握しとく必要性もあるのかな。

ただし、問題点としては、個人情報の問題とか、それから家族がそういうのを嫌がった

り、そういう問題も出てくるかと思えます。その辺の調査研究を進めていくべきかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

国のほうにおきましても、この認知症につきまして、今現在300万人いますけど、サポーター100万人養成ということで、全国規模の中で、今、私が会議に入っております福祉ネットが主催になりまして、このことをやっております。

その中でも、先般、介護保険の全国大会があったわけでございますけど、やはり今後の介護に関するの、この認知症をいかにして減らしていくのか、さきの中で、今私どもの中におきましても、特にこの認知症サポート医といいますか、それと物忘れ相談医、基本的には医者との取り組みというのも大きなものでありまして、介護サミットの中でも素晴らしい先生方がおまして、どうしたらサポートできていけるのか、今ご指摘ございました、これはプライバシーの問題が相反する部分が出てまいります。特に家族の方々には知られたくないとか、いろんな問題で、そういうふうにポスターを張るとか、いろんなことをすることがやはり自分の家族の恥だという部分もあります。

そういう部分をやはりお互いに勉強していく、やはりそういうことをしていかなければ、今後介護の予防対策をしていけば、この認知症、特にグループホームという施設がありますけど、ここはまして、施設型の認知症でございますので、よろしいわけなんですけど、在宅のこの認知症というのがまだまだ今後やはり多くなってくる可能性がございますので、今後、国としても、私ども市としても、特にこの認知症に関しますいろんなことを取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今、市長がおっしゃったように、家族の方々がやっぱり嫌がるケース、非常に多いと思います。いまだに、やはり社会に対してというんでしょうか、出たくない。社会の理解がまだ足りないという部分もあるかと思えます。そういった部分で、その家族の会、家族の集い、こういったところ、それから啓発活動をどんどん進めていただきたいと、これはもう行政がしていかないと、民間レベルじゃ追いつかない話でありますので、もっとこの辺のところは予算をつけていただいてやっていただきたいなというふうに思います。

そして、今、先ほど市長が医療のほうとの連携ということをおっしゃいました。全くそのとおりだと思います。認知症というのは、比較的症状が出にくい、初期症状がですね。薬である程度とめることもできて、予防がある程度しやすいわけですね。ただ、今の現状でいうと、ある程度進んでからケアマネさんとかに話をしたら、ああ、ちょっと進んでいるねというところで、薬をもらってもなかなかもう進行をとめられないような部分で駆け込む方が結構多いんですよ。その辺は早目に気づいて、適切な投薬をしていけば、治療していけば、最小限に食いとめることができるというふうに言われております。

そういった中で、認知症のそのサポート医、専門医、この辺は日置市ではどういった状況になっているのですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、この認知症にする認定、これは恐らくお医者さんじゃなけりゃ難しいと、身体的なのは外見的に見えます。この認知症の場合は、内面的なもの、そういうもの、精神的なもの、そういうものがございまして、私ども日置市でこの認知症のサポート医というのが3名いらっしゃる。また、物忘れ相談医等10名、こちらのほうでお願いしております。これはやはり地

域のお医者様にお願いするしかございません。

さっきご指摘もございましたとおり、このことをやはり介護の中で十分今後していかなきゃならない。本当にこの程度といたしますか、本当にこの初期の段階と、これを進行させない、そこにとめておく。もう悪くなったらよくはならない。こういういろんな一つの認知症のあり方の中で、少しでもそこにとどまって進行しない方法はどういうことをするのか。やはりこれは本人もかもしれませんけど、やはり家族も含めて、そういう薬だけの問題、薬を飲まなくても、そういう部分の中で、いろんな行動する中でいろいろと措置があるということで、先般もそういうこの専門医の方々からのお話も伺いました。

また、市民の多くにも、こういう方々の専門医の方々の体験をきちっとして、講演会等もこのことはどんどん今後ふやしていかなきゃならないことかなというふうにいつも思っておりますので、来年も、この認知症におきますそれぞれの症状を含め、また家族の方々はもちろんですけど、まだ今からこの市民の皆様方にも、このことについて、いつ、いずれか家族を含め、また本人、自分自身かもしれませんけど、そういうことは学んでいく必要があるというふうに思っておりますので、そういう研修会をどしどしやっていきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

とにかく気づくこと、気づいてあげることですよね。本人はわからないですので、周りが気づいてあげて、やはり適切なそのお医者さんにかかること、ここまで行くのがなかなかできないんですよね。私も、自分自身の経験ですが、どこに相談に行っているのか、どこの病院に連れていっているのか、正直もういろいろ調べて困ったこともありました。結構そういう方が多いかと思えます。

ですので、日置市として、そういうやはり

相談窓口の充実とか、気づいてあげる、そういう体制づくりというのは早急にやはりしていけないと、この5年間で勝負だと思えます。この5年間で恐らく急激にふえてきます。この体制づくりを今のうちにおかないと、もう5年後になってからやっても間に合わない。ばたばたしてしまう。今の国保の状況と同じ状況になってしまうんじゃないかなと私は考えるわけであります。

ですので、やはり市として、そういった体制づくりを来年度からしっかり予算計上していただいてやっていただきたいと思えますが、最後に、市長にその体制づくり、予算とそして計画等どういうふうに進めていくかお聞きをいたしまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ちょっとさっきもこのことは話がございましたとおり、あと2年後、私ども、全国の介護保険のサミットを日置市でやるつもりであります。特に、このことも含めまして、やはり市民を含めみんなが意識しながら、特にこの認知症がこの介護サミットの中でも大きな一つのテーマとなりますので、連携しながら、自分たちの予算等を含め、また事前研修という部分をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時5分とします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。私は、市民

の命と暮らし、雇用と平和を守る立場から、社民党の自治体議員として、以下の3項目について質問をいたします。

1項目めについては、川内原発の安全性と再生可能エネルギーについて質問をいたします。

今回の総選挙においても大きな争点となっております。私は、3.11の東京電力福島第一・第二原子力発電所の大事故を教訓に、核と人間は共存できないということで、脱原発社会の実現を望んでいます。

日置市は、川内原発の30km圏内に現在2万7,000人が居住し、福島の重大事故は決して他人ごとではございません。日本は地震大国であり、全国各地で震度6以上の地震が多発しています。また、北朝鮮のミサイル発射も今大きな問題となっており、原発事故はいつ発生するかわかりません。

そこで、川内原発の安全性と再生可能エネルギーについて、4点質問いたします。

1つ目は、原発の再稼働・脱原発の基本的な考え方について、市長に見解を伺います。

2つ目は、「立地市並みを盛り込まない」、南日本新聞の11月19日付の掲載されましたその内容について、原子力安全協定の締結の考え方について、市長に見解を伺います。

本市の再生可能エネルギー（メガソーラー・風力・水力）発電所の設置の状況について伺います。

4つ目は、再生可能エネルギー日置市効率的利用事業化計画策定委員会の状況について伺います。

2項目めについて伺います。小中学校の通学路の安全性について伺います。この質問は、6月議会で質問いたしましたその後の状況と改善策の状況について質問いたします。

1つ目は、鹿児島県教育委員会の緊急合同点検が6月から8月まで実施されました。県内の通学路の危険箇所、県内で1,711カ

所ありました。日置市の状況はどうであったのか。

2つ目は、予算を伴わない通学路を変更することで、県内で173カ所が改善されたと報道されておりました。日置市の改善状況はどうか。

3項目めでございます。日置市の自殺対策市民悩み事相談の状況について質問いたします。

日置市の21年から23年の自殺者数の推移と取り組み状況について伺います。

2つ目は、心の健康相談の相談状況や解決策、各関係機関との連携の状況はどうであったのか。

3つ目は、小学校、中学校の命の教育、いじめの要因が指摘される中での子供の自殺も発生しております。自殺予防教育について見解を伺います。

以上、3項目について質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の川内原発の安全性と再生可能エネルギーについて、その1でございますけど、原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会の厳正な審査を受け、安全が担保される場合には、社会・経済的にもやむを得ないものと考えます。

脱原発の基本的な考え方といたしましては、原発は将来にわたって段階的に可能な限り縮小し、二酸化炭素排出の少ない天然ガスや太陽光、風力など再生可能エネルギーの活用への転換をしていくべきと考えております。

2番目でございます。このことにつきましては、先般も15番議員の中でもお答えいたしましたとおり、30km圏内にあります6市町の合同で、担当レベルで今協議を進めているところでございます。このことにつきましては、先般もお話し申し上げましたとおり、議会が終わった25日の全協で協定書の

案もお示しをしていくつもりでございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思っております。

3番目でございます。水力発電は、ご存じのとおり、伊集院地域の大田に九州電力大田発電所があり、明治41年からの運用開始と歴史ある水力発電施設であります。メガソーラーは、同じく大田地区に「やまとソーラープラント伊集院」として、大和電機が本年度の7月から運用を開始しております。また、現在、大型の風力発電所は設置されていませんが、上神殿地区の重平山に3基設置の計画で準備が進められております。

4番目でございます。委員会のメンバーは、各地域審議会代表、市商工会、市地域婦人会連絡協議会、市内企業代表、九州電力鹿児島営業所長、鹿児島大学教授の計11名でございます。オブザーバーとして、九州経済産業局資源エネルギー環境課長、鹿児島銀行営業支援部主任調査役をお願いしております。

本年度の6月1日に第1回の委員会を開き、日置市スマートコミュニティ構想普及事業の素案を提示しております。

2回目の委員会は、11月22日に開催し、「防災・農業観光型スマートコミュニティに関する調査」概要についての説明、省エネルギー・再生可能エネルギーに関する市民アンケート内容等について提案しております。

また、第3回の委員会を来年2月に開催予定で、両調査の結果をもとに日置市スマートコミュニティ構想案を協議・決定し、市へ提案していただく予定でございます。

2番目は、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目の日置市の自殺対策・市民悩み事相談の状況について、その1でございます。日置市の自殺者の推移でございますが、平成21年は12名、平成22年は13名、平成23年は15人となっております。平成18年の21人をピークに減少傾向でありま

したが、最近の3年間はまた増加傾向となっております。

市の自殺対策の取り組みといたしましては、精神科医や弁護士などによる心の相談、自治会のサロンなどへ出向いて紙芝居による鬱病や自殺対策に対する普及啓発、市内企業に対してのメンタルヘルス相談などを実施しております。また、去る12月11日に自殺対策講演会を開催し、講演や鬱病の体験発表など、市民の皆様方に自殺対策について理解を深めていただける講演会となりました。

2番目でございます。平成23年度は、精神科医相談6回で28件、弁護士相談は3回10件、計38件となっております。

相談には、保健師のほかに、事前に了解を得て、地域活動支援センターや消費生活相談員も入りますので、引き続き支援していく場合もありますし、精神科医や弁護士の助言により解決される方もあります。必要に応じ、医療機関への受診勧奨や本人、家族への支援など、解決策はさまざまでございます。また、相談内容に応じて、医療機関、地域活動支援センター、子ども支援センター、職場関係者等と連携を図りながら支援しているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

通学路の安全対策についてお答えいたします。

1番目ですが、全小学校から、車の交通量などから危険性の高いと思われる通学路の報告を受けまして、81カ所について、関係機関で再度確認をしたところでございます。

8月に警察、県、市の関係者で実地調査を行い、その結果をもとに対策を検討し、11月に関係機関が集まって、それぞれの対策について協議をしたところでございます。

11月末現在で、81カ所中22カ所は対

策が終了し、残り59カ所は、周囲の状況や予算のこともあり、今後対策を行う予定であります。

2番目です。通学路の変更で対応できた箇所が3カ所ほどございました。

次に、日置市の自殺対策についてですが、いじめ問題から発生するさまざまな事例を考えたとき、命の教育、自殺予防の教育は非常に大切なことと捉えております。

現在、小中学校では、命の尊重に関する全体計画を立て、その発達段階に応じて体験活動などを取り入れ、道徳や学級活動、総合的な学習の時間などで取り組んでおります。

体験活動では、中学生を対象にした市健康保険課の「いのちふれあい事業」で、保健師や妊婦、乳児を招いての講演や妊婦・乳児との触れ合いを通して、命の尊さや家族への思いやりの心など学んでおります。

自殺予防では、教員が文部科学省の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の指導資料などを活用して児童生徒の自殺についての研修を行い、自殺予防の教育の充実を図るよう指導しているところであります。

人権教育や道徳教育、いろいろな教育活動を通して、自尊感情を高め、自他を尊重し、命を大切に教育の充実にも取り組んでまいりたいと思います。

○7番（坂口洋之君）

3点につきまして、市長、教育長にご答弁をいただいたところでございます。

まず最初に、川内原発と再生可能エネルギーについて質問をいたします。

きょうの南日本新聞においても、17原発の拡散予測訂正、川内最大は21.1kmということで、大きな見出しが掲載されておりました。そして、その中でも、総務課長の上園課長のコメントも掲載されたところでございます。

まず、今回の総選挙においては、消費税、

TPP、原発を含めました国のエネルギー政策について国民的な議論となり、今回の大きな選挙の争点となっております。原発政策については有権者の4割が関心がある中におきまして、停止中の敦賀原発についても、原子炉の直下に活断層があるということで、廃炉が望ましいという規制委員会の結論が出されました。

今回の事故を通して国民が知った原子力行政の村を象徴されるずさんな不信・不安が、今回の訪問で廃炉が妥当という結果を踏まえ、国民の不安・不信が市長は払拭されたと考えますか、その点について伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今回、原子力規制委員会におきます相次ぐミスということで、修正がおくれたりしていることにおいて、私ども自治体におきましても、ある程度信頼関係を築くことが難しい部分もあります。ですけど、やはりきちっとした原子力委員会の厳正な仕事はしてほしいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの市長の答弁の中で、原発については段階的にエネルギー政策を見据えながら縮小すべきだというご答弁をいただきました。

9月に国が発表いたしました国の新しいエネルギー政策の中によりますと、原発の40年運転制限というものが示されました。これは、40年を経過した原発については原則として廃炉にするという内容でございます。

現在、川内原発1号機については、稼働してから28年たっております。40年廃炉を当てはめますと、2024年までに川内原発の1号機については法的には廃炉すべきであると私は考えておりますけれども、この40年運転制限のことについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

新しいエネルギー政策におきまして、

40年運転制限ということであります。この中におきまして一番今後大事なのは、やはりこの日本の経済活動、いろんなことを考えたときに、この原子力に対応するエネルギーを早く開発していかなきゃならない。今、それぞれ再生可能エネルギーとか天然ガス、いろいろと転換をしておりますけど、そうでなければ、日本の経済というのは、ただ脱原発と言ってみても、それだけじゃ済まされません。

やはりそこあたりを含めまして、収束の中におきましては、原子力は私も廃止していくべきだというふうに基本的な考え方を持っておりますけど、やはり国策として、早い形にそれにかわるエネルギー政策をしていかなければ、日本の経済と申しますか、雇用を含めいろんな形の中で、なお一層海外のほうに展開し、日本は大変失速していくと思っておりますので、ここあたりの絡みも十分国策としてきちっとした政策をとっていただきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

2024年がちょうど40年経過いたしますので、川内原発については12年後でございます。これから国のエネルギー政策についても大きな転換期を迎えておりますので、私は、この2024年までに川内原発については廃炉をしながら、エネルギー政策の転換をぜひ進めていくべきだということをこの点については伝えたいと思っております。

これまでの市長の原発政策については、脱原発のスタンスについては私自身も評価しておるところでございます。また、再生可能エネルギーのスマートコミュニティ事業についても賛同しているところがございます。

そこで、お聞きいたします。ことし4月28日に全国の脱原発に賛同する自治体首長が集まりました脱原発の首長会議が結成されたと思います。市長も勉強会員に加入されているということをお聞きしておりますけれど

も、その目的については、福島原発の事故を教訓に、できるだけ早く将来的な原発社会をつくる。年2回の勉強会、意見交換会、会員からの情報収集や提案等を目的に実施される。市長は、これまでこの会を通して何を学んだのか、また何を学ぼうとしているのか、本市の施策に反映させたいような点はなかったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

この会に入るに至りましては、基本的にはこの福島県の悲惨な事故を見たことが私の心にとまっております。その中におきまして、基本的に私もまだいろんな情報収集、さっきも申し上げましたとおり、新しいエネルギーをしたらどういう形でできるのか、そういうこともお互いに勉強していくべきだということで、今回、15日にあるのにも担当職員をまたやります。ちょっと私が行けない部分がございます。

どうか、そういう中におきまして、職員を含め、私も含め、いろいろなことを学んでいく、これが一つの方策じゃないかなというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど市長がいろんな点を学んでいくということで、あした、15日に職員を派遣するというところでございました。私も調べてみました。あした、15日（土曜日）に、福島県の郡山でことし2回目の勉強会があるということでございます。

そこで、先般、2番議員も脱原発首長会について、名前がこれまでは会員名で勉強会員ということでしたけれども、名前が掲載されておりました。来年度以降のことについてお聞きいたします。ぜひ正式会員になるべきではないかと私は提案したいんですけども、その点について考え方を聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今申しておりますとおり、こ

の勉強会員のほうでとどめておきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次の川内原発の原子力安全協定についてお尋ねをいたします。

11月19日、鹿児島市や日置市など6市町村が九州電力との間に結んでいる安全協定については、当初目標としていた立地市並みの方針を変えたことが報道されました。新聞各紙も、肝心の中身には乏しい、もし事故があれば隣接自治体も同じなのに、立地自治体となぜ対応が異なるのか、30km圏内の9市町は当初立入調査権を求めていたはずと疑問を投げかけています。

阿久根市長は、先般の議会の中で、九電との協議中の原子力安全協定については、薩摩川内市と県の協定をもとに、原子炉などの増設・変更の事前協議はもとより、平常・異常の連絡体制、立入調査などを盛り込むよう要請しているとのことである。

いちき串木野市長は、さきの議会の答弁の中で、一步踏み出した協定を求めると議会で答弁しております。

協定の締結には、結果として妥協点は必要ですが、協定の中身についての市長の観点、考え方について伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、今、薩摩川内市、県、九電で一つの協定書をつくっております。その中におきまして、特に隣接する阿久根、いちき串木野市が立地自治体並みということで九電とも交渉しているのを伺っております。

私ども、この30km圏域内にある中におきまして、そのことをいつまでも九電ともんでおれば、この締結というのは大変難しいということも察しさせていただきました。

そういう中におきまして、今回基本的に結ぶ要綱の中におきましては、事前に早くこの私どものほうに情報を流していただきたいと

いうことと、この立ち入りについては、県が立入検査をしますので、そのときは基本的には私ども30km圏域内のも同行すると、そういう部分を盛り込ませていただいております。

また、正式なものにつきましては、さきも申し上げましたとおり、25日、全協で説明をさせていただきます。

○7番（坂口洋之君）

締結については急ぐ必要がある反面、やはり一番市民が関心あるのは、安心・安全がいかに担保されるかという、その確証なんですよ。そこについて再度質問、市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この締結をすることがやはり市民の安心・安全だと私は思っております。また、この締結でいろんな異議が出てきたら、またそれぞれの関係機関と十分話をしながら九電と結んでいけばいいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、協定の中身については全協の中で説明をしたいということなんですけれども、大まかな内容については今説明できないのか、その点を再度伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、大まかなのは、さっき言いましたように、この情報の伝達と立ち入りする県と同行する。そんな難しい協定書じゃございませんので、それぐらい簡潔な今回は協定書になるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次にまいります。原発の再稼働についてお尋ねをいたします。

先ほどの経済状況の中で、原子力規制委員会が、再稼働が妥当であれば再稼働については認めるという、そういった市長の答弁でございました。

原発再稼働については、規制委員会の田中委員長は、原発再稼働の条件として、実効性のある防災計画の整備を上げ、来年3月までの計画策定を求めています。自治体が策定する際の参考となる規制委員会の放射能拡散予測ではミスが連発、修正データの公表がおくれている。作業のおくれは、県の見直し計画への影響を与えている。自治体関係者も3月までにできるかわからないという新聞記事が一昨日掲載されたと思います。防災訓練も遅くなるだろうという指摘もあります。

7月再稼働を目指して、九州電力は値上げの申請をしました。安全対策が後回しの現状の中で、再稼働のこの九電の動きについて、私は反対すべきじゃないかと考えておりますが、その点の考え方をお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

放射線の拡散予想もミス等があったのも事実でございます。より正確な情報を与えていただければ一番よかったわけでございますけど、さきも申し上げましたとおり、再稼働につきまして、原子力規制委員会の新たな安全基準に適合しており、またそれぞれの関係の県、また立地自治体、そういうものが賛同していくことにおいては、私どもが異議を申し立てることはないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

福島事故によって、20km圏内の浪江町、大熊町、富岡町は、2017年までに帰還できないことを前提に障害が証明されており、したがって、周辺自治体の同意事項は周辺部自治体の日置市民の強い期待であります。この市民の願いを県知事にこれからも強く伝えていっていただきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーについて、再度質問をいたします。

現在、日置市の再生可能エネルギー効率利用事業化策定委員会については、2回開かれ

たというご説明がございました。委員会の中でも、日置市スマートコミュニティ構想普及事業が2回審議され、その事業の目的について、私も内容を読ませていただきました。

太陽光、風力、水力などの自然エネルギーごとの賦存量調査及び利用可能量の算出を行い、エネルギー利用適地の調査やエネルギーごとの利用事業収支シミュレーションを行うのが目的と示されております。化石燃料や原発に依存しない環境に優しい社会を目的と書かれております。

市長の具体的な内容についての考え方をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、委員会のほうで、いろいろとあらゆる角度の中で、またあらゆる見識者の方が今論議をしております。その中におきましても、私どもは、この太陽光につきましてはもうスタートもさせてもらっております。

また、今後におきましても、先ほど申し上げましたとおり、水力、風力もやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、基本的には早い形の中で日置市におきます、できたら供給できる電力ぐらひは自分たちのところは自分たちで賄える、そういうことをやはりあらゆる手段を使ってしていくべきであるというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

日置市で賄える分については日置市でつくりたいという、そういったご答弁がございました。

今回の私も事業計画を見させていただきました。1つ目は、民間企業との連携というのが明示されました。そして、具体的な事業計画を見ますと、水力発電を生かした小水力などを含めた活用というのも明記されておりますけれども、このあたりの詳しいご説明を願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この水力につきましては、今、県のほうで永吉ダムにおきますそれぞれの調査も今行っておるところでございますし、また民間レベルの中で日置水力発電推進協議会も立ち上げをさせていただきまして、私どもも、市内のそれぞれの事業者も10カ所程度入って勉強会をしながら、現実的にこの活動をやっていく、そういうことを今現在やっているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

民間レベルは、日置市の水力発電の勉強会を10社ほど含めて設置をされているということでございます。

当然、これからいろんな形で事業を展開されると思います。現時点では、民間の業者に、具体的にどのくらい可能があるかということ調査されているということですので、これから具体的なことについてはわかるとは思いますがけれども、やはり今後事業を進める中での課題は数多くあると思います。民間企業がもし参入した場合の収支の面、また事業を進める中でも法律的な面、土地活用の面とか水利権の面とか景観条例の問題とか、いろんな問題も指摘されております。

まずそこで、収支面のことについて、再度質問をいたします。今回の国の買い取り法案によって、メガソーラーが42円、風力が23.1円、水力が25.2円、地熱が27.3円という価格設定で、契約期間が20年と言われております。このしっかりした事業計画をつくりさえすれば、収支的には十分合うということも言われている中、今後、日置市がもし導入した中でのこの価格、将来的な見直しも明記されておりますけれども、今後本市としても導入するわけでございますが、再生可能エネルギーの促進につながると考えているのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、買い取り価格がそれぞれの中で決まっております。ですけど、基本的にこれは電気料に転嫁されていきます。その中におきまして、やはり今後どれだけの再生可能エネルギーを設置するのか、それによってある程度買い取り価格というのは見直されてくると、今の現状の中でそれぞれの買い取り価格は決まっておりますので、太陽光、風力、水力がこの3年間ぐらいの中でどれだけの供給ができるのか、それによって、また電気料金というのも全国一円の中で変わってまいりますので、そこあたりも見据えた中でこの価格変動というのは出てくるというふうに思っておりますので、計画の中で最初収支をするときに、これが上限といたしますか、やはり中・下限、そういうものも想定した中、またそれぞれの償却資産を含めて減価償却、また修繕、いろんなものを含めた中でも計算していかなければ、ただ、42円が一番ベターであって、これでできると、またその収支計算をそれぞれの会社は組みまして、いつも見させてもらっておりますけど、もうこれは本当に上限であると、強いて言えば、35円か30円ぐらいでも収支がとれる、そういう収支計算をきちとした中で経営をしていかなければ大変難しいことになるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

買い取り価格の問題もやはり問題視されております。買い取り価格の高いメガソーラーが非常にあちこちできて、電気料金を押し上げるのではないかと指摘もございます。

また一方、大規模な事業者があちこちにメガソーラーを中心として設置されて、なかなか地域経済、雇用の面につながっていないという、そういった問題点もあるようでございます。

そういった中で、今後また課題も出てくるかもしれません。当然、買い取り価格の見直しも出てくるかもしれませんけれども、そこ

ら辺については十分注視していただきたいな
と思っております。

議長に許可をいただきまして、2つ、市長
には、小水力発電と太陽光の地域の方々が設
置したということで細かい成功事例について
の雑誌の記事を市長にお配りいたしました。
まず、感想をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

これを先ほど配付、持ってまいりまして、
大変こういう小さな山合いの集落ですか、こ
ういうことをしておるといことは大変私は
画期的なことであるというふうに思っており
ます。やはり地域の自治会を含め、やはり自
分たちの何かしなきゃならない。基本的にこ
ういうところ、ある程度基金があつてできた
ところもあるようでございます。ただ、普通
の自治会がこのような形の中でできるという
のは大変難しい部分もあるのかなと、また今
後の保守点検を含めでございますけど、こ
ういう成功例のあることにおきましては、それ
ぞれの中におきまして説明し、またすばらし
い自治会のこの太陽光、水力であつたとい
うふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

もっと早く私も市長にお渡しできればよか
ったんですけれども、2つの小さな集落の自
治体の成功事例でございます。

日置市内も、メガソーラーや風力発電も設
置されつつありますけれども、なかなか雇用
の増加とか地域の活性化につながっていない
という現状もあります。遊休地の活用とか固
定資産税の増収という、そういった点はある
かもしれませんが、なかなか地域活性化に
つながっておりませんので、こういったこと
をまず情報収集していただきたいと思いま
す。

そういった中で、今後、市として先進地視
察などをすべきではないかと私は考えており
ますが、その点についての市長の考えを伺
います。

○市長（宮路高光君）

いろいろと先進地視察につきましても、そ
れぞれの部門の中で、こういうメガソーラー、
また水力をいっているところもございま
す。

基本的に、先進地のいい事例につきま
しても、ちょっとこの集落の場合は、なぜここ
ができたかということ、河川改修があつて、
3,000万円ぐらいのお金を持つとつた。
もう3,000万円ぐらい持つとつて、これ
をどう有効活用したと、こういう事例は特殊
な事例だと思っております。やはりこういう
先進事例の中において、中身がどうであつた
のか、やはりここらあたりまで究明してい
かなければ、このいただいた資料の中だけを見
ると、ああ、小さい自治会がすばらしい太陽
光を川の河川敷にしたなどと思っております
けど、やはりそれはそれなりのやはり経緯があ
つたということもござい
ます。

今おっしゃいましたとおり、今後、お互
いに、いい悪いは別として、そういう視察は、
議会も私どもの職員も、また一般の方々、ま
たさきにおりましたように協議会をつくつた
メンバー、そういう方々はやはりこの研修視
察をすべきであるというふうに思っており
ます。

○7番（坂口洋之君）

次の通学路のことについて質問をいたしま
す。

先ほどの教育長の答弁の中で、日置市内
には、1,711のうちに81カ所が危険箇所
に認定されたということで、改善点につ
いては22カ所が改善されたという具体的
なご説明をいただいたところでございま
す。

先般、同僚議員からもこの質問がござ
いました。この12月議会、やはり全国的
にもこの通学路の安全性についての質問
が多く、それこそ南九州市でも同様の
質問が掲載されたところでございま
す。

今回、59カ所が改善されたと、59カ所

が——22カ所が改善されたということでございますけれども、その改善内容、県の県教委によりますと、予算を伴うような通学路の変更ということが掲載されておりますけれども、日置市の22カ所の改善の状況を詳しくご説明願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

22カ所の改善された内容ですけれども、やはり第1番目は、通学路を変えるという変更が3カ所ございました。コースを変えるというのがですね。それともう一つは、ガードレールの設置等が2カ所ありまして、あと横断歩道の設置、それから草払いをして解決したとか、あるいは待機——子どもが交差点で待機をする場所がないという場所あたりを地域の方と交渉して待機する場所が確保されたとか、そのようなものが上げられております。

○7番（坂口洋之君）

改善された22カ所については問題はないと思いますけれども、改善されなかった59カ所だと思います。6月議会も私は同様の質問をいたしました。1つ目は、まず何とんでも予算の問題です。あとは、交通法の問題でなかなか改善できないという、そういったことも指摘があったようでございます。

そういった中で、一時的には各学校で交通安全の啓発の看板などを設置しているという答弁が6月議会であったわけでありましてけれども、今後、この59カ所について改善点のポイントなど市として考えられる点があれば、お答え願いたいと思います。例えば、市として予算化をしながら、59カ所は非常に厳しいということで、啓発的な看板を設置するとか、市として安全対策の旗を立てるとか、そういった考え等がもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

今のところは、59カ所残されたものにつきましては、それぞれ警察あるいは道路管理

者、そして教育委員会等々で改善対策について検討しておりましたので、市として特別何か予算化をして何かをしようということは考えて今のところはありません。

その59カ所の改善点の中では、主にやはり歩行をするための線が消えているとか、それを塗り直すということが18件あります、59カ所の中で。そういうライン等の引き直しとか、そういうものが一番多かったようでございます。

そのほか、今おっしゃったように、停止線を設けるとか、あるいはスピードを落とせとかいう表示とか、そういうものが次に多いようであります。そのほかは、子どもの安全管理という面から、落下防止柵を設けるとか、そんなのはありました。そのほか、看板を設置する、注意を促すような看板設置も四、五カ所はあるようでございます。そのほかは、せんだっても話題になりましたけれども、なかなか道路の改良など進みません。多額の予算を伴うようなもので子どもたちの歩道を設置するとか、これは大変大きな予算を伴いますが、あるいは横断歩道の設置、そういうものがあるようであります。

そういう対策について、これは早く実施することを今のところは考えております。

○7番（坂口洋之君）

私は一番最初に聞けばよかったですけれども、今回の日置市として81カ所が危険箇所ということなんですけれども、教育長自身、各学校に行って、その81カ所の細かい改善点の場所を実際訪問されたのか、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

書類上では全てを何回も目を通しました。

ただ、私が行きましたのは、日吉地域の点検の立ち会いをいたしました。日吉地域も大変小さな道路が多くて、これの対策については大変厳しいなど、そういうことを思ったと

ころであります。

なお、全ての点検箇所には、私の指導主事は全て立ち会っておりますし、それぞれの経過につきましては、教育委員会等に全部全てその時点で報告をいたしているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

日置市内は現在26の小中学校があるわけでございます。そういった中でも、全て細かく現場に行って細かく見れとは言いませんけれども、車で一通り回りながら、改善点についてやはりチェックをしていくべきじゃないかと思えます。当然、教育委員会の委員の方々も共通認識をしていただきたいと考えますので、教育委員も含めて一通りチェックをすべきであると私は提案しますけれども、そのことについての考え方を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

私自身は、この81カ所については、書類に目を通して、全てどこの場所であるというのは理解をいたしております。

ただ、全て回るかどうかは別にいたしても、課題になるような箇所とか、いろんなものについては、できるだけ委員の方にも機会を見て見ていただきたいなと思えます。

○7番（坂口洋之君）

今回、質問するに当たりまして、自転車通学の安全性について指摘をしてみたいと思います。

先般、東市来中学校で自転車通学の事故が続けざまにあったということをお聞きしておりますけれども、その状況について市として把握されているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。

先般12月3日、4日連続で東市来中学校のほうで、これはいずれも登校途中、朝の事故でございます。

1件は、1年生ですけれども、交差点での

自転車の飛び出しということで、車との接触ということで、これは擦過傷ということで軽症でございました。

それから、4日の事故につきましては、通学路、坂があるということで、その坂で車に気づかず急ブレーキをかけて、そしてブレーキのかけ方が悪かったということで、車との接触ということで、この子の場合は、右手の手首の骨折ということで報告を受けているところでございます。

ちなみに、24年度自転車通学生の事故としましては、8件ほど連絡、また報告があったということでございます。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

年間に答弁で8件ほど事故があったということでございます。なかなか定期的に指導をしながらも、実際、結局一部の生徒の運転が事故につながっているというケースです。

そこで、私はちょっと1点提案したいんですけれども、実はより安全な自転車通学を喚起させる取り組みといたしまして、始良市と出水市で実施されたスタントマンを使った実際類似体験をさせる安全教室が、ことしの5月と11月に実施されました。JA共済と鹿児島県警が連携しての自転車安全教室であります。始良市で1,200人、出水市で500人の児童生徒が参加して安全教室を実施いたしました。来年ぜひ本市でも実施できないか、伺いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

なかなか毎日の登下校というのは、本当大変子どもも心配いたしております。子どもにも本当によく、毎日というぐらい指導していますが、なかなか事故が減らないと。

したがって、やっぱり子どもたちの歩き方あるいは自転車の乗り方については、やっぱり子どもの心に残るような指導をするべきであらうと思っております。

現在、交通安全教室等におきましては、模擬の人間を使って実際の場面を体験させるものや、あるいはビデオ等を使って、本当に実際に起きる場面を想定しての指導等もやっておりますが、今ご案内のとおり、スタントマンを使ったような、そういうものというのは、やっぱり子どもの心に残る意味では、大変いい指導の一つではないかなと思いますので、機会があれば学校には当然紹介いたしますし、そういうのを取り入れることについては、大変賛成だと思いますので、進めてまいりたいと思います。

○7番（坂口洋之君）

次の自殺について質問いたします。

平成20年の6月議会、平成21年の12月議会、これまで自殺対策については2回質問をいたしました。年間自殺者数が、今年度は3万人を切るのではないかという報道もなされております。しかし、依然高どまりの状況は変わりません。現状について市長はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

いろいろとこの自殺する要因はありますが、健康問題、経済、生活問題とございますけど、ことし若干3万人を切ればいいのかなと思っておりますけど、やはりこの経済状況を見たら、大変この数につきましても危惧をするというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

日置市も、先ほどの説明のあったとおり、21年が12人、22年が13人、そして23年が15人ということで、減少傾向の中において日置市は増加傾向にあります。その要因について、市長としてどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

増加傾向と、1人か2人という形の数少ない形でございますけど、基本的に、さっきも

言ったように、こういう経済的な形に人の心のストレス、これが増加しているというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

市長は、数少なく増加していると言われておりますけれども、日置市が合併いたしました7年半が経過いたしますけれども、この7年半で日置市内だけで120人以上の方が自殺しているんですね。そういった実態というのがありますので、そこについては十分認識していただきたいなと思っております。

これまで日置市も自殺対策については一生懸命取り組んでいたということは、私自身も十分認識しているところでございます。

また、今回、私はまず心配しているのは、自殺事業を進める中での財源的な見通しについて心配をしております。これまでは各種事業、取り組みについては、国の地域自殺対策緊急強化基金の活用をされております。この基金については、3カ年で100億円の予算措置がされました。今年度でこの予算措置が消えます。来年度以降の見通しについて伺います。

○市長（宮路高光君）

100億円の中で25年度ぐらいまでは使えるのかなと思っております。26年度以降が心配でございますので、また、これは国のほうに要請して、資金等を増設していただく形をとりたい、要望していかなきゃならんと思っております。

○7番（坂口洋之君）

25年ぐらいまでは予算的な面についてはそう心配ないということでございます。

12月11日に自殺対策の講演会がありました。私も講演会のほうだけ参加させていただきました。そのときの状況をご説明願いたいと思います。

また、その状況の中で市の施策としてどのような点が反映できる点と考えているのか、

お尋ねいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

先般12月11日に自殺に関する講演会を開催したところでございます。

講師につきましては、NPO法人で遺族の支援ネットワークということで、そういった講演の内容でございました。

心の病気、個人の問題ではなく、社会全体の問題であり、みんなで自殺に対して正しい理解を理解していかなきゃならない。そうして、悩んでいる人に気づく、つなぐ、こういうことが大事であり、また自殺を大人の問題だけじゃなくして、やはりそれを子どもたちにもきちんと心の教育をやっていく必要がある、そういうことでございました。

そして自殺の問題の身近なものにつきましては、やはりきちんと捉えて、自殺対策に対する出発点を求めていかなきゃならない、そういう感じの講演でございました。

日置市といたしましても、引き続き、相談支援事業や、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援ができればいいなと思って、そういった養成講座、そういうのも実施しながら、心の健康づくりに対する正しい理解と知識の普及啓発、そういうことを行い、個人から家族、さらには地域へとつながるような、そういった事業ができればと思っております。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

詳しいご説明をいただいたところでございます。先ほども説明がありましたけれども、特にやっぱり気づきとつなぎ、これがやっぱり自殺対策の一番の重要性でございます。日置市として具体的な事例があればご説明願いたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

気づきとつなぎについての事例でございますが、シンポジウムにおいても発表がありま

したように、身近な人が気づき、つなぐことが大事だと思っております。笑顔が消える、食欲がなくなる、眠れないというようなサインで早目に対応されてよかったというふうな事例はあるようでございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

まず、国は8月23日に自殺対策の推進となる新たな自殺総合対策を閣議決定いたしました。自殺対策基本法に基づいて、2007年6月以降、初めての大綱が作成されたところでございます。

まず、その見直しの内容として、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現、具体的な内容として、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を図る必要性、若年層向けの対策の充実を図ること、自殺未遂者への対策を充実させることが指摘されております。

日置市の若年層向けの対策の充実を図るという観点で、今後どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、ホームページ等における支援事業、自殺の正しい知識や支援策の取り組みの情報などの提供がございまして、現在いろいろなサイトでも専門的な支援について閲覧できますので、これらの情報も集める方法もあるかと思いますが、日置市としては、先ほど部長の説明で申しましたように、啓発、それからゲートキーパーの講座等を要請しまして、気づき、そしてつなぐというふうなことについて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

自殺の総数そのものは減少しているんですけども、特に問題になっているのは、若者の自殺が増加しているということでございま

す。年間3万人以上の自殺者数があるということを知っているかというアンケートに、34.5%の国民は知らない、20代、30代以上の若者については、半分以上が知らないという、そういったデータがありますので、特に若い世代はネット社会ですので、日置市のネット情報などでも十分自殺を予防するようなそういった掲示を進めていただきたいなと思っております。

今回、自殺対策の改正のポイントといたしまして、自殺未遂者への対応が指摘されております。これまでもこの件について質問したんですけども、個人情報の関係でなかなか難しいということもお聞きしております。

そういった中で、自殺未遂者への対策ということで、消防署の緊急搬送実績のうち自殺・自損に関するデータを今後、市として活用すべきではないかと私は伝えますけれども、その点について伺います。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

消防署の緊急搬送実績、そういう部分がございますけれども、自殺・自損、そういった関するデータが活用、大事なことでございますけれども、今になればやはり個人情報との問題もございますので、そういう部分は慎重にやっぴりかなきゃならないかと思っております。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

自殺予防教育について質問いたします。

11年度に児童生徒の自殺者数が200人を超えたという報道がされました。現状について、教育長、どのように認識されておりますか。

○教育長（田代宗夫君）

児童生徒の自殺数が11年度に200人を超えたということでございますので、原因等をいろいろ調べますけれども、なかなか75%はわからないというようなことでござ

います。

そういう状況の中で、やっぱり小さいころから命の教育とか、そういうものをしっかりしていかなきゃいけないんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

時間もありません、済みません、最後の質問をいたします。

先ほども命の教育については、文部科学省の教材等を使って実施しているということでもございました。

ただ、この自殺、命の教育については、8割以上の教職員がどのように指導していいかわからないという、そういった情報もございます。

そういった中で、やはり自殺予防教育に大事なものは、子どもたちが助けを求めることが大事だよという教育、ストレスを感じた際の対応、友人の変化に気づいた場合の接し方が一番重要でございます。学校ではどんな教育が必要であるのか、また、そして教育長として、日置市の施策として何が必要なのか、その点を最後にお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

やっぱり一番大事なのは、子供たち自身に自己肯定感というんですか、自分はかけがえない大切な存在なんだというのをやっぱり道徳教育の中でしっかりすることだと、一つはまず思います。

もう一つは、やっぱり自分だけじゃなくて、他人を思いやる心、相手が困っている、悩んでいたときに声をかけてあげる、こういう思いやりの心というのが大事だろうと思う。

3番目は、どうしてもやっぱりただ人任せじゃなく、自分でも自己を理解する力というんでしょうか、解決する力というんですか、少し何とか前に進もうとか、声をかけてみようとか、こういう力が必要だろうと、そうい

う力をつけたいと思います。

そのためには、やっぱり私ども教育委員会としては、命を大切にするような道徳教育の充実と、もう一つは、先ほどの交通事故と同じですけれども、ただ、単なる学習じゃなかなか身につけないので、体験的な、赤ちゃんを抱っこしたり、この前、伊集院北中の子供が「若い目」に、新聞に投稿しておりましたけれども、実際に体験したり、あるいはみずから福祉施設に行ってお年寄りと接してみたりとか、そういうことを通すような施策というのがまず大事だろうと。

そのほか、やっぱり大事なものは、教師自身がそういう子供を見たときに声をかけるような、気づくような教師でなければならぬと、そういう研修をしなければならぬと思っております。

最後には、やっぱりうちには子ども支援センターというのがありますが、そういう相談体制をしっかりしてあげると、こういう施策をまたこれからも充実していきたいなと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議は午後1時とします。

午後0時07分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの4番議員の質問の際、答弁の保留がありましたので、発言を許可します。

○建設課長（久保啓昭君）

出水議員の質問に対しまして、資料をちょっと持ち合わせてなかった件で2件ほど回答いたします。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンでございますけれども、日置市で480件ということで、その内訳としまして、東市来が

159、伊集院97、日吉61、吹上163の内訳でございます。

それから、災害時の要援護者関連施設としまして、施設ごとに保育園等が10、内訳としまして、伊集院が4、東市来4、吹上2、病院等で3、伊集院が2、東市来1、特老施設等で22施設、伊集院8、東市来3、吹上11、計35施設、17カ所でございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに質問します。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市の災害対策についてであります。

（1）昨年3月11日、東日本大震災の発生から1年9カ月余りが経過しましたが、東日本大震災以降、津波などの自然災害や原子力災害に対する不安、リスクへの懸念が日本国中で高まっております。

このような状況下、改正災害対策基本法が去る6月20日、可決成立し、27日公布、施行されました。

東日本大震災を踏まえ、市町村が被害を報告できなかった場合、都道府県がみずから情報収集に必要な措置を講ずることや、自治体間の相互応援の円滑化、広域避難の調整規定などが加えられています。

大規模災害は、いつ、どこで発生するかわかりませんが、自治体現場から見た災害対策の現状、課題等をこの際、改めて考える必要があります。

本市でも、ぬくもりあふれる共生・協働の地域づくりを進めておりますが、30年、50年先を見越して、持続可能な日置市をつくっていく必要があります。地方自治体として日置市が存続するためにはどうするか、市民と行政が一体となって常に考え、その中で減災・防災対策の充実強化を前面に出しながら、安心・安全な日置市を市民との協働で進めていくべきです。地域一体で総合的に考えて、持続可能な災害対策を本市でも講じていく必要を感じます。

本市では、今まで災害対策をどう講じ、その効果はどのようなところにどうあらわれているか、市長の具体的でわかりやすい明快な答弁をまず求めます。

2番目、一般の市民にとっては、住みなれた地域で安全・安心に暮らせることが大事で、行政側としても、安心・安全の市民サービス向上を目指すべきであります。専門家だけの災害対策には限界があり、地域に暮らす全ての住民を含めた地域社会全体でいかにその地域に適した対策を考えるかといったことが問われる時代に入ったと言われております。その地元企業はどんな取り組みができるかといったことも重要になります。

市長は、本市の災害対策の現状をどう認識、把握し、その課題は何で、それに対して今後どう対処していくつもりなのでしょうか、市長の前向きで積極対応の答弁を期待いたします。

3番目、日置市は、幸いにして大きな災害がこれまで少なく、市職員、市民の防災意識はまだまだ浸透していないというのが実態だと思われまます。本当の意味の共生・協働のまちづくりをするためには、市の職員の意識が根本から変わらなければいけません。市の職員としての立ち位置を書いて、全てを住民サイドに向ける必要があります。

本市でも、市民目線を重要視して、26の

地区公民館に地域づくり協力員を配置し、市の職員が地域に出ていって話し合いながら、地域づくりを進める制度は整っております。しかし、この制度は、必ずしもうまく機能していないと感じているのは、私一人ではないと思いますが、いかがでありましょうか。

防災意識も、この地域づくりの中に入れて考えて、市長は、市職員、市民の現在の防災意識をどう捉え、今後どうして浸透させ、高めていく予定でしょうか。市長のできるだけ細かくてわかりやすい具体的な答弁を求めます。

本市では、昨年3月11日に東日本大震災発生後の5月27日付で総務課が日置市防災ニュースとして、東日本大震災を踏まえて、津波災害への備えと銘打って、海拔20m以下の地域分布図、その時点での指定避難場所一覧を一枚の紙にまとめて、市内全戸に配布しました。本市でも最新のデータを駆使して、上記マップをさらに見直して、より詳細な住民向けのハザードマップの作成を検討し、全戸に配布するよう努力すべきだと思います。

市長は、より詳細で市民にもわかりやすく、より充実したハザードマップの作成についてどのように考えているか、市長の見解と方針をお示してください。

5番目、本市の各自治会の自主防災組織の現状の組織率は64.9%、昨日も答弁がありましたが、自主防災組織が実働することで支え合い体制ができて、みんなが支え合うきずな共同体が地域につくられていきます。去る10月31日と12月3日に、本市でも全国瞬時警報システム（J—ALERT）の再試験が実施されました。

本市では、このシステムの再試験には問題なく作動したようであり、国が出した地震や津波などの緊急情報がすぐに住民に伝わる状況であることで一安心であります。

しかし、本市でも、この種の情報が伝わっ

てもすぐに対応できない災害弱者やIT等を使えない高齢者の方もたくさんおられます。

市長は、これらのITを使えないお年寄りや災害弱者対策をどのように考え、今後、具体的にどう実行していくつもりか、わかりやすい市長の答弁を求めます。

第2点、日置市の再生可能エネルギー政策に関連してであります。

1、近年、世界的に自然エネルギー活用が話題になり、特に日本においては、福島原発事故以来、原子力、火力、水力、風力、ガス、地熱、ソーラーなど、発電送電がバランスよく動くためにどのような対応がいいのか問われています。

このような状況の中で、太陽光や風力、地熱、小水力、バイオ発電の再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートして12月1日で5カ月になりました。制度の後押しで発電所建設に拍車がかかっており、特に鹿児島県内ではメガソーラーの導入が相次いでおります。

日本全国で、経済産業省から発電設備の認定を受けたのは、8月末時点でも計約130万kWに上り、既に本年度目標の250万kWの半分以上を越える盛況ぶりです。それも太陽光と風力が大半を占めております。

このような状況の中で、本市は再生可能エネルギーにどう向けようとしているか、その対策と政策を具体的にわかりやすくお示ください。

(2) 太陽光は、地球上に人間の使っているエネルギーの1万倍降り注いでいると言われております。風力を使えば、人類のエネルギー需要の3分の1ほど、バイオエネルギーも風力と同等程度を賄えると言われております。そう考えると、太陽光発電をなるべく普及していくのが基本だと思われれます。どこにでも機器を備えつけられるし、使い勝手もいいからです。そのとき、家や設備ごとにエネル

ギーをミックスしていくスマートハウスのような仕組みをどれだけ入れるかがポイントだと言われております。

本市は、再生可能エネルギーの将来をどう見ていますか、市長の考え方と今後の具体的方針をお聞かせください。

(3) 企業誘致がままならず、工業団地など塩漬け土地を抱えている頭の痛い地方自治体にとって、メガソーラーはまたとない遊休地の活用策です。民間企業にしても、工場誘致で遊んでいる施設を生かす道にもつながります。そして地域産業の振興や雇用拡大に結びつけ、地域振興の足がかりにしていくべきです。

そのためには、自治体がメガソーラーに適した土地の情報をネットなどを通じて積極的に発信する努力など、自治体も積極的に協力し、行政支援もしていくべきです。そして進出する企業には、市内の資材を使用してもらうよう働きかけることも重要であります。

伊集院地域の重平山に設置予定の風力発電3基の現在の状況と市内でのメガソーラー等の設置状況や今後の予定等、できるだけ具体的にお示ください。

4番目、鹿児島市が現在策定中の次世代エネルギービジョンを踏まえ、太陽光パネルや関連機器の製造拠点化を視野に入れております。大学や企業と一体となった次世代エネルギーの研究所も設置したい、専属の部署で検討中であります。

本市は、鹿児島銀行グループの鹿児島経済研究所と10月3日、行政経営上の課題を調査研究するための協定を締結しました。この鹿児島経済研究所とも相談、連携しながら、本市も鹿児島市のように次世代エネルギービジョンの策定と実施計画を検討し、策定したらどうでありましょうか。これらに対する市長の見解と方針をお聞かせください。

5番目、再選された森博幸鹿児島市長も発

表されておりますが、今までの答弁もありましたんですけれども、九州電力との安全協定締結について、市長の言葉でもこの場で交渉状況と今後の予定等を詳しくお知らせください。

第3点、最後であります。地域交通システムについてお尋ねいたします。

1番目、本市の地域交通の現状と今後の課題は何か、お知らせください。

2番目、本市でコミュニティバスや乗合タクシー事業を行っていますが、本市のコミュニティバスの事業内容、運用利用状況と今後の取り組みはどうするつもりか、お示してください。

3番目、12月28日開催予定の日置市地域公共交通会議のメンバー名や会議内容と今後の開催予定等をできるだけ詳しくお知らせください。

4番目、高齢化の進展により交通弱者や買い物難民といった言い回しで地域公共交通の必要性が一層強く叫ばれるようになってきております。本市のデマンド交通システムの有用性と問題点への対応は、本市ではどのようにしているか、具体的にわかりやすい明快なる市長の答弁を求めます。

以上申し上げ、具体的、明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の災害対策、その1でございます。

本市は、他市と同様に、地域防災計画を定め、災害に対処してまいります。また、関係機関と一体となり総合防災訓練を実施するなど、対策を講じているところでございます。

効果につきましては、参加された市民や関係団体など、災害に対する意識が高まりつつあると思っております。

2番目でございます。東日本大震災から災

害対策の想定が大きく変わりました。特に原子力防災対策につきましては、国の新たな原子力対策指針の策定により、本市も避難や屋内退避の備えが必要な区域に入ることになりました。県や市町村との連携により実効性のある防災体制の整備を進める必要があります。

3番目でございます。東日本大震災以降、職員はもちろんですが、市民も防災に関する意識が高まったと思っています。自治会や高齢者クラブなどにおいて、防災出前講座の要請も平成23年度から多くなっています。

今後においても、自主防災組織の結成をさらに推進し、防災に対する市民の意識の高揚を目指してまいります。

4番目でございます。新たな土砂警戒区域の指定や原子力防災対策などが更新されれば、所要の見直しを行ってまいります。

現在配布しているハザードマップは、市で入手できたデータのみを図面に落として表示させたものでございます。そのデータが変更や追加される場合は、当然見直しを行っていくこととなります。

5番目でございます。災害に関する情報伝達手段は、防災無線が有効であると考え、その整備更新を進めています。

また、自主防災組織活動についても、積極的に行われることにより、身近な共助の活動が最も有効であると思っております。

2番目でございます。日置市の再生可能エネルギー政策に関連して、その1でございます。

現在、市再生可能エネルギー効率的利用事業化委員会を設置し、「防災・農業観光型スマートコミュニティに関する調査」等を行っています。

調査項目は、再生可能エネルギーに関する調査、省エネルギー等に関する調査、そのほか、地域特性を生かしたスマートコミュニティ展開等の追加的調査も行います。

調査等の結果に基づき、日置市スマートコミュニティ構想計画を策定し、市・企業と連携した再生可能エネルギー設備等の導入、省エネルギー思想の普及啓発に努めていきたいと考えております。

2番目でございます。本市は、重平山などの山間部における風力・小水力のエネルギー資源や、年間を通して比較的日照時間も長く、太陽光エネルギー資源に恵まれた地域と考えます。現在、市内にメガソーラーの設置や計画、風力発電設備の計画などを民間企業が進めています。

市としましても、企業等が進める再生可能エネルギー設備導入に可能な限り積極的に支援したいと考えております。

また、25年以降、市庁舎等公共施設に太陽光パネル等を設置し、災害時の避難所における電気エネルギーの確保、光熱費の削減を図ってまいりたいと考えております。

3番目です。現在、施工業者の中央建設が、重平山建設予定地までの作業道路の測量を行っており、来年1月までに終了するとのことであります。また、既に九州電力から風力発電施設設置に関する許可を受けており、設置優先順位における申請を行っております。さらに、中央建設は、自主的に騒音・振動・動植物・大気・景観に関しての調査、環境アセスメントをことしの6月から実施しており、来年の10月までに調査が終わり、市民等へ結果について縦覧・公表する予定であります。

市内のメガソーラーの設置につきましては、現在、伊集院の大田地区に「やまとソーラープラント伊集院」がことしの7月から送電を行っております。一般家庭で250から300戸分に当たる100kWを発電しています。

また、同じく大田地区に九州おひさま発電株式会社が一般家庭の約350戸分に当たる年間160万kW発電予定のメガソーラー設備

設置工事を行っております。設置予定といたしましては、日吉地域の毘沙門地区に大和電機が、一般家庭約120戸分に当たる42万kW発電予定のソーラー設備を予定しております。

また、伊集院地域の飯牟礼地区に鹿児島機械販売が、一般家庭の250戸分に当たる年間85万6,000kW発電予定のソーラー設備設置を予定しております。

4番目でございます。今年度、日置市内に賦存する太陽光・小水力など再生エネルギーの効率的な利用に関する調査、省エネルギーに関する調査等を実施し、25年度以降、庁舎等の公共施設への太陽光パネル設置や太陽光・小水力による農業・観光型スマートコミュニティ構想計画を策定する予定でございます。

5番でございます。このことにつきましては、先般も同僚議員からもご質問がございましたとおり、次の全協の中で詳しく説明をさせていただきます。

3番目の地域公共システムについてでございます。

市民生活に必要な交通手段の確保を図るため、廃止代替バスの運行と生活交通路線に赤字が生じた場合、県及び関係市町村から補助金を支出しています。また、合併前から4地域ごとに地域内を運行するコミュニティバスをいわさきバスネットワークと鹿児島交通に委託し、運行しております。しかし、コミュニティバスの運行路線に不均衡が生じていたため、昨年より伊集院地域6路線、吹上地域5路線に乗合タクシーの運行を行っております。

コミュニティバスの利用者は、22年と23年を比較いたしますと、4地域とも減少傾向にあります。また、乗合タクシーは、23年4月、10月までの利用者が3,336人、24年4月から10月までの利用者が

4, 223名となり、887名の増となっております。

今後の課題といたしましては、超高齢化時代が進む中、コミュニティバス、乗合バスの利用しやすい運行形態を模索し、市民が安心して利用できる地域公共交通体系を構築する必要があると思っております。

2番目でございます。伊集院地域のコミュニティバスは、ゆすいんを始発し、伊集院市街地を周回し、ゆすいんの休館日以外毎日、5便運行しております。東市来のコミュニティバスは、土・日、年始3日間を除き、2路線で隔日運行しております。

日吉地域のコミュニティバスは、日吉支所、診療所を中心に、土・日、年始3日間を除き、4路線で毎日運行しております。

吹上のコミュニティバスは、日曜及び年始3日間を除き、運行しています。23年度の利用者数は、22年と比較いたしまして減少しており、特に伊集院地域と吹上地域が大幅に減少しております。主な原因は、乗合タクシーの運行によるものと考えております。

今後の取り組みといたしまして、先ほど申し上げましたとおり、今後、さらに高齢化が進む中、交通手段に不自由な人が増加すると予想されますので、地域住民の意向・要望を伺いながら、コミュニティバスの有効的な運行システムを構築していく必要があると考えております。

3番目でございます。市地域交通会議は、今月の20日に開催する予定でございます。メンバーは、市長、一般乗合旅客自動車運送事業者の代表、一般貸切旅客自動車運送事業者の代表、県バス協会の代表、県タクシー協会の代表、市民代表、国交省の九州運輸局鹿児島運輸局の代表、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表、日置警察署の代表、県地域振興局の代表、学識経験者の計16名でございます。

会議の内容は、24年度廃止代替バス、特に日置空港線の運行状況及び今後のあり方、コミュニティバス、乗合バスの運行状況についてであります。

今後の開催予定日は、来年の2月末から3月上旬に開催する予定で、25年度の各運行事業計画について協議・決定することになります。

4番目でございます。4地域のコミュニティバス利用の均衡を図るために導入しております。24年度は、前年度と比較いたしまして利用者が増加しており、事業効果が上がっていると判断しております。

問題点としては、特に大きな問題はないと考えておりますが、今後、乗合タクシー利用者の声や地域交通会議等の意見をお聞きしながら、よりよいデマンド交通システムを構築していきたいと考えております。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁いただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

日置市の災害対策について、原発事故に備える原子力災害対策重点区域が原発から30km圏に拡大されました。原子力規制委員会が10月31日に対策指針をまとめたことを受けまして、鹿児島県内で新たに対象となった本市を含む6市町は、来年3月までに避難先や経路などを盛り込んだ地域防災計画を策定することになっております。

本市でのこの地域防災計画の内容と策定状況はどうか、現在の進捗状況、内容等、具体的に詳しくお知らせください。

○市長（宮路高光君）

原子力委員会の新たな指針によりまして、来年3月までに私どもも地域防災計画の策定を行わなきゃなりません。今のところ、県か

ら説明等がございませんので、きちっとした説明があった後に策定に着手していきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

そういうことで、県ともよく連携をとりながらやっていただきたいと思います。

この策定に際しては、鹿児島県内の自治体や住民にもいろんな意見がございまして、放射性物質は30km以遠に広がる可能性もあるとか、要援護者や中心部から遠い過疎地や離島に暮らす人はどうやって逃げたらいいいのかなど、不安と困惑も広がっております。

これを受けて、宮路市長も、重点区域30km圏内の9市町首長コメントとして、11月1日付の南日本新聞記事で次のように述べておられます。「ヨウ素剤配布の方法など細かい指針を示してほしい。放射性物質拡散予測は季節を考慮した情報が要る。避難所、経路などの調整は県の指導が必要」と、このようにコメントされておりました。

それで、きょうの南日本新聞の報道でもありますように、先ほどもちょっと答弁あったんですけど、国からの指示、情報伝達にはいろいろと正直言って問題があるようです。

それで、このコメントから市長が約1カ月半が経過した現在でも、このコメントの内容の変更はありませんか。また、これらの問題点と課題等に対して、市長は今後どのような対策を講じ、どう対処されるつもりか、具体的に示していただきたい。

○市長（宮路高光君）

その後、具体的な指導はないわけございまして、特に広域避難所の計画とか、この安定ヨウ素の配布、こういうもろもろのものにつきましても、今後県の指導を仰ぎながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、今度は市長にちょっと要望し、提

案いたしますけれども、日置市民に対する防災教育、防災学習についてであります。

一般市民や次世代に対する防災教育も重要で、防災を他人ごとのように思わないよう、防災教育の必要性が叫ばれるようになっていきます。ただ単に防災に関する知識を持つだけでは不十分で、それを行動に結びつけない限り、被害を小さくすることはできません。知識があっても行動するのではなく、行動することで知識を習得し得る実践的な防災教育が必要で、専門家と教育を受ける人が一緒になって防災につなげる取り組みを実践していくことが大事だと考えられます。それで、防災教育というより、防災学習と呼んだほうがいいかもわかりません。

今後、このような市民に対する防災教育や防災学習がますます重要になってきますので、市民がそのようなチャンスや機会をできるだけ多く持てるような政策、仕組み、環境等を日置市内でも積極的につくっていくべきだと思います。本市で年1回実施している日置市総合防災訓練は別にして、これに対する市長の考え方と今後の具体的方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘がございました防災教育、防災学習というのは、今後とも積極的に進めていきたいと思っております。特に、小中学校におきます防災学習や、一般の方々におきます出前講座、こういうこともやっていきたいと思っておりますし、また一番大きな課題でございます自治会ごとの自主防災組織のパーセントの向上、こういうものにも努めていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、先ほども申しましたんですけど、去る10月31日と12月3日に本市でも全国瞬時警報システム（J-ALERT）の再試験が実施されましたが、その結果をまずわ

かりやすく説明していただきたい。

そして、防災行政無線の4地域ごとの整備状況と今後の課題、対策、それと市内の住宅用火災警報器の設置率などを具体的にわかりやすく説明していただきたい。

○市長（宮路高光君）

10月31日と12月3日につきまして、一斉に全国瞬時警報システムがございましたけど、このときには私どものほうも異常は何もございませんでした。

防災無線につきましては、今月中に実施計画書の入札をやる予定でございますので、特にこの防災無線につきましては4地域を統一する、ここから入っていくと、その後、年次的に、特に日吉地域におきまして防災無線がもう大変耐用年数が過ぎておりますので、そこから戸別受信機を含めて実施していきたいというふうに思っております。

警報器については、消防長に答弁させます。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

住宅用火災警報器設置状況でございますが、昨日現在、地域別では、東市来が78.51%、伊集院が81.09%、日吉が93.62%、吹上が87.74%となっております。日置市全体では82.98%の設置率となっております。

現在、消防署の当務員が、調査時に不在だった世帯、未設置世帯に電話をかけたたり、あるいは土曜日、日曜日に再度訪問しまして、必要性を説明しながら設置をお願いしている状況でございます。

今後、少しずつではございますが、設置率は上がってくると考えております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

そういう住宅用火災報知器の設置率、現在では82.98%と今言われましたけど、今消防長が言われましたように、今後、市内のほうにも向けてたくさん、できるだけ全戸に

わたるようにしていくということですから、それを期待いたしたいと思えます。

それと、災害対策には、当然のことながら、本市内にある河川改修と治山事業等への対応も非常に重要であります。4地域ごとの河川改修と治山事業の現在の状況、それと課題や問題点や、それに対して現在考えている対策等をできるだけ詳細にお知らせください。

○市長（宮路高光君）

治水、また河川改修、それぞれの地域におきます改修計画でございまして、特に治山事業等におきましても、県の治山工事をし、また市の単独の治山工事もやっております。特にこの県の治山事業につきましては年に二、三カ所程度というふうになってございまして、これは補助率もいいわけでございますけど、2分の1の負担におきます治山事業もやっていきたいと思っております。

また、河川の改修につきまして、今、神之川の改修、また大里川の改修につきまして着手もしております。特に期待しているのは、来年度から県が寄り州除去という形の中で多くの事業費を投資していただけるということでございまして、私ども、それぞれこの五、六年の間、寄り州除去に大変苦慮しておりましたので、とりあえず寄り州除去をし、河川で流れるような形をですね。それぞれの河川が整備ができればいいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

今、市長からも答弁がありましたように、日置市独自でやれることと県、国との連携をとりながらやらないかんことがありますので、申すまでもなく、そういうときには県の担当者、担当課、それからさらにはその上の国、そういう担当のほうとも緊密に連携とりながら、それぞれの役割を十分果たしていただきたい。これはもう申すまでもないことですが、それを期待いたします。

それと、本市の自主防災組織率についてなんですけれども、昨日も同僚議員の質問に対して、現在64.9%ということでございます。それで、これは申すまでもありませんけど、この組織率が高くて、実際にそれが稼働しているというか、実働していなくては全然意味がないと、これは市長もよくおわかりだと思いますけど、それで、市長は、現在この本市の組織率をどう評価されて、この実働の状況をどう把握、理解されておられるでしょうか。

例えば、もうこの頭の中で考えるんじゃなくて、実際にこういう自主防災に参加しながらやれると、自分で体験しながらやるということも非常に重要になってくると思いますけれども、それとこの組織率の向上への具体的な対策ですね。本当に役に立つ実働への対策、方策をどう考えておられるか。今までの同僚議員の質問でも一部回答はあった、答弁はあったんですけど、さらに詳しく、改めてまた市長のその方策を聞かせていただきたい。

○市長（宮路高光君）

率的には64.9%ということで、平均を下回っているのも事実でございます。今おっしゃいましたとおり、やはりこの組織の率と申しますか、その率の数字もですけど、実際自治会がどういう取り組みをしているのかですね。やはりそれぞれの総会があったときに、出前講座等もやったり、時にはバケツで水くみ、バケツリレーをしたり、時には炊き出しのそういうものも、私もあちこちの自治会等に行きまして、現場も見させてもらっております。

なるべく多くの自治会が、やはりこの組織率というのを上げていただかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも、特にこのことについては、自治会長さん、やはり地域のリーダー、リーダーの方々の認識が一番大事なことでございますので、そうい

う自治会長連絡協議会を通じながら、していないところにつきましては個別にまた当たらせて、少しでもこの率も上げていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、8月26日に吹上浜公園で実施されました日置市総合防災訓練についてお伺いたします。

この防災訓練は、災害が発生した場合を想定し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら防災体制の充実を図り、認識を深める目的で、ことしも実施されました。これは毎年、1、実施要綱、2、基本構想、3、訓練種目別時間割及び防災対策本部長視察順序、4、訓練種目別実施細目に従って実施されているようです。

市長にお尋ねいたしますが、この目的の達成を市長はどう思われているのでしょうか。また、この訓練の課題、問題点をどう捉え、それらに今後どのように対応していくつもりか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

この訓練につきましては、年に1回、旧町ごとを巡回しながら、総合的なその中におきまして、特に日吉、吹上、東市来については海岸がございまして、津波ということも想定して、若干ずつ趣向も凝らしながらやっております。

特に、私どもは、関係機関の皆様方とこの防災協定というのを結んでおりますので、そういう協定を結んでいる方々にもなるべく参加していただくし、またその地域の方々、やはり防災組織の啓発という形におきましては、やはり地域の皆様方がいかに多く参加してくれるのか、そういう行動をとっていかなくやらないと思っておりますので、今後とも、その4地域を回りながら、多くの市民が、自治会ごとに4年に1回しか回ってきませんけど、交代でそれぞれ参加できるような体制

でお願いもしていきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、先ほども第1問目の質問で申し上げたんですけど、昨年5月27日付で発行されました日置市防災ニュースの海拔20m以下の地域分布図や、その時点での指定避難所の一覧表等は、一般の市民の皆さんにとってわかりやすくよく理解されて実際に役立つとは私は余り思わないと思っております。それで、これを見直して、先ほど市長も答弁があったんですけども、一般の市民の皆さんにももっとわかりやすく親しみやすく、本当に最新のデータを駆使したもっと詳細なものを再作成する必要があるんじゃないかと思っております。

先ほど一応の答弁はいただきましたが、津波災害に備えた市内避難所の見直し、それから標高表示看板の設置など、危機管理や防災力をさらに想定していくための方策や手段などを市長は具体的にどう考えているか、もう一度詳しく答えてください。

○市長（宮路高光君）

避難所の指定等におきましても、いろんな標高の問題含めまして今見直しもしております。とりあえず今回、ハザードマップ等も配布いたしましたし、それぞれの避難所にも海拔の表示もさせていただきました。

市民の皆様方に細々な数値、そういうものをやってみて混乱する部分もございますので、やはりなるべくそういういろんな情報の中を活用しながら、見直しをすべきことは見直しをしながら、わかりやすい形ですね。詳細というんじゃなくて、わかりやすい表現の中で、それぞれの市民の皆様方に配布していかなくやならんと思っております。

○14番（田畑純二君）

今、市長の答弁のとおりだと思いますので、そういう方向で進めていただきたい。

それから、今度は本市内の地域防災活動に

ついて、再度詳しくお尋ねいたします。

この地域防災活動に対する各地消防団や民生委員の役割をどのように考え、どう指導、教育されているか、答弁願います。

また、この地域防災活動に対する市内各自治会の認識は高まっているのでしょうか。市長は、これらをどう把握、認識され、この認識を高めて活動を活発にしていく対策や方法などを具体的に細かく述べていただきたい。

○市長（宮路高光君）

地域の防災につきましては、特に要支援を要する地域のひとり暮らしを含め、そういう方々に対しまして、特に消防団活動の中におきましても実態調査といいますか、そういう情報というのもお渡しをし、また特に民生委員の皆様方の役割というのも大きいというふうに思っております。

ただ一つ、このプライバシーの保護の中におきまして、これを本当に行政がどんどんするというのも必要であろうかと思っておりますけど、自主的に消防団や民生委員の方々それぞれの戸別訪問しながら、どこにはどういう方がいるんだという、そういう実態調査というのもやっていただければ、いざというときに、もうすぐそのときに連絡もするし、そういうところにはいつでも、大雨、洪水とか、また台風とかあったときにどうしているかという部分も周知ができるのかなと思っております。

ただ一つ、大きな教訓の中で、私ども8.6水害を体験したわけでございますけど、そのときに、やはりその戸別に消防団が回っていても、家から出たくないという方も大変おまして、ここあたりの意識高揚というのをどうしていくのか、こういうものが大きな課題でございますので、特にこういうときに自治会長さんを含めやはり自主防災組織の強化、こういうことを図っていかなければ、こういうことは解決するのが大変難しいとい

うふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

ちょっと今度は、県のことをちょっと申しますと、鹿児島県は、9月の県議会で、再生可能エネルギーを推進する担当課を2013年度に設置する方針を示しました。そして、所管業務や既存組織との役割分担などの検討を進めている。本年度の組織機構改革の中で具体化を図りたいと説明しております。また、県としても、事業適地に関する情報提供や事業化に向けた可能性調査を通じ、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱などのさらなる普及拡大に積極的に取り組みたいと述べて、再生可能エネルギーの普及に非常に意欲を示しております。

これに関連しまして、本市でも、企画課内に兼任でも構いませんので、日置市内の再生可能エネルギーの利用を推進する担当係か、少なくとも担当者設置を新年度に向けて検討すべきと思いますが、これに対する市長の考え方と方針をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

今、企画のほうでこのことは仕事しております。今おっしゃいましたとおり、本当に独自でこのように専門的にできる形の職員数の絶対数でやったらいいわけでございますけど、今は当分の間、大変な企画のほうには苦勞をかけておりますけど、この推移といいましか、この推移を見ながら、そこあたりの充実というのはやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

組織のことでございますので、市長のそういう方針であつたら、そういう方向で行ったらいんじゃないかと思えます。

それで、本市には、先ほどからも答弁もありましたように、スマートコミュニティ構想の策定をしようということでございますけれども、再生可能エネルギーの利用促進に積極

的に取り組むとともに、バイオマスや小水力、未利用の再生可能エネルギーへの導入にも取り組み、持続可能な日置社会の構築を目指すべきと、これはもう言うでもありません。

そして、できる限り原発への依存を抑え、これ以上の電気料金の値上げを阻止し、再生可能エネルギー関連の新産業を地域に創出することで、産業界の高コストを抑え、雇用の創出拡大につなぐべきであるというふうに思っています。

それで、そのためにも、再生可能エネルギーを中核としたまちづくりは必要であります。地域のまちづくり政策と連携させることで、再生エネルギーの割合がふえてきます。国や自治体がやるべきは、メーカー主導ではなくて、事業課や地域が主体の主導のエネルギーシステムをつくることだと言われてい

ます。それで、これに対する市長の見解と今後の方策を示していただきたい。そして、先ほどからありますように、スマートコミュニティ構想の概要、市民の皆さん、我々にもわかるように、できるだけ具体的に解説していただきたい。

○市長（宮路高光君）

このスマートコミュニティ構想につきましては、今さっきも答弁したとおりですね。今、協議会のほうでいろいろ調査し、3月末に答申をいただくというふうになっております。

特に、この再生エネルギーの中におきまして、今議員が指摘ございました雇用の問題、これはちょっとある程度疑問視しなきゃならないのかなと、これだけして、それだけの雇用を生むという仕組みではないというふうには私は思っております。ここあたりの中で、地域の活性化、さっきありましたとおり、固定資産税とか、そういうものはある程度ちょっとは確保しますが、これだけする中において、それだけの投資額の割には、雇用という

のは大変生まないというふうにも実際考えていかなきゃならないと思っております。

また、詳しい策定要綱ができましたら、議会、また広報誌等におきましても市民の皆様方にそれぞれお知らせをしていきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

1番目でもちょっと述べたんですけれども、日置市は鹿児島経済研究所と行政経営上の課題を調査研究するための協定を10月3日に締結しました。協力分野は、環境、エネルギー、医療、福祉、農林水産業など、市からの相談に対応して、同研究所所有の各種資料やデータベースを提供するというふうにも報道もされています。それで、調印式で市長は「再生可能エネルギーなど十分な調査をお願いしていく。新たな一つのステップとして、前向きな形で進んでいきたい」と挨拶したと南日本新聞で報道されました。

これは、今後具体的に誰がどう進めていくのかなど、我々議員や一般の市民の皆さんにもよく理解できるよう、市長の考えている行程や時間軸、やり方、戦略、具体的に説明していただきたい。

○市長（宮路高光君）

ことしの5月に鹿児島銀行と包括的業務協定を結ばせていただきました。その後におきまして、次に鹿児島経済研究所と行政経営ということで協定書も結ばせていただきました。その中におきまして、今、鹿児島経済研究所のほうで、日置市グランドデザインという中におきまして市のほうにも報告もしていただけるし、私は大変大きなスピード感を持った形の鹿児島銀行とこの包括提携をした中におきまして、大変スピード感がある形の中で今仕事を進めさせてもらったと思っております。

そういう関係の中で、先般、市有地におきましても鹿児島機械販売のほうでメガソーラーをつくっていただけるし、また新たな提

案として、第6次産業化におきましてオリブの植栽という部分も提供もいただき、今までにない大変大きなスピード感の中で鹿児島銀行と締結した効果というのが出てくるというふうにも思っております。私も、1年目でこれだけの大きな効果が出てくるとは予想しておりませんでしたけど、大変鹿児島銀行の強い後押しがあって、私ども職員と絶えず打ち合わせをしながら今まで来たというふうにも思っております。

今後におきましても、特に鹿児島銀行との人的な交流を4月からやりたいと思っております。そうすることにおいて、まだまだいろんな大きな一つの要因が出てくるということで、私どものほうも1人向こうには行きますけど、鹿児島銀行から私どものほうにおいでいただいて、いろんなそういう業務提携等しながら今後行政が進んでいくことが、なお一層のスピード感でいろんなことの仕事ができてくるというふうにも認識しております。

○14番（田畑純二君）

今度は、地域公共交通システムについて伺います。先ほどもちょっと答弁もあったんですけど、さらに深く突っ込んでお聞きしますので、答えていただきたい。

それで、公共交通の議論も、今非常にいろいろと言われているんですけど、1番目に、まず人口減少時代の移動をどうするかという、この問題があるということで、少子高齢化、人口減少社会に突入して、生活交通の問題は非常に大きな関心事になっております。買い物や地域医療のアクセス、通院を初めとする生活に必要な施設の立地が薄くなって、市街地の空洞化が著しく進行した結果、買い物難民、交通弱者が増加していると、まずこれが第1番目の問題ですね。

それから、2番目に、今までよく車を使っていたマイカー依存の社会には限界があると、3番目に、公共事業の苦しい財政事情がある

というふうに、この3点の観点から今非常にクローズアップされているんですけども、この観点から見て、本市の地域交通システムの現状、今後の課題、その対応策、市長はどう考えているか、もっと掘り下げて詳しく答えていただきたい。

○市長（宮路高光君）

この地域交通システムにつきましては、やはりこの高齢化という部分が一番大きな要因、また人口減少、この2つを含めまして、特に過疎地域におきまして利用者が少なくなったと、こういうことが一番大きな原因でございます。

その中で、最低という言い方はおかしいかもしれませんが、私ども行政として、精いっぱいそういう交通手段をあらゆる手段を使って確保していきたいということで、今このシステムづくりに邁進しているところでございます。

今後、それぞれのコミュニティバスを含めまして、路線におきましては搭乗者がいないという、そういう現象も起こっておりますので、そこあたりの路線につきまして、やはり乗り合いタクシーとの混合、こういうもので解決していかなきゃならないと思っております。そうすることで、若干は市民の皆様方に不自由する部分があるかと思っておりますけど、これを持続可能な交通システムをしていくには、そういう手段もやむを得ないのかなというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

11月末に4地域で行われた地域審議会の中でも、総合計画実施計画の主要事業一覧平成24年から26年度分について、このコミュニティ事業の事業計画が述べられております。

それで、ことし4月1日から日置空港路線の運行も始まりましたんですけど、先ほどもありましたように、今年度実際に市民の利用

者からその路線変更等の要望事項が何件ぐらいいあり、具体的にどう対応したのか、具体例を挙げてちょっと説明していただきたい、参考までに。

○企画課長（大園俊昭君）

ただいまご質問のありました利用者からの路線変更の要望ということでございますけれども、こちらについては現在のところございません。

ただ、東市来地域につきましては、コミュニティバスということで運行いたしておりますが、こちらについて、バス停以外での乗りおろぎができるというフリー乗降のご要望がありまして、こちらについてバス事業者等と現地調査を行いまして、ことしの8月から行っているところでございます。

また、この要望につきましては、現在、日吉地域のほうからも要望ということで上がってきておりますけれども、日吉地域につきましては大型バスでの運行ということでございますので、今後、道路管理者、あるいは公安委員会と現地等を確認いたして協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分ありませんので、お願いします。

○14番（田畑純二君）

同じく乗り合いタクシーの事業計画についても、伊集院、吹上地域で乗り合いタクシーの運行状況を分析しながら、ほか地域の一部乗り合いタクシー化も視野に入れて検討を進めると、日置市地域公共交通が中心に協議を行い、同時に利用推進も図ると、こういうふうに言われているんですけども、先ほどの答弁でも一応一部ありましたんですけども、その伊集院、吹上地域での乗り合いタクシーの運行状況、どんな状態か、それでほか地域

の一部乗り合いタクシー化は実際どうなっているのか、具体的な利用促進策と運営上の課題、問題点とそれの対応策、また市民からの要望とそれらの対応等もあわせて答えていただきたい。

○市長（宮路高光君）

乗り合いタクシーの運行につきましては、最初の質問でもお答えしましたとおり、23年度と24年度を比しますと伸びているということでございます。

特に、今後この乗り合いタクシーの場合につきましては、特に日吉地域で、さっきも言ったように、その路線によっては便が、乗客が少ないということがございますので、この交通会議等で、この日吉地域におきますこの1便当たりの数が少ないところをどういう形の中で乗り合いタクシーとしていくのか、これを来年度以降セッティングをしながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（松尾公裕君）

もう時間がありませんので、短くお願いします。

○14番（田畑純二君）

では、最後にまとめというのではないですけども、いろいろ今、きょうは3問ほど質問したんですけども、言わずもがな、子供からお年寄りまで安心・安全でぬくもりのある日置市であることを市民の全ての皆さんが一日でも早く実感できるようになり、誰でも住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思えるような日置市になることを9月議会に続いて再度心から期待いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

最終最後になりましたが、通告に従い、3項目について質問をいたします。

進出企業の撤退など社会の経済情勢は悪く、地方自治体も綱渡りのような財政運営の中、いわゆる投資的な部分での大型投資もできません。そのような中で、まず本市の観光の振興について、今後どのような手法で取り組んでいかれるのか、基本的な方針についてお示しをいただきたいと思います。

本市には、さまざまな観光資源があり、これまで、その振興については努力されてこられたところでありますが、日置市はこれだというものにまず的を絞って展開を図るべきだと考えますが、いかがですか。

次に、男女共同参画社会の実現に向けて、いろいろな施策が展開をされております。それらの実現のために広報活動もなされておりますが、その内容が市民にわかりやすく、しかも公平になされているのか、広報誌89号の記事について質問をいたします。

許可を得て、その資料を配付させていただいております。

まず、記事中のリプロの正確な意味について、広報誌でも説明はありますが、いま一度わかりやすく説明を賜りたいと思います。

また、この記事の中で、子供を産む・産まない、産む時期や人数は、女性の自己決定権であるとの図解がありますが、この表現は果たして妥当なのでしょうか。

最後に、介護保険特別会計についてであります。

制度が始まって既に12年、国の年金、医療、介護や福祉全体の社会保障関係費は年間

100兆円を超え、今まさに110兆円になろうとしております。

平成23年度の本市の介護給付費は46億2,400万円、3年前より7億円増加をしております。制度開始からこれまでの介護給付費の推移について、その状況をお示しいただきたいと思っております。

また、伸び続ける給付費をどのような方法で抑制をされているのか、その効果についてもお示しをいただきたいと思っております。誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の観光資源策のあり方についてのご質問でございます。

本市の観光は、さまざまな観光資源を有していますが、点在型の感が否めないところがあります。このように多くの資源を生かしての着地型観光に取り組み、集客力を高めることが課題であると考えております。

近年、旅行スタイルの変化によりまして、訪れる地域の自然、生活文化、住民との触れ合いを求める「交流・体験型」のニーズが高まっており、現在、修学旅行生の農家民泊や観光農園の農業体験、農作物の収穫体験等を組み込んだ観光バスツアーなど、地域資源を生かした体験型観光の推進に努めているところでございます。

このほか、本市の4地域それぞれの魅力を楽しんでいただく「まち歩き」を充実するために、平成21年度から観光ボランティアガイドの育成に取り組んできておりましたが、本年度の6月に日置市観光ガイド協会が設立され、ボランティア18名に登録していただきました。早速、日置市観光周遊バスツアーでの観光ガイドをお願いしているところであります。

また、地域振興推進事業を生かして、まち歩きガイドブックを作成中でございます。こ

れは、まち歩きの専門家に日置市の魅力を客観的に分析していただき、新たな日置市の「宝物」の掘り起こしをお願いするものでございます。

ご質問のとおり、大型投資が厳しい中、本市の観光振興策の一つとして、点在する観光資源をネットワーク化し、自然・文化・産業を総合的に活用した体験型観光の推進に努めてまいりたいと考えております。

本市は、日本三大砂丘「吹上浜」を初め、温泉、伝統行事、伝統工芸のさまざまな観光資源を有しております。本市の観光振興については、1問目でお答えしましたとおり、これらの点在する観光資源をリンクした体験型観光ルートの構築が大変重要であると考えております。

観光ルートの構築については、観光客の目的に沿った各種のルートが必要であり、薩摩焼、温泉、マリレジャー、物産館を活用し、さまざまな体験ができる周遊観光ルートを観光協会とも連携を図りながら構築してまいりたいと思っております。

それでは、2番目のところを答弁させていただきます。

日置市におきまして、男女共同参画社会の実現のために、平成20年3月、日置市男女共同参画基本計画を策定し、それぞれ重点目標を掲げ推進しております。

基本目標の一つにあります「人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立」の中に、「いのちと性の尊重」を重点課題として、「性と生殖に関する健康と権利」、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について市広報誌等で啓発することをうたっております。意味については、「性と生殖に関する健康と権利」と日本文に訳されております。

健康という観点では、人間の生活周期を通じて、個人、特に「女性の健康」の自己決定権を保障する考え方であり、主に、妊

娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念であるとされております。

また、性と生殖に関する権利については、全てのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由に、かつ責任を持って決めることができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利であるとされており、そのように理解をしております。

2番目でございます。「女性の自己決定権」の記述についてですが、「望まない妊娠・早かった妊娠」による「人工妊娠中絶」という悲しい事態を防ぐためにも、「避妊」が必要であり、「避妊」に対する正しい性の知識や教育の機会を持つことの大切さを訴えたいという大前提のもとに記事を作成しております。

3番目の急速に高齢化が進む中、介護保険会計の運営についてということでございます。

介護保険制度は平成12年4月にスタートしました。

給付費の推移につきましても、12年度は25億4,616万円、13年度が31億1,084万円、14年度が34億9,322万円と、第1期計画の最終年度には約35億円までふえました。その後も膨らみを続け、第4期計画がスタートしました平成21年度には41億8,233万円と、初めて40億円を超えました。

昨年度まで第4期計画であって、前年度と比較いたしまして、毎年5%から6%、金額にいたしまして2億円以上増加し、平成23年度の給付費総額は46億2,437万円となっております。

給付費が増大してきた要因といたしましては、制度が定着してきたことに加え、高齢化の進展による介護を必要とする高齢者の増加、

サービス基盤の充実によるサービス利用量の増加などが大きな要因と考えられます。さらに高齢化の進展を考えますと、しばらくは介護給付費の増大は避けられない状況であると考えております。

2番目でございます。後期高齢者の割合が高くなる今後において、介護給付費が膨らんでいくことは避けられませんが、給付費の抑制策として、介護予防などの施策を充実させ、要介護認定を受ける高齢者を少なくしたり、重度化した状態を軽度の状態に改善する対策等に取り組むことが必要でございます。

介護予防事業につきましては、地域包括支援センターを中心に、大きく分けて2つの事業を実施しております。1つは、要介護状態となるおそれが高い状態にあると認められる高齢者を対象に「2次予防事業」と、65歳以上の高齢者ならどなたでも参加できる「1次予防事業」でございます。特に、2次予防事業は、参加者は年々ふえ、事業に参加した高齢者がその後要介護認定を受ける割合は、65歳以上全体の高齢者の認定率より半減しているといった結果があり、一定の事業効果があらわれていると考えております。

また、給付費を抑制し、持続可能な制度を構築していくために、介護給付の適正化事業に取り組んでいます。この事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適切に提供するように促していくものでございます。

適切なケアマネジメントが行われているかどうか、居宅介護支援事業所のケアプランを定期的に点検したり、事業者の適正なサービス提供のための体制づくりとその検証、住宅改修の点検作業等が主なものになります。

なかなか目に見える形で給付費の抑制ということにはならないと思いますが、こうした取り組みを継続し、市民や事業者に啓発して

いくことが、給付費の抑制、介護保険制度の安定につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

お答えをいただきました。

まず、観光についてであります。本市は、本当いろんな資源、観光があります。非常に豊富なところでもありますけれども、今お示しをいただいたさまざまな中で、本市の観光の実態をしっかりとつかんでおく必要があると思います。

そこで、本市の主要な観光地、あるいはイベントもまぜても結構ですが、そこへの入り込み客数といったようなものがわかるでしょうか。どのように把握をされているのか。もちろん全部でなくて結構です。主な主要なところで構いませんから、その入り込み客数をお示しいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

本年度開催されております大きなイベント等の出入りにつきまして、これは主催者発表ということでございますけど、ふるさと港祭りが1万2,000人、せっぺとべが8,000人、妙円寺詣りが8万人、美山窯元祭りが6万人、美味（うま）いものチャンピオンシップが3,000人、山神の響炎が8,000人、まるごと伊集院フェスティバルが2万人と、そのような入り込み客であったと主催者のほうが発表しております。

○16番（池満 渉君）

イベントのほかに、例えば年間を通して、観光地の美山なら美山に対して何万人ぐらいとか、吹上浜、あるいは小松帯刀の関係に何万人ぐらいというようなところはわかりませんか。

○市長（宮路高光君）

これは観光客の観光統計といいますか、そういうものがございますけど、美山におきましては、美山陶遊館とか東郷茂徳の記念館、

沈壽官という3施設があるわけがございますけど、約2万2,000人程度というふうにあるわけがございます。また、園林寺につきましては約千五、六百名、またそれぞれの物産館等におきましても、数多くの方々が私ども日置市においでになっているというふうには思っており、これは観光客なのか、物産館いろいろございますけど、どういう捉え方をしているかわかりませんが、物産館、 chests 館、そういうところに多くのお客さんが来ていることは事実でございます。

○16番（池満 渉君）

正確な数をはかるというのは非常に難しいだろうと思っております。これは大体のところを言っていたかもしれませんが、実は、市長もご存じだろうと思っておりますが、大分県の豊後高田市、ここは昭和の町並みという、テーマパークじゃないですが、まちをそのように懐かしいところへつくっておりますが、ここは昭和の町並みだけを目指して年間に80万人の観光客が来るわけですね。豊後高田には、昭和の町並みを目指してそれだけが来て、その後豊後高田市内、あるいは大分県内に散っていくわけですね。

ですから、私がきょうの質問で申し上げたかったのは、いわゆるいろんな観光資源が本市もあるけれども、日置市といたらこれだというような、例えばうちの姉妹町の多賀町ですか、多賀町は多賀神社とかというすごい大きな神社がある。そこにもう何百万人来るという話ですが、一つの大きなものをつくって、全国にやっぱり名前を、そこを発信していくと、その上で、呼んだ上で、日置市にたくさんいろんなところがありますよということによって散っていく方法をとるようなのがいいんじゃないかということをお願いしたかったわけでございます。

観光の振興の方策としては、市長がご答弁をされましたように、もう金もありませんの

で、日置市のよさというものをしっかりと売っていくと、体験をしてもらいながらですね。それがもう大賛成であります。

商工会の観光部会、もちろん観光協会もございますけれども、商工会の観光部会の中で、ことし、市内のいろんな観光地をずっと絞り込んで、どこを日置市の顔としてまず売っていったらいいだろうかということ調査、話をして、その中で美山をとりあえず決めようと、その美山というところを日置市の顔として全国展開を、日置市イコール美山ということで全国展開をして、そしてたくさんの人を呼ぼうじゃないかと、とりあえず、何もかにもやればちょっと手が足りないからということでのやり方を計画されて、今その事業に入っておられるようです。

市長もお聞きになっていると思いますが、このことについて、本市の商工観光一緒になって、どのように絡んでいかれるのか、協力をされるのか、その決意を、思いをお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、私ども4地域、大変多くの資源、財産というのがございます。ある反面、点在型といいますか、そういう形であろうかと思っております。

そういうことにおきまして、今現在、観光協会、商工会が、ひとつ美山を一つの日置市の顔にして、そこから地域を結ぼうという、そういういろんな計画をつくっております。私はすばらしいことであるというふうに認識しております。

今後におきましても、やはり私ども、商工会、観光協会と、こういう観光振興というのは行政だけでできることじゃなく、そういう意向というところも十分連携していくということでございますので、商工会が、観光協会がしているこの仕事を、一つの方策というのが、今、ことし、来年までいろいろと実態調

査を含め、どれだけの集客があるのか、今後美山地区を窯元だけじゃなく、どういう形の地域にするのか、特に美山の場合は窯元が主ですけど、あそこに今ガラス房とか、また着物とか、いろんな形の方々が入り込んでいるのもあります。

いわば、総合的な芸術村みたいな形の中で、いろいろと今美山のほうは入り込んできている方が多ございますので、特に来年以降、地域の方と膝を割って、行政、観光協会、商工会、それと美山の校区の皆様方と25年度はいろんなことを、やはり地域のことでございますので、そういう話をする機会をつくっていきたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

地域の主体性を行政はバックアップすると、一緒になってですね。行政がやれるわけじゃありませんので、そのことをぜひ期待したいと思います。

さて、広報誌の件であります。89号、同僚の皆さんには当時のその広報誌の資料をお配りいたしましたけれども、私は決して男女共同参画に反対とか何とかということを行っているわけではありません。しっかりとこの正しく公平に広報をしていただきたいという願いで、一緒に考えてほしいということでもあります。

まず、この今回の89号の記事を構成されるときに参考にされたもの、参考にされた資料などはどのようなことでしょうか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

今回の記事の参考につきましては、国がホームページに載せております第4回世界女性会議北京宣言に関するものと男女共同参画基本法執務提要第2編、男女共同参画基本法逐条解説、それから第4回世界女性会議行動綱領、これの総理府が訳したもののの中に第5章制度的整備というのがございます。それから、龍谷大学の人間・科学・宗教オープン

リサーチセンターのホームページの中の資料を参考にして記事にいたしたところでございます。

○16番（池満 渉君）

わかりました。

この記事の中で、先ほど言いました産む・産まない、産む時期・人数など女性の決定権につながるということで、リプロがということで書いてあるんですが、これはなぜ女性の自己決定権にリプロにつながるのでしょうか、そこをご説明をお願いします。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

お答えします。

女性の自己決定権でございますけれども、先ほど申し上げました第4回世界女性会議北京宣言の中で「女性の権利は人権である」とうたっておりまして、さらに、全ての女性の健康のあらゆる側面、殊にみずからの出産数を管理する権利を明確に認め、再確認することは、女性が力をつけること、いわゆるエンパワーメントの基本であると示されております。

そもそも性と生殖に関する権利は、女性だけではなく、男性も含めた全ての人間が持つ権利でございますけれども、それがとりわけ女性の人権とされたのは、生殖や妊娠・出産という女性特有の身体的特徴や機能が存在することから、女性の側のハンディを埋め合わせる配慮により決定権を持たせてあるとされております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

弱い立場の女性を守ろうという、その趣旨は私も大賛成であります。この89号のお配りした記事の中で「人工妊娠中絶・望まない妊娠・早かった妊娠」との表現は、さも簡単に中絶できるかのようにも読めます。これには刑法の堕胎罪があるわけでありまして。また、妊娠中絶について、母体保護法の第

14条では、妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある場合、そして暴行もしくは脅迫によって、または抵抗もしくは拒絶することができない間に妊娠してしまった場合と極めて限定的に規定をされております。

このこととの整合性、この法律との整合性から、行政の広報誌の記事として、果たしてその表現は妥当だったのだろうかという気がいたします。もちろん女性の体を守るということはわかりますが、この表現の仕方がどうだったのだろうかという気がします。

そしてもう一つ、一方で、本市の男女共同参画基本計画では、我が国では人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反して中絶の自由を認めるものではないというふうにも本市の基本計画に書いてございますので、この計画とも相反するような表現になっているんじゃないですか、いかがですか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

人工妊娠中絶につきましては、基本的に今議員が言われたとおり、母体保護法に基づいて、本人及び配偶者の同意を得て人工妊娠中絶を行うことができるとされております。内容については、今議員がおっしゃったとおりでございます。したがって、この法律に基づきまして、基本的には配偶者の同意は必要になるかと思っております。

ただ、今回の記事の中で伝えたかったことにつきましては、人工妊娠中絶に至る背景にはさまざまなものがあります。例えば、母体側、あるいは胎児側の理由によるもの、社会的環境によるものなどが考えられます。先ほど申しました望まない妊娠・早かった妊娠などによる人工妊娠中絶という悲しい事態を防ぐためには避妊が必要で、避妊に対する正しい性の知識や教育の機会を持つことの大切さを訴えたいという大前提であります。

指摘されました広報誌の記事の作成に当たりましては、言葉自体も確かに大変難しく、なるべくわかりやすくイメージ的に表現したつもりでございます。しかしながら、読まれる側として誤解を招くような思いを与えたことに関しましては、今後の啓発活動におきましては十分に注意してまいりたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

もちろん読者の立場によって、この記事をそう思わない人もいたかもしれません。歓迎する人もいたかもしれません。しかし、また一方では、そうでなかったという人もいるかもしれませんので、広報誌の性格としては、しっかりとそこ辺を配慮していただきたいということでもあります。

今、課長のほうから答弁があった中で、男性の視点という部分、この母体保護法の3条、14条の中で、今ありましたように、配偶者の同意を得て人工妊娠中絶はできるということで、やっぱり男性の気持ちも一緒になってというようなことでもありますので、そこ辺を十分、言いたいことは同じであります。この表現の仕方を十分配慮していただきたいということでもあります。

男女共同参画社会は、男女がともに助け合って生きていくという趣旨でありますので、家族の状況や、あるいは母体の健康などを考慮して、男女または夫婦が、お互いが話し合っ、その産む・産まない、産む時期・人数というのは決めていくというような表現が妥当だったんじゃないかという、そんな気がいたします。

この問題は、優生保護法から母体保護法へと改正をされて、さまざまな問題があっ、あるいは宗教上の問題で中絶そのものを拒否する動きがあったりとか、デリケートな問題であります。

ただし、このリプロの考え、これも女性の

権利の保障がないという批判、あるいは声ではないかと思っております。現行の法律での規定ではないかと思っております。もし表現をするならば、リプロの概念を女性の自己決定権と宣言をした国際会議などもあるというような表現にすべきだったんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

先ほど答弁いたしましたその記事の根拠になる文については、おっしゃったように、いわゆる概念語、記述されたままの文等を参考にしておりますので、今後十分気をつけていきたいというふうに思います。

○16番（池満 渉君）

担当課としては、それなりにまたその使命があるんでしょうから、それ以上私は自分の思いを強要するようなことは申しませんし、ましてや、記事の訂正を求めるとかいうことまでも言いません。しかし、今後の広報誌の記事の作成には、十分いろんなことについてやっぱり留意をしていただきたいというふうに思います。

さて、介護の問題であります。

市長から答弁がありました。市長は、もちろん介護保険については一番最初からずっと取っかかりでやってこられた超ベテランであります。ご答弁をいただいたとおりに、介護保険制度は制度としてサービスを施しますよということできてきたわけですから、一方で、その給付が上がってきたから抑制策をやらないといけないというのは相反する動きになって、どうもその効果を出すというのは見えづらいというのはよくわかります。わかりやすく言えば、同じ車を運転しながら、アクセルとブレーキを一緒に踏むようなもんでありますので、そこ辺はよくわかります。

そこで、お尋ねをいたします。本市の場合は、いわゆる介護認定、介護サービスも受けていない、一切受けていない、サービスを受

けないという——保険料を払うだけのいう
んでしょうか——市民は、65歳以上の方に
限れば、およそ78%という数字が出ており
ます。もちろんこのことは、この数字が上が
れば上がるほど健康で元気に過ごせていいこ
とであり、感謝しなければなりません。また、
相互扶助の精神からすれば、いつかはこの
78%の人たちも、自分たちも受ける側にな
るかもしれませんので、制度そのものはもう
当然否定するわけではありません。

ただ、そうはいつても、この非常に厳しい
経済情勢の中で保険料とかいろんなものを年
金から天引きされたりとか何とかといったよ
うな、市民の中には非常に苦しいと、大変だ
ということを漏らす方がかなりいらっしゃい
ます。そしてまた、いわゆる保険料は払って
いるけれども、自分は何も利用していないと
いうか、サービスは受けていないと、だから
払い損だみたいなことを言う方々もかなりい
らっしゃいます。

そういったような声は担当のほうには届い
ていないでしょうか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

この保険料の中につきまして、私も県のこ
の審査会の委員をしております、この保険
料の不服申し立てということで、もう大変多
くの方々が、年四、五人はおります。ご指摘
のとおり、やはり自分たちは介護してもら
わないのに、なぜ保険料を払わなきゃなら
ないのか、そういう不服申し立ても来ており
ます。ですけど、今まで私が審査した中にお
いては、気持ちはわかるんですけど、介護保
険制度におきまして、その不服申し立てを許
可した場合、大きな問題が出てくるというふ
うに思って、今までそのようなことを認可
したことはございません。

介護保険課のほうにも、私ども日置市民の
方が、何も使っていないから、何か使ってい
ない方々に少しバックアップじゃないけど、

そういう意見もあったのも事実でございます。
一つそういうことを認めてしまいますと、介
護保険制度自体が総括崩れてしまうというこ
とでございますので、県におきましても、そ
のような審査会等でも、不服申し立て、そう
いう理由の云々については決定をしており
ませんので、日置市内の方がそのような形の中
で言ってきておられることも十分認識してお
りますけど、やはりこの相互扶助の介護保険
制度を尊重していただきたいというふうにし
て、来た方には丁寧にご説明するけど、納得
して帰ることはない。怒って帰ったのも事実
でございます。

ですけど、やはりさっきも申し上げたよう
に、このことは、やはりこの介護保険制度を
今から持続可能にするには、こういう市民の
方の気持ちはわかりますけど、この制度を続
けていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

やっぱり最も基本的なことは、日本人が古
来持っていた相互扶助というか、助け合い、
個より公という精神が欠けてきたことが、全
ての社会への流れが来ているだろうと思いま
す。ただし、今そのことをすぐに返そうとい
ってもなかなかできませんので、先ほど言っ
た市民からの声、私も幾つも聞いております。
市長が聞かれることと重なった部分もあるか
もしれません。その不満の声は大体2種類あ
ります。

1つは、このサービスを受ける人たち、認
定、サービスを受ける22%の人たちから、
以前より介護度が下がったという不満があり
ますね、これは認定をし直したりしたときに。
しかし、これは当然回復したわけですので、
元気になったんじゃないですかというけれど
も、なかなか喜ばない。それほど手厚い介護
を受けたいというふうなやっぱり不満がある
わけです。

それと、もう一つの不満は、今市長が言わ

れましたサービスを受ける人とサービスを受けない人とのいわゆる不公平感ですよ。これだけ世の中がくすんでくると、何かやっぱりこう出すのも大変だと、そのサービスが、本当は受けなくていいサービスなんですけれども、サービスを受けないことが損のような誤解も与えることもあります。しかしながら、何かのアクションは起こさないといけないような気がします。

実情を一つお尋ねをいたしますが、実際にサービスを受けている人の中で、これは居宅介護、あるいは施設介護も含めてですが、最もたくさんの給付費を払う額、給付額を教えてください。1人当たりの最も高いやつ、そして年間の1人当たりの給付額についてお示しをいただきたいと思います。

○介護保険課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

平成23年度の実績で話をいたしますと、サービス利用での年間1人当たりの給付費は、延べ利用者数から算出しますと、居宅サービスで1人当たり約101万円、地域密着型サービスで278万円、施設サービスで311万円ぐらいになると思われま。全体の平均となりますと、平成23年度で利用者1人当たり160万円から170万円程度の給付費となります。

利用者のうち給付費の最高額となりますと、やはり施設サービスになります。要介護5の重度の利用者で、特別養護老人ホームが月25万円程度で年間300万円ちょっと、介護老人福祉施設で月27万円、年間325万円程度、介護療養型医療施設で月35万円程度で年間四百二、三十万円程度になるかと思えますので、この介護療養型医療施設が一番高い給付費になると思われま。

以上です。

○16番（池満 渉君）

年間のもちろんその余りにも抑制というか、

抑制しようということをしてしまうと、先ほど言ったように、受けなければならない人に対して悪い気がしますので、そこまでこう強くは言えませんが、420万円というのが施設も入れて一番大体高いわけですよ。年間にですね。そうすると、何もサービスを受けずに保険料だけ払う人は、年間の最高額が10万1,520円ですかね。10万1,000円、10万円というところですから、単純に金額だけそうすると、やっぱりそこに400万円以上の差が、サービスの差が出るわけですよ。

ですから、そのように何とか元気である人たちに対しては何かできないかという声が出るのは当然だろうと思います。ただし、その人たちが、またこの制度を支えてくださっているわけですので、その人たちがいるおかげで、またこれだけの給付もできるわけですよ。ですから、何とかそこ辺に報いることはできないかという気がいたします。

要は、介護を受けずに元気であればいいわけですよ。元気でびんびんころりという言葉がありましたけれども、介護を受けなければ給付費は要らない。医療も当然です。給付費が要らなければ、自分たちの保険料が下がるということですので、そこに努力をしていかなければならないと思います。

本市の介護サービスを受ける人の中でも、3割は要支援1と要支援2ですかね。大体まだ軽いほうですので、何とかそこ辺の人たちも、先ほどありましたように、介護予防も含めてやっていかなければなりません。実は先進例として1つ、京都府がことしの4月から、知事の公約として、介護保険のお世話に10年間にならなかった90歳の到達者で直近の1年間に3カ月以上の長期入院がない府民に3万3,000円分の商品券を支給する制度を始めております。90歳を超えて介護保険を10年間利用しなかった人、ただし途

中医療は使うでしょうから、直近の1年間に3カ月以上の入院をしなかった人に限って3万3,000円の商品券をあげましょう。ただし、これは1回だろうと思いますが、知事の公約として始めているんですが、本市でも、何かこのような方法でやるアイデアでやる考えはどうでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃる意味はようわかるんですけど、これは特別会計、国民健康、介護保険特別会計の中におきまして、国、県、市、また個人、そういう割合で制度化されております。ちょっと恐らく京都の場合、したときは一般財源からそこに繰り入れをして、その分でやったと思っている。そういう制度設計でなければ、今議員がおっしゃったような制度はちょっと不可能であります。そうでなければ、その市から出すお金の中で上乘せをしていかなきゃならない。そうでなければ、その分は国のほうは減額します。そういう介護保険の制度なんです。

だから、よほど知事の公約の中で、それは、一般会計からその分はやっていくときは、そういう制度設計はできますけど、今、私ども国保に1億円やってやっておのと同じ方法でできないことはないかもしれませんが、これはそれぞれのいろいろと幅広い形の中の介護保険を出している方以外の皆さん方の意見を総意していかなければ、一般財源からそういうものを出して、そういう制度設計するのは大変いいアイデアかもしれませんが、大変難しい部分もあるというふうに認識しております。

○16番（池満 渉君）

この京都府の場合は、もちろん介護保険の保険者にはなれませんよね。府ですからですね。京都府のそれぞれの自治体が保険者になるわけであります。市長がおっしゃったよう

に、一般会計からです。

私は、京都府のこの担当者に確認をしました。そしたら、知事の公約で、ことし4月から始めて、今9月までの半期の大体の該当者が上がってきて、初めて今詰めているところだということでしたが、元気であることは、医療費も介護も抑制することに貢献しているんだと、そしてその元気であるということは、偶然ではなくて、やっぱり本人の努力もあるだろうと、90まで介護保険を受けずに何とかこう頑張ってきたということは本人の努力もあるはずだと、その努力に報いるために、そしてあわせて地元の商店の活性化を狙って、この商品券の事業をやったんだということでした。

あくまでもその担当者の方がおっしゃったのは、介護保険の給付費の抑制を狙ったものじゃないんですからねと、そのことは念を押されました。この京都府の場合は、元気な高齢者を、そのいわゆる商品券を差上げる高齢者の対象者を見つけるために、介護保険の利用しなかった人を利用しただけ、その資料を利用しただけなんです。

決して京都府は介護保険はできませんけど、本市も、例えば一般会計からでももしやろうとするならば、介護保険制度、特別会計じゃなくて、その元気老人の対象者を見つけるための資料として、介護保険の利用をしなかった人というのを参考資料として見つけるとかいったような手もありますけれども、そこ辺どうなんですかね。

仮に試算だけでもするとしたときに、本市で65歳以上の高齢者が例えば10年間受けないで、その人が90歳になったときに京都と同じ状況を加味すれば、本市の場合、どれぐらいの人数が該当になりそうですか、そこ辺はわかりませんか。

○介護保険課長（堂下 豪君）

私も京都の情報はインターネットで調べて

知っていましたが、今おっしゃいますように、90歳以上で介護給付を10年以上利用していない人ということなんですけれども、本市の場合、平成18年4月以降、18年以降の給付実績の資料から算出しておりますけれども、大体ことしの12月現在で介護サービスの給付実績のない90歳以上の高齢者は250人前後いると思われま

す。

○16番（池満 渉君）

この資料が非常にないわけですので、この数字も曖昧、もちろん予想ですよ。そして、10年間というのはもちろんできなかったわけですから、この250というのがその10年に合致するかはわからないところですが、例えば250人に報奨金として1万円の商品券を1回切りでいいからあげるとして250万円ですよ。このくらいの金額は、健康づくりの貢献報奨金というような名でもつけて、抑制策——抑制策というよりも、その元気づくりを頑張った高齢者の方々への報奨として実施できるんじゃないですか。来年、市長選も控えているじゃないですか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

特に、私どもはことし健康づくり条例というのをつくらせていただきました。そういういろいろと健康づくりに対しまして、その報奨がいいのか、またいろいろとこの介護のボランティアの問題も含めましていいのか。これは金額でははかれない。やはりその人のやる気、元気をどう評価していくのか。大変この金額だけの評価の中でも大変難しい。条例の中でも入れて、そういうことをつくれば一番よかったかもしれませんが、今回の条例等にもそういうことまではうたっておりません。

今後の一つの問題提起として、ほかの市町村ともいろいろと意見交換しながらですね。

これをすれば大変話題にはなりますけど、やはり介護制度、後期高齢者を含めまして、今保険はそれぞれ自分たちの自治体だけでできることじゃなく、もう鹿児島県全体として物事を考えていかなければ済まない保険制度、また介護保険制度になるというふうに思っておりますので、こういう形は、ほかの市町村とも県内いろいろと意見交換をするアイデアとしてはすばらしいことであるというふうには認識しております。

○16番（池満 渉君）

アイデアとしてはということでしたので、そのアイデアをひとつ進めてみたいと思います。今、高齢者の方々に敬老祝い金——敬老祝い金というんでしたっけ——を差し上げております。本市では、節目節目の年齢の方々に差し上げておりますけれども、ことしは当初予算およそ1,000万円でしたけれども、今回の補正に約100万円の減額が出ました。もちろんこれは一般会計からですが、そこで福祉課長にお尋ねをいたしますが、この祝い金制度の支給対象者、祝い金制度をあげる支給対象者はどのような基準で決めているんですか。

88歳で2万円、99歳で3万円、100歳で5万円、それ以上で3万円となっておりますが、もう一つ、この2万円、3万円、5万円、3万円というこの金額に対して、本人、あるいはその家族の方々から、もうちょっとくれんとか何とかいう、その少ないとかというような、そういった意見はないでしょうか、いかがですか。

○福祉課長（野崎博志君）

支給基準につきましては、今議員のほうがおっしゃいました88歳、99歳、あと100歳、100歳以上ということで、金額も2万円、3万円、5万円、3万円でございます。

金額についての不満というのは実際聞いて

おりません。ただ、支給年齢につきましては、毎年1件なんですけど、対象年齢をもう少し引き下げてくれというような要望がございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

支給の対象者というのは、もちろんその年齢に到達した方全てということですよ。金額に対しては文句はないということですが、私は、ことしの敬老の日どころに、ちょうど80歳になる先輩の方に言われたことがあります。それは、80になっても何かくれんかと、80になっても何かくれんかといえますのは、合併前に旧町でもっと下の段階から小まめに祝い金を差し上げていた経緯がございます。その先輩がおっしゃるには、お金が欲しいわけではないんだと、決して金じゃないと、よくここまで、80まで頑張ってきたねという、せめて市長名の感謝状ぐらい出らんとかということです。ここまで来るといことは大変なことだよと、君たちが今50代かもしれないけれども、今80になってみると、よくぞここまで来たと自分を褒めてやりたいとおっしゃいました。そういったような、金は要らないけれども、何か節目に欲しいというのは、これはその高齢者の頑張ってきた、やっとならなくなったという本音だろうと思います。

市長、先ほど言われましたように、本市は健康づくり推進条例を制定いたしました。要介護状態にならないように、病気にならないように市民も心がけましょうと、皆で誓ったところでもあります。元気で一定の年齢まで達することは、到達することは、本人の努力であり、たたえられてもいいものじゃないかと私は思います。

敬老祝い金は、今金額については文句はないということでありましたので、しかも、その敬老の祝い金を差し上げるのに、介護や医

療のサービスを受けていても、年齢に達すれば支給をするわけですので、もしそうするならば、サービスも受けずに自分の努力で頑張ったその年まで来た人を報奨するという、そのことはこの祝い金制度の中に一つ組み入れたとしても、税金の使い道として私は合理性があると思います。

財源は、これは私が決めるわけにいきませんが、試算ですが、88歳の2万円を1万円にして、99歳の3万円を2万円にして、あんまり大きいこと、決定じゃありませんから、例えば100歳の5万円を3万円にして、せめてそこまで来れたことだけでもいいじゃないですか、それ以上の3万円を——5万円を3万円にして、それ以上の方の3万円を2万円にして、ちょっとこうして削ってみますと、およそ1,000万円の敬老祝い金の500万円が浮くんですよ。500万円。

もちろんこれから高齢者の方がふえて、該当者がふえて、その総体は変わるかもしれませんが、何とかそんなところの一部を、こういったような制度を、サービスを利用しない、頑張っていると、これは介護保険だけでなく、いろんな税金にしてもそうだと思います。自分が、例えば生活保護を受けなくても頑張れるなら頑張るとい人と簡単に受給する人とのその違いを何とかどこかで褒めてあげるといのは大事だと思います。

2年後に全国サミットでしたですか、日置市であるということでしたし、あわせて来年の市長選もございますので、元気な人を褒めて、給付費の削減までその効果を及ぼすということを職員あわせて知恵を絞って何とかやれないかと思いますが、市長のご決断をお伺いして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

この敬老金、祝いですね。本当に旧町ごとですね。最初は75歳から支給しておった市町村もございました。最初は大変これを、合

併して一番言われたことが、合併して一番悪くなったのはこの敬老金が少なくなったと、もうこれは素直な気持ちの中で市民から言われたのも事実でございます。

そうしながらでも、やはり今基本的に先輩方を敬う気持ちもありますけど、やはり今大変なのは子育てが大変であると、この高齢者の皆様方は年金という制度の中できちっとやっている。これは今まで生涯働いた対価という部分がありますけど、そういうお金の問題じゃない部分もあるし、最後はそういう紙、賞状紙をくれても、やはりそういう金額をなぜくれないのかと、そういう要求が来ると思っております。

ここあたりが、みんな同じような市民が、気持ちがあればよろしいわけでございますけど、まだ幅広くそういう意見もお聞きしながら、今の現行の中で、88歳、99、100、以上、これを減額しながらでもそういう方々にしたほうがいいのか、トータルの中でですね。これは恐らくまだ今後、あと五、六年したら、今の恐らく倍にならなきゃ済まないと思っております。ここあたりの財政状況を含めて、もう少しこれは市民の皆様方の、特に高齢者クラブを含めた中でご意見をお聞きし、池満さんのアイデアに沿うか沿わないかわかりませんが、幅広く今後意見を収集していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は終了しました。

12月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時06分散会

第 5 号 (1 2 月 2 5 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 67号	日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 68号	日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3 議案第 69号	日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4 議案第 70号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5 議案第 71号	日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 6 議案第 72号	日置市江口蓬萊館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 7 議案第 73号	日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 8 議案第 74号	日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 9 議案第 75号	日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第10 議案第 76号	日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第11 議案第 77号	日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第12 議案第 79号	日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第13 議案第 81号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第14 議案第 82号	日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第15 議案第 83号	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（文教厚生常

- 任委員長報告)
- 日程第16 議案第 84号 日置市老人福祉センター条例の一部改正について(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第17 議案第 85号 日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第18 議案第 86号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第19 議案第 87号 日置市介護保険条例の一部改正について(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第20 議案第 88号 日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について(産業建設常任委員長報告)
- 日程第21 議案第 89号 日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について(産業建設常任委員長報告)
- 日程第22 議案第 90号 日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について(産業建設常任委員長報告)
- 日程第23 議案第 95号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について(産業建設常任委員長報告)
- 日程第24 議案第 93号 日置市営住宅条例の一部改正について(産業建設常任委員長報告)
- 日程第25 議案第 97号 平成24年度日置市一般会計補正予算(第7号)(各常任委員長報告)
- 日程第26 議案第 98号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第27 議案第101号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第28 議案第102号 平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第29 議案第103号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第30 議案第 99号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)(産業建設常任委員長報告)
- 日程第31 議案第100号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)
- 日程第32 発議第 4号 日置市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第33 議会改革調査特別委員会の中間報告について(議会改革調査特別委員長報告)

- 日程第 3 4 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 3 5 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 6 議員派遣の件について
- 日程第 3 7 所管事務調査結果報告について
- 日程第 3 8 行政視察結果報告について

本会議（12月25日）（火曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑛や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第2 議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について

△日程第3 議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第4 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第5 議案第71号日置市日吉デザインサービスセンターに係る指定管理者の指定について

△日程第6 議案第72号日置市江口蓬萊館に係る指定管理者の指定について

△日程第7 議案第73号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第8 議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について

△日程第9 議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日

置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

△日程第11 議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから日程第11、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの11件を一括議題とします。

11件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの11議案につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これらの指定管理者の指定に係る議案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に付託されました。指定管理者の指定の内訳は、公募施設が、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」など4議案7施設、非公募施設が、日置市東市来総合福祉センターなど7議案9施設となっております。

次に、指定管理者の候補団体の名称は、議案第67号の日置市森林体験交流センター美

山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯は株式会社モダン薩摩、議案第68号の日置市健康交流館ゆーぷる吹上は株式会社エヌ・フーズ、議案第69号の日置市東市来総合福祉センターと議案第71号日置市日吉デイサービスセンターは社会福祉法人日置市社会福祉協議会、議案第70号の日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」は有限会社日章、議案第72号の日置市江口蓬莱館は江口漁業協同組合、議案第73号の日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館は株式会社チェスト館、議案第74号の日置市農産物直売所城の下物産館は城の下物産館管理組合、議案第75号の日置市農産物直売所ひまわり館は日置市農産物直売所ひまわり館管理組合、議案第76号の日置市農林水産物加工センター（あじのふるさと館）並びに日置市体験学習施設（おもいで館）、日置市特産物直売施設（かめまる館）は山神の郷管理組合、そして議案第77号の日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターは株式会社舞研であります。

指定管理の期間は、日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」、日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターは平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間、それ以外の施設は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となっております。

次に、質疑の概要についてご報告申し上げます。

12月5日に委員全員が出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め質疑を行いました。また、ほかの委員会の所管事項とも関連することから、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会に連合審査を申し入れ、全委員承諾のもと、12月7日に

連合審査会を開催し、当局の説明を受けて、質疑を行いました。これより、議案第67号から順を追って、質疑の主なものを報告いたします。

まず、議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてであります。

これまでの利用実績と利用増への取り組みはどうかとの質疑に対し、収入ベースで平成21年度が499万円、22年度が660万円、23年度が798万4,000円。利用者数は平成22年度が2万134人、23年度が2万2,211人と伸びている。日置市内に限らず、市外にも陶芸指導に行っており、リピーターをふやす努力をしており、その効果で伸びていると答弁。

また、利用客の年齢層、好みやニーズを酌み取る努力、アンケートなどはしているのかとの質疑に対し、指定管理者は統計やアンケートはとっていない。このことは、監査委員からもアンケートをとるべきだと、行うべきだとの指摘があった。なお、9月から11月にかけて総務課のほうで施設へのアンケートを行ったが、今後は利用統計や利用者のニーズ把握に努めたいとの答弁。

次に、議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定についてであります。

3年前に総合人材センターを指定した際、従業員と雇用条件が折り合わず、相当な職員がやめていった。今回、また会社が変わり、有給やボーナスなど雇用条件が変わることが心配されるが、どのような協議をしているのか。また従業員がやめれば、住民サービスの後退につながると思うが、当局はどのように考えているのかとの質疑に対し、選定委員会の面接のときに、現在働いている従業員のうち、希望者は引き続き雇用することと地元採

用をお願いしてある。雇用条件については、前回のこともあり、現在の雇用条件を下回らないようお願いする。今回の指定候補者のエヌ・フーズも、旧東郷町の同様の施設を受け継ぐ際に、雇用問題を危惧した経験もあり、仮協定書の協議の中では、早い時期に従業員と会って雇用面の不安を解消したいと言っている。しかしながら、最終本会議で議決を得てからでないと、正式に話はできない。議決後、年内には従業員へ説明ができると考えていると答弁。

次に、地元からも公募があったが、日置市外のエヌ・フーズが選ばれたのはなぜかとの質疑に対し、地元の法人が選ばればよかったが、1億円近いゆーぷるの運営規模や従業員の安定雇用などを考慮すれば、法人の財務基盤や経営ノウハウを勘案しなければならない。地元法人のやる気や気持ちは十分にわかるが、エヌ・フーズは東郷のゆったり館で過去に3,000万円の赤字を解消し、現在も利用が伸びているという実績もあるとの答弁。

また、ゆーぷるは地元の旅館組合との約束事で、思い切った経営ができないとのことだが、今回も同じ条件なのかとの質疑には、ゆーぷるをつくる際に、民業圧迫にはなってはいけないという基本線があり、指定管理の仕様書にもその条件を提示し、さらに面接でも話をしている。エヌ・フーズは制限がある中でも、吹上浜運動公園での合宿や大会を誘致しながら利用を伸ばしていきたいという方針を持っており、東郷のゆったり館もキャンプの誘致などを積極的に行っている点からも、思惑は一致している。また、地元食材を生かした商品開発等も考えており、地元との連携と波及効果もあると考えていると答弁。

次に、議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定については、特筆すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第70号日置市伊集院健康づく

り複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてであります。

日章と総合人材センターの2社が応募し、審査の結果、日章が選定されたが、その理由は何か。また、日章は継続運営しているので、ほかの応募者よりも有利で、大差がついて当然である。今後、応募が日章のみになった場合、指定管理料が高くなるのではとの質疑に対し、面接や計画書の審査の中で、敬老の日の入浴サービスや日章学園の散髪の実習など、新しい企画が出されており、それが決め手になった。確かに、前任者が有利で、ほかの応募がないままに決まる懸念もあるが、たとえば応募が1社であっても、審査点数が7割以上なければ選定されないとの答弁。

次に、選定された有限会社日章の経営母体は、学校法人日章学園で、市長は学園の理事になっているが、選定の平等性や公平性に問題はないのかとの質疑に対し、審査に市長は入っていない。それぞれの委員が個々の判断で採点したので、有利になったとは考えていないと答弁。

次に、議案第71号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定については、特筆すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第72号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定についてであります。

まず、蓬莱館は利益が出ているのに、備品の購入や修繕に市が多額を負担している。行政の負担をもっと軽くすべきではないかとの質疑に対し、1件当たり30万円を超える修繕は、市が負担することになっている。30万円以下の修繕が多くなっており、平成21年度から23年度の修繕費の内訳は、指定管理者の負担が56件、425万円、市の負担が4件、346万円となっているとの答弁。

また、貸借対照表では、指定管理の候補である江口漁協の流動資産が3年の間で減って

いるが、これはなぜなのか。経営には問題はないのかとの質疑に対し、近年、主力のチリメンの水揚げ量が減り、漁協本体の売り上げが減っており、内部留保を取り崩しているが、それでも県内で有数の経営規模を誇り、財源も確保しており、県庁の経営審査においても安定した経営との評価をいただいているので、経営的には心配はないとの答弁。

次に、議案第73号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定についてであります。

提出された損益計算書によれば、平成23年度は、前年度と比べ当期純利益が倍増しているが、なぜなのかとの質疑に対し、平成23年度は、周辺にニシムタやAコープ、タイヨーなど大型店が出店し、入場者や売り上げの減少が見込まれたため、行政側の経営指導もあり、役員報酬や経費の削減を図った結果、利益の確保につながった。しかし、平成24年11月現在、入場者数は対前年度比で95%、売り上げが対前年度比で98%と厳しい状況であるため、役員数の削減や利用増のイベント実施など、経営努力を重ねていると答弁。

また、売り場増設の話があるが、どうなっているのかとの質疑には、Chest 館入り口左側のイベントテントを張って売り場にしていたが、強風で転倒のおそれがあることから、屋根を設置することになった。広さは245m²で1,600万円ほどかかるが、積立金があるので、指定管理者側で支払う予定であるとの答弁。

次に、議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定についてであります。特段の質疑はなかったものの、生産物の売上額と販売手数料について、今後は資料の様式・内容をほかの施設等も統一されるよう、委員より意見がありました。

次に、議案第75号日置市農産物直売所ひ

まわり館に係る指定管理者の指定についてと、議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定については、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてであります。

まず、老朽化している伊集院文化会館の長寿命化や改修計画はどうなっているのかとの質疑に対し、平成20年度から23年度までに3億1,800万円かけて6回の改修工事を行った。また、施設の改修計画を23年の1月に策定し、今後は照明や空調の改修、客席の入れかえなどを行っていききたいと答弁。

次に、学校や障がい者の利用について、料金の割引などは考えないのかとの質疑に対し、条例により減免は行っておらず、減免するには予算化が必要となる。これは指定管理者になっても同じである。現在、料金は鹿児島市の施設の約6割ほど安く、学校関係の利用も多いので、今のところ減免は考えていないと答弁。

また、株式会社舞研が両施設の運営で努力している点は何なのかとの質疑に対し、文化祭・芸術祭で文化協会と連携し、また舞初め会を開催するなど努力をしている。観客動員もふえてきており、500人以上1,000人未満の公演は平成22年度で17回、23年度が18回、1,000人以上の公演は22年度10回に対し、23年度が13回開催と着実に実績を上げてきていると答弁。

以上が、総務企画常任委員会並びに連合審査会における質疑の概要であります。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論を付しましたところ、議案第68号、議案第70号、議案第77号の3議案に対し討論がありました。

まず、議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について討論がありました。

前回の指定時に雇用条件の協議がしっかり行われず、多くの従業員がやめた。今回も雇用条件が改善されたとは言えない。それから、雇用の継続ができておらず、地元業者を選定していないなど、市民の福祉向上のための施設への指定管理者制度の導入はそぐわないとの理由から、2名の委員から反対討論がありました。

このほかには討論はなく、採決の結果、議案第68号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、討論をご報告いたします。

雇用が不安定である指定管理者制度そのものに反対との理由から反対討論がありました。また、直営だったときより管理費が1,500万円減少し、従業員の雇用も継続されているので、問題はないとの賛成討論も出されました。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第70号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についての討論を報告いたします。

文化施設であり、直営に戻すべきとの理由で反対討論がありましたが、このほかには討論はなく、採決の結果、議案第77号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について並びに議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定につい

て、そして議案第71号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についてから議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定についてまでの8議案につきましては、質疑終了後に討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、指定管理者の指定に係る11議案について、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告11件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

○12番（漆島政人君）

議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

今回提案されている施設の中で主なものは、美山陶遊館です。この施設で提供されている主なサービスは、陶芸体験です。しかし、その陶芸体験は、近くにある民間の窯元でもやろうと思えばできます。また、ゆすいんの陶芸教室もあります。旧町時代から引き継いだ施設を簡単に経営体系を変更できない難しさや感情は理解できます。

しかし、住民目線に照らしたとき、果たしてどうでしょうか。今後、財政が厳しくなっていく中で、行政が陶芸サービスを続けていかなければいけない必要性がどこにあるのか。また、施設は年々古くなり、大規模修繕等も出てくるのに、いつまでこの経営体系を続けていくのか、そうした疑問を感じている住民の方は多いと思います。

そこで、一つの提案ですが、今の施設サービスを続けていくことを条件に、必要最低限の修繕や設備更新をして譲渡先を見つけるのも一つ、仮に見つからないときは、どういった施設整備をすれば受けてもらえるのか、逆提案型の公募をし、その中で財政負担に見合う、将来性が期待できる経営については、市で整備して渡していくのも一つの策だと思います。

こういったものについては、まだ一定期間、固定資産税の面も条件に入れてもいいと思います。新たな経営次第では、限られたときしか火を入れない共同登り窯も、新たな活用策が出てくるかもしれません。行政と窯元関係者等と一緒に知恵を出していけば、どちらにとっても、また将来的にもいい運営体制が見つかるかもしれません。常にそうした知恵を出しながら改革を進めていくのが本当の行革だと思います。

しかし、そうした検討をなされた経緯もなく、また今後の運営方針も示されることもなく、前回同様、第3期目の指定管理に係る更新手続議案が提出されています。今回可決すれば、5年間は経営体制の変更というのはもう全くないわけです。

したがって、旧態依然とした考え方で指定管理に関する更新手続がなされることには、とても賛成できません。

以上の理由で議案第67号は反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、議案第67号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、指定管理者制度は、施設の設置目的を効果的に達成するため、公の施設の管理に民間企業者等の有するノウハウを活用することにより、民間住民のサービス向上を図っていくことを目的に導入されました。

今回、第3期の日置市森林体験交流センター美山陶遊館等の指定管理者となる株式会社モダン薩摩においては、美山の窯元は売り上げが伸び悩む中、これまでの第2期において、当該施設の利用者数も年々増加しており、着実に実績も伸ばしております。それも市外への陶芸指導などによりリピーターの増加を図っていることも、その要因だと思われます。また、事業計画を見ても、施設の積極的な有効活用及び地元との連携、雇用促進も図られていると思われます。

このようなことから、私は本案に対して賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第67号

は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論を許可します。

○2番（山口初美さん）

議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

公の施設の管理運営を民間企業などに委ねる指定管理者制度は、小泉内閣の官から民への構造改革政策の重要な柱として導入されました。2003年の地方自治法改正により進められた政策であります。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って設置されたものであり、住民はそれを利用する権利を持っていると地方自治法にも定められています。

私は、指定管理者制度そのものに反対です。住民福祉の向上のためにつくられた施設を民間に丸投げすることによって雇用が悪化するのとは問題です。雇用が途切れ、安心して働くことができない不安定な雇用のもとでは、住民サービスもよくなりません。

また、今回も地元の申し出があったにもかかわらず、市外の会社が指定されました。この点も認めるわけにいかないと申し上げておきたいと思います。

指定管理者制度は、公的責任を投げ捨てるものであります。公共の施設で働く人たちの貧困が問題になっておりますが、私は官製ワーキングプアをつくり出してはならないと考えます。

以上のような理由から、この議案に反対をいたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、本案に対して賛成の立場で討論をいたします。

前文においては67号と同じでございます。

この施設は、地元温泉組合との関係で、営業面において制約のある施設であります。そうした中、今回、第3期目に指定管理者に指定されようとしております株式会社エヌ・フーズは、合宿誘致のノウハウを持ち、温泉を利用した市民の健康増進といった施設に合った事業者のようです。

また、事業計画書においては、多くの企画、提案もあります。しかし、今回新たな指定管理者ということで、現在の従業員の処遇等が心配されておりますが、希望者には継続して雇用し、現在の待遇を下回らないようにし、地元の方を優先して採用されるということでございます。

そのようなことから、私は本案に対しては賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

○12番（漆島政人君）

議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

第2期目の平成22年度から平成24年度までの3年間に、ゆーぷる吹上を運営するのに市が支出した総額は、24年度はまだ確定していませんけど、指定管理料、修繕費合わせて約7,350万円です。今後についても、建設して14年が経過しているため、プール施設や温泉設備、調理器具や給水設備など、まだまだ多額の修繕費が必要になってきます。

そこで私は、第2期目の更hands続の際、施設が少しでも新しいうちに民間譲渡も含め、

経営体制の見直しが必要であるとの理由で反対をいたしました。

また、住民の方からも、多額の税金を使って運営する理由や住民にどれだけのメリットがあるのか。また、最近では、地元事業者を外して市外事業者を連れてきたが、以前のほうがまだまだよかった、そうした批判の声もかなり出ています。そもそも指定管理者制度というのは、公共施設運営の効率化を図る入り口改革でしかありません。

したがって、施設自体はまだ新しいが、これから先は多額の修繕費が予想される、そうした施設については、今後どういった経営方法が財政的に将来的に一番いいのか、さまざまな選択肢を設けて検討していくべきだと思います。そのタイミングを逸すれば、効率的な施設運営どころか、財政逼迫の足かせ要因にもなってきます。

ゆーぷる吹上の場合、既にそのタイミングを逸した感はありますが、まだ何とかあと一、二年のうちに経営体系を切りかえていけば、立て直しがきく感はあります。

そこで幾つかの選択肢を申し上げますと、先ほども申し上げましたけど、必要最低限の修繕や設備更新をして譲渡先を公募するのの一つ。逆に公募によって施設のあり方や経営方針を聞き、将来的な見通しがある計画については改修をして渡すのも一つ。これは既に南さつまのいなほ館でもこういった経営体制の見直しがなされています。また、ひとまず直営方式にして、将来性を見通した上で施設機能を整理整頓していくのも一つ。そのほか極端な例を申し上げれば、高齢者福祉施設等として譲渡し、その分は砂丘荘をリニューアルしていくことなど、さまざまな選択肢が考えられます。

私自身も、当初は吹上温泉のブランド化を図り、吹上の史跡や名所、運動公園等をリンクした活用策を持っていました。そうしたこ

とを実行していくためには、どうしてもゆーぷる吹上は地元の業者か団体が受けていただき、温泉組合との現在足かせになっている、いろんなそういう取り決め等も取っ払った、そういった強い信頼関係を築いていっていただくことが不可欠であると思っていました。

しかし、老朽化によって頻繁に発生する修繕や設備更新等を考えれば、今は将来的に通用する経営体制を探ることが先だと思います。官でやっても、民でやっても、改善余地のあるものは徹底して改善に取り組んでいくのが、これは経営の鉄則です。

しかし、今回も大きな見直しもなく、また前回同様、具体的な経営方針も示されることなく、更新手続議案が提案されています。これではとても議案第68号には賛成できません。

以上で反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、成田浩君の賛成討論の発言を許可します。

○20番（成田 浩君）

議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

さきの賛成討論でも、指定管理者導入目的については、19番議員からもありましたので、除きますが、この制度の目的が十分に発揮できる選定が大変重要になってまいります。

今回の選定は、市外企業であります。薩摩川内市にあります東郷ゆったり館を7年間管理運営し、利用者の増加を図って、当初3,000万円の赤字を解消した実績もあると聞いております。

ゆーぷる吹上は、地元温泉組合との関係もあり、大きな制約がある中で経営しなければならないことから、よほど大きな経営基盤がないと運営が難しくなるおそれがあります。

地元職員を雇用して指定管理者がうまく経

営していき、地産地消はもちろん、民間のよりよい発想及び活動で、新しい形で集客を呼び込める努力をしていけば、大きな効果が見込めるのではないのでしょうか。

今回、指定を受けようとする株式会社エヌ・フーズは、母体が南給グループで給食事業を手広く展開する企業で、安定した運営が期待できます。

このようなことから、妥当な選定であると考え、本議案については賛成といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

議案第68号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理制度について、反対の立場で討論いたします。

指定管理の民間委託そのものについては否定はいたしません。前回、3年前の指定管理会社が交代したことによって、そこで働く人の雇用が一旦退職した形となり、雇用が引き継がれました。その一方で、賃金や有給休暇等も新会社への移行で見直され、退職金などの将来的な見通しも不透明のままの状況になり、サービスの低下がそのしわ寄せが職員のモチベーションの低下となり、利用者数も大きく減少いたしました。

厳しい経済状況の中で、雇用労働条件は見直しについては否定はしませんが、指定管理者が変更するたびに退職した形の再雇用では、雇用の継続性という観点で、この制度は大きな問題があると感じます。経費削減の必要性は認識しますが、そのしわ寄せが不安定雇用になり、市民サービスの後退につながると感じ、私は反対といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について討論を行います。

発言通告はありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

市民福祉向上のためにつくられた施設を民間に丸投げし、今後さらに5年間の運営を任せることを私は認めるわけにはいきません。指

定管理料は5年間で1億2,750万円です。この施設も市民の貴重な財産であり、市民みんなで共有すべきであり、市が直接管理運営してこそ、住民福祉の目的は達成できると私は考えます。

指定管理者制度は、経費節減や効率性を最重点とするもので、住民サービス向上を目指す自治体の公的責任を放棄するものと私は考えます。

現在ここで働く25人のうち、7名が正規職員で、18名が臨時職員ですから、雇用にも問題があると言わなければなりません。

官製ワーキングプアと呼ばれる公共の施設で働く人の貧困の問題の解決のためにも、指定管理者ではなく、市が直接管理運営すべきと考えますので、私は反対いたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、本案に対して賛成の立場で討論をいたします。

前文においては、67号と同じでございます。

ゆすいんは、住民の生きがいがづくり、ふれあいがづくり、健康づくりを促進するための複合施設として設置され、総合運動公園と一体的な利用も含まれております。

今回指定しようとする有限会社日章は、これまでゆすいんを管理運営され、着実に実績を積んでこられております。また、今回第3期目における事業計画書では、新たなサービスの展開も企画され、住民サービスの向上にさらなる努力がうかがえます。

また、行財政改革、また経費的に見ても、大きいメリットがあるということを考えております。この施設の行政の直営のときの運営費が3,780万円でございます。今回の委託費が2,550万円を考えますと、市とし

てのメリットが1,230万円あるわけでございます。また、その上、民間の活性化、市民のサービスの向上も高まっており、その上、また市職員の削減、人件費の抑制などが図られていると考えます。

そのようなことを考えますと、私は本案に対して十分賛成といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

○12番（漆島政人君）

議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

反対討論の趣旨は、美山陶遊館、ゆーぷる吹上の指定管理に係る反対討論と同じですので、大局論で申し上げます。

ゆすいんは、プールがないだけで、ゆーぷる吹上と類似した施設です。しかし、年間の指定管理料は約1,200万円高い2,550万円です。なぜこれだけの違いが発生するのか、理解できません。

また、指定管理料は安くなっていくのが一般的ですが、第2期に比べ、第3期は年間100万円上がっています。契約期間も5年間です。そのほか、指定管理制度の趣旨に照らせば、営業行為によって消耗する修繕や備品購入費は、明らかに指定管理者側の負担です。しかし、日置市は、ゆすいんに限ったことではありませんが、市のほうで負担しています。

また、経営面においても、ゆすいんの場合、目の前にある運動公園とは一体的活用が基本です。しかし、入り口にしろ、駐車場にしろ、初めて来られた方は、どこにあるのか、また、こういった機能を持つ施設であるのか、その全体像もわかりにくい状況です。また、宿泊施設も時代ニーズに合っていないのが実情です。屋根の防水工事等は、幾らかは実施しま

した。しかし、建物も複雑なつくりからして、今後まだまだ多額の修繕費が必要だと思いません。

したがって、今述べた課題改善も含め、今後どういった経営体制を進めていくことが将来的に、また財政的にいいのか、改善策を検討し、今は実行に移していく時期だと思いません。私は、このことを2期目の更新時期にも申し上げました。

そこで、現在、日置市診療所や青松園も指定管理に出されています。これらの施設は5年後をめどに譲渡していくとの方針も示されています。

また、少し形態は違いますが、経営の効率化を図る目的で2つの公立保育園が既に民間へ譲渡されています。公立幼稚園も、園児数が一定数下回ったときは廃園する方針です。また、多くの人の生きがいつくりや地域経済に多大な貢献をしている蓬莱館も、将来的には自立した経営をしていただくために譲渡していくとの考え方も示されています。

なぜ同じような発想で見直しができないのか、私には直営当時より指定管理に出したことで、先ほどから話がありますように、一千二、三百万円程度支出経費も下がっている、施設が持っているサービスも維持されている、だからよしとする考え方で今回の3期目も更新手続がなされているようにしか思えません。

指定管理者制度は、先ほども申したとおり、単なる入り口改革でしかありません。昼間は電気を消し、職員は暗い中で食事をしていません。また、ことしの冬は暖房を入れるのも、12月中旬までぎりぎりまで我慢していました。そうした節約をしている一方で、ゆすいん経営にこの3年間で支出された金額は約9,800万円、約1億円です。指定管理者として信頼性が高いのはどこの事業者なのか、こういったことを議論することより、どういった経営体制を進めていくことが住民の信頼

が得られるのか、そこが今問われているときだと思います。

合併当初からすると、職員数も100人以上減っています。その分、完全民営化して行政事務も減らしていかなければ、今後ご承知のとおり、権限移譲によって事務事業もますますふえていきます。

したがって、ゆすいんは、まだまだ経営削減に向けた改革が必要です。また、その改革余地は十分あると思います。したがって、議案第70号には賛成できません。

以上で反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

この2つの施設は、市民文化高揚のための施設であります。この施設の目的を果たすためには、やはり専門性を身につけた人材を育成することも含めて、市が責任を持って管理運営すべきと考えます。

現在の稼働率を見ても、まだまだ活用し切れているとは思えません。市民の共有の財産であり、教育、文化、娯楽のための市民のための施設として、市が直接管理運営していくべきと私は考えます。

市民がさらに利用しやすい施設となるよう、活用の促進を市が努力して推進を図るべきと考えますので、この議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、議案第77号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

両施設においては、指定管理者制度の導入前から比較すると、経費の縮減が図られ、また人事管理面からも職員数の縮減につながり、行財政改革に寄与しているものと受けとめております。

株式会社舞研については、これまでも当該施設の運営実績もあり、適切な管理がなされております。これまでも自主文化事業等を通じて市民サービスの向上が図られていると認識しているところであります。

反対者は直営を述べられていますが、音響、照明、舞台装置など専門的な知識を必要とす

る施設であることから、株式会社舞研は、その専門性を十分に構えている県内の施設とのネットワークもあり、適任であると認めているところであります。

実は昨日、クリスマスコンサートが文化会館でありましたけども、照明、音響、素晴らしい演出がされておりました。そのようなことを考えれば、何ら問題のないことと考え、私は本案に対して賛成の討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12 議案第79号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第12、議案第79号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第79号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月5日、全委員出席のもと、担当部長、課長の説明と質疑を行い、12月7日に討論、採決を行いました。

内容は、東日本大震災の教訓から、地域防災力の向上、また広域で大規模な災害への対応を充実させるために、災害対策基本法が一部改正されることに伴い、所要の改正と条文の整理を行うものであります。

主な改正点は、防災会議の委員に自主防災組織の代表者を入れること、またその委員の任期を2年とすること、そして機動力を発揮するために、平時においても、防災会議の所掌事務の中に、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することを追加するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、本市にとって極めて重要である川内原発への対応について、この条例も含めて、今後どうしていくのかとの質疑に対し、12月中に国が県に、また年明けに県が市に説明を行う予定である。その説明に基づいて、原子力災害への具体的な対応や防災体制の見直しに取り組んでいく。この条例を変える必要はないが、防災計画の中で原子力災害に係る部分の見直しは必要となると答弁。

また、防災会議のメンバーに専門知識を持った人が入っているのかとの質疑には、九州農政局や県の地域振興局の代表者、また副市

長や教育長など市役所の代表のほか、警察署長、それから消防長や消防団の代表、九州電力やNTT、社会福祉協議会や地域婦人会連絡協議会の代表者などが入っているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号日置市防災会議条例及び日置市災害対策本部条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

1点だけお伺いします。

委員会の中で、現在、女性のこの防災会議の委員としてお一人入っていらっしゃると思います。今回5名ふえるわけですが、それに対する質疑はございませんでしたでしょうか、伺います。

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

今回は自主防災組織の代表者を入れるということですが、女性のその代表者を入れるのかということに関しては、質疑はありませんでした。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから議案第79号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

79号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第81号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第14 議案第82号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

△日程第15 議案第83号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

△日程第16 議案第84号日置市老人福祉センター条例の一部改正について

△日程第17 議案第85号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定について

△日程第18 議案第86号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

△日程第19 議案第87号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第13、議案第81号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第19、議案第87号日置市介護保険条例の一部改正についての7件を一括議題とします。

7件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております議案第81号、82号、83号、84号、85号、86号、87号は、12月3日の本会議において本委員会に付託されましたので、12月5日、6日に委員会を開会し、審査いたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第81号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから報告いたします。

この条例制定は、第1次地域主権改革に基づく介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められている地域密着型サービス事業者の指定基準を市の条例で定めるよう、条例委任されたことによるものです。

そこで、本市条例は、厚生労働省令を基本にして、介護保険法の「従うべき基準」「標準基準」については基準のとおりとし、「参酌すべき基準」においても厚生労働省令基準を原則としながらも、「記録の整備」に関する条項だけが一部見直されているところがあります。

これは、厚労省基準では「サービスの提供に係る記録を完結の日から2年間保存しなければならない」とされているところですが、介護報酬の過払い返還請求の消滅時効は5年であるため、書類の保存期間を5年とするもの。現在、県内の15市町村が5年にするこ

とになっているとのことであります。

条文については、資料等と比較して説明を受けているところではありますが、詳細は省略をさせていただきます。ここでは、この条例を適用している事業所が本市にどれくらいあるのかを含めてご報告したいと思っております。

第1章は、趣旨、用語の定義及びこの事業の一般原則を定めてあります。第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を定めてありますが、現在日置市内には事業所はありません。第3章は、夜間対応型訪問介護になりますが、これについても現在本市には事業所はありません。第4章が、認知症対応型通所介護ですが、これについても現在市内に事業所はありません。第5章は、小規模多機能型居宅介護になりますが、これは通所介護を中心にしながら、必要に応じて短期入所や訪問介護により日常の世話や機能訓練を行うもので、現在市内に4つの事業所があります。第6章は、認知症対応型共同生活介護、グループホームのことですが、現在市内には13の事業所があります。第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護ですが、現在市内に事業所はありません。第8章の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、今年度、吹上地域に1つの事業所が開設しています。第9章は、複合型サービスですが、現在市内に事業所はありません。第10章の雑則では、条例施行日を平成25年4月1日とすることと、記録の保存期間を2年から5年に見直すことによって、条例の施行日において記録整備関係規定に規定する完結の日から2年間を経過していない記録から適用するという経過措置が定められているところでもあります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

条例制定によって、これまで行ってきた内容とのそごや支障はないのかに対して、内容の見直しが記録の保存を2年から5年にする

ことだけで、そのほかの内容はこれまでの厚労省の基準と全く変わらないので、事業所への影響はないと答弁。

条例委任されたことによって、国と市町村の関係はどうなるのかに対して、地域密着型は、既に平成18年の法改正で県から市へおりてきている。今回のことで新たな事務は発生しない。また、国との関係においても変化はないと答弁。

2年に1回の実地指導とはどのようなことを行うのかに対して、給付の職員2人体制で人員基準や設備基準を見て、包括支援の職員2人が適切なケアマネジメントがなされているのか、プラントをチェックしている。一番気をつけているのが、施設運営上の安全性である。ほかに、スタッフの人員基準や資格等の確認を行っていることと答弁。

以上が審査の概要であります。

その後、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第82号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

この条例制定についての背景は、議案第81号と同様であります。82号は、地域密着型サービスの中で要支援者が利用できる3つのサービスの種類について定めるものであります。

制定に当たっては、81号と同様に、厚労省令に従うべき基準・標準基準については基準のとおりとし、参酌基準で記録の整備に関し、書類の保存期間を2年から5年となっております。

条文の第1章は、趣旨、用語の定義等、2章については、介護予防認知症対応型通所

介護の基準を定めるものですが、本市には現在事業所はありません。第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護についてで、対象となる事業所は、現在市内に4カ所あります。これは、要支援者が通所介護を中心にしながら、必要に応じて短期入所や訪問介護により日常の世話や機能訓練を行うものです。第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホームになりますが、現在市内には13の事業所があります。認知症である要支援2に該当する人が利用するサービスであります。5章の雑則については、82号と同様です。

以上が概要であります。説明を受けた後、質疑を行ったところ、パブリックコメントについての質疑があり、条例案という形では提示できなかったのもので、厚労省令に基づいて提示し、別途独自基準の2年から5年を示した形で実施をしたが、コメントはなかった。期間は10月4日から11月5日までであったとの答弁。

以外については、課長等の説明で了承をし、質疑を終了いたしました。

その後、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第83号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

この条例改正案は、地域主権一括法の改正により、市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定めることとなったことによるものであります。

これは、廃棄物処理施設の維持管理に適正さを欠くと、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気汚染、水質の汚濁、悪臭の発生等の環境保全上の支障を起こすおそ

れがあることなどから、適正な施設管理を確実に行うことが求められているためであります。

今回の改正では、環境省令で定める基準を参酌し、第4章として、技術管理者の資格を新たに加えるものであります。その資格については、1号が一番高い基準となっていて、11号まで規定されています。内容については、条文に記載されているとおりですので、省略いたします。

本市の現在の職員のセンター勤務年数は、36年2カ月が2名、17年4カ月が1名、5年8カ月が1名、8カ月が1名であり、業務には支障がないとの説明でした。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

資格取得者は何名なのかに対して、10年の経験年数10年以上の職員が3名いる。経験年数だけでも基準をクリアしているので、支障がない。また、一般廃棄物最終処分場技術管理者の講習というのがあるが、10年以上の経験を有している者がいない場合を補完する形となっていると答弁。

今後の職員採用について、経験に頼った職員採用を行っていくのか、それとも、1号のように専門的資格を有する者を採用していくのかに対して、一番望ましいのは、経験や学歴のある職員を採用していくことだと思う。講習については、技術管理者となる者の資格要件を補完して、望ましいとされる技術管理者を養成し、当センターが能力を認識する講習ということで、厚生労働省生活衛生局水道環境整備課長通知において示されている技術管理者講習があるので、これを受けることによって技術管理者の資格は得られると答弁。

現在、36年2月の経験の職員は何歳かに対して、55歳である。資格者は1人いればよい。経験年数の不足する職員のみとなる場合、講習を受講して資格を取得することになる。このような法改正がなされた背景として、

環境保全上の支障を来さないために技術資格者を配置しようとするものである。

今後については、技術の資格を持った職員1名と経験のある職員によって管理できれば理想であると答弁。

講習による資格取得であれば、経験年数は問わないとあるが、本市としては何年ほどの経験を必要と考えているのかに対し、10年以上の職員がいなくなった場合は経験年数が不足するので、財団法人日本環境衛生センターが行うところの実務経験年数を補完する講習を受講して資格を得ることになると答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会より、専門的有資格者を配置することを目的とした条例改正であることから、現在の本市の実情は最も低いランクの資格者であるため、今後は経験年数に頼るのではなく、環境保全上の管理を専門的にできる人材を確保されたいとの意見が付されました。

次に、議案第84号日置市老人福祉センター条例の一部改正についてを報告いたします。

今回の改正は、日置市日吉生きいきデイサービスセンターの施設を日置市日吉老人福祉センターの施設へ用途変更するものと、日置市老人福祉センターの使用料を見直し、あわせて条文の整理を図ろうとするものであります。

この日吉生きいきデイサービスセンターについては、平成13年度社会福祉施設等整備事業団国庫補助金で生きがい対応型デイサービス事業実施のために設置され、事業実施してきたものですが、民間事業者での生きいきデイサービスの実施や各地域で行われている生きいきサロンへの移行など、利用状況を控

除し、県との用途変更協議を経て、9月13日付で認可を受けたので、今回条例を改正して施設の有効利用を図ろうとするものであります。

第4条で、使用することができるものとして、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとして対象者ごとに、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者などと明確にされました。

第5条から16条は、使用許可、使用料、使用する際の自己責任について明確にされたことと、17条から20条については、指定管理者による管理が明文化されています。

別表では、使用時間と休館日をまとめて改正がなされているところであります。使用料等の改正については、表をごらんいただきたいと思いますが、吹上老人福祉センターの使用料改正で、今回入浴料が外されていますが、これは福祉センターと公衆浴場が別々の建物であり、管理も別々であることから、公衆浴場条例に入浴料を明記してあることによります。

なお、日吉老人福祉センターの個室及び大広間の使用料に入浴料を含んでいるのは、同じ建物内に浴場があり、センターの一部として管理していることから、入浴料を含んだ使用料となっているものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

高齢者と一般の使用料が異なるが、どのような振り分けになるのかに対して、申し込み団体名で判断すると答弁。

吹上老人福祉センターの利用実績に市外の老人クラブがある。他市の団体へはどのように周知するのか。また、高齢者団体が利用する場合、入浴料は無料であったが、今後はどうかに対して、日置市民優先の施設であるが、他市の団体も使用はできる。老人福祉センターは、温泉を持っていないので、今回温泉

について削除した。理由については、公衆浴場のほうに使用料の減免があるので、今後も免除していく考えである。運用は、これまでと変わらないと答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了しました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号日置市障がい者総合支援審査会の委員の定数を定める条例の制定についてを報告いたします。

障害者自立支援法が平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定められたことに伴う改正です。

これまで障害者自立支援審査会の名称については、市町村の任意となっており、法律の頭文字を当てていました。今回の改正では、審査会の名称を「日置市障がい者総合支援審査会」として、条文全部を改正するものです。なお、内容は、これまでと変わりはありません。

当局の説明の後、質疑を求めましたが、質疑はなく、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について報告します。

議案第86号は、議案第85号と同じく、障害者自立支援法が改正されたことに伴う改正であります。条文中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることと、これまでの共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、共同生活介護の名称が削除され、障害者施設の根拠条文が1条繰り上げとなっていま

す。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

附則で、平成26年4月1日から施行されるものがあるが、その内容と理由は何かに対し、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）がそれぞれ挙げられていたが、今回の改正で一元化され、ケアホームの名称が削除される、その施行日が26年4月1日であると答弁。

それぞれの施設の事業内容と、市内の事業所数はどうかに対して、グループホームは、高齢者のグループホームと同じような取り扱いで、施設内に世話人の方がいて、食事の準備は世話人が行うが、洗濯、食事、入浴については自分で行う自立のための施設である。ケアホームは、介護を行う人がいて、食事、入浴については、介護ヘルパーが随時見守りをしながら介護支援を行う施設である。現在市内には、グループホームが伊集院に1カ所、東市来に建設中、日吉にケアホームとグループホームの一体型が1カ所、吹上に1カ所である。ケアホームは、伊集院に2カ所、日吉に1カ所であると答弁。

このほかにも質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了しました。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第87号日置市介護保険条例の一部改正についてを報告いたします。

今回の改正については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、これまで介護保険法に定められていた地域密着型サービス事業者の指定に関する一部の基準が市の条例に委任されたことによる改正です。

内容は、これまで地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は「29人以下であるもの」とされていたものが、「29人以下であって

市町村の条例で定める数であるもの」と、また、地域密着型介護予防サービス事業者の指定をしない条件として、「申請者が法人でないとき」という項目がありましたが、「申請者が市町村の条例で定めるものでないとき」と改正されたことにより条例を改正するものです。

改正内容の概要は、条例委任された基準を第4章に「指定地域密着型サービス事業者及び指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準」として、介護保険法に定められていた基準と同じ内容で加え、これまでの雑則が5章に繰り下がる内容となっています。

以上のような内容の説明を受けた後、質疑を行いました。課長等の説明で了承し、質疑はなく、その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告7件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第81号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第 85 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 85 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 86 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第 86 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 86 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第 87 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 87 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 20 議案第 88 号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

△日程第 21 議案第 89 号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

△日程第 22 議案第 90 号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

△日程第 23 議案第 95 号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第 20、議案第 88 号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてから日程第 23、議案第 95 号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についての 4 件を一括議題とします。

4 件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第 88 号、89 号、90 号、95 号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る 12 月 3 日の本会議におきまして本委員会に付託され、12 月 5 日、6 日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第 88 号日置市道路の構造の技

術的基準を定める条例の制定についてご報告申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、道路法第30条第3項の規定に基づき、市道の新設または改築する場合における市道の構造の一般的・技術的基準を定めるものであります。

質疑の概要について申し上げます。

県に準じてとのことだが、難しいところはなかったかの問いに、道路は連続性、安全性が一番重要であるので、道路構造令を市道の整備等に参酌すべきものとする。車線数を決定するものだが、少しでも経費節減ということで、台数が多く通るところは車線数が必要で、それに準じるものであると答弁。

条例制定により市道で問題になる箇所があるのかの問いに、これまで道路構造令に準じてしていたものを条例に定めるものである。整備していた路線は、道路種別によって整備されているので、これまでと同様であると答弁。

自転車歩行者道についての条文があるが、市道を新設するときに必ず設けるということかの問いに、10条にも書いてあるとおり、地形の状況、その他特別の理由がある場合にはこの限りではないと答弁。

農道から市道になっていて未整備のところがあるが、この条例が起用されるかの問いに、市道であれば該当するが、この条例は、新設や改良する場合に限りこの基準が適用されると答弁。

42条の歩行者専用道路では、最低でも2mの幅員を確保するという解釈かの問いに、歩行者の離合を考えた基準である。歩行者の専用道路で、妙円寺団地内や区画整理地域にある。歩道ではなく、歩行者専用道路で車道に接した道路ではないと答弁。

40条の小区間改築の特例はどういうことかの問いに、局部的に改良するもので、そ

れぞれの地域、地形や交通状況に応じて整備できるという基準であると答弁。

地方独自の方法で県が独自に出したものはあるかとの問いに、車線数は県が緩和して経費節減を図るということで、それに準じる。バリアフリーは、特例道路を持たないので、条例には必要ない。排水の側溝のふたは、地域の状況で整備していくと答弁。

工事の住民説明会などでわかりやすく説明すべきではとの問いに、家屋状況や経済比較をしながらして説明していくと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号日置市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてご報告申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、道路法第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識の寸法を定めるものであります。

質疑もなく、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号日置市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご報告申し上げます。

地域主権一括法に係る条例の制定ですが、法令基準に参酌して、河川法第100条第1項において準用する。法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川に係る河川管理施設または法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的、技術的基準を定める

ものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

準用河川は、ほとんど県の2級河川に接続している。幾ら準用河川を整備しても、末端の河川を整備しないと条例で準用河川の管理は難しいと思うが、問題点はないかの問いに、準用河川は県の2級河川に準じて指定され、33河川ある。上流は整備しても、下流に寄り洲がある。今回、県が寄り洲を4年間で除去するという方針も立てた。毎年要望もしていたが、これまで以上に寄り洲については除去してもらえらると思うと答弁。

条例で定めても、維持管理が難しいところもある。住民説明会などでちゃんと説明できるかの問いに、今回、整備する基準を条例で定めるが、上流から下流において不具合を生じた場合は、県にも要望して自治会長会などで説明したいと答弁。

準用河川の数と管理道路の整備をするところは何か所あるかの問いに、準用河川は伊集院5、日吉1、吹上27の33河川である。道路管理は、基準を定めた条例制定とご理解いただきたいと答弁。

2級河川でもないのに、準用河川で管理道路を定めてあるが、今後必要があればつくるとのことかの問いに、準用河川の河川改修計画をした場合は、この基準にのっとって行くと答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてご報告申し上げます。

地域主権一括法に係る制定ですが、水道法の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に

ついて定めるものであります。

なお、本市水道事業では、布設工事監督者の資格に3年6カ月を追加する以外は、現行の水道法に基づき現行の規定等を条例化するものであります。

質疑の概要について申し上げます。

本市水道事業において、資格は必要あるかの問いに、資格は特になく、高校、大学の土木課程、水道工学課程を卒業した者が、現場の監督業務に当たっていると答弁。

資格取得をしなければできないということではなく、実際の経験年数があればよいかということかの問いに、そうである。本市の水道事業の職員は、ほとんどが長い間勤務している。ほとんどが50歳以上で、若手の技術者がいないので、組織の若返りについては部長等としていると答弁。

水道技術管理者は、給水装置の資格と一緒にとの問いに、全く違う。10年以上の水道の実務をすれば資格を与えてもよいとしているが、福岡と鹿児島の水道局で2カ月間かけて資格を取っている。水道技術管理者の職責は非常に重い。10年の実務だけではなく、講習を受けた者を水道技術管理者としていると答弁。

漏水など頻繁に起こっており、技術者が足りないとの話も聞く。講習会への参加など、時間の許す限り充実を図るべきではとの問いに、日本水道協会鹿児島支部や九州管内担当者会、管工事組合で積極的に講習をしている。できるだけ職員が出席して意見交換を行っている。今後もこのような形でやりたいとの答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第95号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第88号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第24 議案第93号日置市営住宅条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第24、議案第93号日置市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第93号日置市営住宅条例の一部改正についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきま

して本委員会に付託され、12月5日、17日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

地域主権一括法に係る日置市営住宅条例の一部改正ですが、新たに市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を設けるもので、省令基準が市営住宅の安全性及び利便性において遵守すべき事項と認められることから、省令基準のとおりとするものであります。また、入居収入基準に係る条例の改正で裁量階層は、出費の多い子育て世帯に配慮し、子育て世代の範囲を拡大して15歳までとし、収入基準は現行どおりとするものです。

次に、質疑の概要について申し上げます。

9月議会において、委員会で提言したものが盛り込まれなかった理由はの問いに、過疎地域かつ高齢化率35%以上の地区で、新婚世帯または小学生以下の子育て世帯を対象に、収入基準額を25万9,000円とされたいとの提言だった。裁量階層を出費の多い中学生以下の世帯と拡大した。高齢化率35%以上の地区という部分については、日置市内全体で高齢化率が上昇していることから、担当課としては、市内全域に広げたほうがいいのではないかと判断した。収入基準額については、応募倍率の上昇、民間住宅との競合、住宅困窮者の入居機会の阻害が懸念されるため、現行どおりとした。新婚世帯については、民間を圧迫するので入れていない。子育て世帯を優先すると答弁。

公営住宅の約55%は伊集院や東市来などの中心部にある。過疎地域は、採算性の面で民間の住宅はほとんどなく、住宅を求めても空き家か公営住宅しかない。もう少し配慮が必要ではないかの問いに、15歳までとした理由は、16歳以上23歳未満は特定扶養親族の控除がある。裁量階層は、本来階層とすると80万円ほど収入があっても入れるので、

拡大した。過疎地域・高齢化率は変動もあり、その都度算定しなければならないことも懸念して、今回条例に盛り込まれなかったと答弁。

日置市は、合併して行政範囲が広がっている。中心部と周辺部の高齢化率の格差をどのように調整していくかが、今回の条例改正の一つになるのではないかと思う。市営住宅のある地区の高齢化率を調べると、上市来37.8、美山35.1、伊作田41.3、土橋39.6、吉利36.9、扇尾41.4、花田38.1、和田43.0、永吉40.7%である。このような状況から、今で手を打たないと、全体的に過疎化が大きくなり、公営住宅の目的を遵守する以前に大きな問題が出てくるのではの問いに、高齢化率に関しては、公営住宅の設置目的からいえば難しいところでもある。そのような地域は何か考えないといけないが、一般的な公営住宅の考えがあるので、そこまで考えなかったと答弁。

他市で独自の基準を定めているところはないか、また今後考えなければとの答弁もあったが、見直しの検討はしないかの問いに、今回の上程については、当然提言の検討もした。周辺市町村の提案も見ながらの結果である。今後の改正後に要望等があれば検討して、さらに一部改正もできると答弁。

3条第2項に健全な地域社会の形成とあり、住宅がその地域を活性化し、健全な地域の形成ができるように資するために整備をされなければならないとある意味からも、柔軟にできなかったかとの問いに、公営住宅の建設については、地域を含めて連携を図りながら地域が活性化するという目的を持って進めると答弁。

以上のほかたくさん質疑がなされましたが、漆島委員ほか1名の委員より、議案第93号に対する修正案が提出されました。

その修正案の内容は、過疎地区にある一部の市営住宅については、入居者及びその配偶

者の年齢の合計が80歳未満であって、かつその夫婦が婚姻の届け出の日から3年以内である場合、また15歳までの子供がいる世帯について、収入基準額を25万9,000円としようとするものであります。なお、対象となる市営住宅については、規則委任するものであります。

提案者の説明の後、質疑を行いました。概要について申し上げます。

特定の住宅を対象に入居できる収入基準額を25万9,000円とした理由はの問いに、この基準額を見直す背景には、地域主権一括法により、法令によって全国一律に定められていた公営住宅の入居基準が地域の実情に応じて条例で定めることができるようになったことがある。他県の例では、子育て支援、住宅の年齢構成の多様化を図る観点や、定住促進、地域活性化の観点からの地方独自の基準を定めた例がある。

今回、対象としたい住宅は、全て高齢化率35%を超過する過疎地域にある住宅である。これらの地域では、集落の維持、活性化のために若い世代の確保やその子育て支援等が重要な課題である。そのため、地域の実情を考慮し、この地域にある公営住宅の入居基準額を修正案にある世帯に限っては、法令の上限である25万9,000円としたと答弁。

入居できる基準で入居者及びその配偶者の合計年齢を80歳までとした理由はの問いに、近年、晩婚化が進んでいるが、一定の年齢を過ぎると婚姻の機会も少なくなったり、過疎地域の住宅への転居も少ないようである。そこで一般的な家族世帯を例に、境界年齢を80歳までとしたと答弁。

入居できる基準の中で婚姻後3年までとしようとする根拠はとの問いに、厚生労働省が公表している平成24年我が国の人口動態によると、父母が結婚生活に入ってから第1子誕生までの平均同居期間を見ると、平成

22年では2.24年となっており、昭和55年に比べて0.63年延びている。このデータを考慮し、婚姻後3年までとしたと答弁。

規則で定める住宅としているが、その根拠はの問いに、過疎・高齢化対策の必要の有無を判断する分岐点が、高齢化率35%ぐらいではないかと判断した。規則で定める特定住宅とは、高齢化率35%を超えている上市来、伊作田、美山、土橋、吉利、扇尾、花田、和田、永吉の9地区24住宅を対象にしたと答弁。

公営住宅本来の目的である低所得者のための住宅設置の意義が懸念されるのではの問いに、これらの住宅のある地区の隣接地区の市営住宅には空き家もあり、また待機者も少ない。したがって、中心部の住宅と比較して、影響は少ないと考えると答弁。

市内に民間住宅もあるが、空き家もあると聞いている。民間への圧迫にはならないかの問いに、規則で定めようとする住宅がある地区には、採算性の面で民間住宅はほとんどないのが実情である。したがって、影響は少ないものと考えたと答弁。

以上のほか質疑もありましたが、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号の修正案は全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。さらに、修正議決した部分を除く原案についても、全委員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

委員長に1件だけ伺いたいと思います。

これまで各地域に建設されておる住宅の中には、国・県の補助で家賃が補助もあるとい

うことも伺っておるわけですが、今回の建設する住宅にはそういった補助対象もないというふうなことで、夫婦の収入金額を上げるということは、入居者にとっても結構なことだと思えるわけですが、今後こういった地域に住宅建設が再度再三行われるのかどうか、ちょっとそこあたりは見当はつかないわけですが、やはり入居している方々の経済状態がいいということは、公共住宅が必要とされるのかされないのか、そこらあたりの判断について、委員会で議論があったのかなかったのか、お伺いしたいと思いますけれども。

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

今の件では、その質疑はございませんでした。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

委員長にお伺いをいたします。

暴力団員であるときは云々という部分があるのですが、この点について、入居の申し込みをする際に、暴力団員であるか否かをどのように選別されるのかというようなご意見は出なかったのでしょうか。

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

その点の質疑も出ませんでした。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから議案第93号について討論を行います。

まず、原案に賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

次に、委員会修正に賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案の委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）

○議長（松尾公裕君）

日程第25、議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、12月3日の本会議において総務企画常任委員会にかかわる部分を付託され、12月5日に委員全員が出席して委員会を開催し、担当部長、課長など当局の説明を求め質疑を行い、12月7日に討論、採決を

いたしました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ882万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億6,284万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものを説明いたします。

国庫支出金や県支出金については、民生費、農林水産業費、土木費等の事業費の補正、寄附金では、指定寄附金が3件、170万円の増額であります。

繰入金では、財政調整基金が予算額の調整に伴い2,491万2,000円の減額、地域づくり推進基金繰入金が、指定寄附金の増に伴い、70万円の減額、施設整備基金繰入金が、事業の執行残に伴い、760万円の減額補正となっております。

なお、この3基金の平成24年度末見込みの残高は、財政調整基金が39億5,660万1,000円、地域づくり推進基金が8億779万2,000円、施設整備基金が15億3,486万円となっております。

市債では、農林水産業債や土木債で、事業計画の変更や国庫補助事業費の増に伴い、2,700万円の減額補正となっております。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

人件費では、消防職員の死亡退職、また人事異動、扶養者の増、居住地の変更などに伴う給料、職員手当、共済費の補正で、総額1,331万3,000円の減額であります。

情報管理費では、使用料及び賃借料で、電算システムの更新に伴い、リース物品の見直しを行った結果、383万3,000円の減額、また備品購入費では、基幹ネットワーク機器の入札執行残により、722万5,000円の減額補正であります。

観光費では、県の地域振興推進事業の事業

採択により、薩摩焼の里「美山」散策ルート整備で、案内板20基、モニュメント2基を設置する委託料として966万円の増額。なお、この事業は、県が2分の1の補助をいたします。

公債費では、市債の償還利率の確定による利子の減額及び利率見直しに伴う市債の借りかえなどで、1,696万円の減額補正となります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

まず、財政管財課関係では、土地売却収入と公有財産購入費の中で、土地開発基金が保有する日吉町吉利の旧南薩線跡地の2筆、22万5,000円の払い下げとあるが、土地開発基金の現状はどうなっているのかとの質疑に対し、現在、土地開発基金で所有する土地は142筆で、面積が23万4,659m²、購入金額は1億4,820万円である。そのうち旧南薩線の跡地は、79筆、7万837m²となっている。旧南薩線跡地は、線路跡の細長い土地なので、活用がなかなか難しいと答弁。

平成23年度末で土地開発基金の残高は5億5,278万円だが、条例では保有上限額が4億円となっている。整合性がとれていないのではないかと質疑に対し、今後は条例改正か、一般会計での買い戻しで調整をしていきたいと答弁。

次に、企画課関係では、工場等立地促進補助金において、今回、工場増設を行うてまひま堂へ16万4,000円追加の総額734万6,000円を支出するようになっていたが、ニンニクの皮むき機など備品も対象となっている。補助金の支出の経緯、そして基準を伺うとの質疑に対し、補助金の要件は、製造業等にあつて、一定の地元雇用が必要となり、用地取得と造成費を除いて1,000万円以上の事業費があれば該当する。補助金額は、工場用地の取得や造成、そ

れから工場の建築、工場設置にあわせて行う機械設置や附属施設の取得などに要する経費に10分の1を乗じた額を支出する。また、税務課に償却資産として届け出るおおむね20万円以上の機械等もそれに該当する。補助金要綱にのっとって対象を決めて支出をしていると答弁。

商工観光課関係では、今回、県の地域振興推進事業で美山の散策ルートの整備が行われるが、美山の観光客数の推移と各窯元の経営状況はどうかとの質疑に対し、年間12万から13万人の観光客の推移となっている。また、窯元祭りは6万人の来場がある。最近では小規模のグループ客が多い。窯元の経営状況は、不景気で陶器が売れないため、大変厳しい状況だ。昨年14あった窯元が12になってしまった。今後は、来年秋にJR九州の豪華寝台列車の観光ルートに入っており、また2015年には国民文化祭もある。今回の散策ルートの整備や、また商工会で行う体験型観光の調査をもとに、美山を核にして日置市の観光ネットワークづくりをしていきたいとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）については、12月3日の本会議において本委員会の所管に係るものにつき付

託されましたので、12月5日、6日に委員会を開会し、審査をいたしました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査は、全委員出席のもと、担当部長、次長、課長等に提案理由の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、市民福祉部市民生活課における主なものから申し上げます。

歳入では、社会福祉費国庫委託金のうち、国民年金に係る電子媒体のシステム開発に伴う費用に対する交付金39万8,000円の増額、雑入の衛生雑入で241万6,000円の増額は、始良クリーンセンターへの委託料で、23年度分が確定したことによる精算金であります。

歳出では、国民年金事務費の委託料39万9,000円の増額は、国民年金の適用関係届出書をこれまで書類で提出していたものを電子媒体で行うようにするための費用。塵芥処理費の需用費355万5,000円の減額は、A重油の単価変更と夏の節電による電気使用料の減によるもの。委託料で1,008万9,000円の減額は、リサイクルセンター運營業務委託料、一般廃棄物収集委託料のいずれも入札執行残によるものなどであります。

次に、福祉課における主なものを申し上げます。

歳入で、民生費負担金の児童福祉費負担金251万6,000円の増額は、入所児童数の増などによるもの、障害児通所給付費が利用者増により国庫負担金で675万4,000円、県負担金で337万7,000円増額、児童扶養手当国庫負担金が受給世帯の増により73万6,000円の増額、保育所運営費で入所児童数の増により国庫負担金1,993万7,000円、県負担金で996万8,000円の増額、子ども手当国庫負担金で国庫の負担割合が減少したことにより3,301万円の減額、県負担金は負担割合が増加したこと

より2,311万6,000円の増額、母子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金で事業費の増による160万9,000円の増額、障害者自立支援総合対策事業費県補助金で県の実績が定まったことに伴う398万4,000円の増額、多子世帯保育料等軽減事業費県補助金は、第3子以降の保育料を軽減するものですが、574万7,000円の増額が見込まれているところであります。

歳出では、社会福祉総務費の一般賃金162万円の減額は、相談支援員の勤務実績見込みによるものです。扶助費の補助事業で1,768万3,000円の増額は、障害者自立支援総合対策事業の実施に伴うもの、障がい児通所支援利用者増に伴うものなどであり

ます。国庫支出金精算返納金1,048万5,000円、県支出金精算返納金508万8,000円は、いずれも23年度の実績による精算返納金となっています。

老人福祉費の扶助費、単独事業の130万円減額は、敬老祝い金の対象者が見込みより少なかったためであります。

児童福祉総務費の補助事業で214万6,000円の増額は、母子家庭の自立支援高等技術訓練費支給対象者の増によるものであります。

生活保護総務費で、23年度実績に伴う国庫支出金精算返納金2,690万7,000円の増額となっています。

次に、健康保険課における主なものを申し上げます。

歳入では、国民健康保険財政対策国庫負担金12万円の減額補正となっています。

歳出で、予防費で医療材料費24万4,000円の減額は、生ポリオワクチン接種分として、60本を予算計上していたが、9月1日から不活化ポリオワクチンに切りかえられたため、生ワクチンは8月までで廃止

となった。これに伴い、生ワクチン未使用分を減額するものであります。

委託料の1,086万4,000円は、四種混合ワクチン接種開始に伴い、三種混合ワクチンの接種の減額分、不活化ポリオワクチンの増額、四種混合ワクチン予防接種の増額、これらを相殺した額となっておりますので、ご確認ください。

保健指導費の委託料638万3,000円の増額は、生活保護者等の特定健診や骨粗鬆症検診等の受診者増によるもの、また、がん検診の実績増を見込んだものとなっています。

国民健康保険財政対策費の繰出金580万1,000円の減額は、24年度の国民健康保険財政安定化支援事業費と基準超過額費用額共同事業費決定に伴うものとなっています。

次に、介護保険課におけるものは、老人福祉費から介護保険特別会計への繰出金14万3,000円の増額であります。

次に、市民福祉部所管における質疑の主なものを申し上げます。

福祉課では、基幹相談支援センターのパンフレット1,000枚の配布はどのように考えているのかに対し、3月末ごろになると思うが、民生委員や在宅福祉アドバイザーなど、支援に回る方々に配る予定である。また、窓口での相談者にも配布予定であると答弁。

パソコンの単価が違うが、どのような理由なのかに対し、社会福祉総務費の備品購入費の分は、障害者自立支援クライアントシステム追加導入によるもので、システムまで組み込んでいるため高くなっているのだと答弁。

母子家庭自立支援の補助事業で高等技能訓練があるが、どのような状況かに対し、現在、看護学校、3年間ですけれども、これが4名、保育士、2年間となっておりますが、1名であると答弁。

健康保険課における質疑を申し上げます。

生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチ

ンや三種混合から四種混合への切りかえについて、今後の予防接種の対応の仕方はどうなるのかに対し、今後、それぞれ受けた予防接種ごとに段階を追って接種することになると答弁。

次に、教育総務課、学校教育課における内容を申し上げます。

歳入では、利子及び配当金で奨学金貸与基金利子の利率減による2万6,000円の減額です。

歳出では、工事請負費の単独事業43万1,000円の減額は、吉利小学校音楽室のクロス張りかえの執行残、備品購入費の小学校分で136万9,000円、中学校で65万6,000円の減額は、消火器の一括購入によって生じた執行残、中学校分の通学費補助の130万円減額は、175人分を134人分の実績に1人分を留保した執行見込みによるものであります。

本田氏寄附による教育振興費として、日吉地域の小学校に図書購入費50万円、中学校に図書購入費の10万円、体育文化後援会補助金40万円、合計100万円が増額となっています。幼稚園費の国庫支出金精算返納金27万8,000円の増額は、平成20、21、22年度の補助金算定に誤りがあったことから、返納が生じたというもの、これは税源移譲により所得税から控除し切れない住宅控除の額を平成20年度より地方税の所得割額等から控除できることになったが、幼稚園就園奨励費補助金の算定に当たっては、住宅控除前の額となっていた。

しかし、確認不足から住宅控除後の額で算定していたため、今回返納が生じたというもの。給食センター費の備品購入費で256万4,000円の減額は、伊集院学校給食センターの給食配送車購入に伴う執行残となっています。

次に、社会教育課における主なものを申し

上げます。

歳入は、雇用保険料率改定及び社会教育指導員異動による雇用保険料の4,000円増額のみであります。

歳出で、公民館費謝金の39万円減額は、日吉中央公民館講座の4講座、日吉地域地区公民館講座1講座が、申込者や講師の関係で開設できなかったため、委託料の52万3,000円減は、吹上中央公民館体育館解体設計業務の執行残と吹上中央公民館施設管理業務委託の執行残、文化財費の3万4,000円の減額は、北山火振り、吉利中区ほうそう踊り保存会への補助金を民俗芸能等伝承活動支援事業費から支出するためのものであります。保健体育総務費の補助金及び交付金の50万円増額は、市内の高校が全国高等学校サッカー選手権大会に出場するため、日置市高等学校運動部全国大会出場補助金交付要綱にのっとって補助するものであります。

次に、教育委員会所管における質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課、学校教育課関係では、幼稚園就園奨励費の返納金は何名が対象となったのか。また、個人負担はどうなったのかに対して、対象者は3年間で22世帯、26名分であった。見直しの差額が111万9,600円となっているが、過年度分ということもあり、保護者の返還は求めないこととしたと答弁。

国への返納額が27万8,000円になるのはなぜかに対し、補助率は3分の1だが、調整率が毎年変動するので、27万8,000円となったと答弁。

給食配送車の執行残が多いが、何台購入したのか、どのような見積り方法をとっているのかに対して、1台の購入である。400ccの2t車で、予算額は730万円であったが、473万5,590円で落札となった。3社程度の見積りを徴収するが、その額が適正であるのかどうかの判断が難しい部分がある。

今後はこのような事例があるので、同種のものの購入についての参考になると思うと答弁。

消火器の一括購入というのが何本購入したのかに対して、今回購入したのは10年を経過したもので、市内の小学校で294本、中学校で145本である。当初予算では1本当たりの単価で見積っていたが、一括購入で約40%の落札率となったと答弁。

社会教育課におけるものとして、日吉地域で開設できなかった講座名と今後の見通しはどうか、また開設のためには何名必要かに対して、中央公民館の講座では、手話講座、フラダンス講座、薬草の講座、いずれも申込者が一人もいなかった。もう一つは、新規の講座を予定していたが、決まらなかったもの。地区公民館講座では、料理講座に申込者がいなかったため開設ができなかったもの。今後については、どのようなニーズがあるのか、調査した上で見きわめを含め検討したい。講座開設は、基本的に10名以上で考えている。伊集院、東市来の中央公民館講座は非常に申し込みが多いが、日吉、吹上地域の場合は10名以上となると開設が難しくなるので、地域性を考えて、おおむね5名以上で開設していると答弁。

吹上中央公民館体育館の解体でアスベストの問題はなかったのかに対して、アスベスト検査を実施して検出はされたが、規定以下の数値であったため問題はなかったと答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第97号平成24年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会における審査と経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に分割付託され、12月5日、6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の農林水産業費の補正予算は、2,717万5,000円の増額補正となっております。内訳として、農業費2,325万2,000円、林業費94万8,000円、水産業費297万5,000円がそれぞれ増額であります。

主な理由として、農業費の農業振興費では、焼酎麴用米の作付面積、環境保全型農業のそれぞれの面積拡大により、補助金及び交付金の増額。農地費では、用地測量業務の追加委託に伴い、委託料の増額。農業体質強化基盤整備促進事業の事業費確定に伴い、工事請負費の増額。

水産業費の水産業振興費では、江口漁港の県単漁場施設設置事業の事業採択により負担金補助及び交付金が増額であります。

次に、土木費に係る予算は、全体で9,621万1,000円の減額となっております。内訳として、土木管理費12万9,000円と道路橋梁費153万8,000円は増額ですが、都市計画費5,328万7,000円と住宅費4,459万1,000円は、それぞれ減額であります。

主な理由として、道路橋梁費の道路維持費で、市道維持修繕箇所が増により需用費の増額、都市計画費の土地区画整理費では、執行残及び工事費への組み替えに伴い、委託料の減額、事業費の増額により、補償補填及び賠償金が増額しております。

街路事業費では、伊集院駅周辺整備でJR九州との協議により、事業年度の変更で委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金がそれぞれ減額となっております。

住宅費の住宅建設費では、執行残や土地購入費の確定に伴い減額、住宅対策費では、事業申請のなかったことに伴う減額であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

農林水産課所管分においては、鹿児島県の夕べに日吉のなべスープの出店とあるが、県から要請があったのかの問いに、県から出店要請があった。地域振興局長が試食したことで光を当ててもらったと答弁。

江口蓬莱館は指定管理を行っているが、コンビニオープンの備品購入について上限は決まっていないのか、また市で購入しないといけないのかの問いに、修繕は上限が決まっている。修繕ができないかと考えたが、十数年前の機械であり、備品で購入したいと答弁。

蓬莱館のアイスキューブメーカーの執行残について、入札は行ったのかの問いに、5社ほどによる入札を行った。基本的に市内業者を指名していると答弁。

チェスト館の浄化槽は90人から160人槽に変えるという予定だったが、250人槽になっている。どういった経緯かの問いに、チェスト館の前のイベントテントを張った売り場があるが、将来的にちゃんとした売り場にしたいという計画があり、設計業者に伝えたところ、160人槽では足りないということで、今回250人槽に変更したと答弁。

漁礁の効果はどのくらい見込んでいるかとの問いに、対象はマダイ、チコダイ、イカ、フグ、カワハギ、ヒラメ、アジ、イサキなどである。規模は500m³の雑石で、もともと県が設置していたが、埋まってしまっているので、その上に入れる。受益者合計は162人で、生産額は3億5,300万円を5億8,900万円に投資効果167%を見

込むと答弁。

青年就農給付金の対象者の追加は誰で、品目は何かの問いに、日吉の小吹さんで、早期水稲60a、普通期水稲1.4ha、露地野菜を50aつくっている。特徴として有機農業をされていると答弁。

次に、建設課所管分においては、JR伊集院駅の変更はどういったものかの問いに、箇所の変更はない。都市計画法に伴う協議が長引いたため、事業年度の変更である。JR本社での社内会議が予想以上の期間を有し、スケジュールのずれが4カ月ほど出た関係で、事業年度の予算の変更をしなければならないと答弁。

協議は年に何回あり、完成はいつを予定するかの問いに、正式な文書の取り交わしの協議が3回ある。平成25年度末完成を目指していたが、26年度末までずれ込むと答弁。

公営住宅予定地の土地購入金額は、鑑定評価をした金額かの問いに、鑑定評価をした結果で問題ないと考えたと答弁。

用地交渉に行くための旅費があるが、どういった目安で行かれるのかの問いに、事前に相手方と電話でやり取りする。感触はよく、詳しく知りたいというときに出かけていると答弁。

崖地近接危険住宅移転事業は申請がなかったということだが、PRなどはどのようにしたのかの問いに、4月に自治会長会で説明を行っている。また、お知らせ版でも10月、11月にお知らせをしている。工期等もあり、12月で締め切ったと答弁。

長寿命化計画策定事業の補正について詳しく説明願いたいとの問いに、15m未満の橋梁の概略点検、詳細点検、修繕計画策定を計画していた。概略点検において、詳細点検が不要であったため執行残が出たと答弁。

住宅管理費の藤元駐在所跡はどのような修繕か、駐在所に復帰はできないかの問いに、

地域から3月ごろ利用したいので、払い下げをしてほしいという要望があった。県から市に移管したいとあり、譲与の約束をした。周辺のフェンスや壁、塗装、屋根の洗浄、塗りかえ、畳、トイレ、水回り補修など実施する。駐在所は、県警の計画で閉鎖されると答弁。

他の駐在所はどうかの問いに、今回、藤元駐在所は要請があり行うが、ほかのところは要請がないと答弁。

住宅のエレベーターの保守管理業務について、以前から全国で事故が発生しているが、本市の保守管理はどのようなものかの問いに、保守管理は毎月1回行っている。市内公営住宅に8基ある。メーカーで管理をしており、遠隔操作の点検もして、年に1回報告書ももらっている。二重ブレーキではないが、開発中のことであると答弁。

現在の点検で大丈夫かの問いに、今のところ大丈夫との報告をもらっていると答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、担当部長、課長等の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号は全員一致で原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第97号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第98号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第27 議案第101号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第28 議案第102号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第29 議案第103号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾公裕君）

日程第26、議案第98号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第29、議案第103号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております議案第98号、101号、102号、103号は、12月3日の本会議において本委員会の所管に係るので付託されました。12月5日、6日に委員会を開会し、審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査は、全委員出席のもと、担当部長、課長等に提案理由の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第98号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,828万6,000円追加し、予算総額を67億9,131万7,000円とするものであります。

まず、歳入では、療養給付費交付金が平成24年度交付金決定に伴い、1,886万4,000円の増額であります。過年度分で平成23年度交付金の確定に伴い1,101万7,000円の増額です。前期高齢者交付金で、平成24年度の交付金決定に伴い599万4,000円の増額。保険給付準備基金繰入金の1億5,821万2,000円の増額は、療養給付費及び療養費などの不足が見込まれることから、基金も取り崩すものであります。一般会計繰入金は、平成24年度の財政安定化支援事業費と基準超過費用額共同事業費の決定により580万1,000円の減額となっています。

歳出では、一般被保険者療養給付費の負担金が1億5,766万7,000円の増額となっています。これは、当初見込みに対して、6カ月間の医療費の伸びが大きいことから増額するものですが、1月平均2億8,600万円の見込みに対して、6カ月間の実績が1月平均3億458万5,000円となったというものであります。ただし、見込みに当たっては、毎年、年末年始に入院患者が一時帰宅することや、2月の日数が少ないなど、医療費が減る傾向にあるため、その時期を考慮し、少なく推計したとのことであります。

退職被保険者等療養給付費の1,720万6,000円増額、一般被保険者療養費の90万円増額も、一般被保険者療養給付費と同様の理由によるものです。同様に、一般被保険者高額療養費についても、1月平均4,119万円の見込みが4,437万6,000円になると見込み、1,251万

3,000円増額するというものであります。

以上のような概要について説明を受けた後、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

医療費の伸びを抑えたいということであるが、医療費の伸びが大きいようだ。相対的にどのように評価をしているのかに対し、平成23年度の1人当たりの医療費は40万9,248円で、県内ワースト8位であった。24年度の医療費では、被保険者負担分では平均して月に3億8,186万円支払っている。保険者は4月現在で1万2,996人と昨年より約90人減少しているが、1人当たりの医療費が年々増加している状況にある。現在、特定健診を進めており、受診者数もふえているが、それに伴い医療費は一時的に伸びる状況にはあると思う。長い目で見ながら医療費の抑制につながればと思っている。特定健診の関係で職員も戸別訪問を行っているが、指導に伴って医療費につながることもあると思うが、3年、5年後に効果があらわれると考えている。診療報酬の改定も影響していると思うと答弁。

国保準備基金の取り崩しがあるが、基金の状況はどうかに対して、9月に積んだ分と同額を今回取り崩したので、従前の約6,600万円が残っている。

そのほか、多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に変化はありません。

歳出で、浴場管理費の手数料11万6,000円の増額は、指定管理者制度によ

る運営を廃止して、平成25年度4月から直営にするため、営業許可申請が必要となり、基金積立金からの組み替えで増額補正するものであります。

歳入はありません。

以上の説明を受けた後、質疑を行いました。質疑はなく、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第102号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、予算総額を51億7,863万円とするものであります。

歳入では、国庫負担金から介護給付費準備基金繰入金までを相殺した額は72万円増となりますが、これらはそれぞれ歳出の保険給付と地域支援事業費等の補正に対して係る国庫補助金や繰入金の補助であります。

歳入では、居宅介護サービス給付費から高額医療合算介護サービス費までが保険給付費であります。給付費総額での増減はないものと見込んでいるが、個々のサービスで今年度これまでの実績との比較で過不足が想定されるため、必要な補正を行ったもの。居宅介護サービスで1億8,700万円の増額、地域密着型介護サービス給付費で1億60万円の減額、施設介護サービス給付費で1億3,560万円の減額、居宅介護福祉用具購入費で40万円の増額、居宅介護サービス計画給付費で2,730万円の増額、介護予防サービス給付費で920万円の増額、介護予防福祉用具購入費30万円増額等となっています。

以上のような内容について説明を受けた後、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

入浴の補助具や改修費等も増加傾向にあるのかに対して、介護認定を受ける一つの大きな理由として、認定を受けて訪問介護を利用せずに、住宅改修だけを行うケースも少くない。住宅改修費については、年々ふえている。ことしの4月から7月までと去年同期を比較すると、200万円ほどふえている。理由としては、制度の周知がなされたことも要因と考えると答弁。

改修等については、市内の業者とする視点はどうかに対して、市内業者がほとんどである。申請があれば担当が現場を確認して、認定となると答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第103号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ228万1,000円を追加し、予算総額を6億2,072万2,000円とするものであります。

歳入では、雑入で長寿健診及び人間ドックの受診者増に伴う補助金の258万9,000円の増額と繰越金確定による30万8,000円の減額であります。

歳出では、後期高齢者医療保険料の前年度繰越金確定により30万8,000円の減額、健康診査の委託料では、長寿健診受診者の増に伴い171万8,000円の増額。疾病予防費委託料で人間ドック受診者の増に伴い87万1,000円の増額となっています。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。質疑はなく、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたし

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時10分とします。

午後2時02分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第98号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

△日程第30 議案第99号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（松尾公裕君）

日程第30、議案第99号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第99号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

歳入歳出それぞれ80万3,000円を追加し、総額をそれぞれ7億266万円にするものです。

歳入の主なものは、受益者負担金及び区域外協力金等に係る増額で、歳出ではそれに伴う前納報奨金の増額及び起債償還金利子確定等に伴う減額等であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

報奨金の前納の割合はどうかの問いに、1年で4期の5年間の20期の分納であるが、一括で払えば19期分が20%割引がある。当初前納額を1,200万円程度見ていたが、ニシムタの協力金と合わせて二千五、六百万円になってきたと答弁。

ニシムタは、区域外で下水道を利用しているが、収入は雑入で報奨金はニシムタ分も入れたということかの問いに、大型店舗も、浄化槽がいいか、下水道がいいか比較検討されている。たまたま下水道区域と隣接しており、下水道を利用され、報奨金も含んでいると答弁。

処理場の耐用年数もあると思うが、処理能力は大丈夫かの問いに、処理場は処理人口が多少ふえても処理できる能力を有している。全部で1万1,000t処理能力を有していると答弁。

ほかにも質疑がありましたが、担当部長、課長等の説明で了承し、討論に付しましたが、

討論はなく、採決の結果、議案第99号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第99号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

△日程第31 議案第100号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾公裕君）

日程第31、議案第100号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第100号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、12月3日の本会議において総務企画常任委員会に付託さ

れ、5日の日に委員全員が出席して委員会を開催、担当部長、課長などの当局の説明を求め質疑を行い、12月7日に討論、採決を行いました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,778万7,000円とするものであります。

歳出では、吹上砂丘荘の男性用大浴場の窓ガラスの破損交換に伴う修繕料27万6,000円の増額補正で、歳入については、その財源となる公有建物災害共済金を計上するものであります。

質疑を行いました。が、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第100号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

100号は原案のとおり可決されました。

△日程第32 発議第4号日置市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程32、発議第4号日置市議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

発議第4号日置市議会議員定数条例の一部改正について、提案させていただきましたことに対する趣旨説明を申し上げます。

近年、市町村経営を取り巻く環境は大きく変わってきました。例えば、私たちの日置市においても、1つは国家財政の問題です。

国は、2015年度から消費税を10%まで上げる計画です。そのことが景気にどう影響してくるのか。また、巨額に膨れ上がった国債についても、国内で処理されているから、対外資産もかなりあるからと、さまざまな評価があります。しかし、リスクが高いのは間違いないです。

こうしたことを考えただけでも不安要素は大きく、地方財源のかなめである地方交付税や国県支出金のあり方に、今後さまざまな形で影響が出てくることも予測されます。

2点目は、高齢化による扶助費の増大です。

3点目は、働く世代の減や雇用環境の悪化による税収の落ち込みです。

4点目は、数多い老朽化施設の維持管理の問題です。

5点目は、職員数が減っていく中で地域主権一括法による権限移譲です。権限移譲と言っても、中身の大半は事務量がふえているのが現状です。

こうした多くの課題が私たちの日置市にも

のしかかってきています。

そうした中で課題改善を図りながら住民福祉の向上を図っていくためには、議会の役割が今まで以上に重要になってきます。

そこで、今まで議会の役割として言われていたのは、大きく次の2点です。

1つは、団体の意思決定機関として、執行当局より提案された予算や政策を審議し、議決を通じてまちづくりに反映していくこと、2点目は、住民の声や思いを執行当局に質問や提言をすることで、民意を市政に反映していくことだと言われています。

しかし、これからの議会の役割は二元代表制の一つの責任団体として、それぞれの課題に具体的な改善策や新たな政策提言をしていく中で、迅速かつ的確な議会判断をしていくことが求められています。

それでは、そうした時期になぜ議員定数の削減なのか、ほかのまちと比べても多い定数ではないじゃないかとお感じの方が多いと思います。そこで定数削減を提案させていただいた主な理由について、2点ほど申し上げます。

1つは、厳しさを増していく財政事情です。安定した財政運営を維持していくためには、まだまだ中身のある踏み込んだ行財政改革が必要です。したがって、議会も改善余地のある課題については妥協することなく、毅然とした姿勢で改革に取り組んでいく必要があります。そのためには、まずは議会みずからぎりぎりの線まで削減改革に取り組む必要があります。仮に2人の議員を削減すれば1,000万円は削減できます。

2点目は、将来的に通用するまちづくりを推進していくためには、何と云ってもスピードです。つまり民間企業並みの迅速な判断や決断が必要です。その流れをつくるのが迅速、的確な議会の判断です。また、その鍵を握るのが合議体として政策理念や価値観等を共有

することです。その共通認識を図りやすいのは、22人より20人のほうです。この2点が定数削減の主な理由でございます。

また、2人削減の根拠につきましては、当初、現在の各7名の委員体制を1名ずつ削減し、6人体制として18人定数で4人の削減を考えていました。しかし、雰囲気的に賛同を得るのは難しいと思い、削減することが目的でしたので、可能性の高い2人削減とさせていただきます。

そのほか、議員数を減らせば、幅広い考え方で審議はできないとか、住民の声を市政に反映しにくくなるなど、さまざまなご意見があることは十分承知しています。当然そうした課題を克服していくためには、20人の議員が住民への情報提供や対話、また課題に対する調査研究など、今まで以上の信念と熱意を持って議会活動に取り組む必要があります。このことは議員として当然のことですので、そういった活動をすることで住民の方に迷惑をかけることもないと認識しています。問題は議員数ではなく、これからの日置市はどうあるべきか、そのことへの熱意と信念が議会機能を高めていくことになると思います。

また、議員定数の改正については、議会の根幹に触れる重要事項ですので、議会制民主主義と民意反映の上から、特に慎重を期すべきものであることは十分承知しているところでございます。

また、その観点から申し上げますれば、議会全体のコンセンサスを得た上で、本来議会運営委員長等から提案されるのが筋であることも十分承知しています。

しかし、定数削減については、議会運営委員会の中でも以前ご提案を申し上げましたが、ご理解が得られる雰囲気ではありませんでした。また、現在、議会改革に関する調査特別委員会も設置されていますが、その中でも議題となる要素はないようです。

そうしたことから、今回、池満渉議員の賛同をいただきまして議員発議とさせていただきます。

以上で発議に対する趣旨説明を終わります。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

3点ほどお伺いします。

まず、1つ目ですが、先ほど提出者のほうから、議会運営委員会での提案をしたけれども、そういう雰囲気じゃなかったということをおっしゃいました。

しかしながら、我々、私も議会運営委員会のメンバーですけれども、この1年半の間、皆さん、メンバーは一緒になって議会改革も取り組んでいる。そして、議会改革調査特別委員会の設置までやって、そして今現在、委員で皆さんでそれぞれ審議をしております。その中で今、議会基本条例の審議もしておりますし、その中で議会報告会等も開催したり、それからパブリックコメント等をやはりやっていったりして、議員定数とか議員報酬のあり方はどうあるべきなのかということ、これから年明けに集中審議をする予定であります。

そういった中でなぜこのような提案をされたのか。それから、今発言にあった議運でそういうことを提案できなかったという話でしたけれども、決してそういう雰囲気じゃありません。実際みんなで勉強してきました。なぜこういうような形で発言をされたのか、私には理解できません。その辺が、まず1点目、どういういきさつでこういう発言になられて提案されたのか、お伺いいたします。

○12番（漆島政人君）

議会運営委員会の席で議員定数の削減につ

いてはご提案は申し上げました。でも、雰囲気的に、この間削減したばかりじゃないかと、30名を22にしたばかりじゃないかと、そういったいろんなご意見もありました。

そこで、やはりこの議員定数削減というのは、なかなかほかの議題みたいに認識を一緒になって提出していける、そういったものではないんじゃないかと。仮にこれを議会運営委員会の中で提案させていただいても、それがやはり建設的、私が思うような、そういった方向に行くという方向性はなかなか得られないと、それが実態じゃないのかなと。

また、住民のご意見と、議会が決めることですので、その議会の意見との乖離した部分もかなりあると思います。それと、特別委員会については、私も議会基本条例、このことについては、まず自分たち議員が律していけないといけないと、そういうことでやはりこの議会基本条例については物すごい期待をして、やっぱし今度の改選時期までのうちに、やはりほかのまちに対しても、やはり自負できる、そういった基本条例を制定していくべきだと、そういうふうな私は認識を持っていました。

でも、結局、きょうも中間報告があるようですけど、結果的に特別委員会は設置されたけど、結局来年の改選までに実際その結果が条例として生かされている状況じゃないわけです。そうした特別委員会の中で、そういった状況の中で、本当にやっぱし議会の根幹となる定数まで議題として議論して、そういうことはできないと、私は個人的にはそういうふうな認識を持ったわけです。民主的に削減していくための定数条例をやっていけば、そりゃ民主的な方法がいいかもしれません。パブコメですね、今、南さつま市もやっていますけど、そういった民主的な過程をとっていけば一番いいことかもしれないし、全会一致で可決することかもしれません。

でも、どうしてもそういうプロセスをとっていけば、とてもじゃないけど、次の改選が終わった後でも難しいのではないかと、私は個人的にそう判断しましたので、今回、議員定数削減の条例を発議させていただいたわけです。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

今、提出者の答弁を聞いていますと、個人的な見解というのが非常に強いように感じざるを得ません。それぞれ議員個々考え方もあります。ですから、それは尊重されなければならないのですが、こういった大事な案件、議会のコンセンサスを得なければならないと、先ほど提出者は壇上でおっしゃいましたね。ということであれば、やはり手続が大事になってくるかと思えます。

前回4年前、議会で行財政調査特別委員会があって、1年間かけて審査をしました。その中で22名というのが決まりました。24名、26名という意見もあった中で、8名減という大幅な減ということを決めさせていただきました。あのときは人口が2,000名に対して、大体1議員という全国平均の数字を当てはめた上で、将来日置市が人口が5万人を切る。そうした場合に定数条例も30から26に減るだろう。また、行財政改革の観点からも、やはりそれ以上は減らさなければならないという、そういった経緯から22名という数字になりました。

今回20名ということですが、根拠は先ほど財政事情のことを言われましたけれども、その辺について2名減に至った、4名のつもりだったけども2名にされたとおっしゃいましたけれども、前回の経緯を踏まえて、なぜこのような数字になったのか、お答えをいただきたいと思えます。

○12番（漆島政人君）

私自身、当初4名削減の考え方を持ってい

ました。とても4名は難しいだろうということで2名削減したわけです。

その根拠につきましては、2名削減しても何ら議員の一人一人の取り組みが自覚と信念を持ってやっていけば、何らそういうのは——2名の削減については問題はないだろうと、そういう認識を持ったから2名の削減としたわけです。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

財政事情とか先ほど提出者のほうがまちづくりへのスピードある判断、こういうのが議会に求められる、これはわからんわけではありません。私たちもそのつもりで議会改革の調査特別委員会でいろいろと審査をしているわけですが、ここで20人というふうになれば、委員会の常任委員会の定数も変更になってくる。

先ほど提出者のほうは、委員会のメンバーを6名掛ける3委員会、いう形であればいいだろうということで先ほどおっしゃったわけですが、しかしながら、そうなってくると、委員会条例の第2条の変更もしなければなりません、改正をしなければならない。

しかし、今回この委員会条例が改正が全然提案されていない。それから、前から議会でも話になっていきますけれども、もし人数が減った場合に、今度は所管の委員会を本当に3つでいいのか。じゃ、2つにしないといけないんじゃないかという考え方も出てくるでしょう。また3つにする、もし3つで残すにしても、人数が減った分、例えば所管の課の担当の所管を入れかえたりするとか、いろんな問題も出てきます。

こういった議論がまだ全然されていないままで、今回の提案になっているということは、やはり手続的にも、また議員全員のコンセンサスを得るという部分でも、説明が非常に不足していると思えます。その辺についてどう

お考えでしょうか。

○12番（漆島政人君）

コンセンサスの得られる流れをとっていくのが一番いいのかもしれませんが、しかし、質疑者に対して逆提案は、逆質問はできないわけですけど、それだったら、きちんと手続を踏んでいけばコンセンサスが得られるのかと、そこに行き着くわけです。私はとてもじゃないけど、その方向には行かないだろうと。だから、議員発議で提案さしていただいたわけです。

また、議員発議というのは、一つの条例を発議する、条例を提案する一つのルールとしてあるわけですので、別にこの形で私自身は問題はないと思います。

また、やはりいろんな委員会構成、また所管がえ、組み合わせいろんなそういうのも当然あることは認識しています。でもその前提にあるのが、まずここでこの定数条例をどうしていくか、ここが先にあるべきだと思いますので、まず、議員の定数条例のほうを先に提案さしていただいたわけです。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

ただいま提案者の説明、また、出水議員の質疑等聞かせていただいたところでございますけれども、私たちの日置市議会、合併する前に七十七、八名の議員がいらっしゃったと聞いております。合併で失職し、30名で初議会を迎え、4年間の間に8名の議員定数を減らせたのは、皆さんご承知のとおりであり、市民の皆さんも良識をいただいております。

そういった中で、今回、突如2名減の20名という提案が議員の中から出されたわけですけども、議員定数を減数することだけが議会の改革につながるものであるのかど

うか、お互いに真剣に考える必要が私はあると思います。

やはり地方議会は国政の議会とは違って、隅々の声も酌み取って、その地域を満遍なく安定したものに持っていくことが、私たちに置かれた責任だと思っておりますけれども、ただ、優秀な議員が少数で地方議会を牛耳っていく、まさに維新の会と同じだと私は考えるわけでありましてけれども、このような公表して市民の皆さんが受け入れをされるものだろうか、そういうことを考えるときに、今提案されております、この20名の根拠は聞きましたけれども、何人ぐらいの議員の皆さんが賛同していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○12番（漆島政人君）

今の質問ですけど、隅々の声を拾っていくのかと。それだったら逆質問権はないわけですけど、今その隅々の声まで拾われているのかと、私自身はそういう問いかけでお答えしたいと思います。

そして、優秀とか優秀でないとか、そういうことではないと思います。私は、危機意識を持った議員が、これからは危機意識を持って取り組まないといけないと、そこが一番根底にあるわけです。

それと、どれだけの賛同を得てるのかと、その問いかけに対しても、それだったら問いかけてどうですかとお話ししたときに、皆さん方がそりゃいいことだねえと、そうやっていこうよという答えが出てくる雰囲気があれば当然そのこともやっていきかけたです。また、当然何人かにはそういう声もおかけしました。

でもやはり物事というのはどっかとか、何かの機会とその機会をつくっていかないと、一つの改革を、やっぱり民主主義というのはそのとおり民主主義で民主的なやり方かもしれないですけど、物事を決めていくにはなか

なか時間とエネルギーが相当かかります。

こういった発議に対していろんなご批判はあると思いますけど、私自身はこのことが一つの議会改革の一つであるし、行財政改革の一環であるという信念のもとに提案させていただきました。

以上です。

○17番（梶 康博君）

今まで提案者が発言をされていることをお聞きしますと、ただいま提案されている議案は、成立はしなくても自分はこう思ってるんだということが優先しているようにもお聞きを受けるわけですが、やはりこういう大きな物事を決める、またそれが成立する見込みがないのに、先に出した者が負けても勝ちを拾うような、このような議案の提案の仕方でもいいのかどうか、私は思うんですけども、そういったことについてはどのように思われますか。

ここに5月に改選を控えていなければ、皆さん思うような意見も申したい方々もいらっしやと思いますけれども、なかなかそうもいきませんけれども、今までの間に何らかのニュアンスがあってもよかったと思うんですが、そこは議会運営委員会でも特別委員会でも受け入れられる見込みがなかったとおっしゃいますけれども、やはりここにきてこういう提案を出すというのは、私は先に出した者が勝ちのような考え方もあるんじゃないかと思いますが、そういうことはないわけですか。

○12番（漆島政人君）

結局、こういう物事が決まりにくい、方向性が見出せない、いろんな考え方が十人十色ある中で、それでは、誰がどういった形で提案するのが皆さんに認めてもらえるのか、そこは非常に難しいと思います。

いろんな住民世論が高まってきて、どうしようもないよなああと、ここで何とか削減をしないといけないよなあというような住民世論

が高まってきて、そこで初めてこういう改革は動くのではないかなあと私自身はそう認識しています。

でも、執行部に対してもいろいろ厳しいこと、いろんなことをご意見を申し上げていく、その背景には、自分たちみずからがまず厳しい中で一生懸命今の働く倍働けば、私はまだまだ十分議会機能というのは、皆さんが今質問をされてるような状況でないと、私はそういうふうに思っています。回答に、答えになりませんが、終わります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（佐藤彰矩君）

この発議につきまして、提案の中で議運の中で提案をという話が出ました。議運の委員長として一言申し上げておきます。

この案につきましては、議運の中で審議が全部終了し、その他一般のところで一応この話が若干出まして、その中でもろもろの件がありましたけれども、最終的には案件としては取り上げません、意見として聞かさせていただいていいですねということで最終的に結論をとっておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第4号について討論を行います。

す。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、発議第4号に、日置市議会議員定数条例の一部改正について反対討論を行います。

私は、財政が厳しいからといって議員定数を簡単に減らすべきではないと考えます。民意を酌み尽くすのが議員の仕事であり、定数削減は民意を切り捨てることになるので、反対です。

また、4年前に30あった定数を22に、8も削減したばかりであり、このことは特別委員会などで慎重に検討し、十分に議論を尽くすべきと考えます。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

今、この発議の中で、提出者から提案理由の説明がございました。改正という意味については私も賛成をしておりますが、また、その提出の際の趣旨全般については幾らか違うところもあるかもしれませんが、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどありましたように、合併後すぐの30名が22名に8名削減をされました。その8名減ったことで、私たちはかねての議員活動のどれぐらいに不自由を感じているんだろうかというふうに思います。非常に8名分忙しくなったなあ、大変になったなあということを実感しているのかどうかも疑問であります。

もちろん、住民の声を細かく行政に届けて反映をさせることは、そのためには議員は多いにこしたことはありませんけれども、逆にそのことで現在8名減ったからといって、市

民の方々から声が届きにくくなったとか何とかといったような、そのような声がどれだけ聞かえているのか、それもまだ私ははっきりわかりませんし、8名減ったことの検証さえまだ済んでいないところでもあります。

しかし、適正な定数、議員定数というのを論じる、ここで論じるということは、私自身、何人がいいのかという根拠も持ち合わせておりませんが、議員定数を議員みずから議会で決定するという、そのことにも疑問を感じております。

国の財政状況も非常に厳しいし、また地方もそうです。住民の方々もそうですが、私たちは住民の血税も含む、いわゆる公金の中から今月もボーナスをいただきました。定数が20名を下回ると非常に民主主義の根幹を揺るがす——議会制民主主義の根幹を揺るがして、議会の機能の低下ということなども招くと思いますが、現在の22を20まで行くということは、私は可能ではないかという気がいたします。

大変厳しい中で、今以上に私たち議員が努力をする議会でありたいということを念じつつ、賛成の討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております発議第4号議員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどからさまざまな視点から提案理由、そして質疑がなされましたけれども、やはり大事なことは、議会制民主主義にとっていろいろな立場、そして広域になったこの地域性、そして何よりも議員みずからの経験、関心事、考え方による議員独自の特徴によって議論が深まり、先ほども提案理由の中にありましたけれども、山積する問題解決について、できる限り市民の、住民の負託に応えることに近

づけることが一番大事な重大視されなければならないことだと思います。

ですから、その議会を構成する議員定数の減員には、極めて重要であり、慎重に取り組まなければならないと考えます。

おっしゃるとおり、今後、合併算定がえなどの段階的廃止など、極めて厳しい財政状況になることを受けての発議であることはよく理解はできますが、例えば議員報酬と重ねて議員から、議会から選出されている委員報酬、例えば農業委員会の委員報酬でありますとか、監査委員の委員報酬でありますとか、そういう我々はその額を条例で決めることのできるのところから、今の仕事ぶりそれが適正額であるのか、まだまだ検討を要する点が多々あると思います。

ですから、腰を据えてさまざまな視点から検証すべき協議の場をもって、先ほどなかなかそれが難しいじゃないかと、そういう雰囲気だというお話もありましたけれども、我々日置市議会は、1期目において特別委員会を設置し、8名の減員の実績を持つ日置市議会であります。

ですから、そういう協議の場をもって粛々と見直し、決定すればよいのではないかと考えます。間違っても、あと約5カ月後に迫りました選挙を意識したポピュリズム（大衆迎合主義）的なにおいを漂わせながらの拙速に結論を求めるべきではないと思ひまして、反対の討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから発議4号を採決します。この採決は起立によって行います。発議4号について賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

△日程第33 議会改革調査特別委員会の中間報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第33、議会改革調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

大園貴文議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

〔議会改革調査特別委員長大園貴文君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（大園貴文君）

議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

平成24年第2回定例会におきまして、本市の当面の課題である議会の果たすべき役割について、地方分権改革や地域主権改革によって、国から市へと権限移譲されてきている中、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大してきています。

同時に、市民の代表である議会の役割はますます重要性を増し、政策決定における市民参加や市民との情報共有が求められてきています。

このようなことから、よりこれまで以上に一層開かれた議会を目指すため、議会の活動のあり方や議会報告会、さらにはインターネットによる情報発信、また市民を起点とした政策は、議員提案の実現を目指す必要があります。

また、議会の活動原則を規定した議会基本条例についても、十分な調査・検討を行い、真に市民の負託に応えられる議会のあり方を調査することを目的に、議会改革に関する調査を行うため、議会改革調査特別委員会が12人の委員をもって設置されました。

調査項目として決定された議会報告会について、議会インターネット中継について、議

会基本条例についてであります。中間報告では、議会報告会について及び議会インターネット中継について審議が終了しましたので、審議の経過と結果を報告させていただきます。

7月9日から10月22日まで計8回の委員会を開催いたしました。

第1回目は、議会基本条例の先進地事例及び議会運営委員会による所管事務調査報告書の資料を配付し、検討を行いました。委員会では、調査項目について、まず議会基本条例について全議員が研修し、条例を制定している先進地の研修を行うことを決定しました。

第2回目の委員会では、全議員が基本条例について学ぶ必要があることから、議会議員研修会を開催していただき、県町村議会議長会事務局長による議会基本条例について講義を受けました。研修では、特に議会の果たすべき役割や二元代表制における市長と議会について説明がありました。

また、議会として十分な議論の場を確保し、論点、争点から見出した結果を政策提言につなげていく必要性が重要である。基本条例については、条例制定が全てではなく、むしろ形骸化が危惧されると指摘がされました。

研修後、委員会を開催し、県内の先進地である霧島市議会の基本条例及び議会報告会の状況と実態を調査するため、質問項目の検討を行いました。

第3回の委員会では、霧島市議会へ行政視察を行い、特に先進地事例として、一つ、霧島市の議会報告会は広報広聴常任委員会が設置されており、運営に関する全てを担当し、毎定例会後、4回の報告会を全議員がグループに分かれ地区単位で実施していました。開催時間は1時間30分程度、出された意見等は、議会へ報告し、持ち帰った質問は、その後に住民へ報告しているとのことでした。

次に、基本条例は制定した中で市長等への反問権付与については、検討段階であり、平

成24年9月議会から実施していくとのことでした。

次に、インターネット中継については、情報公開を徹底し、表決した議案に対する賛否の公開やライブ中継、録画中継を実施している。配信状況では、旧溝辺町はケーブルテレビにより全戸加入し、そのほかは3割程度が加入、今後施設されていない地域をどうしていくかが課題であった。

第4回の委員会では、議会報告会のあり方、議会インターネット配信について、本市の進めるべき改革として、開かれた議会を目指し、積極的に進めていくべきと全会一致で決定いたしました。

第5回の委員会では、議会改革先進地として上げられる嬉野市、薩摩川内市及び霧島市議会の議会基本条例の条文の内容について検討を行い、目的、議会の活動原則、市民参加及び市民との連携、議会報告会、議会と市長と執行機関との関係等18項目を比較・検討を行っております。

第6回の委員会では、議会インターネット中継について、本市の議会中継の機器更新時期との関係、インターネット配信に係る経費の積算を自前で実施する場合と委託する場合、メリット、デメリット及びクレームやアクセスへの対応等について、資料をもとに検討いたしました。

同時に、現在のイントラネットによる支所、地区館の視聴状況並びに傍聴者の意見内容について検討を行いました。

第7回、8回の委員会では、議会報告会の進め方、議会インターネット中継における課題の検討を行い、実施に向けてのケース整理を行いました。

初めに、議会報告会についてご報告申し上げます。

平成24年2月、議員と自治会長と語る会後のアンケートやその後の全員協議会での意

見を踏まえ、議会として26地区公民館で報告会を開催していくこととし、定例会後の市民に対して、議案審議の経過報告を行うことで、市政に対する市民参加を促進していくこととしました。

また、その中で市民との自由な意見交換を行い、市民が市議会に対して何を期待しているのか、市民との対話の機会の確保に努め、市民の代表としての職責を果たす役割を議員全員で担っていく必要があります、体制づくりが必要であります。

県内議会でも語る会など意見交換会を主とした取り組み、またテーマを決めた手法やグループ制などのいろいろな形を実施されている中で、日置市議会として議会報告会のあり方を平成25年度から取り組むべき当面の形として、議会報告会実施要綱(案)を調査特別委員会でまとめたところであります。

次に、議会インターネット中継について報告いたします。

現在、日置市議会では、本庁、支所のロビーや26地区公民館にあるテレビで議会中継を行っていますが、これを市民が見るためには、テレビを設置している施設まで足を運ばなければならない。しかし、情報化社会の中でインターネットの普及により議会中継を配信する環境も整っており、このため、インターネットを利用した生中継や本会議の時間帯に傍聴できない方のためにも、録画中継を行うことで、市民に負担をかけず気軽に議会中継を見ていただく方法を検討しました。

市民がいつでも見たいときに議会中継を視聴できる環境づくり、積極的な情報の公開と共有を図り、開かれた議会づくりを進める必要があるとの意見の総意をもって、全員一致で機器の更新時にあわせ、早い時期に議会のインターネット中継を実施していくべきと決定いたしました。

中間報告のまとめといたしまして、冒頭申

上げました地方分権がますます進展してくる中、自治体の自己決定、自己責任など行政の領域が拡大してきています。これは同時に、議会の役割や説明責任など議会に対する重要性も拡大してきたと認識すべきであるため、今後においても、議会広報の充実に加え、議会報告会や議会インターネット中継の実施を図り、議会情報の積極的な発信により、住民意思を反映した信頼される議会、開かれた議会、わかりやすい議会の形を目指していく必要があるとの議会改革調査特別委員会の意見集約がされました。今後は、議会全体で検討していただき、結論を出していただきたいと思っております。

なお、議会基本条例については、現在調査中であり、3月までに最終報告を行う予定としております。

以上、中間報告とさせていただきます。

○議長(松尾公裕君)

これで議会改革調査特別委員会委員長の中間報告を終わります。

△日程第34 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(松尾公裕君)

日程第34、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員会から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾公裕君)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第35 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第35、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第36 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第36、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第37 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第37、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、

産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は、市長へ送付します。

△日程第38 行政視察結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第38、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありましたので、報告書を配付しました。

△閉 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月3日の招集から本日の最終本会議までの23日間にわたりまして、平成24年度一般会計補正予算、11件の指定管理者の指定議案、日置市暴力団排除条例の制定、日置市税条例の一部改正、日置市老人福祉センター条例の一部改正、日置市介護保険条例の一部改正など、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、日置市営住宅条例の一部修正を除き、原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からのご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

10月に原子力規制委員会が原子力防災対策を充実すべき範囲を30kmへ見直したこと

を踏まえまして、原子力安全協定、地域防災計画など市民の安心安全を最優先に施策を進めてまいります。

最後になりますが、いよいよこれから厳しい寒さを迎えます。議長を初め、議員の皆様方におかれましても、体をご自愛していただきまして、健やかな新年をお迎えますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、閉会に当たりましての言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（松尾公裕君）

これで平成24年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後3時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 田畑純二

日置市議会議員 西菌典子